

北海道網走海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
雄さけ定第1号	中島勝明ほか5名	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ定第2号	古山彰一ほか6名	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ定第3号	横内敏男ほか5名	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年3月25日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ定第4号	横内敏男ほか5名	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年3月25日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ定第5号	佐藤勝ほか9名	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ定第6号	佐藤勝ほか9名	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
雄さけ定第7号	田中政明ほか6名	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

雄さけ定第8号	田中政明ほか6名	紋別郡雄武町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ定第1号	横内武久ほか28名	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ定第2号	畑山光男ほか5名	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ定第3号	畑山光男ほか5名	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ定第4号	渡部等ほか2名	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ定第5号	加賀繁明ほか10名	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ定第6号	岡村勝也ほか2名	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

興さけ定第7号	中上篤ほか1名	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ定第8号	中山英樹ほか12名	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興さけ定第9号	小泉積範ほか1名	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興小さけ定第1号	沙留漁業協同組合	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月29日から11月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月29日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
興小さけ定第2号	沙留漁業協同組合	紋別郡興部町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月29日から11月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月29日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
紋さけ定第1号	飯田弘明ほか18名	紋別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
紋さけ定第2号	飯田弘明ほか18名	紋別市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

湧さけ定第1号	湧別漁業協同組合 か159名	紋別郡湧別町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15 日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月4日から9月7日までの間は中網を、9月4日から9月9日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
湧さけ定第2号	湧別漁業協同組合 か159名	紋別郡湧別町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15 日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月4日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
湧さけ定第3号	湧別漁業協同組合 か159名	紋別郡湧別町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15 日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月4日から9月7日までの間は中網を、9月4日から9月9日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
湧さけ定第4号	湧別漁業協同組合 か159名	紋別郡湧別町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15 日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月4日から9月7日までの間は中網を、9月4日から9月9日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
湧さけ定第1号	湧別漁業協同組合 か159名	紋別郡湧別町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月30日から11月20 日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月30日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月4日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常さけ定第1号	杉森英一ほか41名	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15 日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月4日から9月7日までの間は中網を、9月4日から9月9日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常小さけ定第1号	杉森英一ほか41名	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月30日から11月20 日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月30日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月4日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

常小さけ定第2号	川口和良ほか125名	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月30日から11月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月30日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
常小さけ定第3号	川口和良ほか125名	北見市常呂町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月30日から11月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月30日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ定第1号	元角文雄ほか175名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ定第2号	元角文雄ほか175名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ定第3号	元角文雄ほか175名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月10日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ定第4号	元角文雄ほか175名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ定第5号	元角文雄ほか175名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

網さけ定第6号	元角文雄ほか175名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ定第7号	元角文雄ほか175名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網さけ定第8号	元角文雄ほか175名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
網小さけ定第1号	元角文雄ほか175名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から11月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
小清さけ定第1号	元角文雄ほか175名	斜里郡小清水町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
小清さけ定第2号	元角文雄ほか175名	斜里郡小清水町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月10日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
小清さけ定第3号	元角文雄ほか175名	斜里郡小清水町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

小清さけ定第4号	元角文雄ほか175名	斜里郡小清水町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月10日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
小清さけ定第5号	斜里日の出漁業生産組合	斜里郡小清水町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
小清さけ定第6号	有限会社北洋共同漁業部	斜里郡小清水町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ定第1号	豊洋水産有限会社	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ定第2号	合同会社齊藤漁業部	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ定第3号	大和漁業有限会社	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ定第4号	合同会社和田漁業部	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、柵長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

斜さけ・ほっけ定第10号	有限会社貳拾参号漁業部	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、稜長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月11日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ほっけ定第11号	有限会社第・大鱒漁業部	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、稜長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ほっけ定第12号	有限会社豊慶漁業部	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、稜長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ定第10号	ホロモイ漁業生産組合 ほかい名	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、稜長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
斜さけ・ほっけ定第13号	オコツク漁業生産組合	斜里郡斜里町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、稜長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第1号	石館正也ほか31名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第2号	石館正也ほか31名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

能さけ定第3号	石館正也ほか31名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第4号	石館正也ほか31名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第5号	石館正也ほか31名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第6号	石館正也ほか31名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第7号	石館正也ほか31名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第8号	石館正也ほか31名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
能さけ定第9号	石館正也ほか31名	網走市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

雄さけ定第1号

漁場の位置

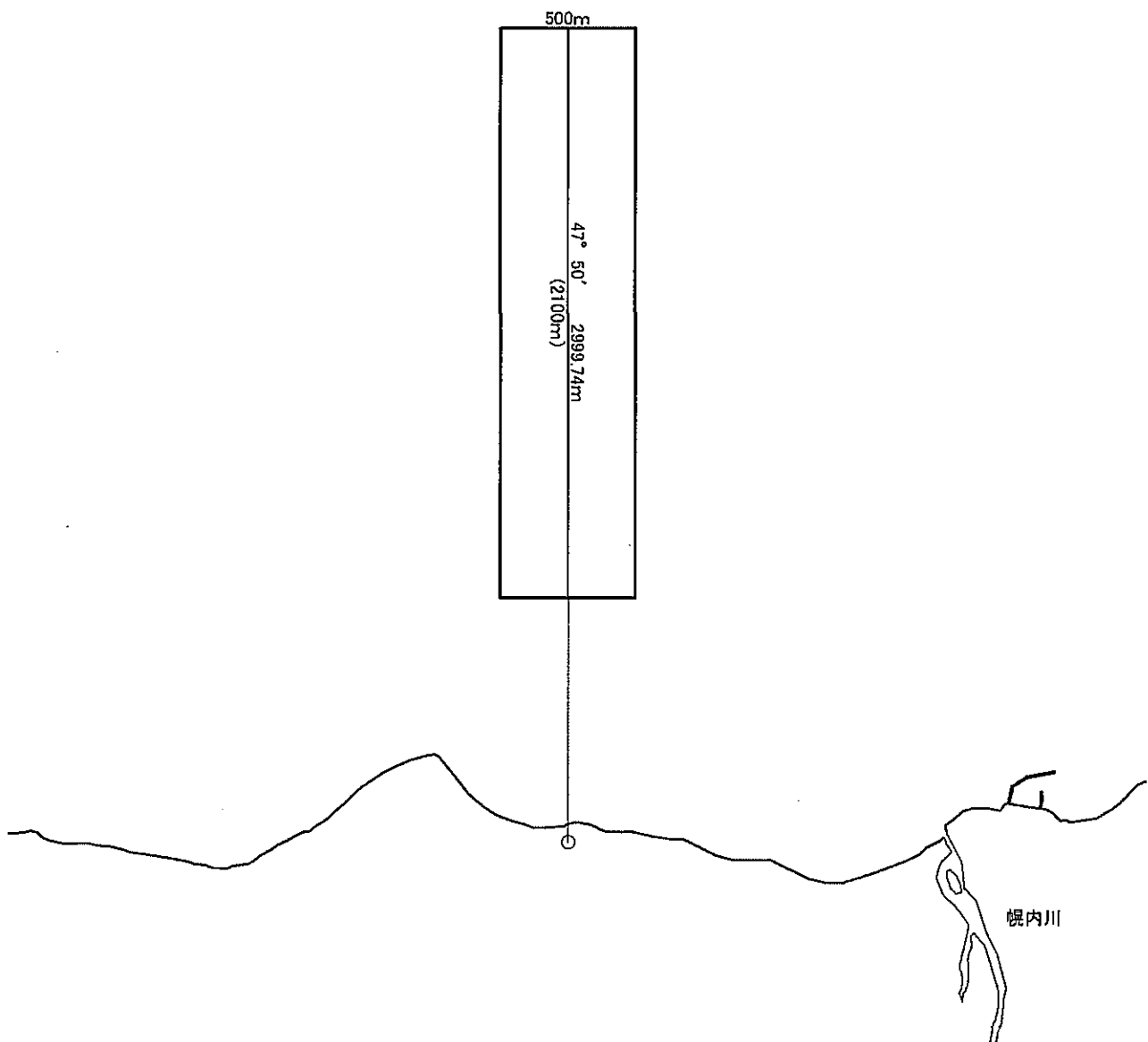
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 74610.3526

Y = 48677.7691



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

雄さけ定第2号

漁場の位置

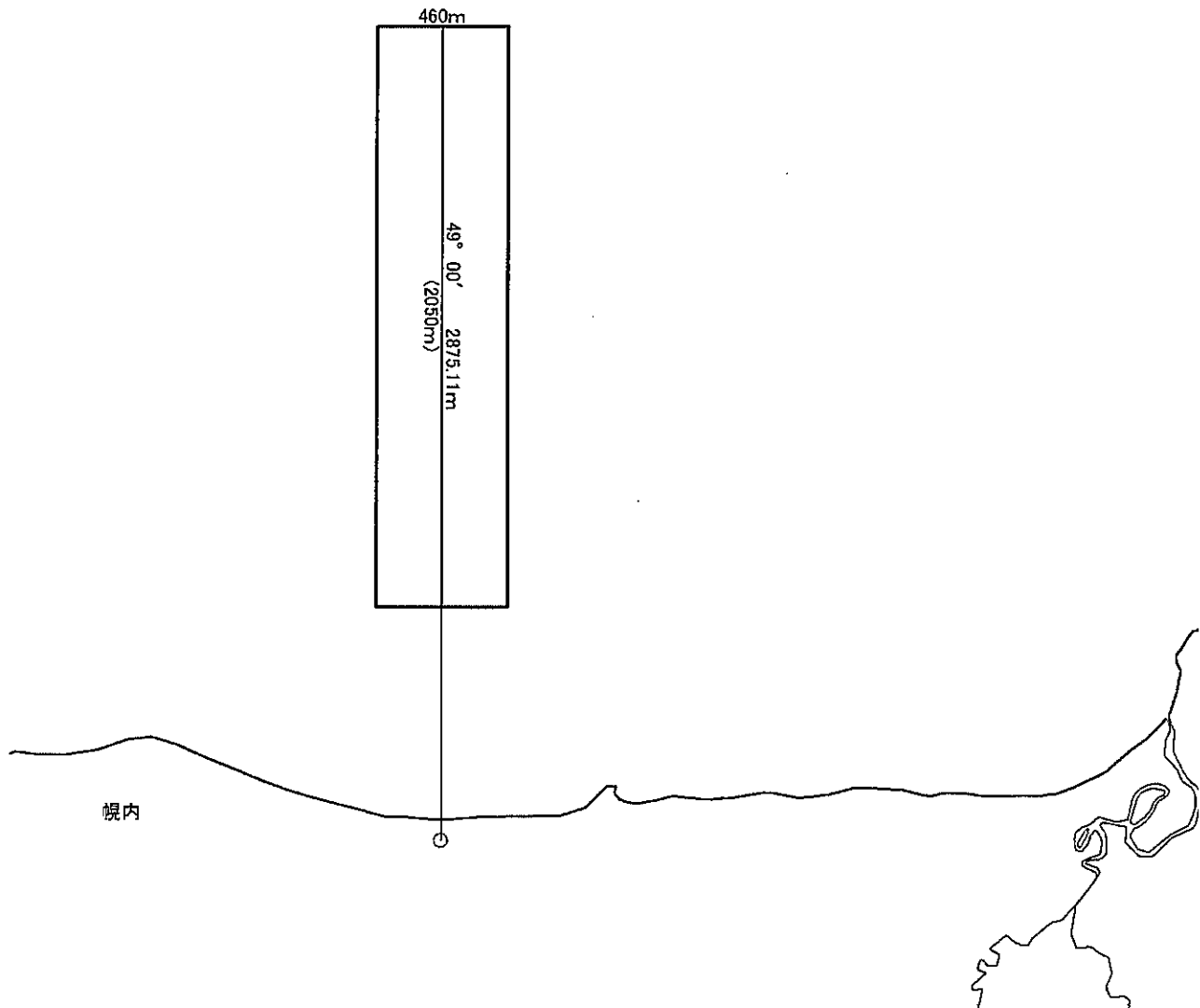
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 71619.8111

Y = 51421.4535



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

雄さけ定第3号

漁場の位置

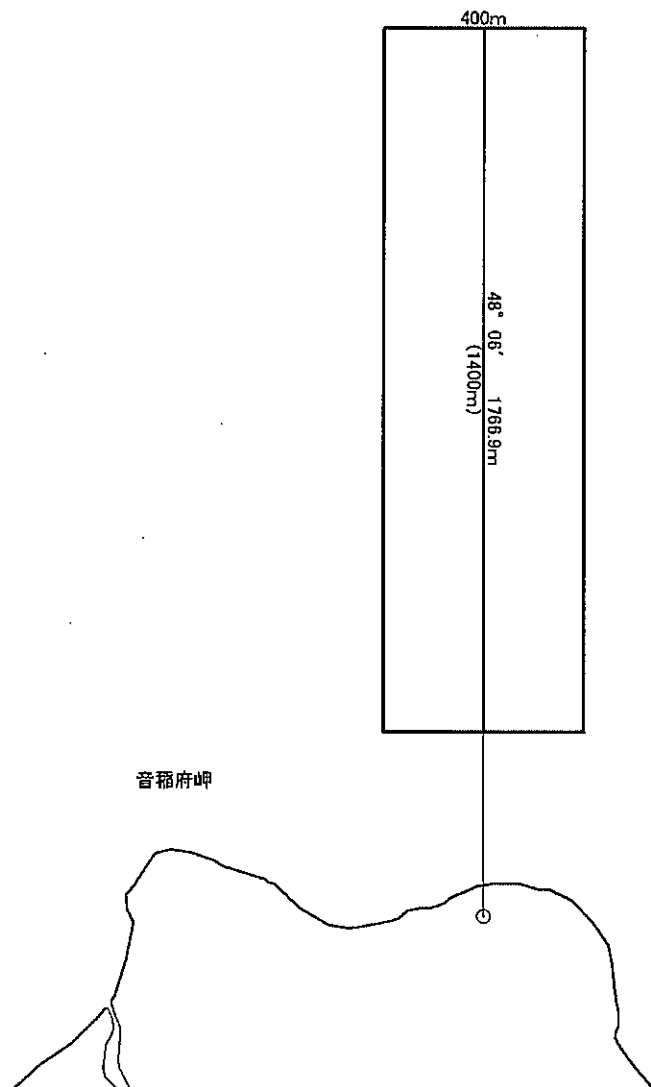
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 69536.5018

Y = 54070.6577



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

雄さけ定第4号

漁場の位置

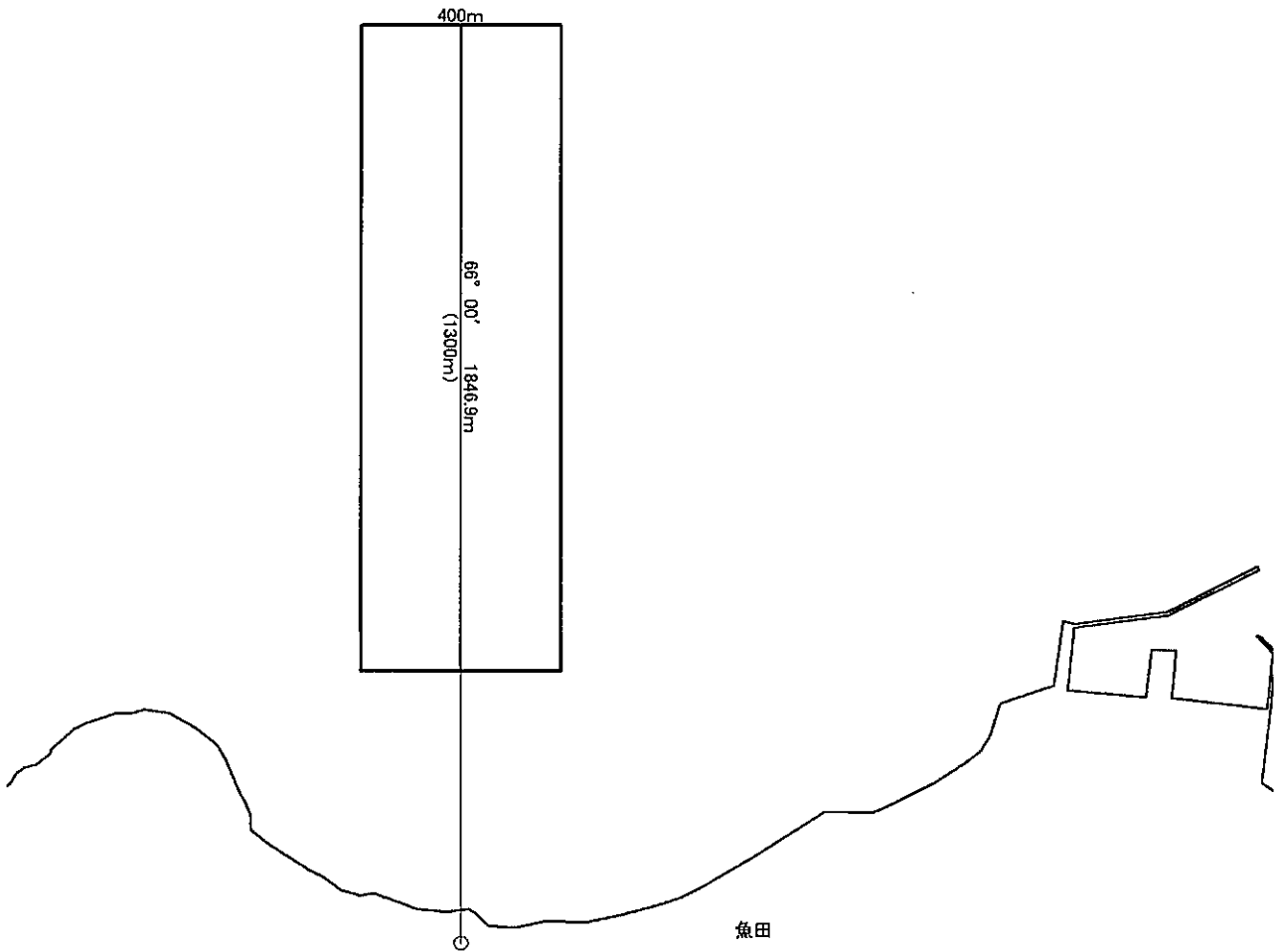
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 68701.869

Y = 54030.2742



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

雄さけ定第5号

漁場の位置

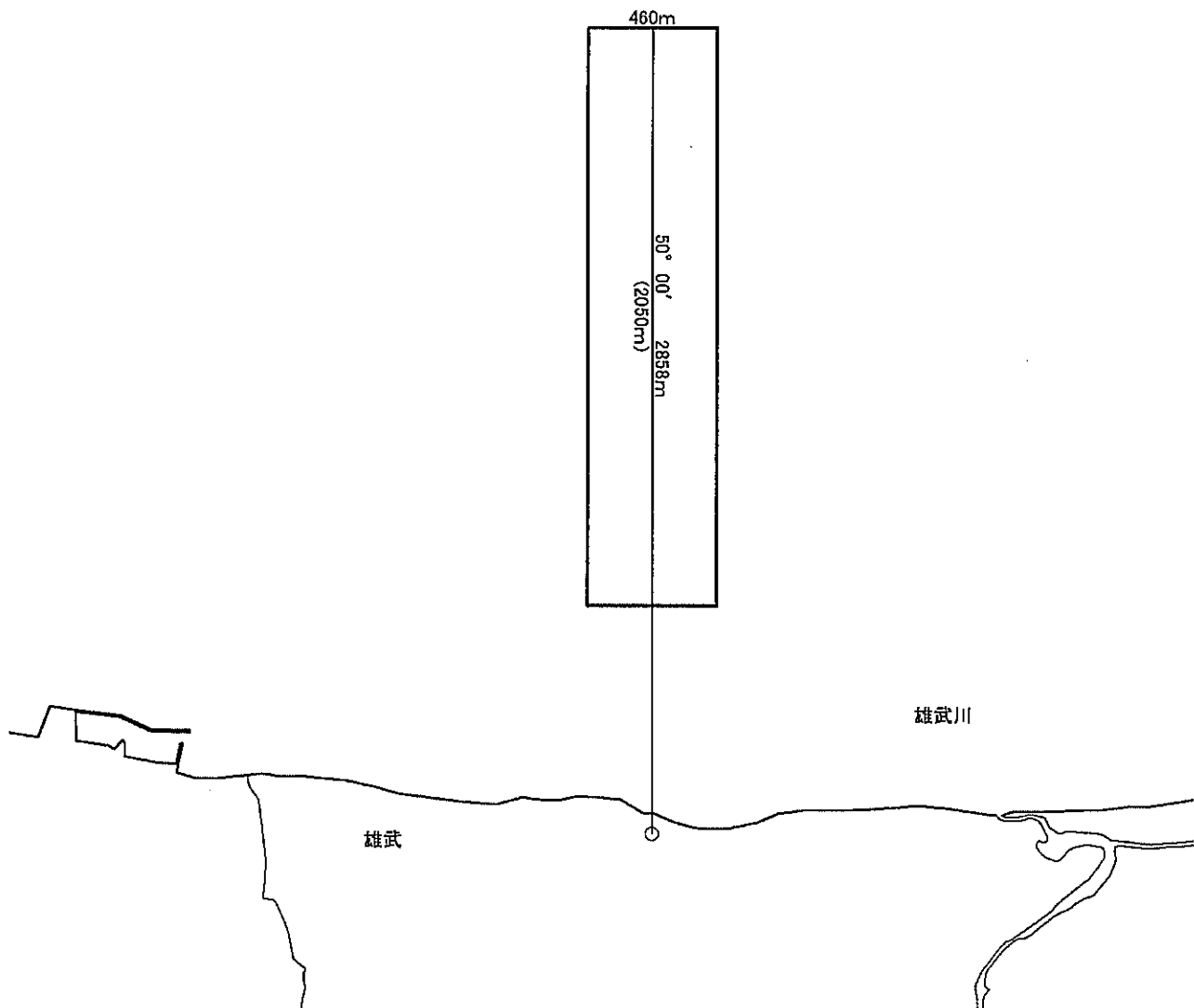
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 63835.2893

Y = 57572.1866



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

雄さけ定第6号

漁場の位置

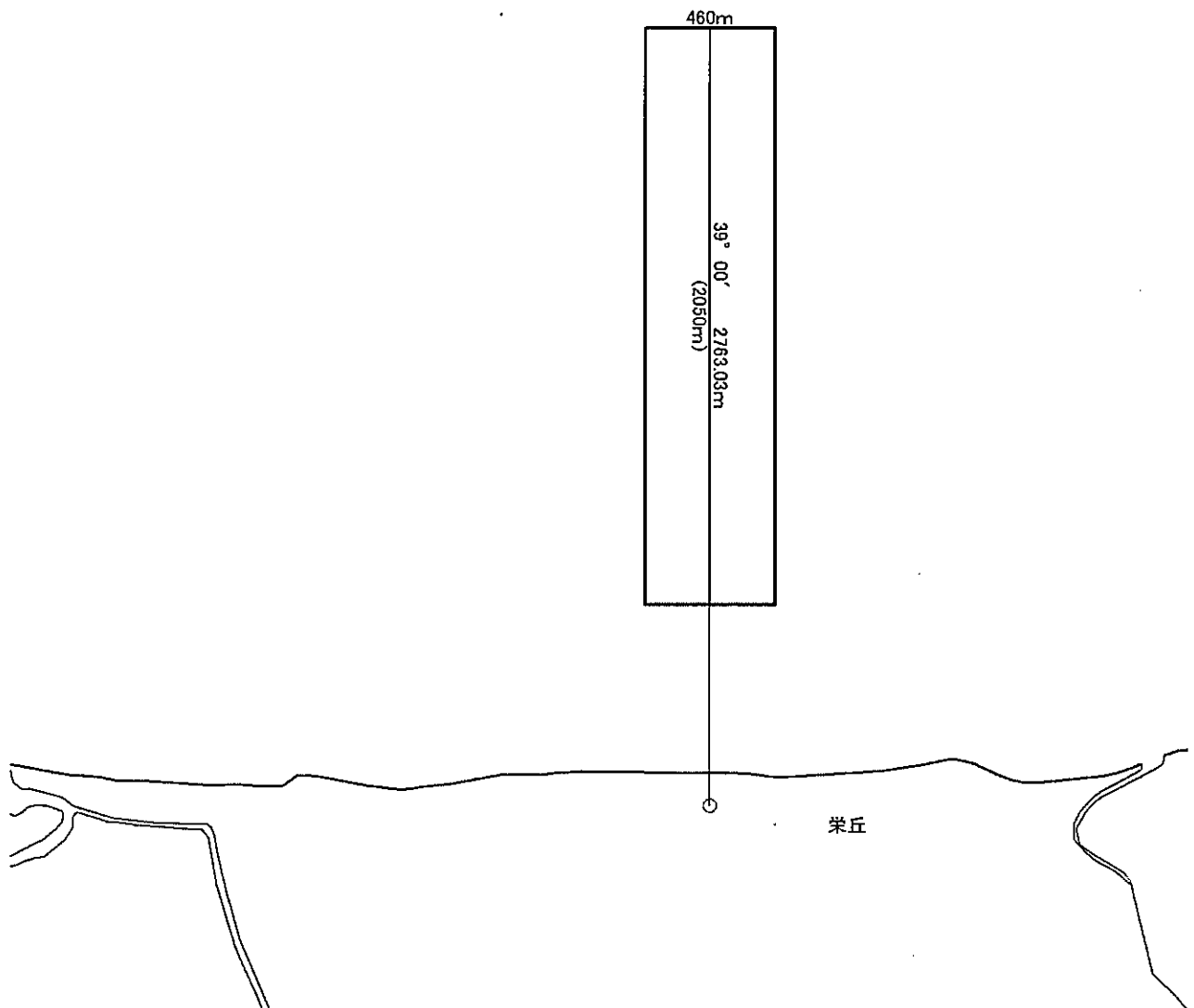
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 61151.8068

Y = 60362.9209



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

雄さけ定第7号

漁場の位置

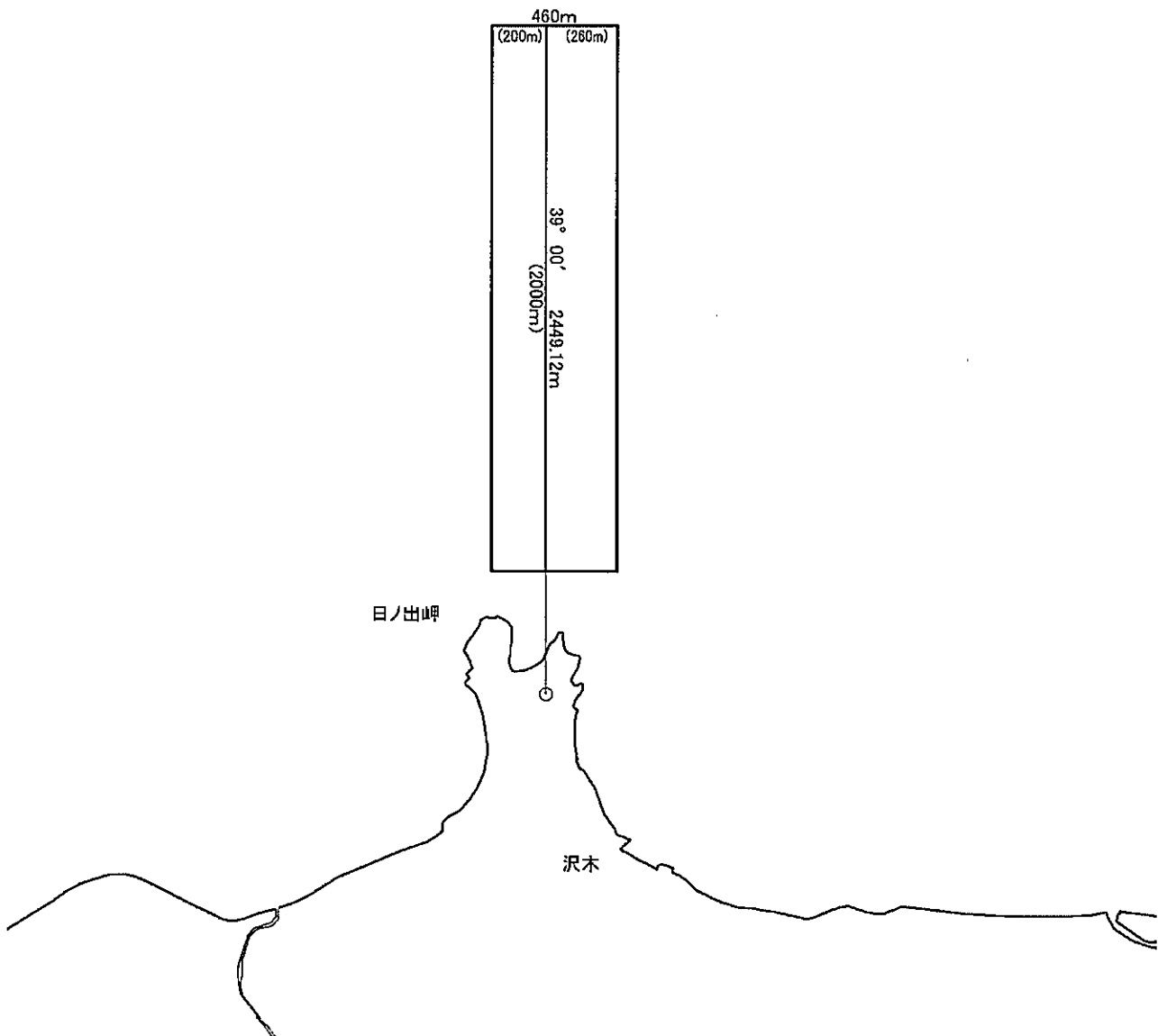
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 59083.271

Y = 64586.385



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

雄さけ定第8号

漁場の位置

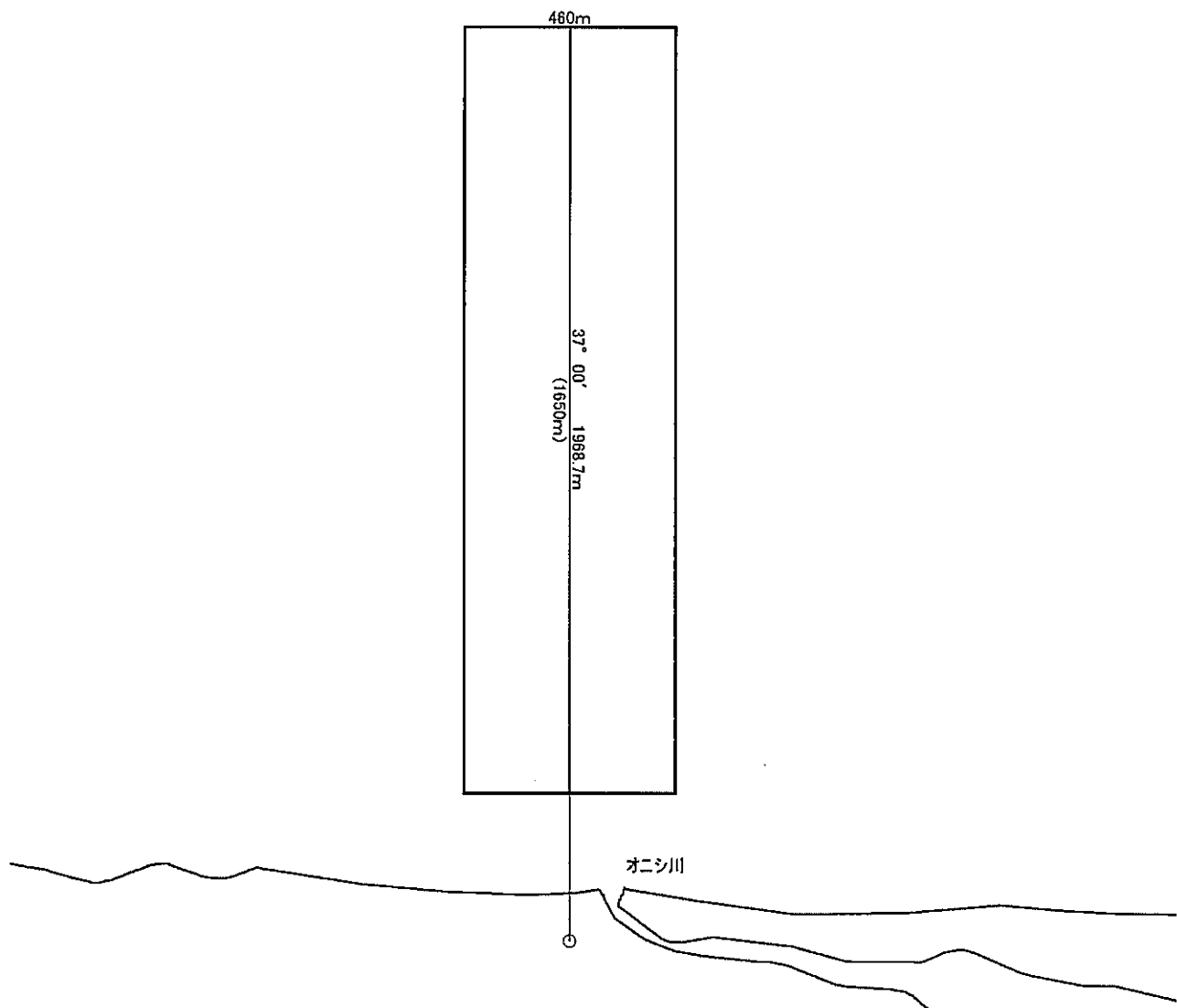
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 57126.8592

Y = 65560.1552



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

興さけ定第1号

漁場の位置

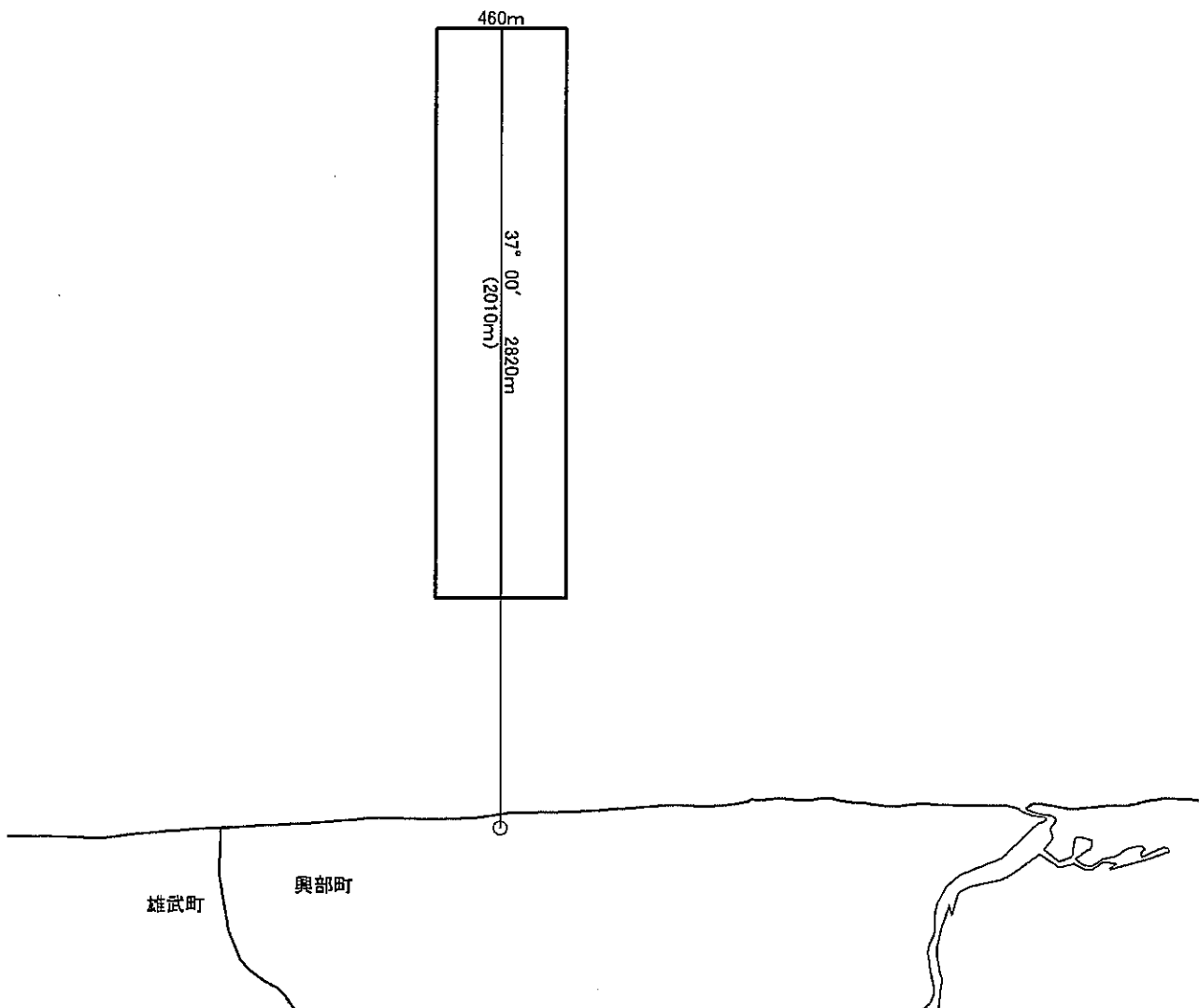
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 54996.5045

Y = 68539.4896



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ定第2号

漁場の位置

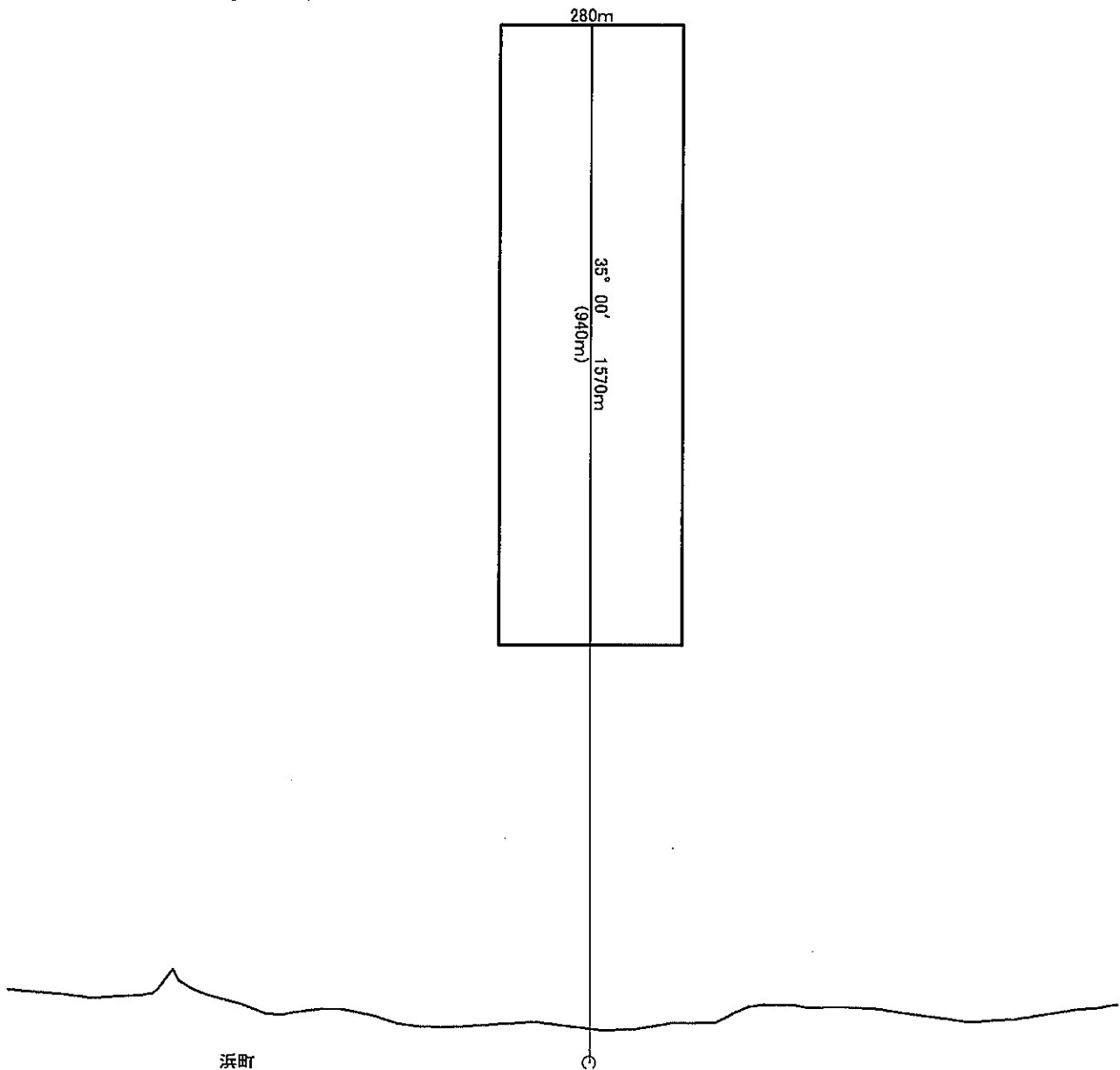
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 53063.5118

Y = 71157.4691



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ定第3号

漁場の位置

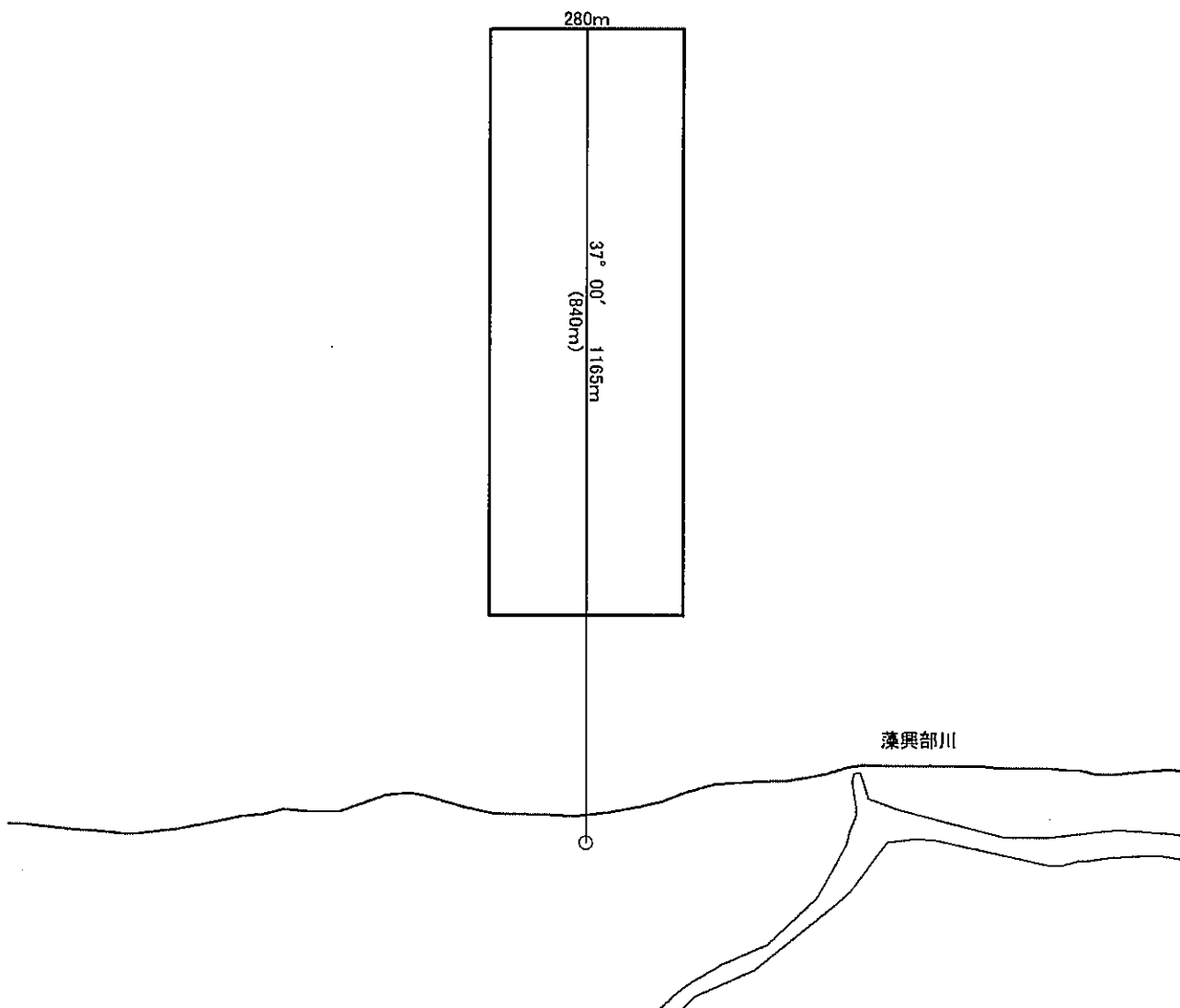
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 52374.5378

Y = 72192.4752



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ定第4号

漁場の位置

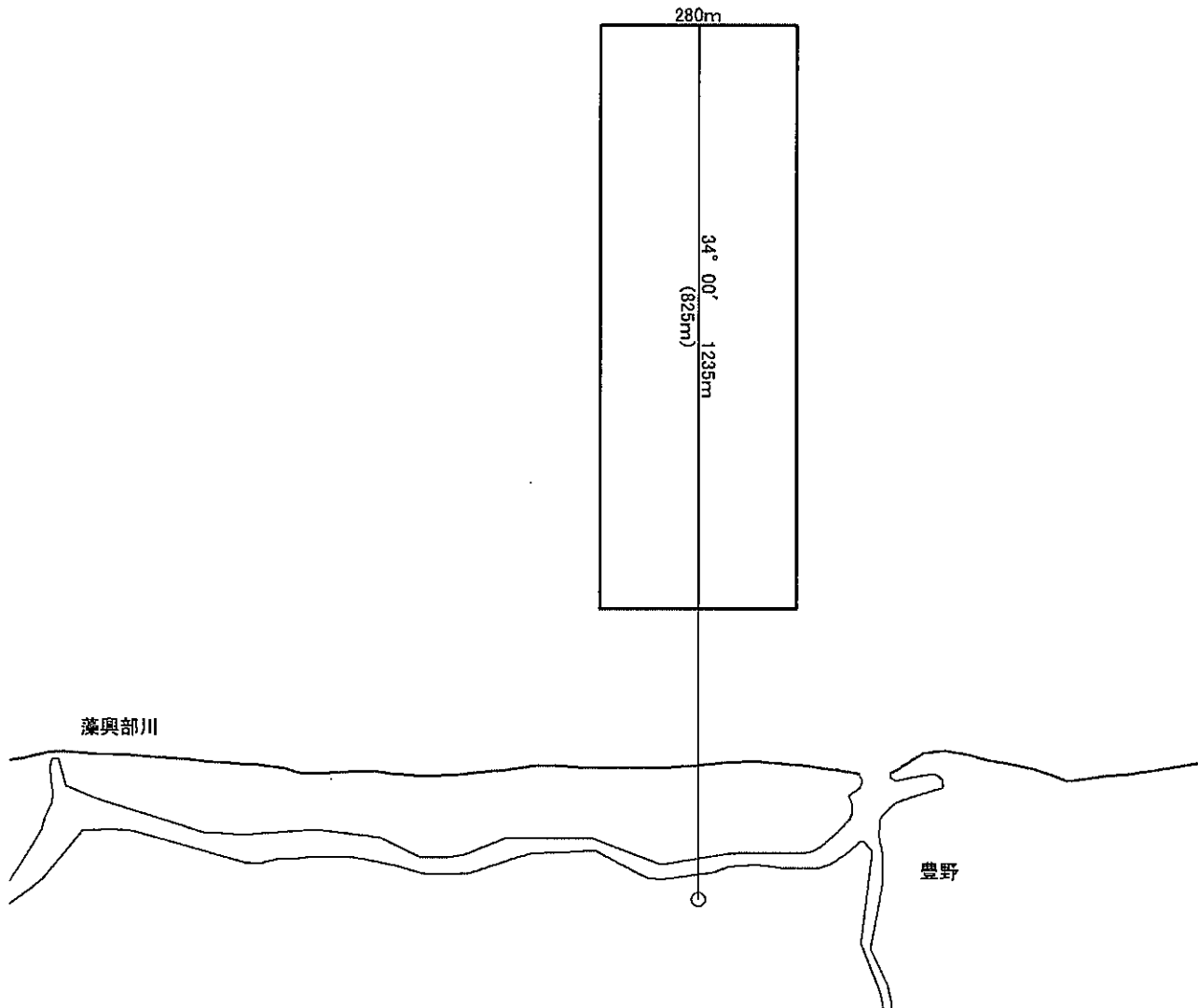
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 51541.5657

Y = 73214.484



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

興さけ定第5号

漁場の位置

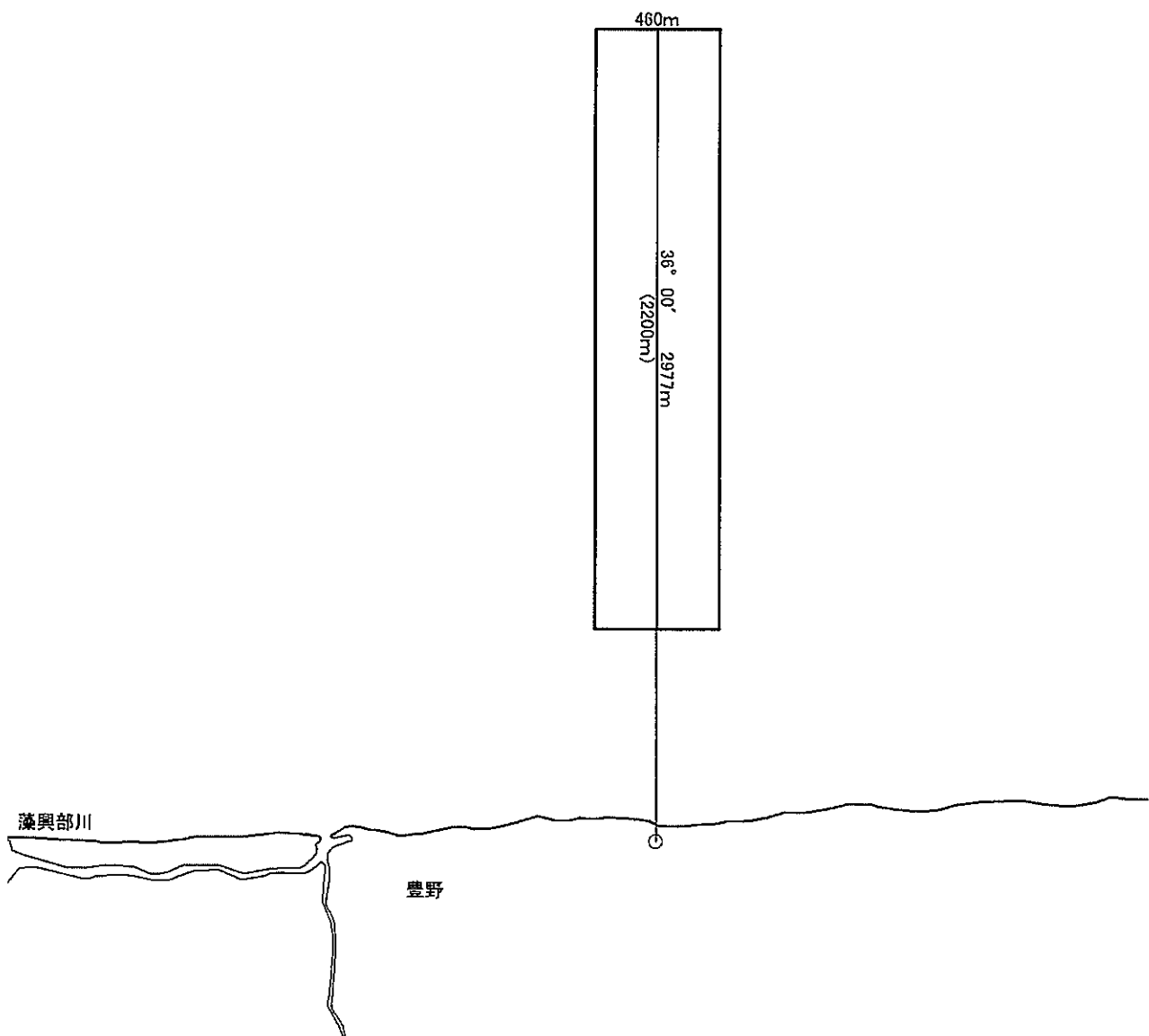
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 50813.5932

Y = 74501.4999



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ定第6号

漁場の位置

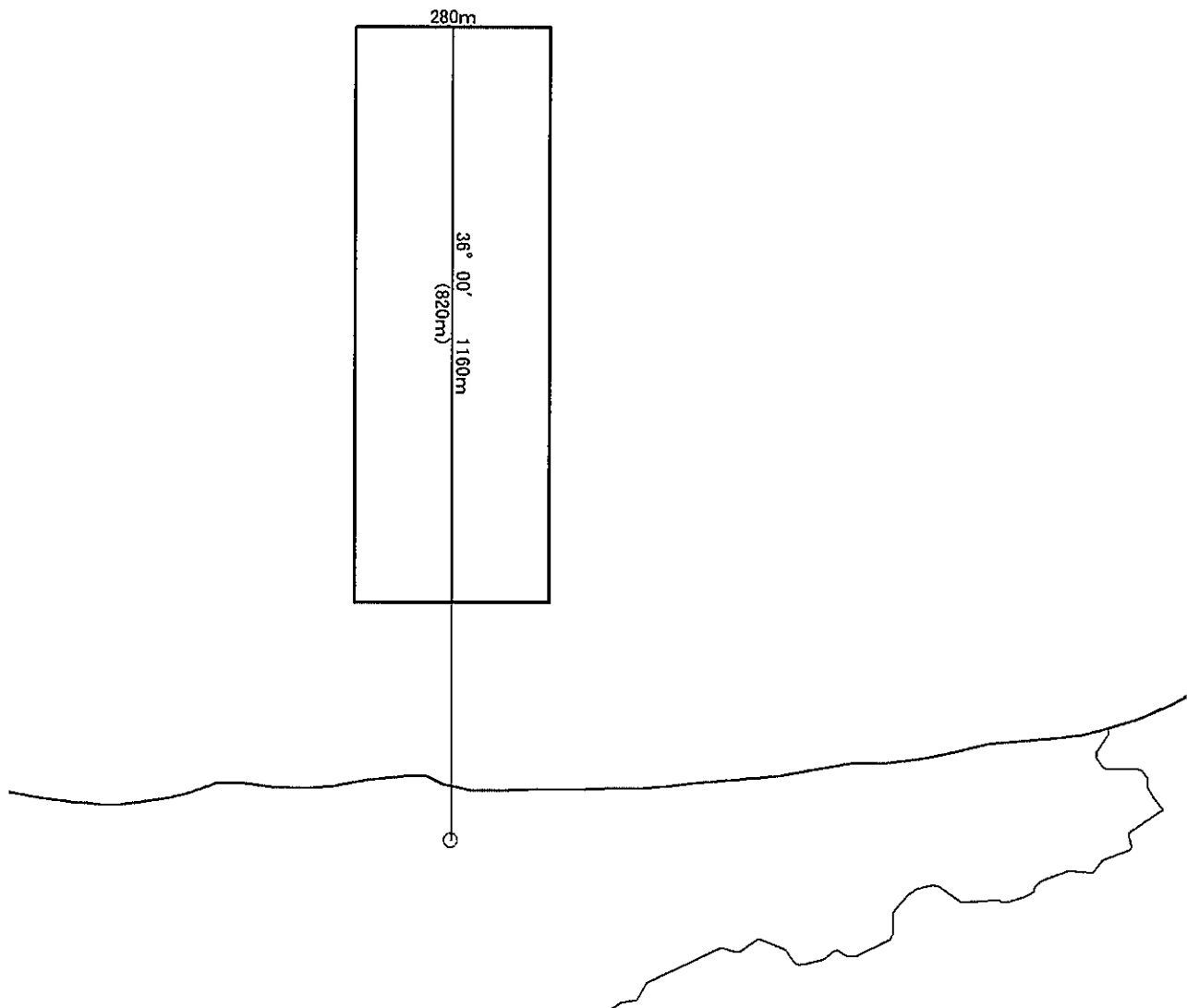
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 49699.634

Y = 76177.5275



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ定第7号

漁場の位置

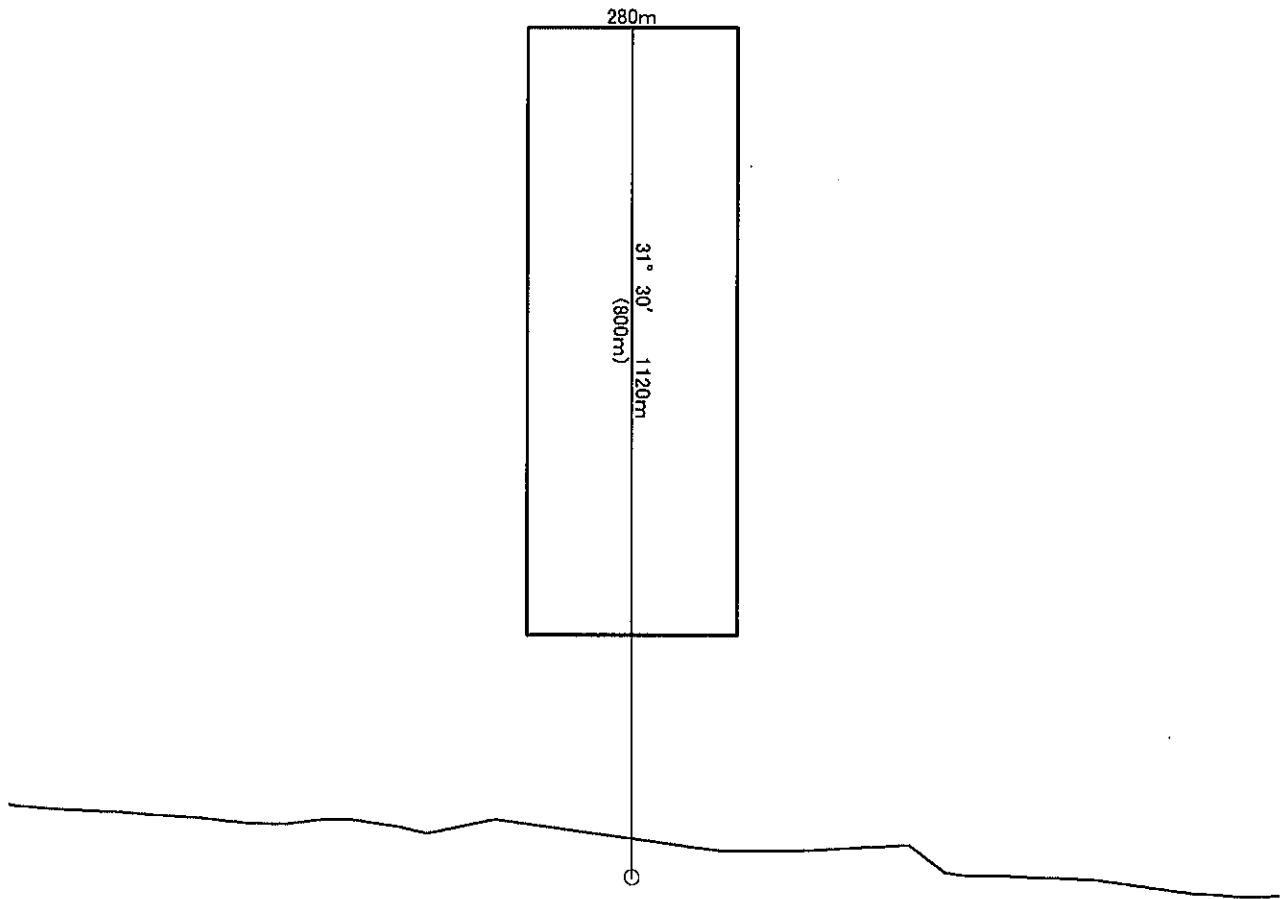
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 46839.7155

Y = 78963.5802



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

興さけ定第8号

漁場の位置

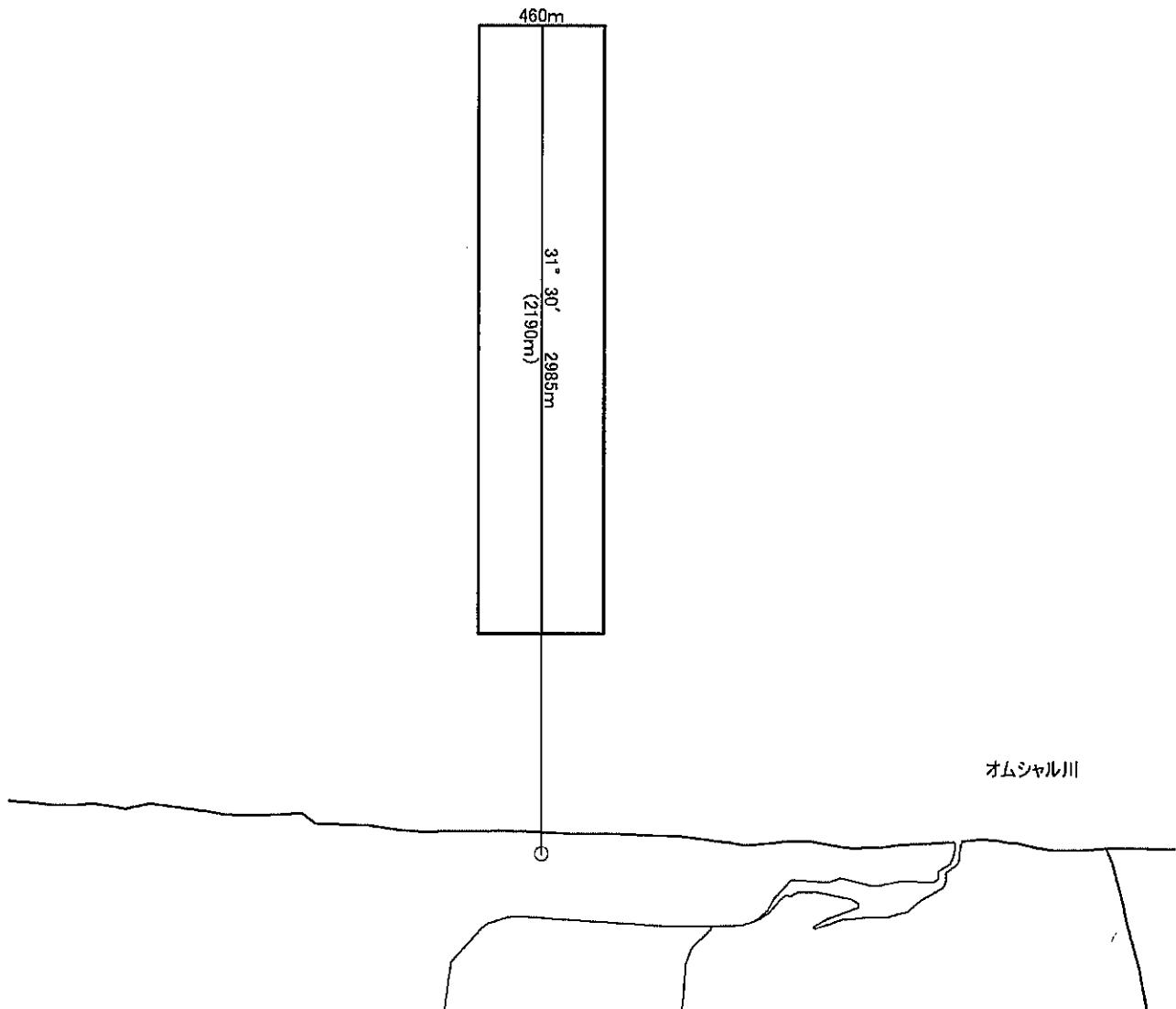
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 46102.455

Y = 79965.2407



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ定第9号

漁場の位置

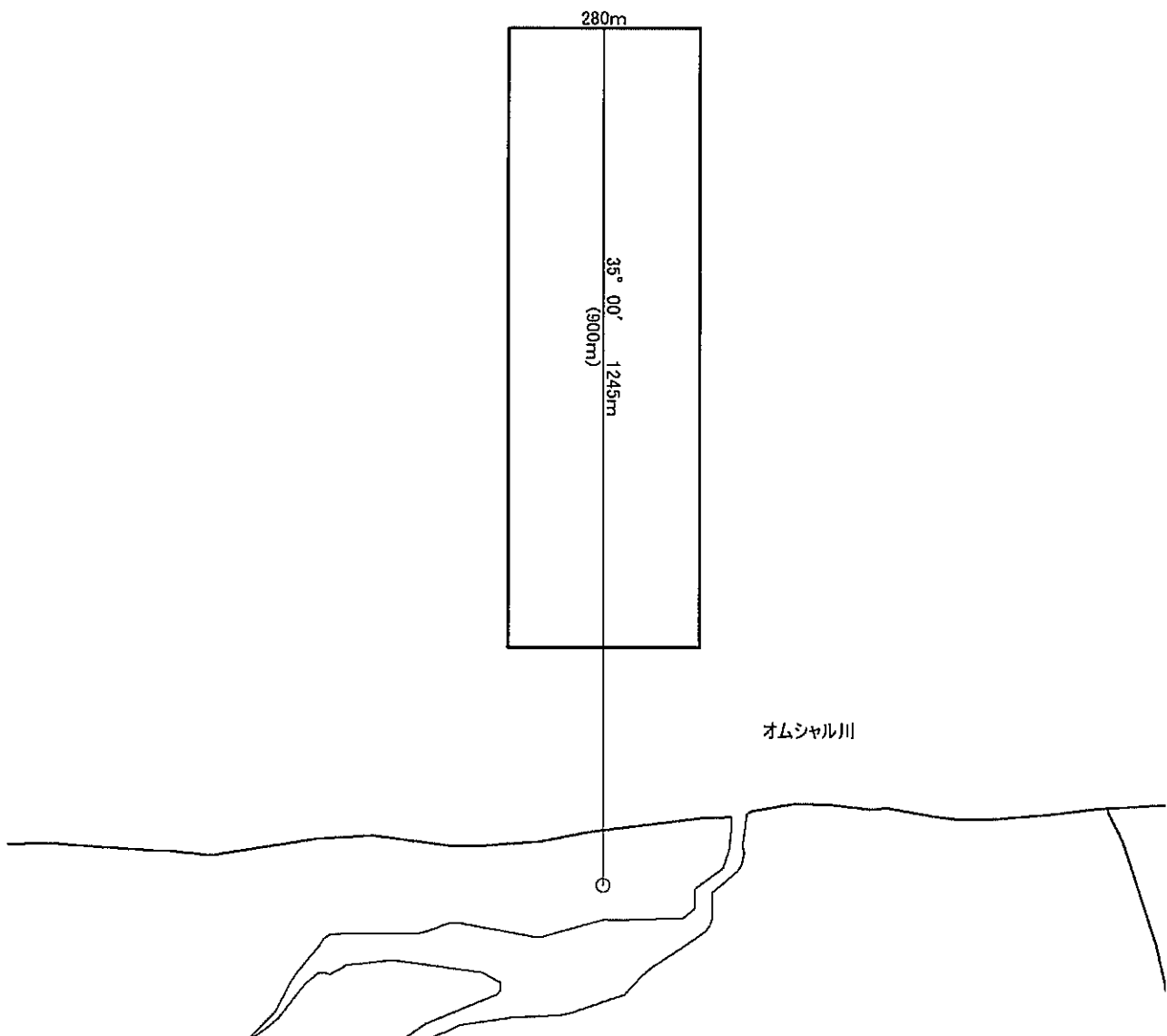
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 45377.7409

Y = 81063.5611



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興小さけ定第1号

漁場の位置

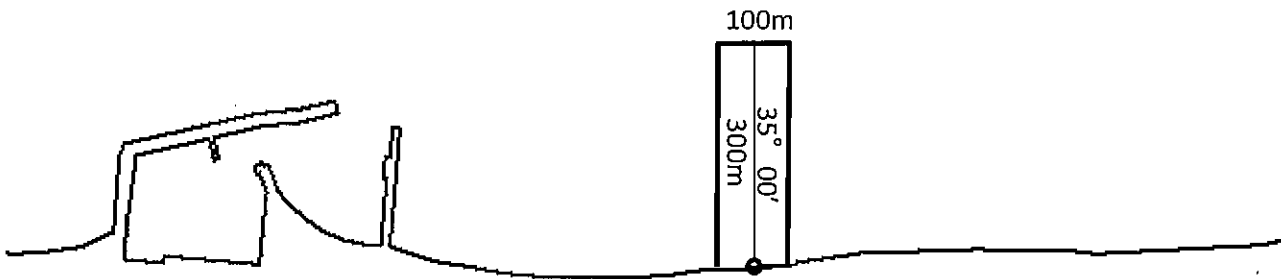
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 53009.0670

Y = 71350.1920



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興小さけ定第2号

漁場の位置

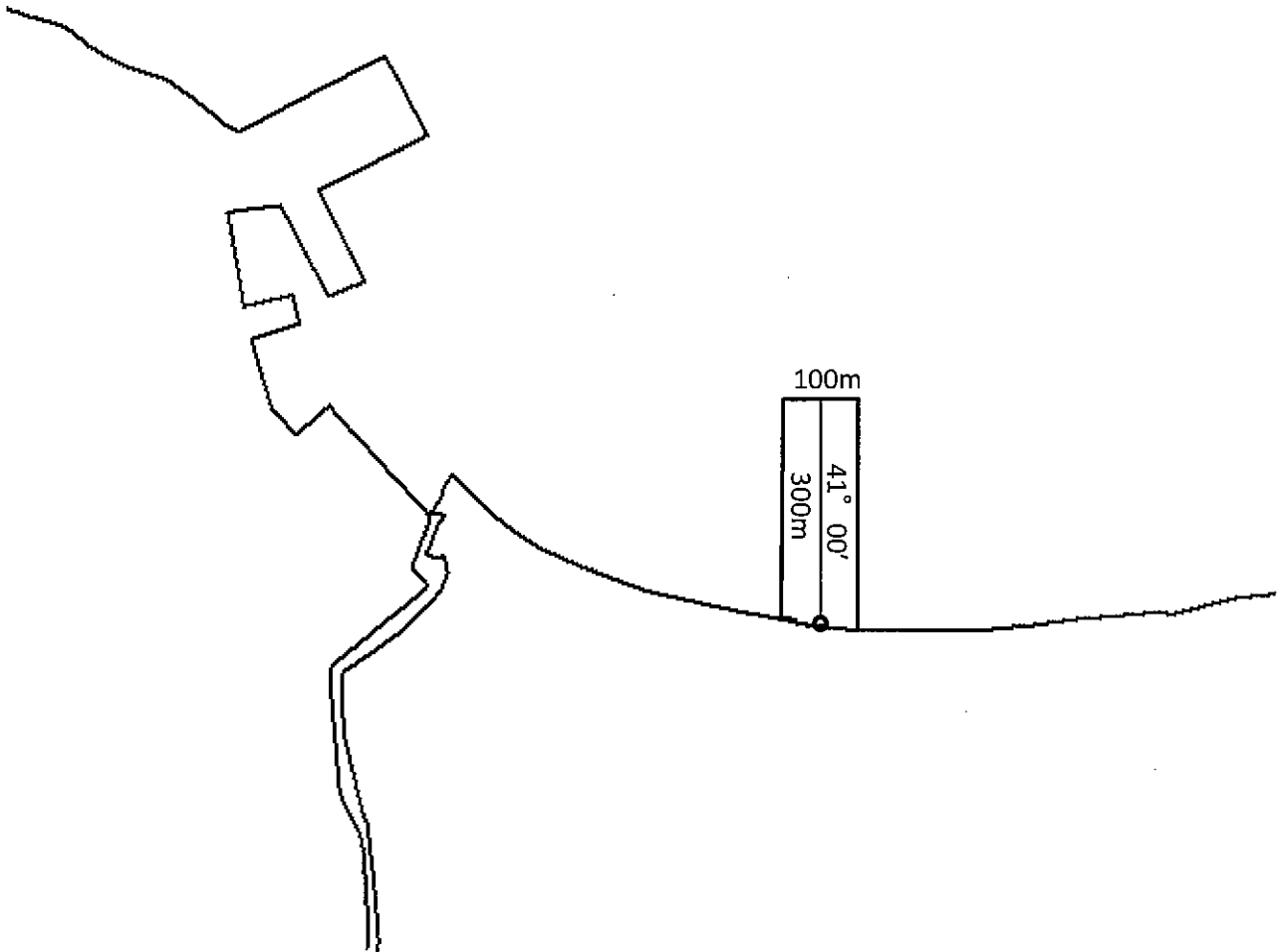
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 47502.5070

Y = 78162.5600



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

紋さけ定第1号

漁場の位置

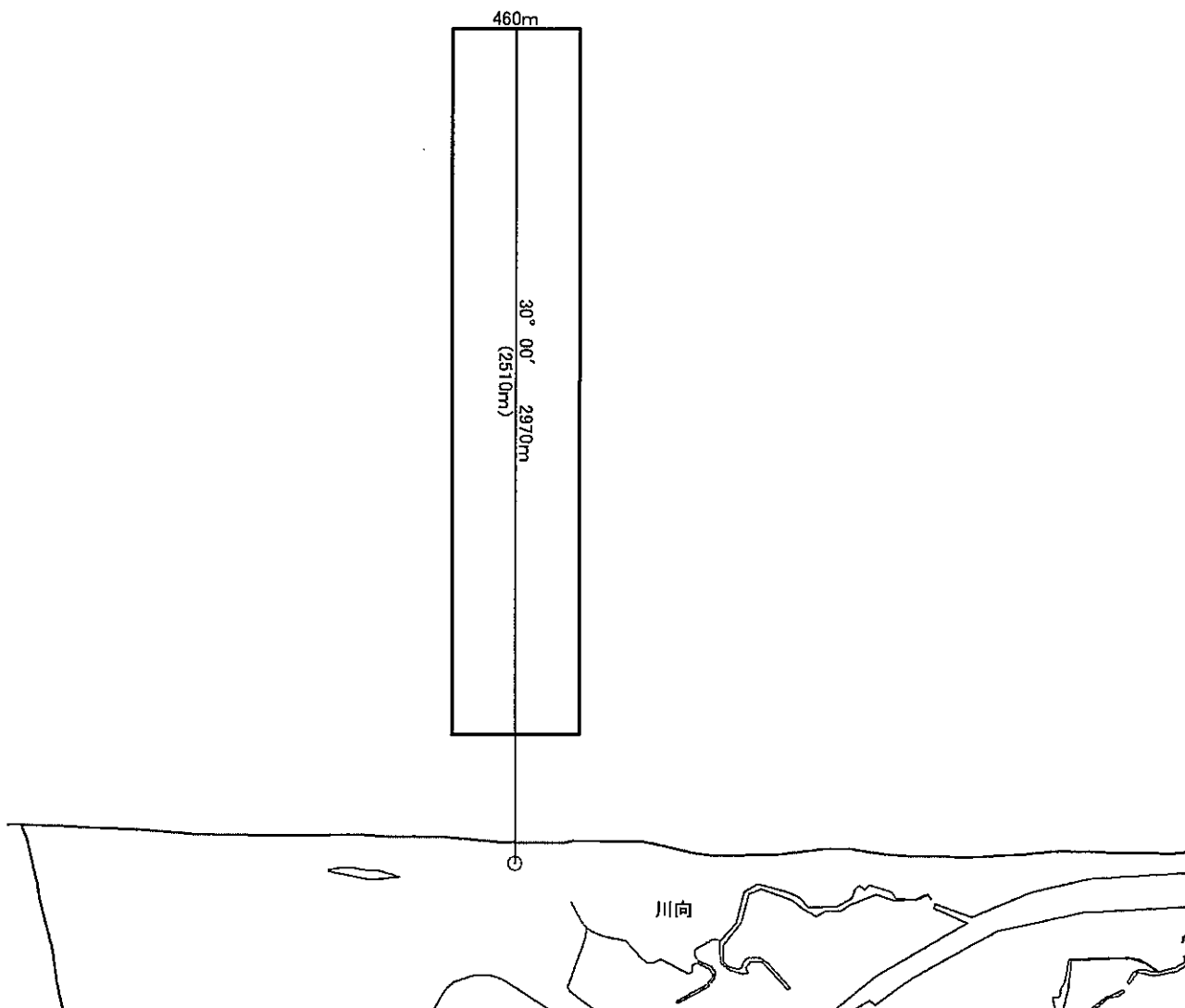
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 44042.7714

Y = 83198.5475



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

紋さけ定第2号

漁場の位置

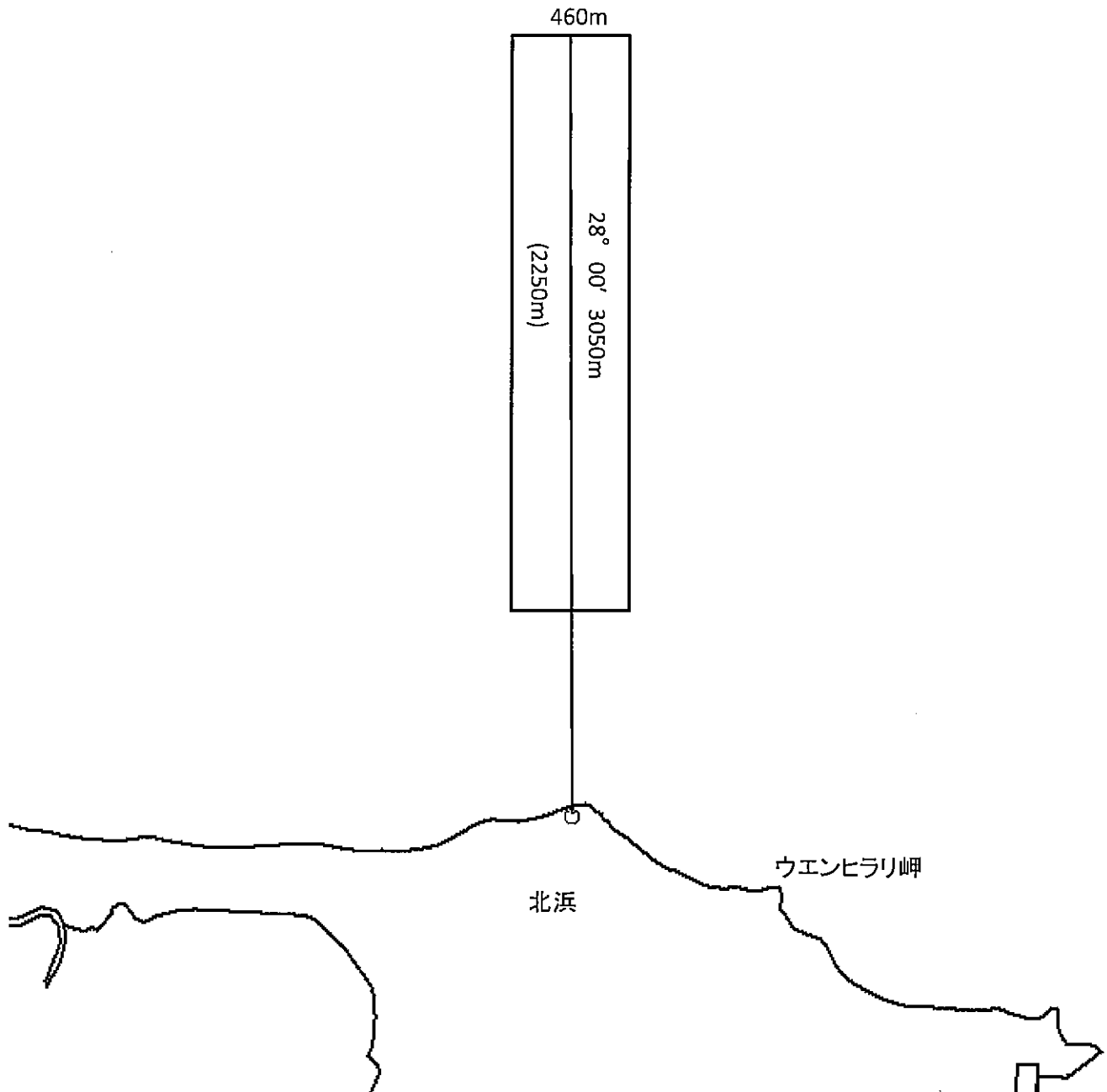
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 41738.9300

Y = 87501.1600



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

紋さけ定第3号

漁場の位置

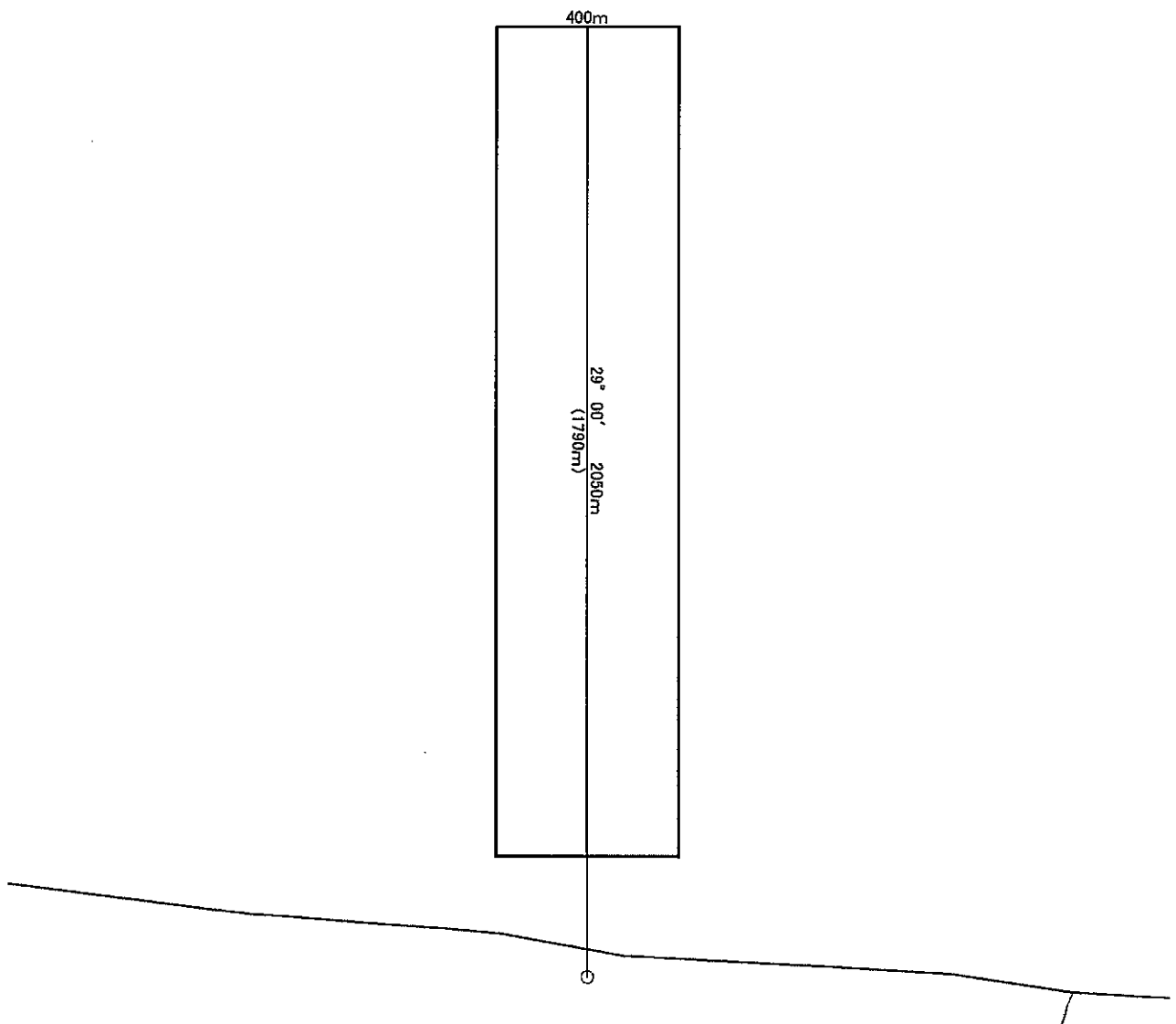
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 35514.10

Y = 91979.01



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

紋さけ定第4号

漁場の位置

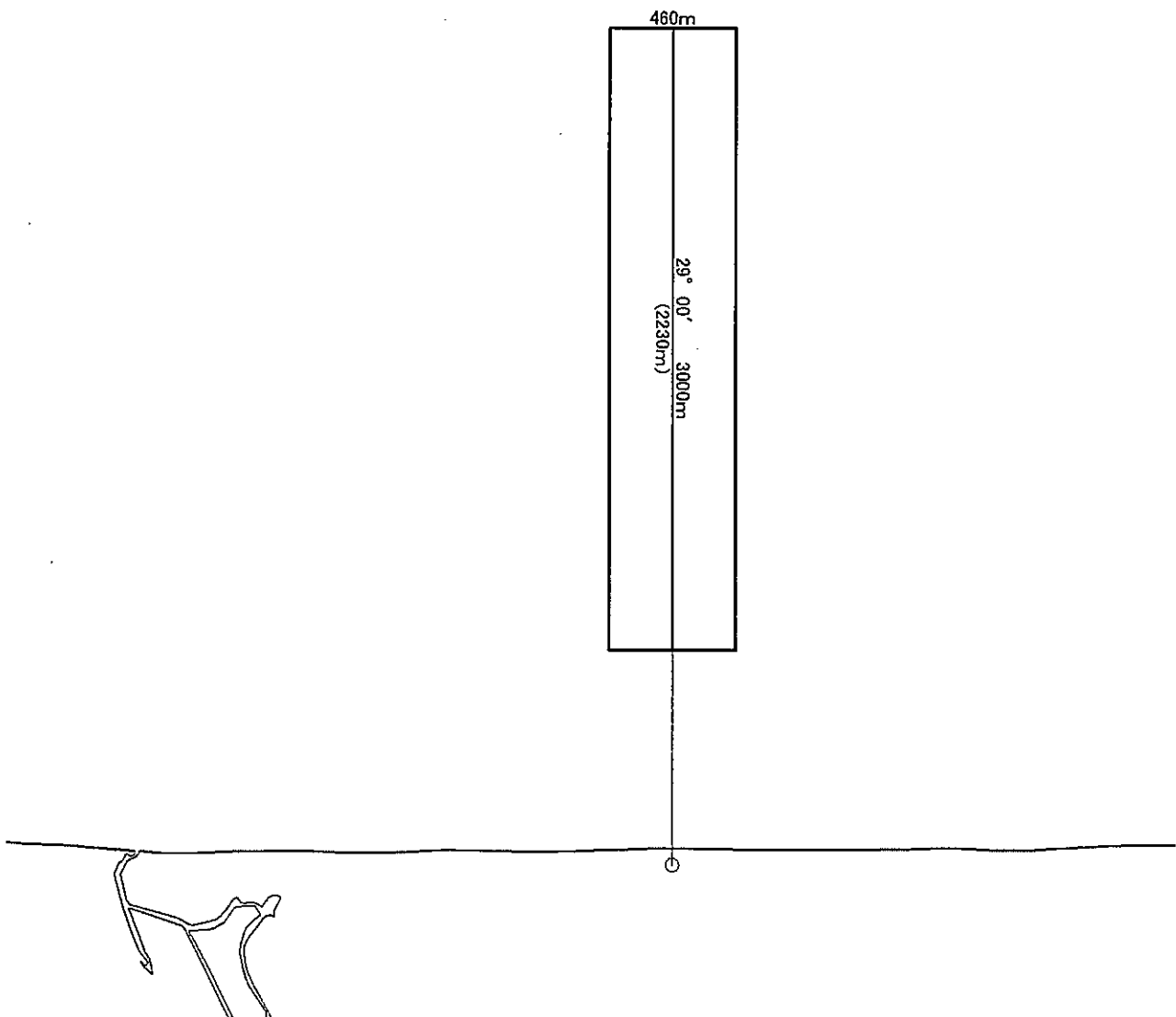
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 33181.15

Y = 95847.81



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/15,000

紋さけ定第5号

漁場の位置

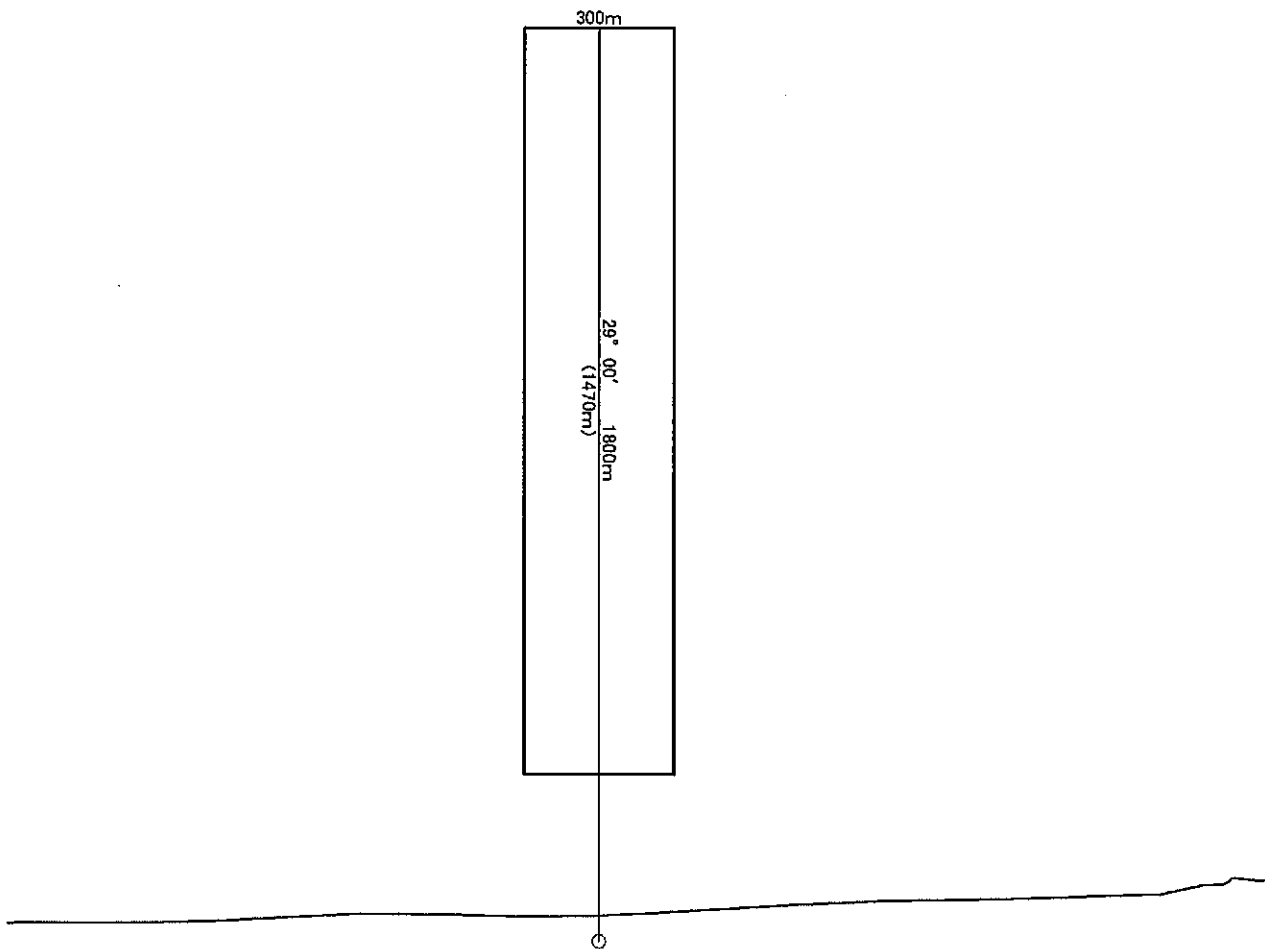
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 31856.51

Y = 98311.46



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

紋さけ定第6号

漁場の位置

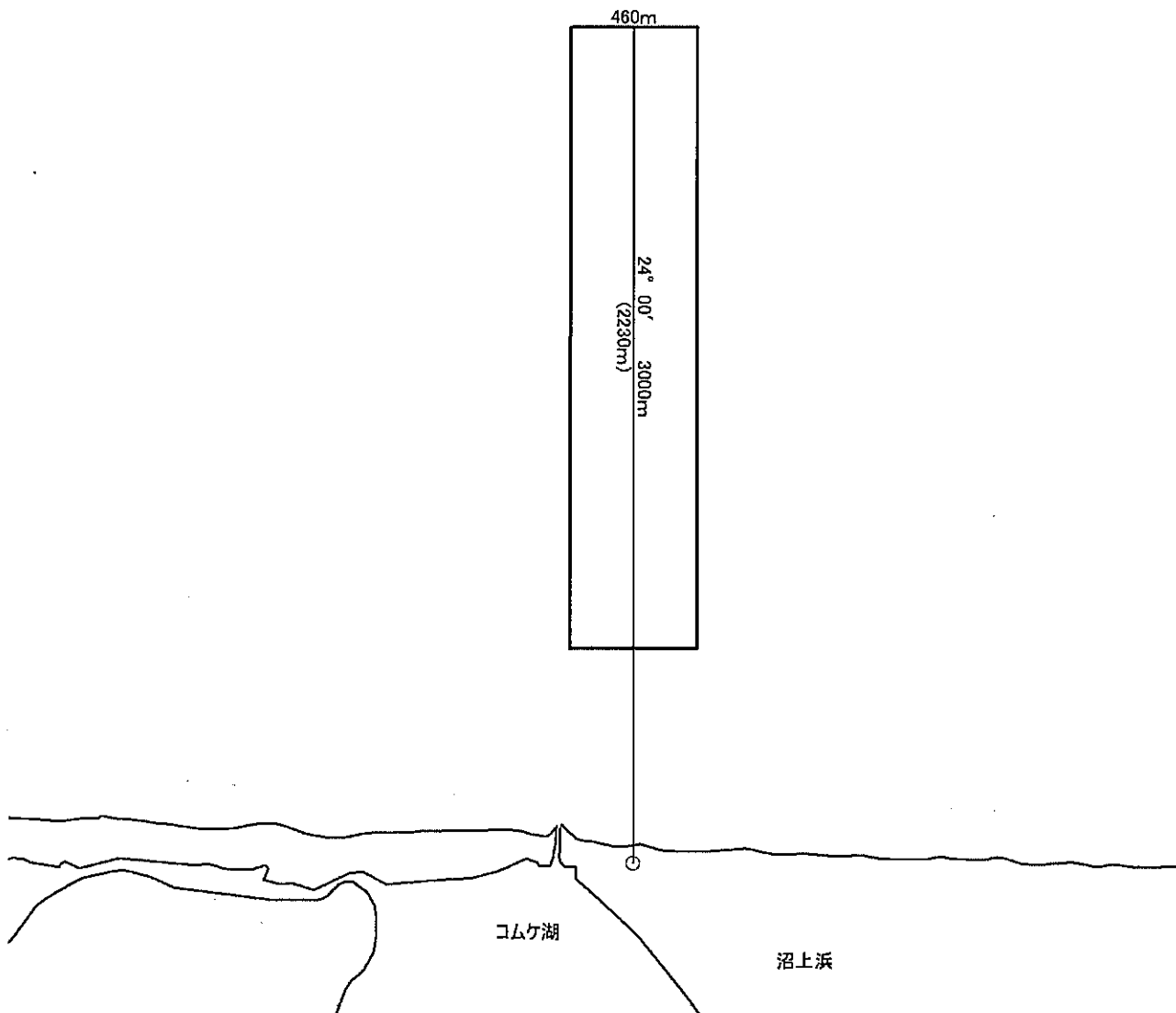
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 30418.33

Y = 101173.08



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

紋さけ定第7号

漁場の位置

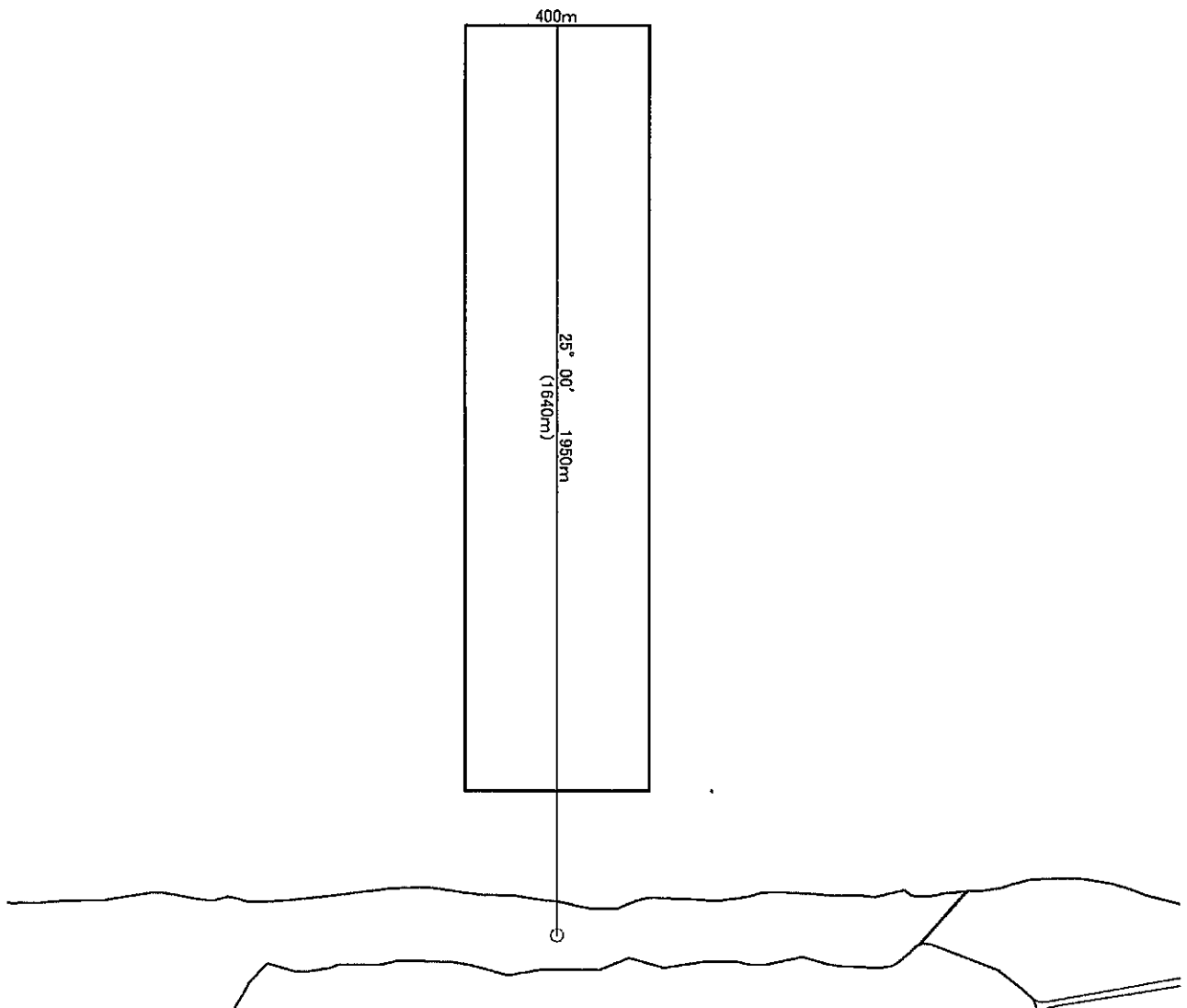
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 29104.72

Y = 103872.88



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

紋小さけ定第1号

漁場の位置

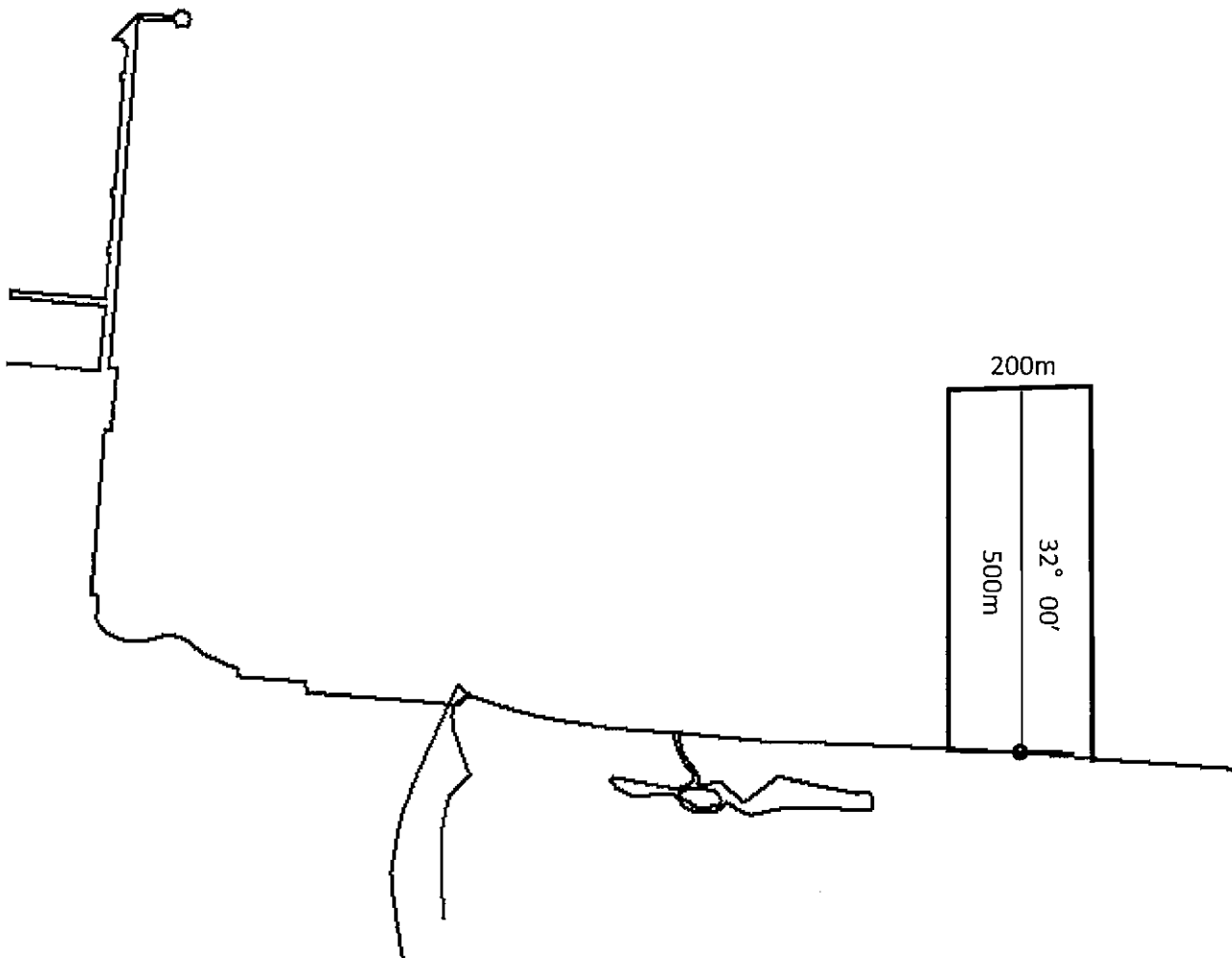
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 36564.0610

Y = 90636.8260



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

紋小さけ定第2号

漁場の位置

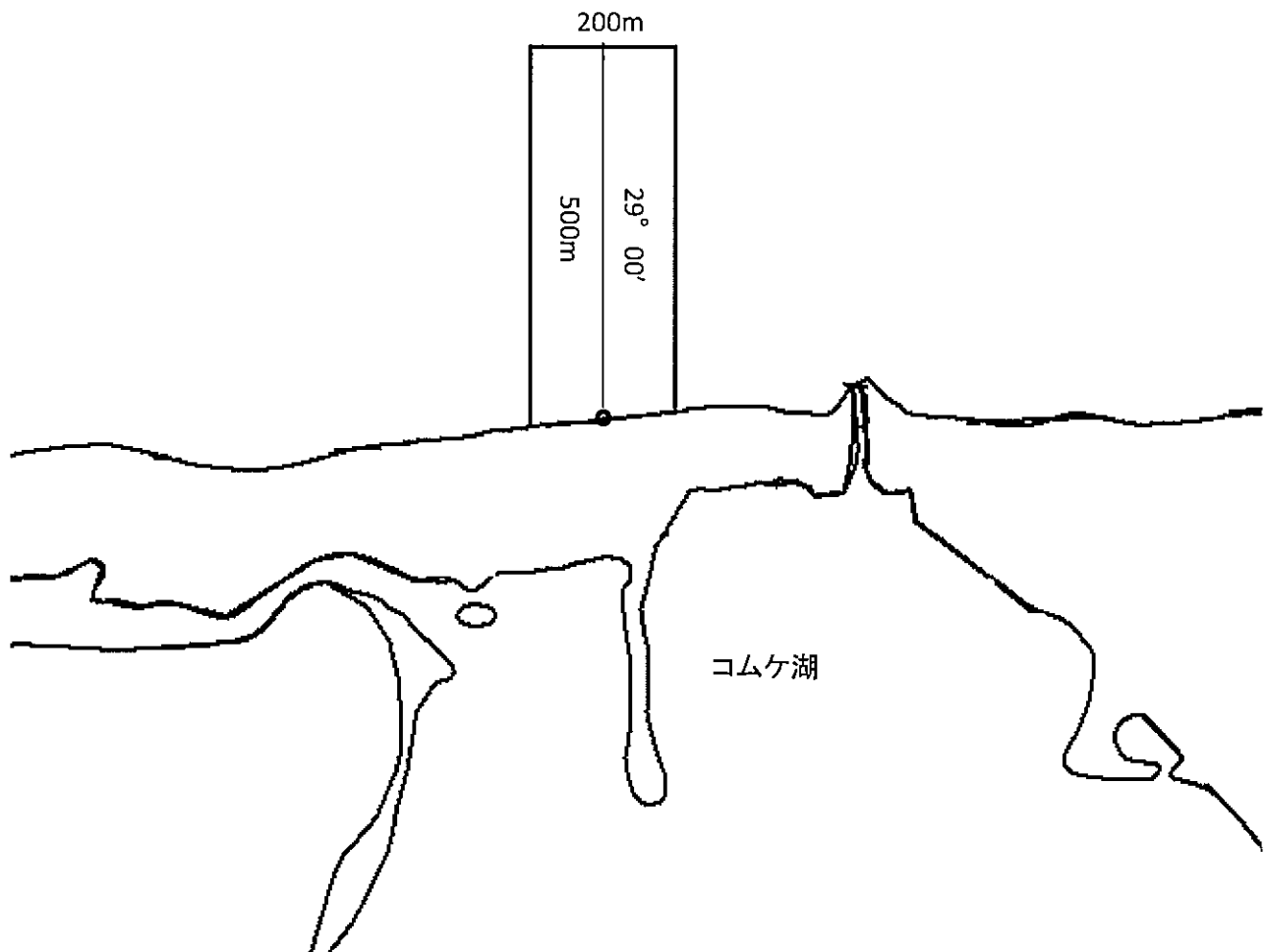
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 30770.0100

Y = 100648.7670



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

湧さけ定第1号

漁場の位置

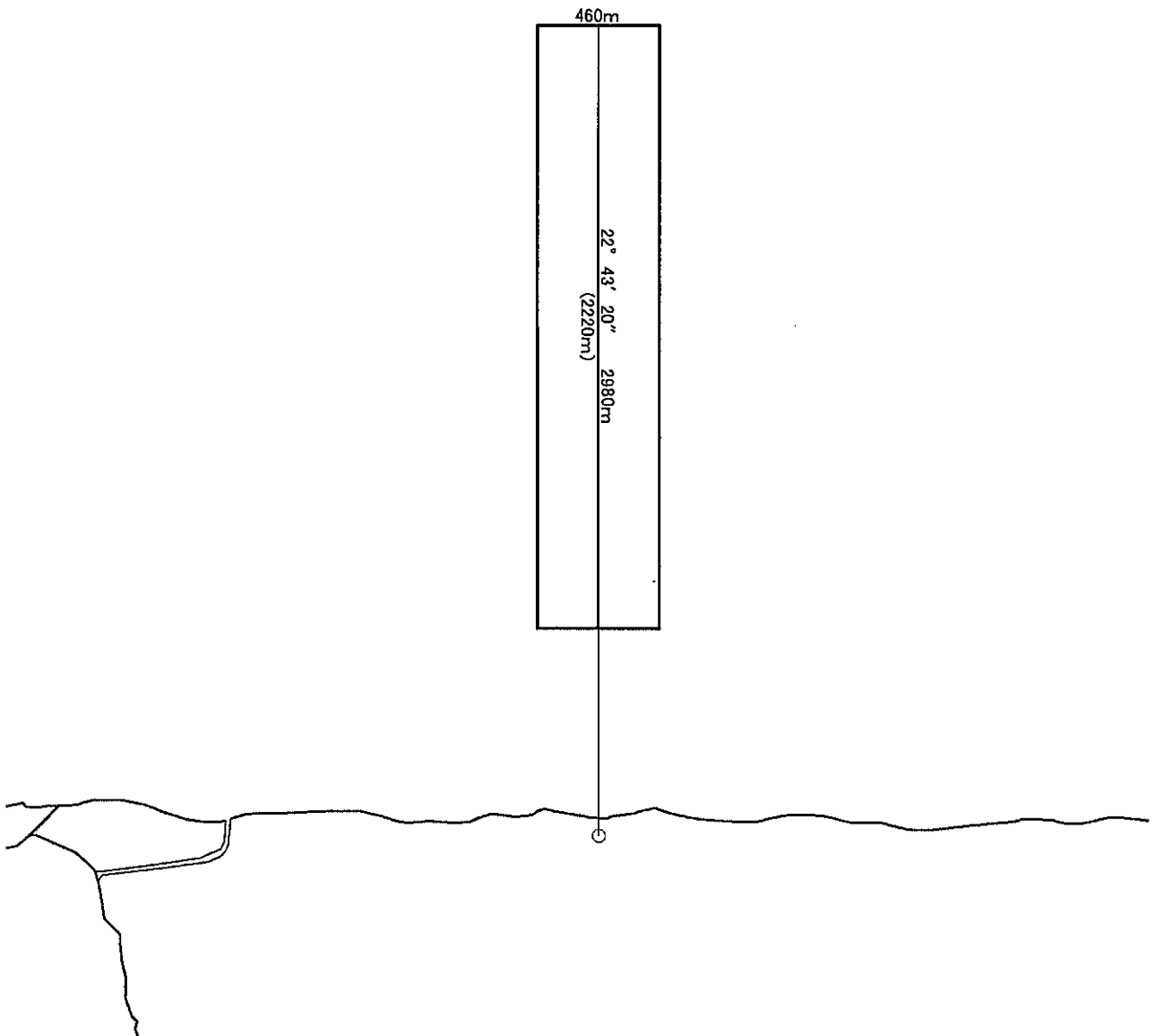
紋別郡湧別町地区

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 27923.7006

Y = 106552.884



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

湧さけ定第2号

漁場の位置

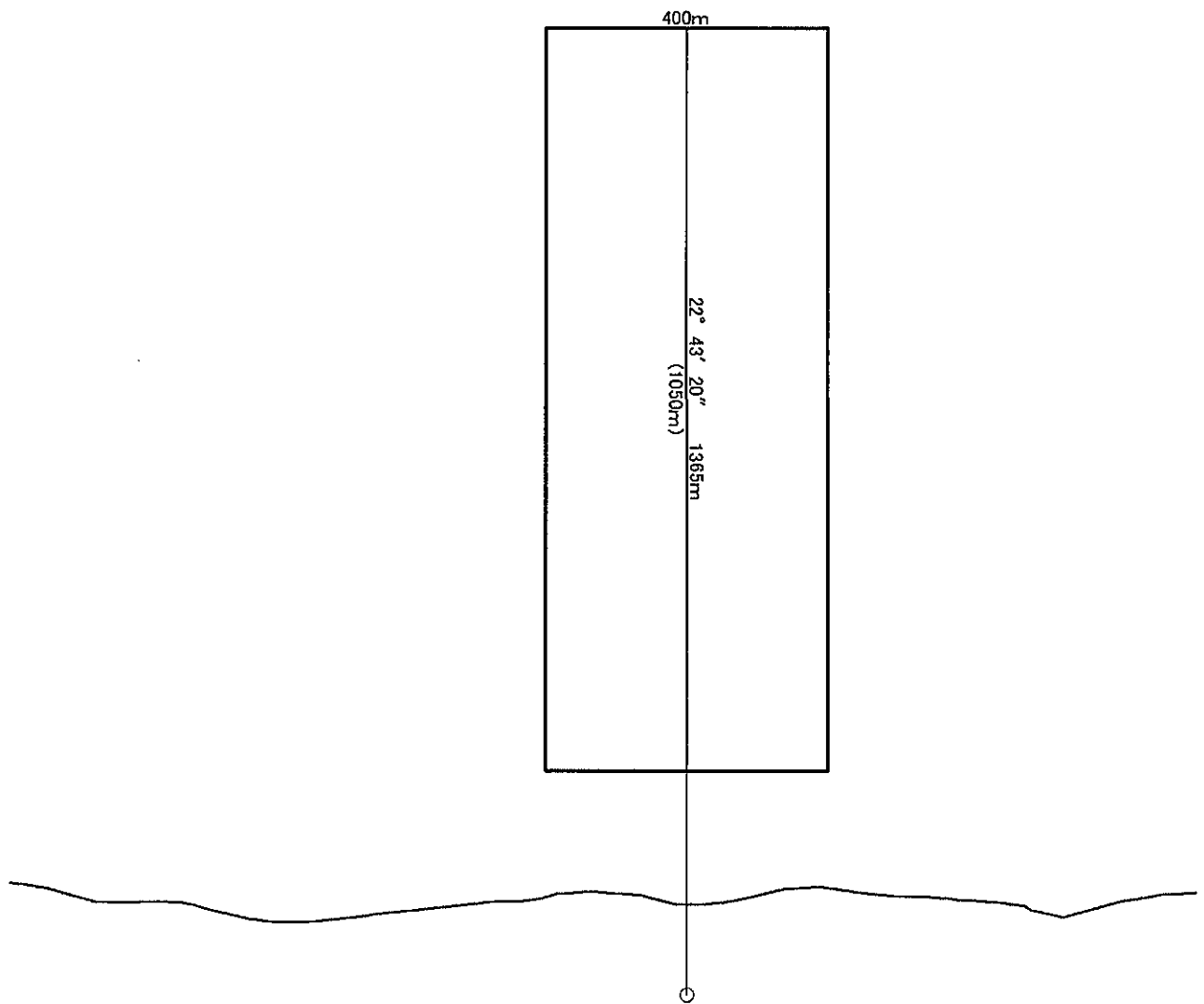
紋別郡湧別町地区

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 27157.8331

Y = 108167.1249



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

湧さけ定第3号

漁場の位置

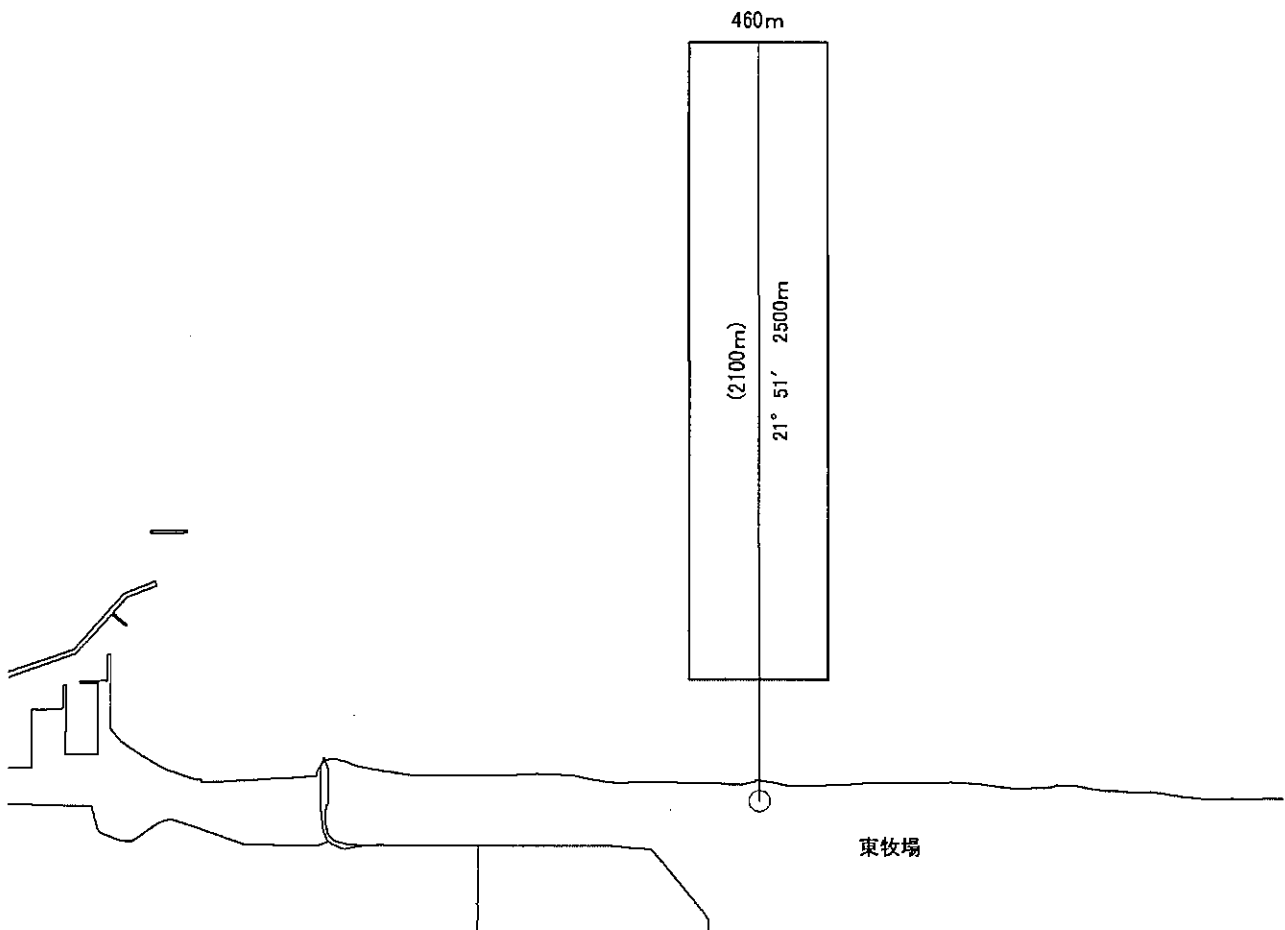
紋別郡湧別町地区

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 25512.8146

Y = 111902.6615



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

湧さけ定第4号

漁場の位置

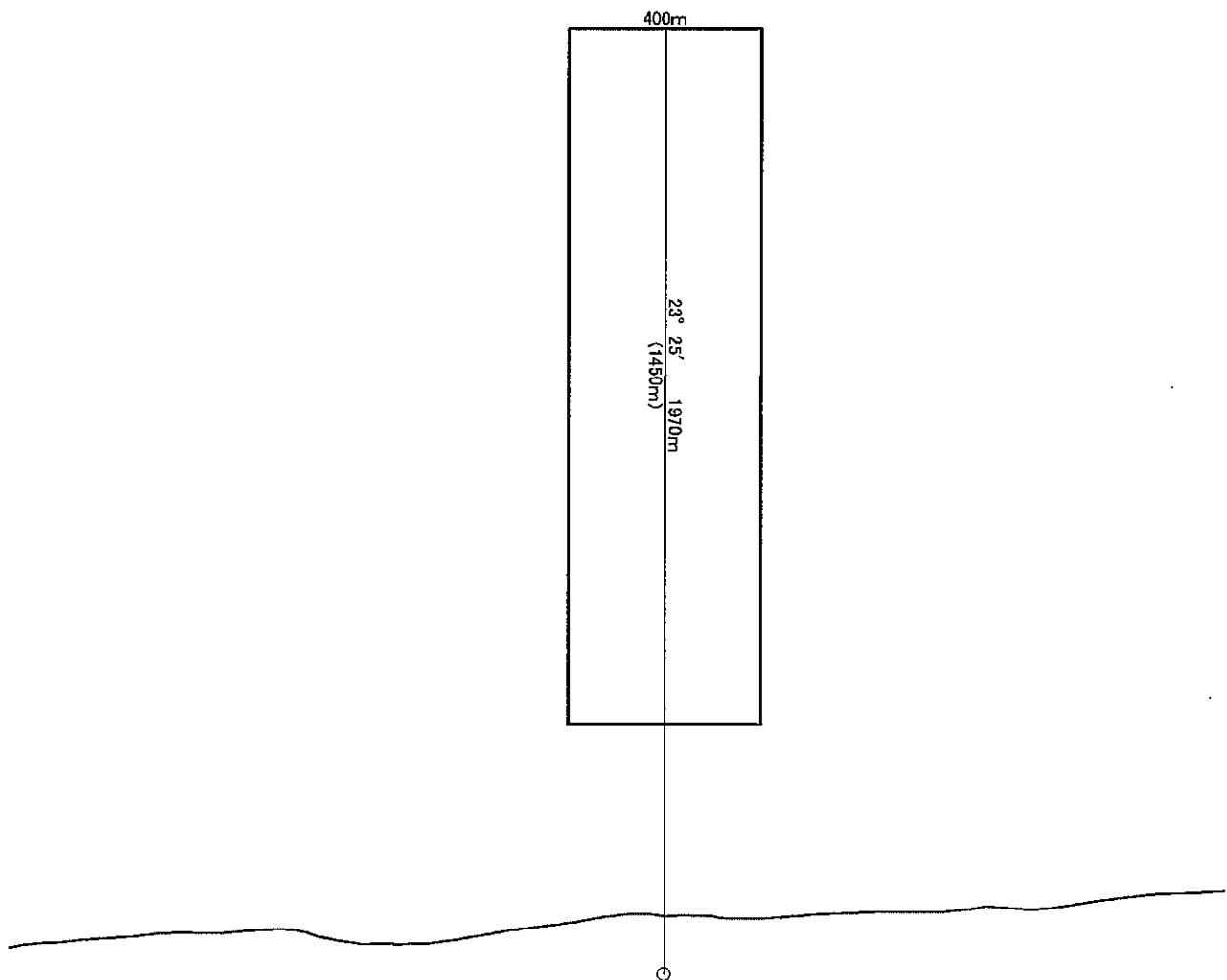
紋別郡湧別町地区

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 23053.6314

Y = 117767.6228



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

湧小さけ定第1号

漁場の位置

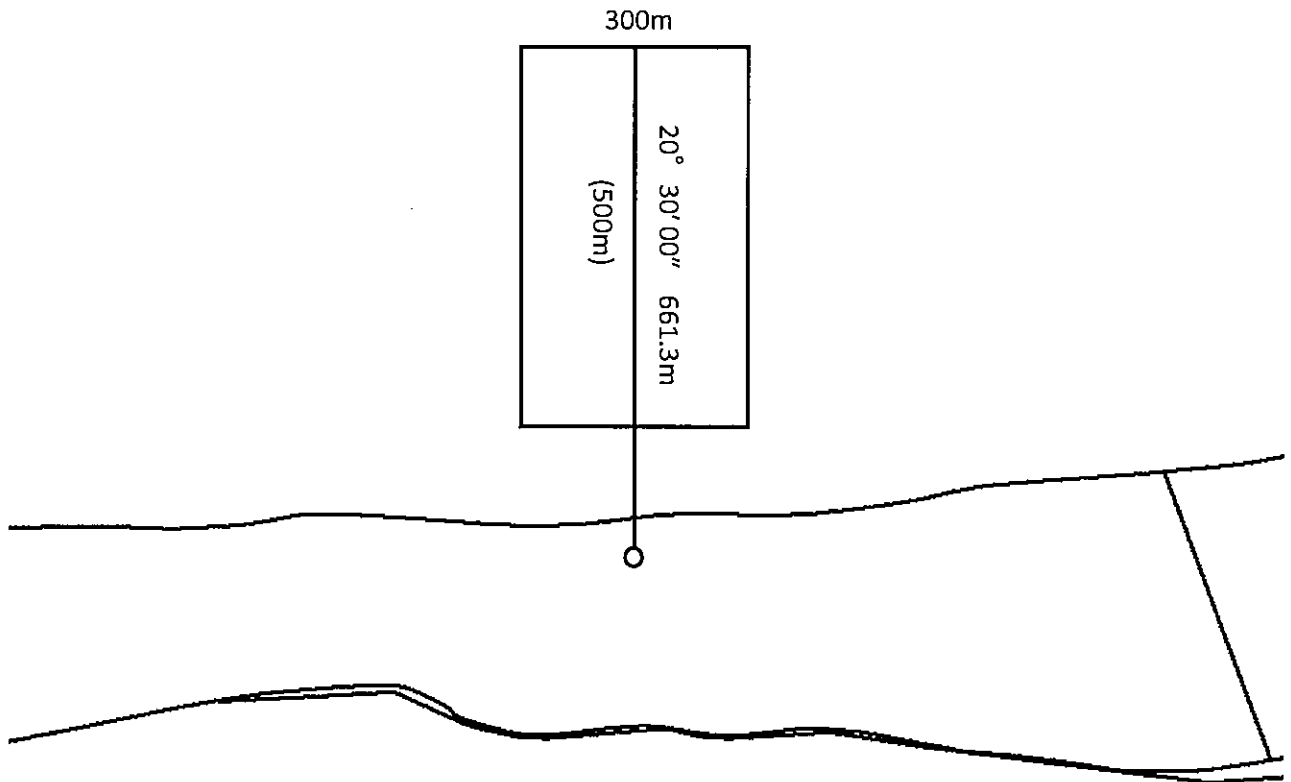
紋別郡湧別町地区

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 21802.5801

Y = 121348.2710



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

常さけ定第1号

漁場の位置

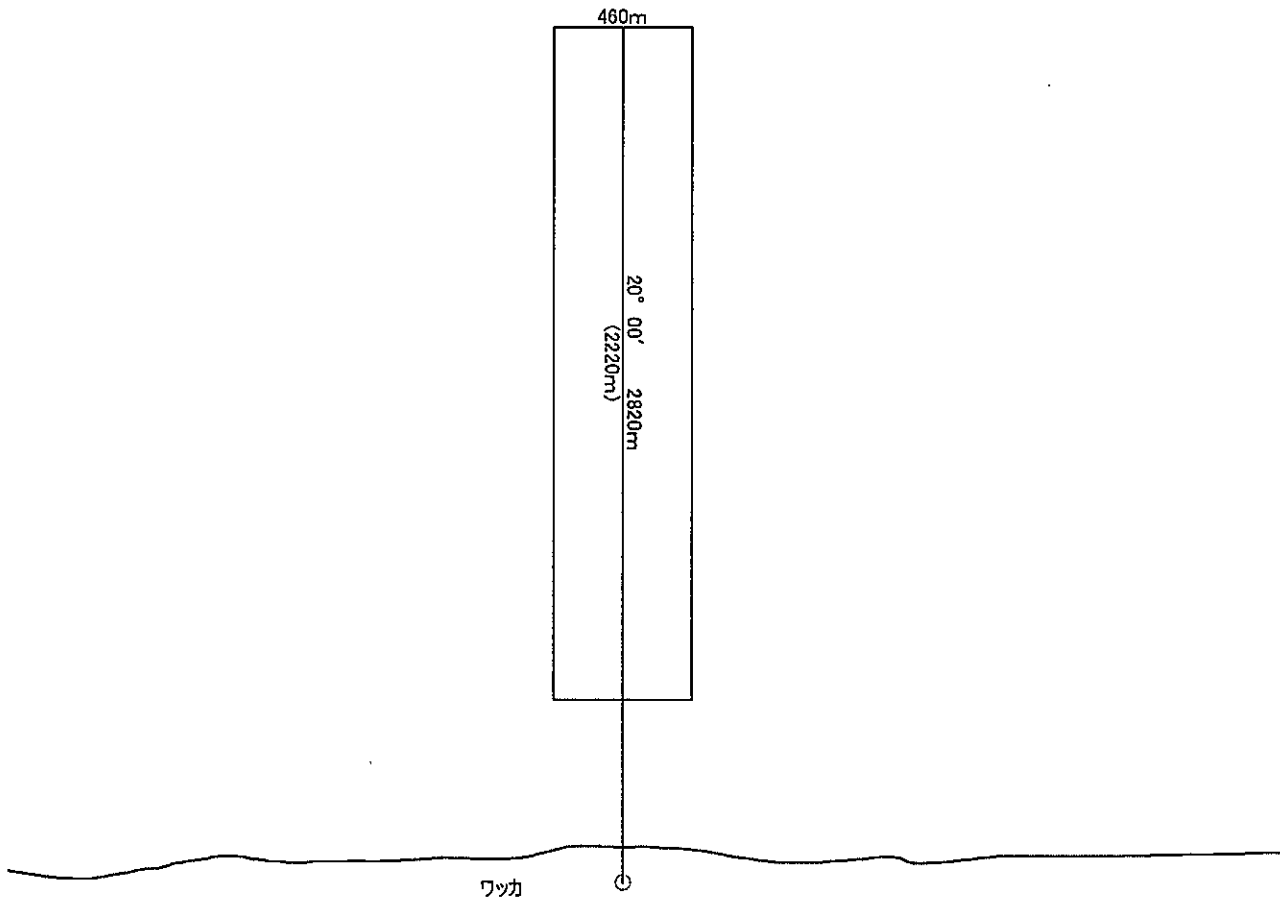
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 19086.9119

Y = -34148.7209



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常小さけ定第1号

漁場の位置

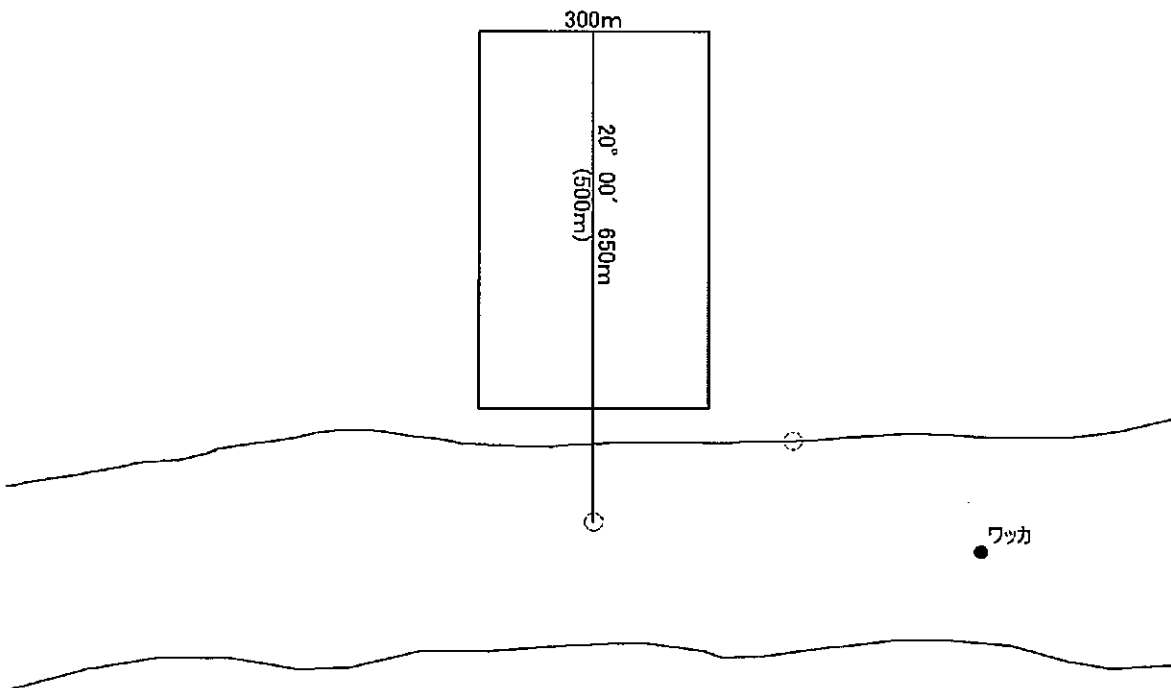
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 19395.929

Y = -35099.777



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

常さけ定第2号

漁場の位置

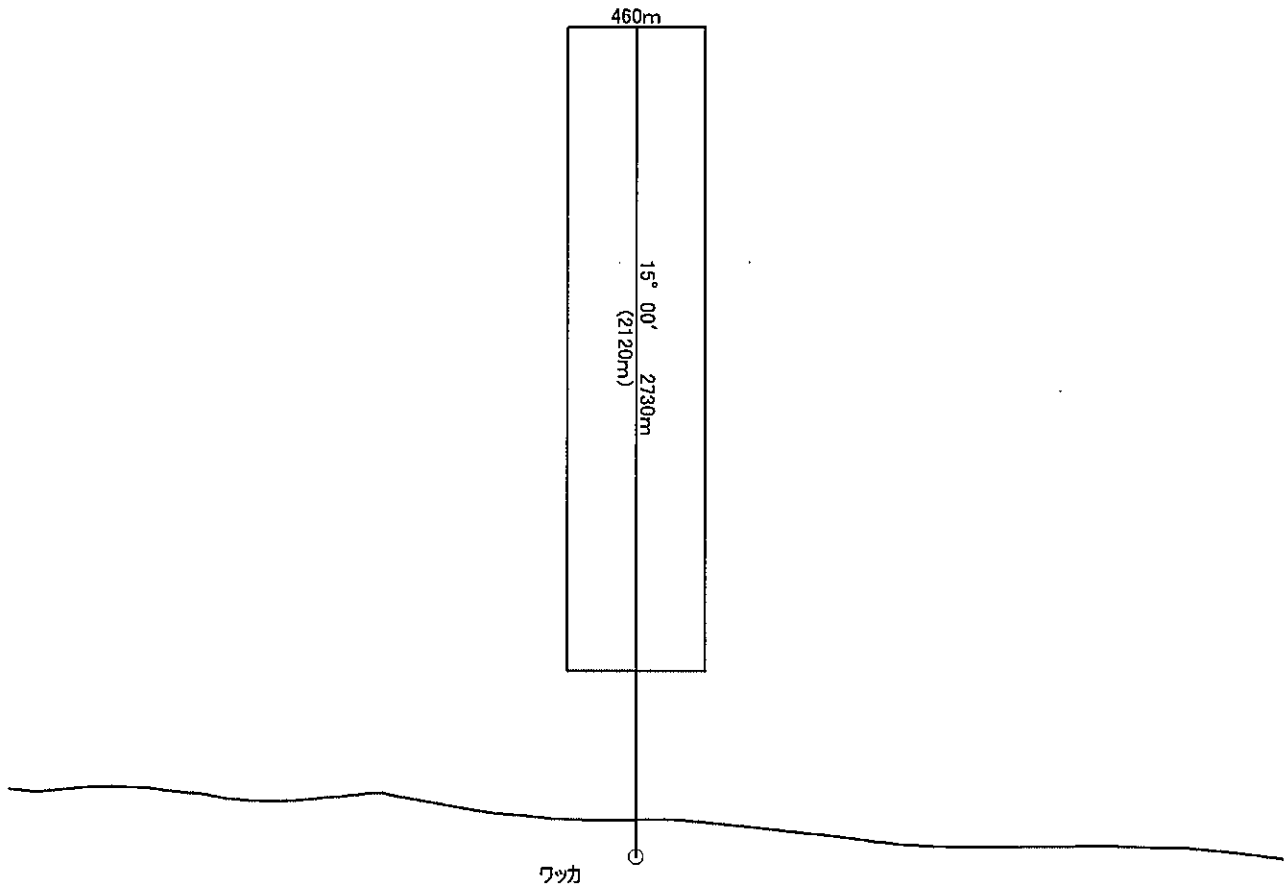
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 17331.7748

Y = -29079.7093



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ定第3号

漁場の位置

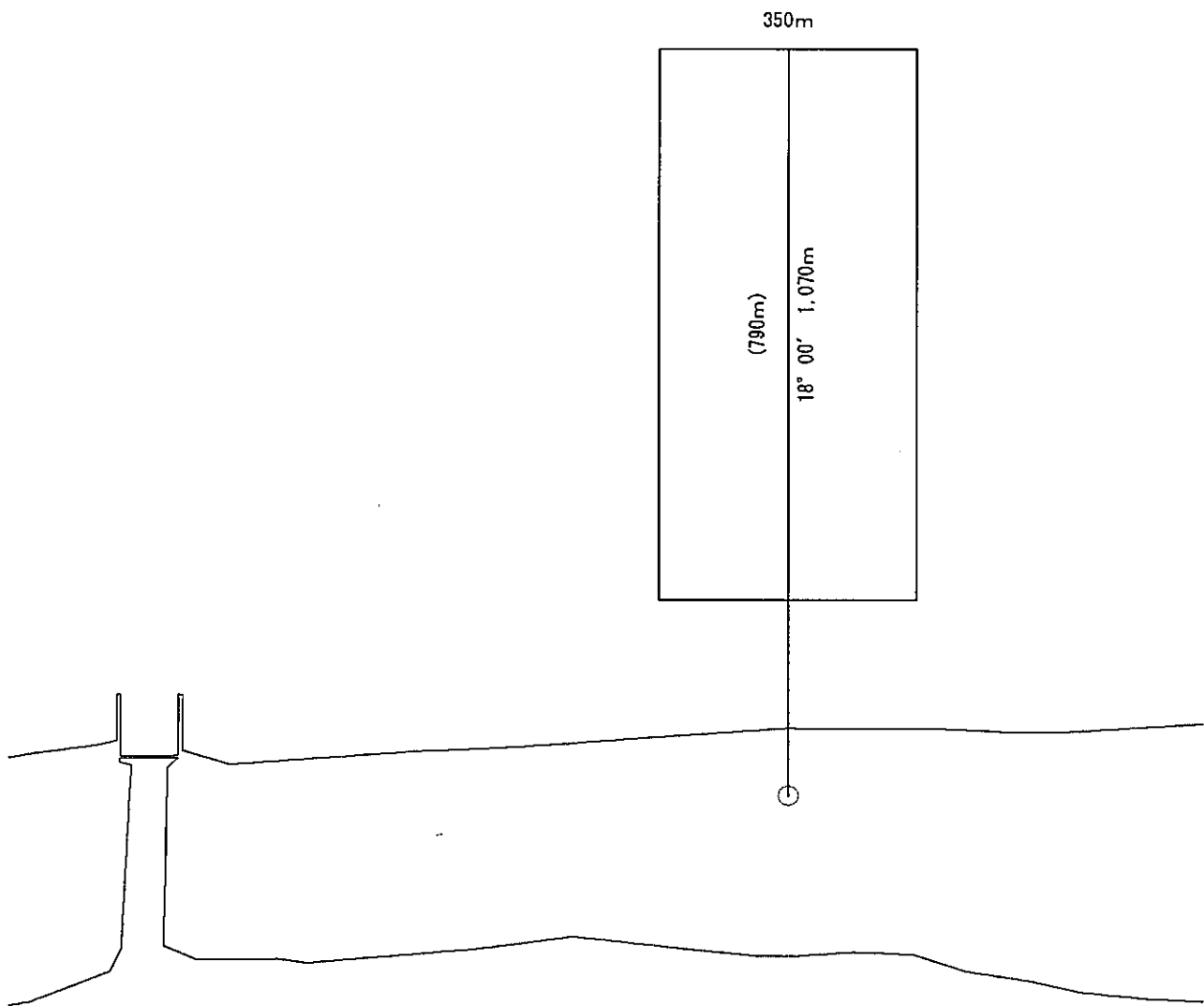
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 16066.5791

Y = -24860.6279



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ定第4号

漁場の位置

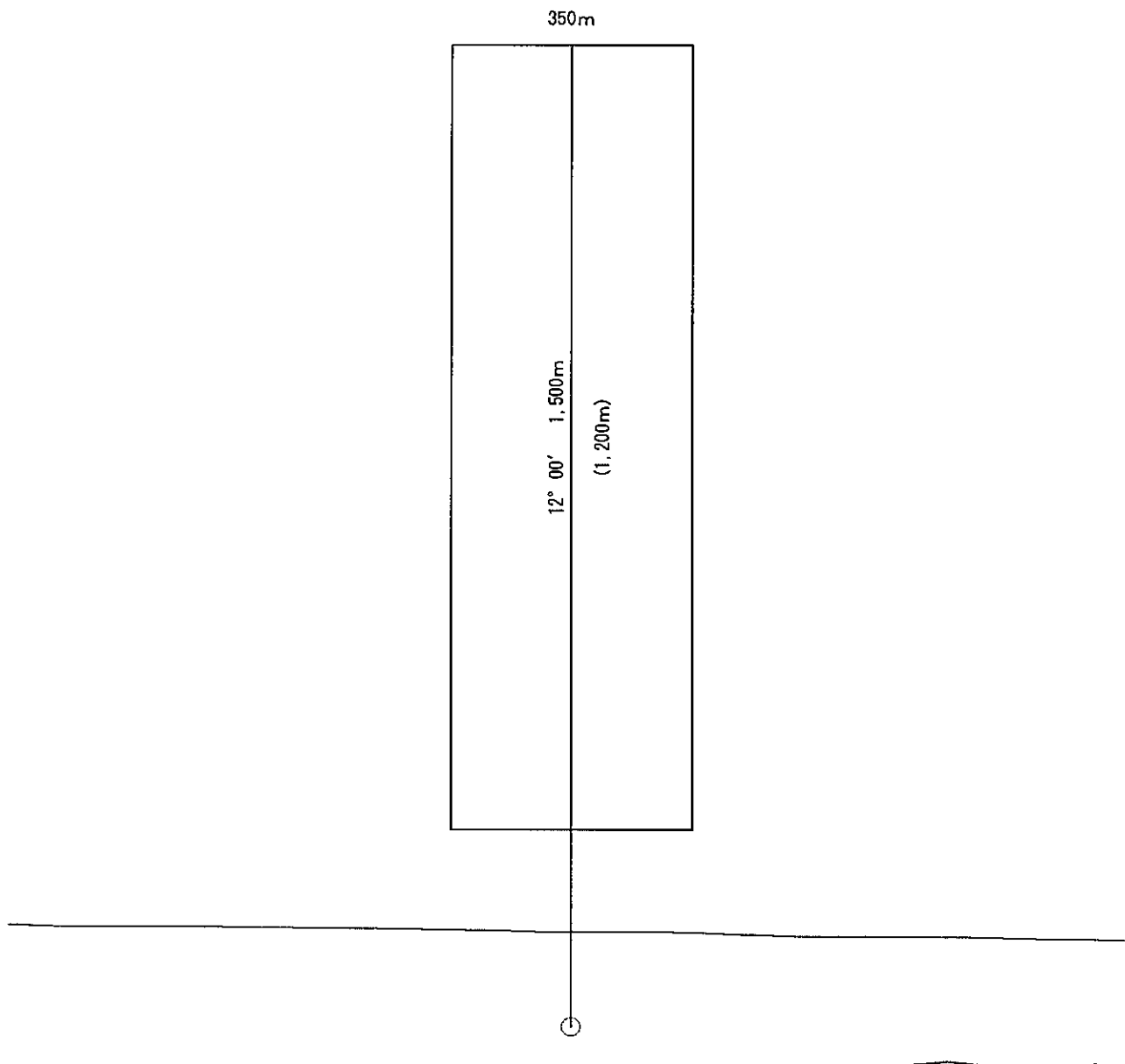
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 15418.7286

Y = -22578.6889



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

常さけ定第5号

漁場の位置

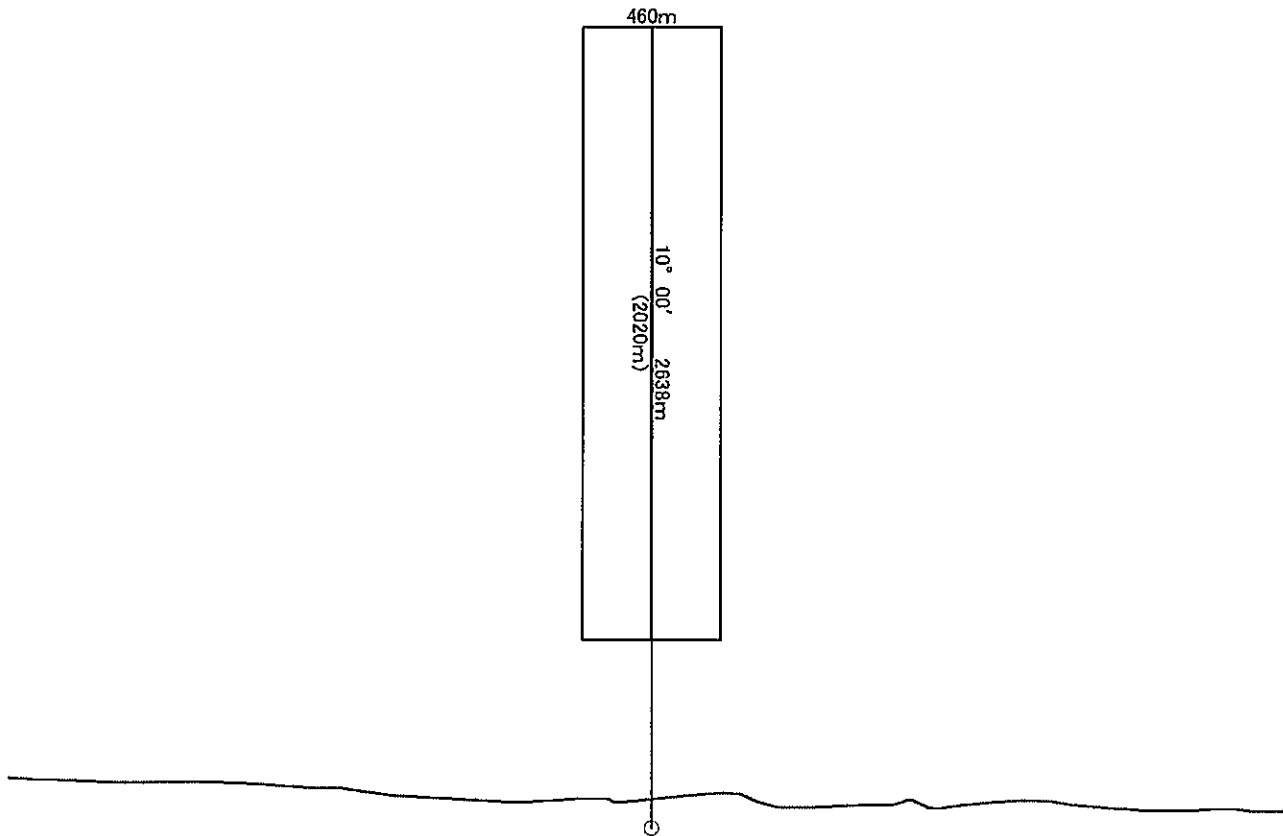
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 14433.2539

Y = -18138.762



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ定第6号

漁場の位置

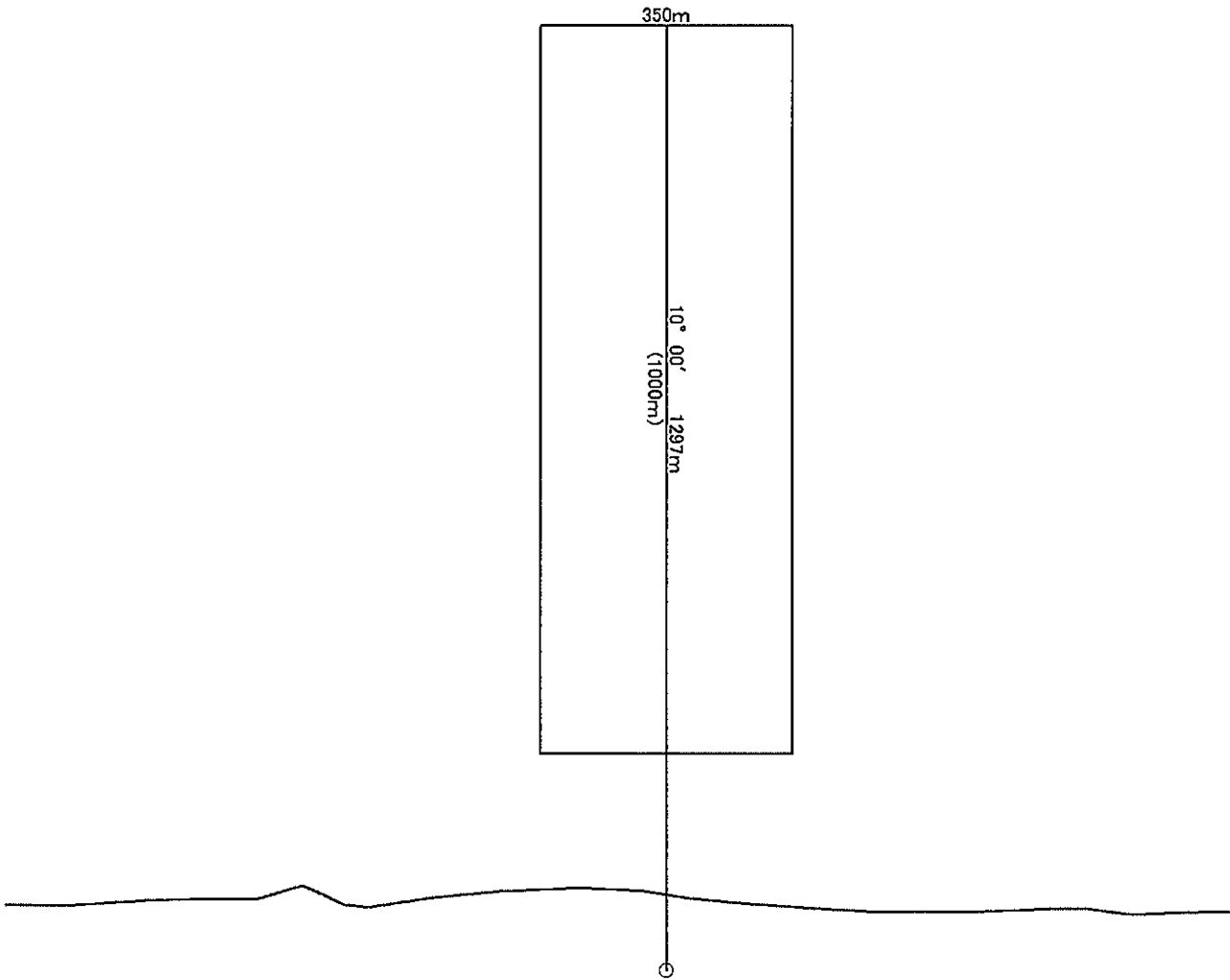
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 14175.2973

Y = -16793.1184



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

常さけ定第7号

漁場の位置

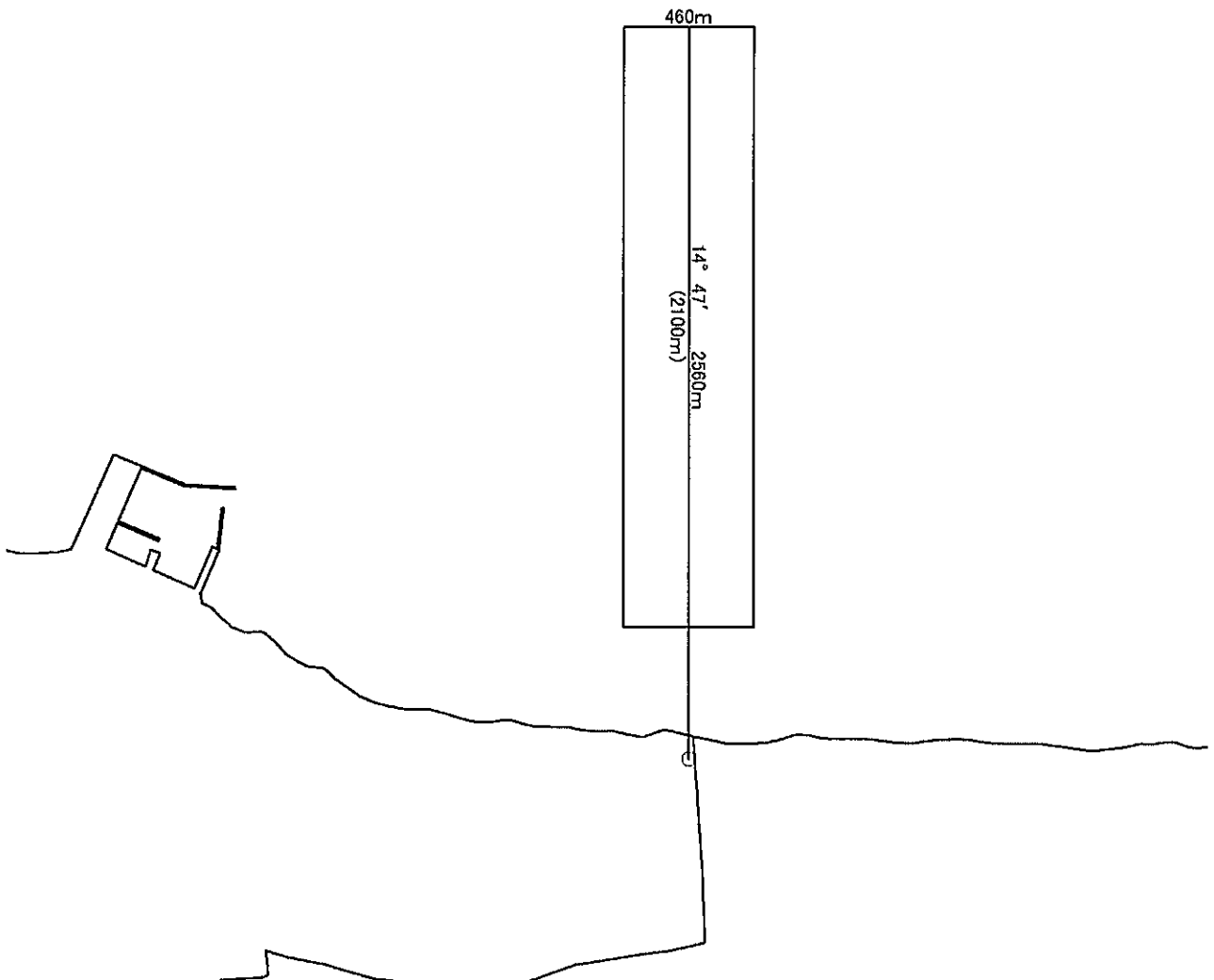
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 12814.8287

Y = -10257.9336



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ定第8号

漁場の位置

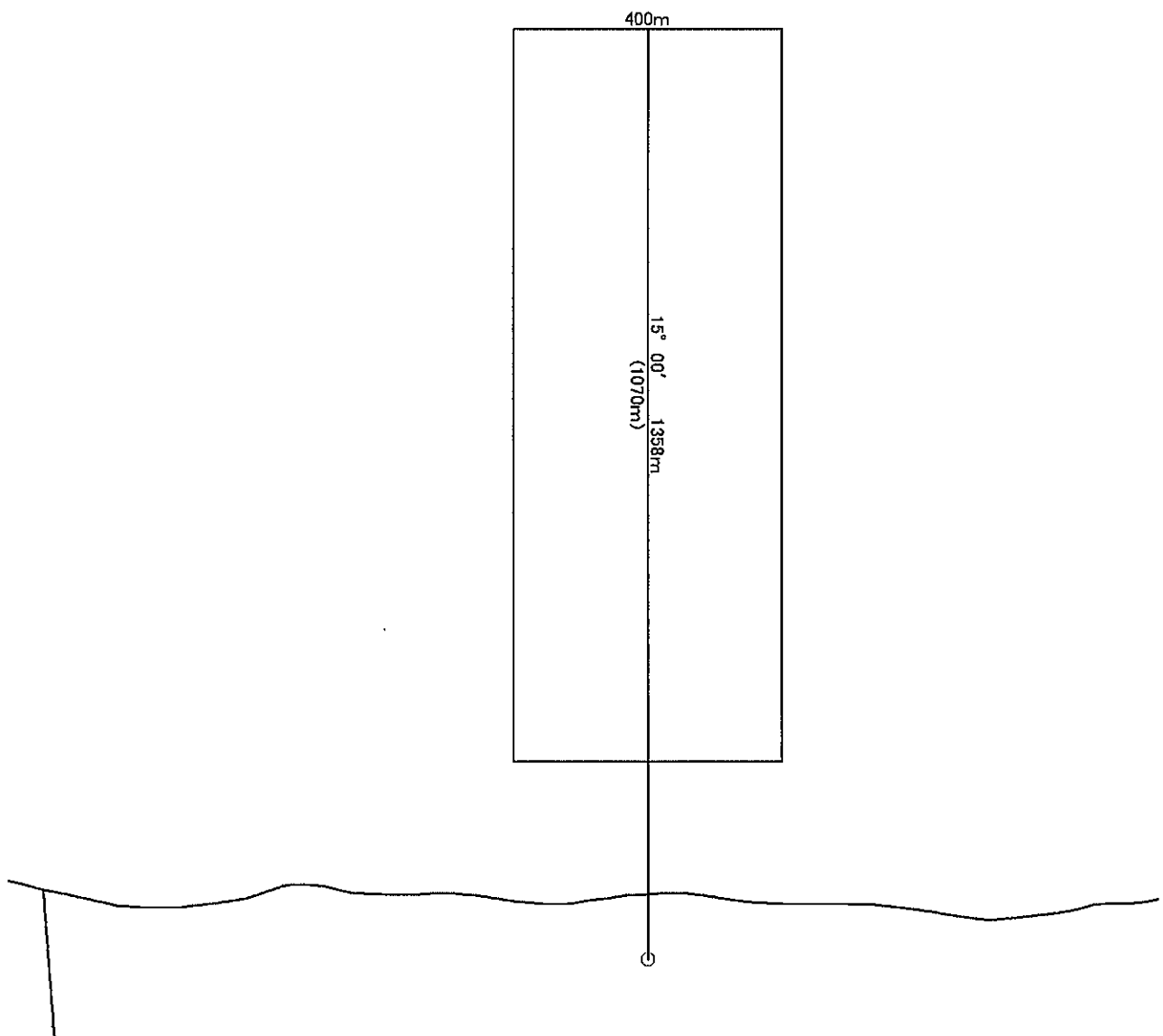
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 12556.0971

Y = -9381.8246



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常小さけ定第2号

漁場の位置

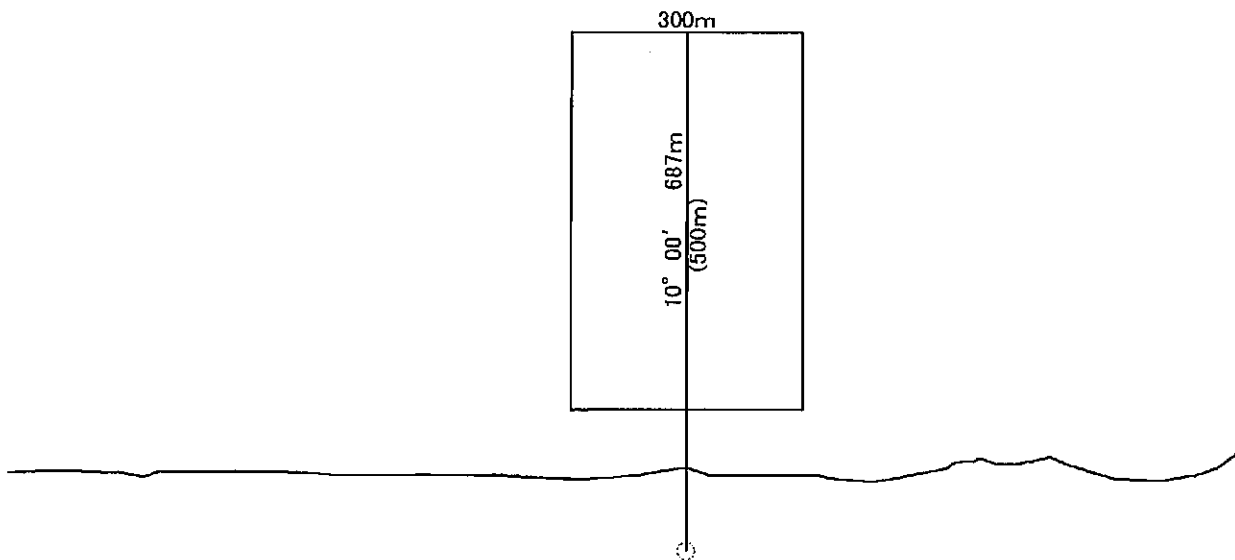
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 13793.6639

Y = -14744.0552



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常小さけ定第3号

漁場の位置

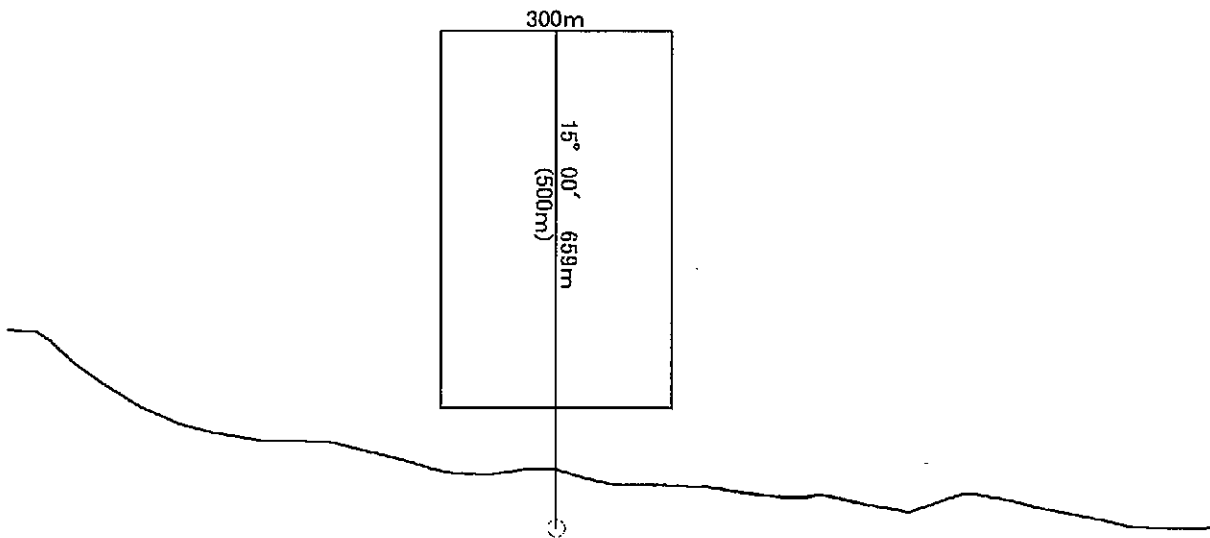
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 13025.9495

Y = -10842.9761



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

網さけ定第1号

漁場の位置

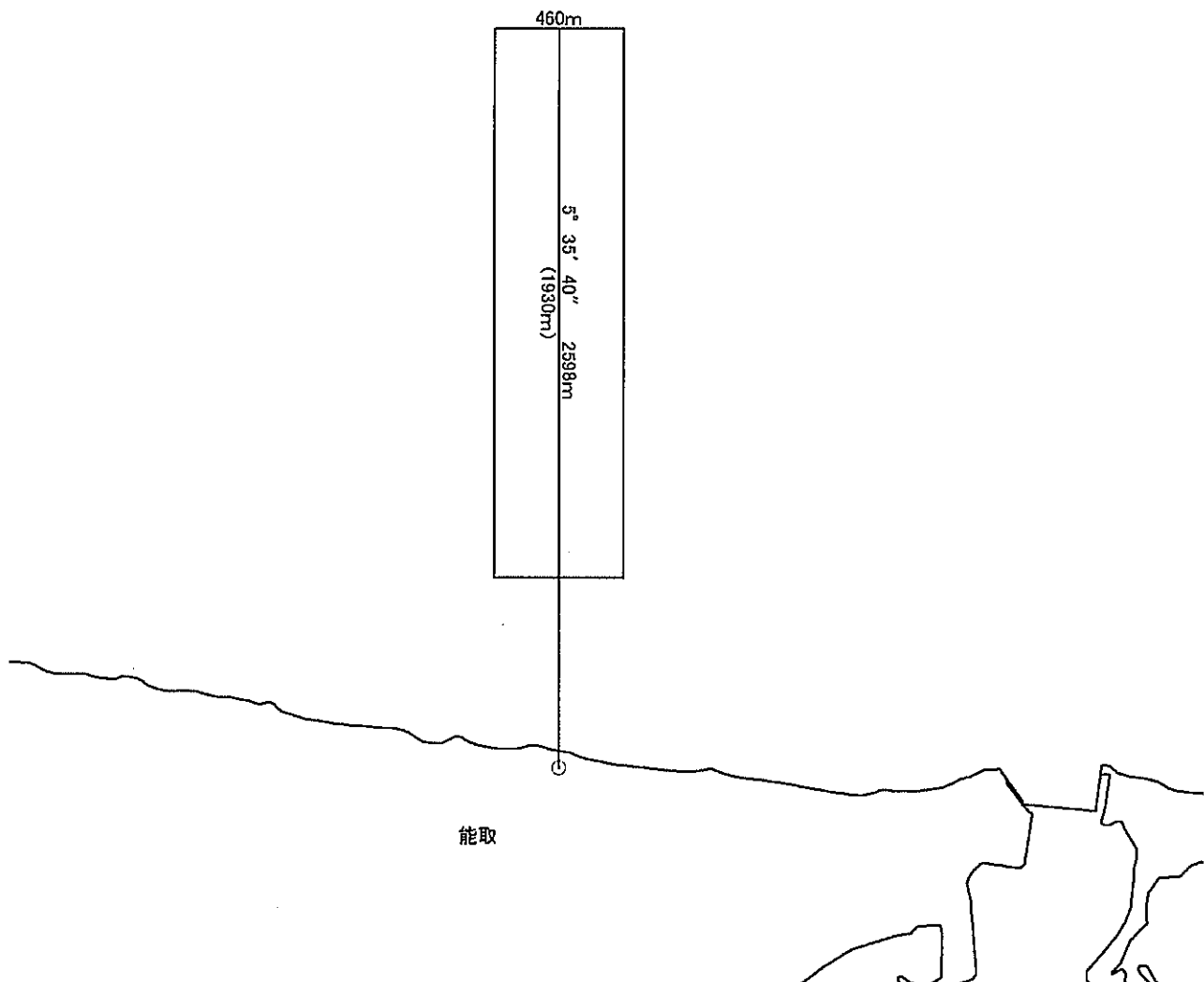
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 11888.7732

Y = -6762.4703



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

網さけ定第2号

漁場の位置

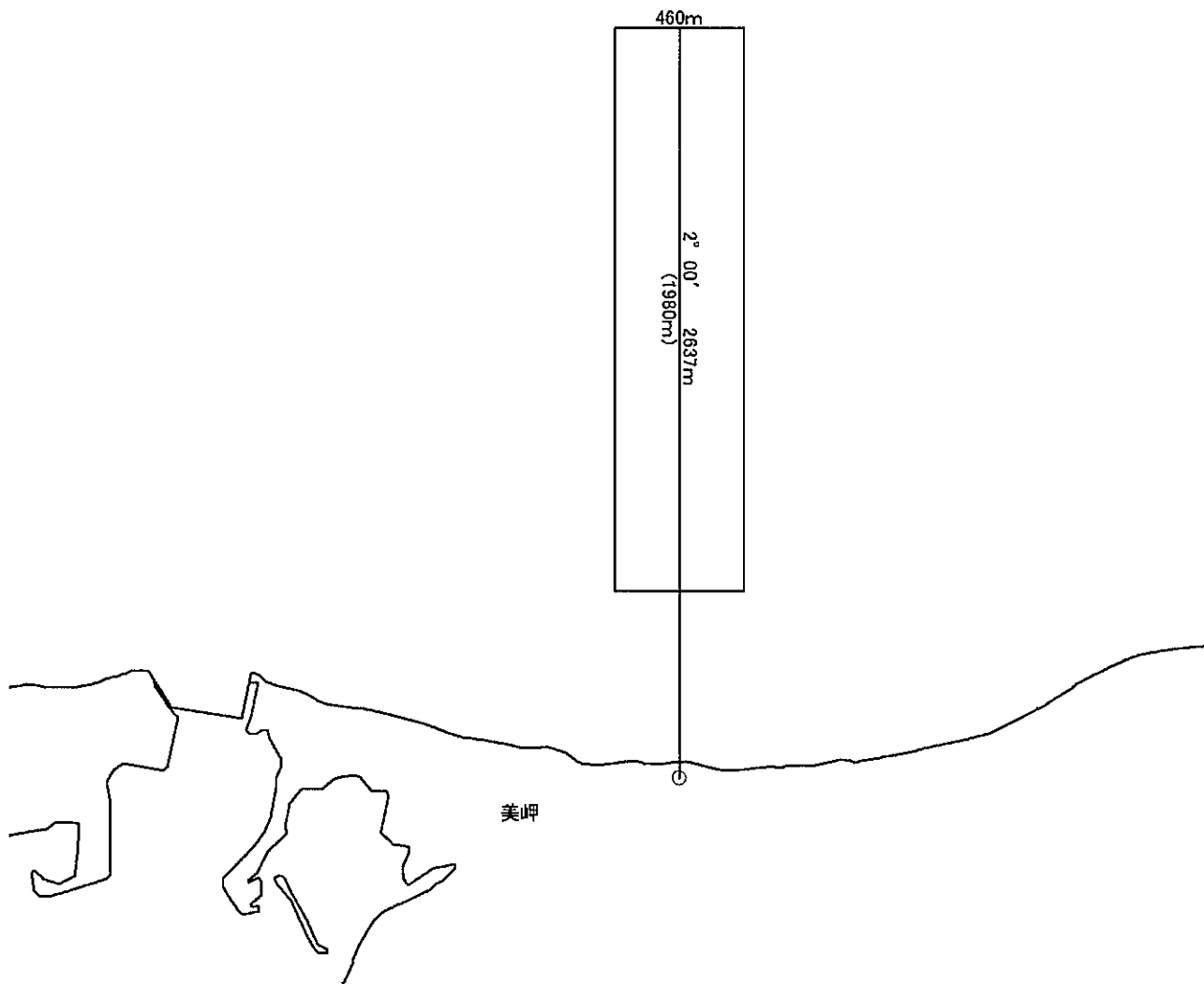
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 11290.3561

Y = -3329.6308



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ定第3号

漁場の位置

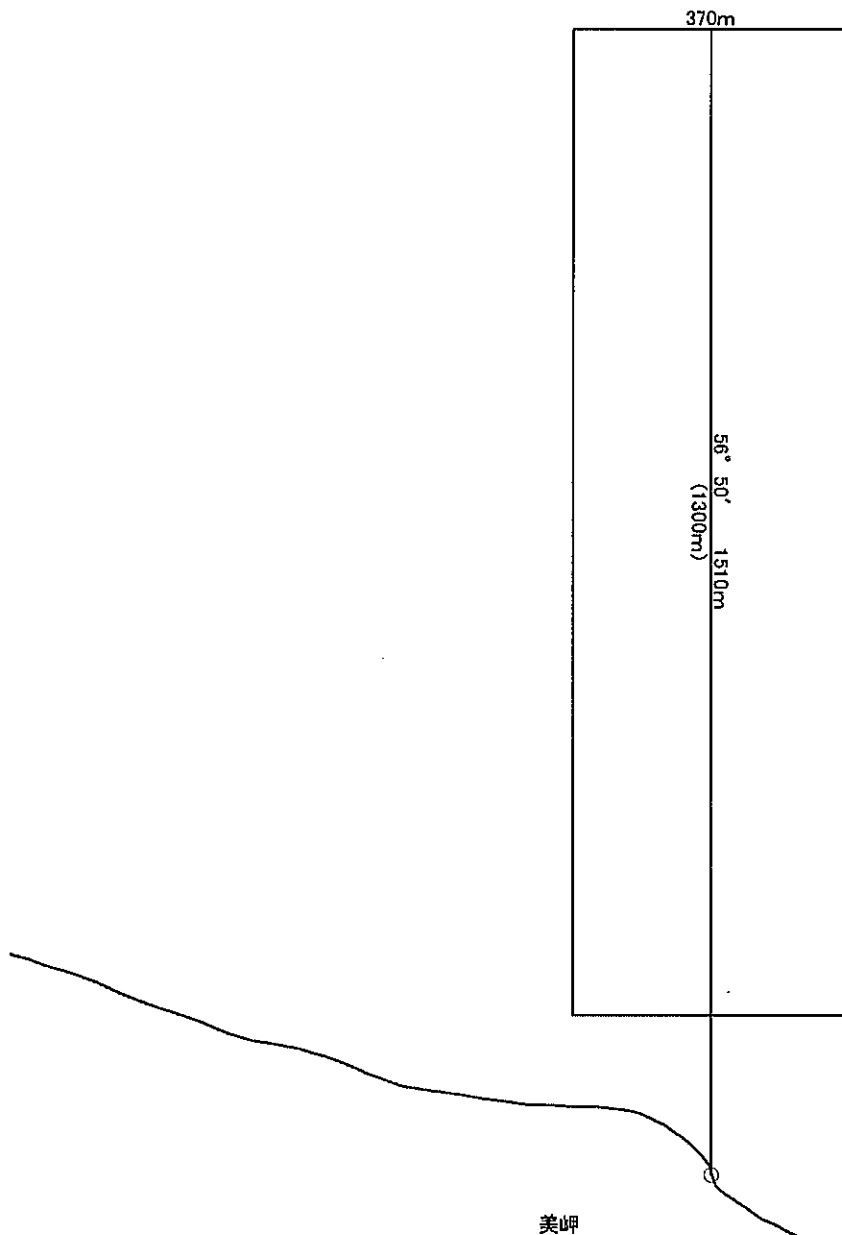
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 10949.1412

Y = 338.3483



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

網さけ定第4号

漁場の位置

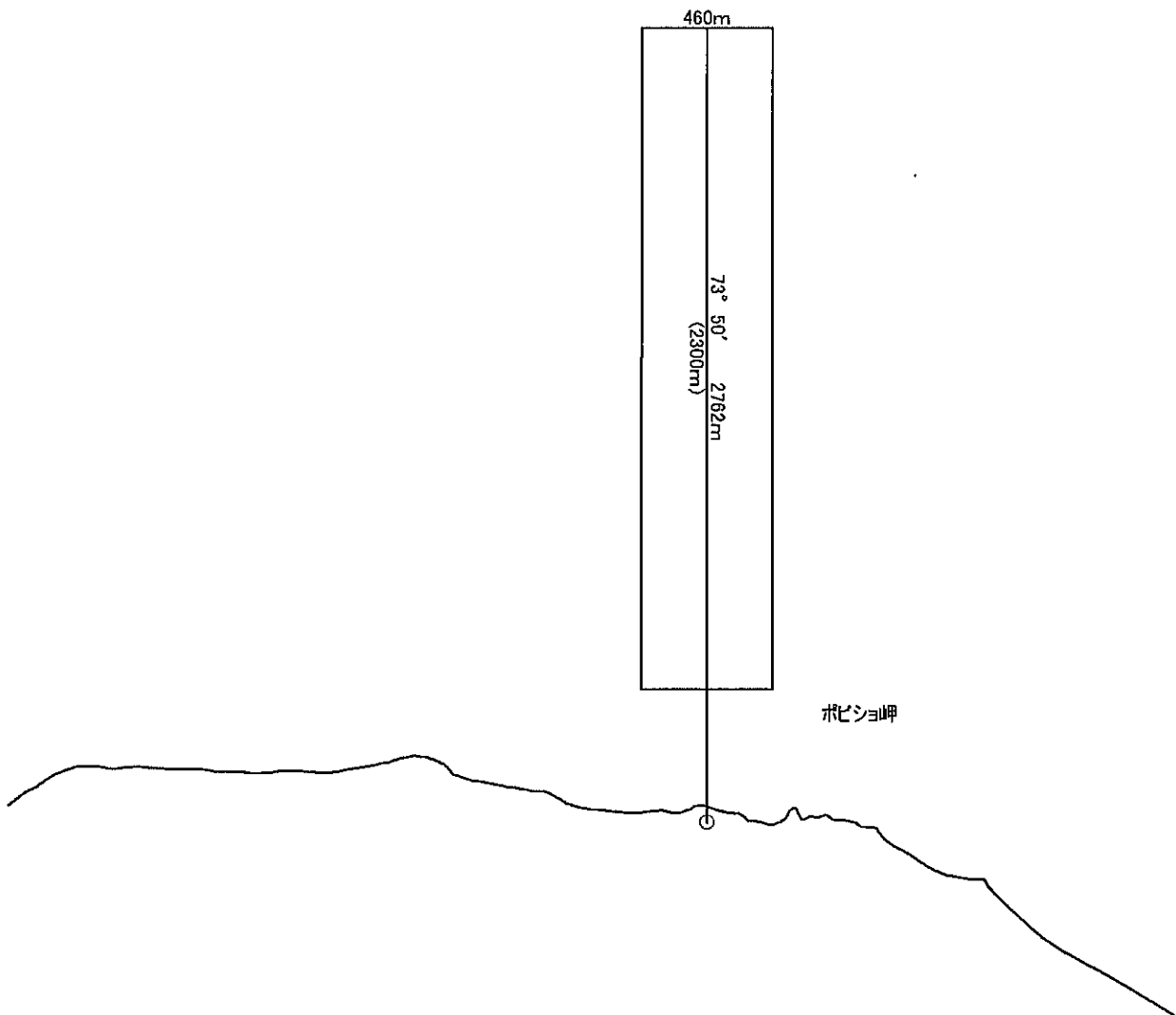
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 10032.3619

Y = 416.4619



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

網さけ定第5号

漁場の位置

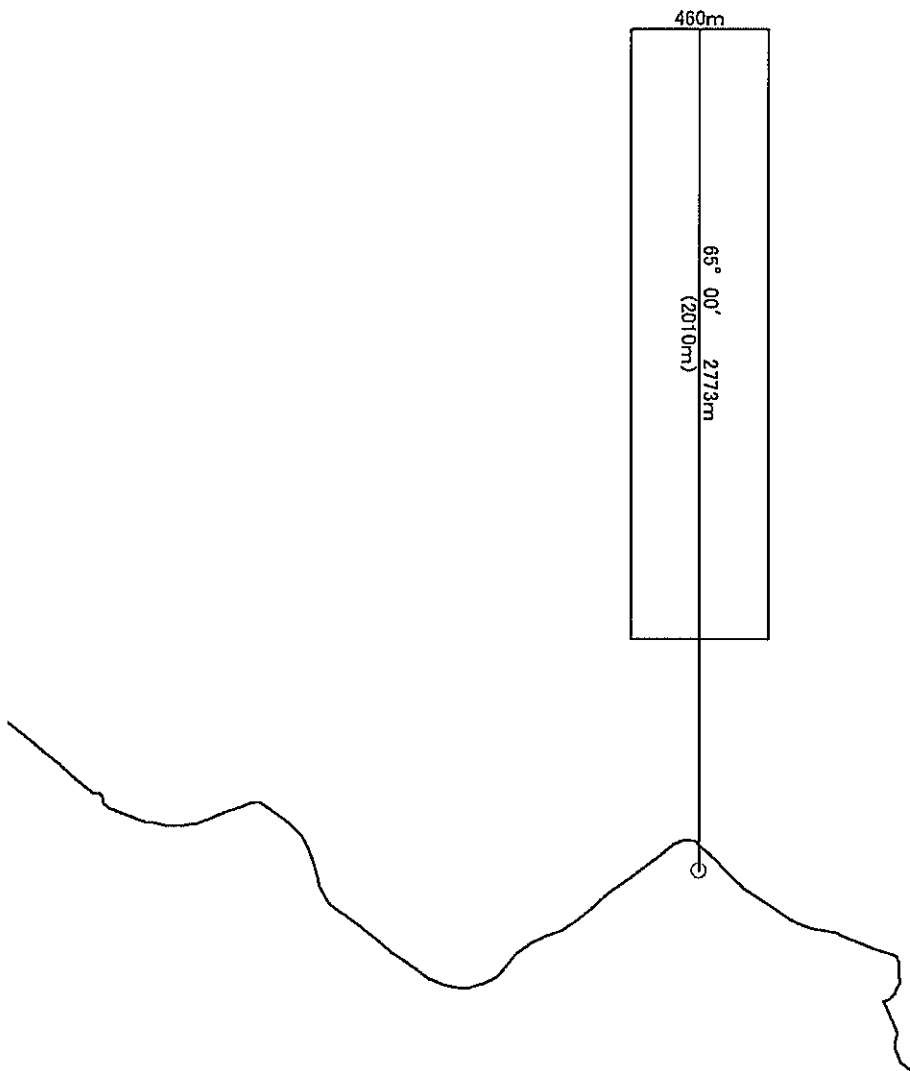
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 6252.2806

Y = 836.6311



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

網さけ定第6号

漁場の位置

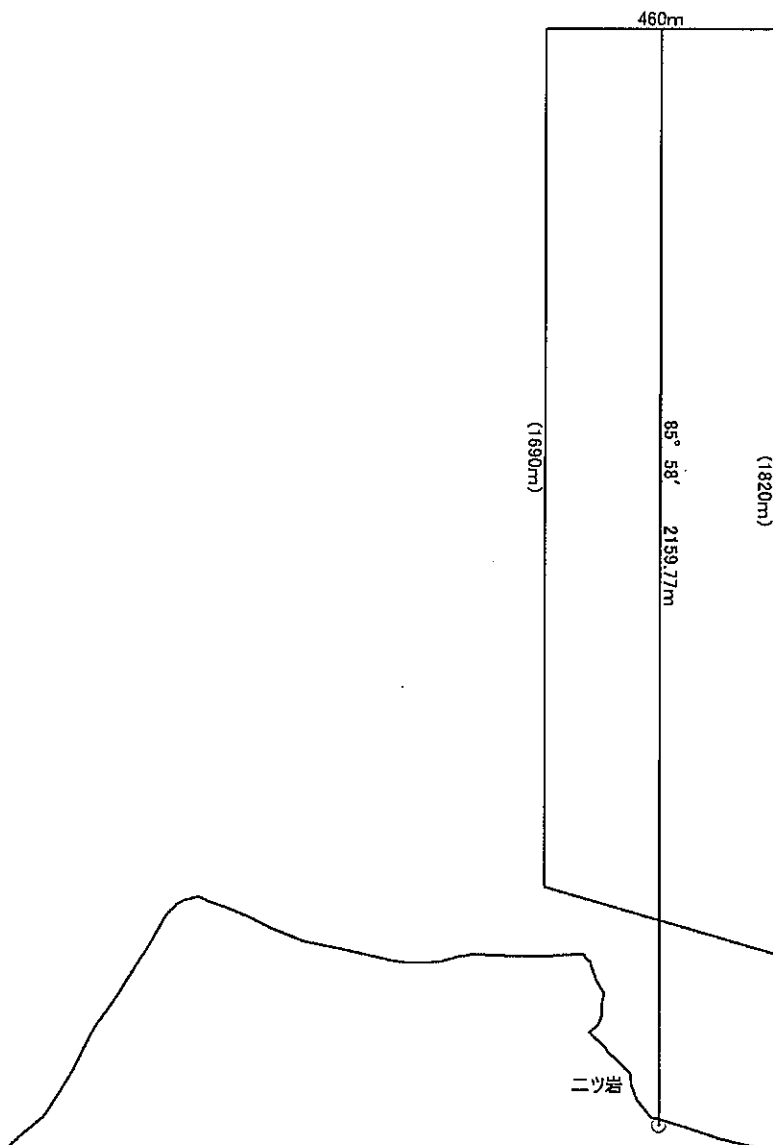
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 5357.9484

Y = 536.416



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

網さけ定第7号

漁場の位置

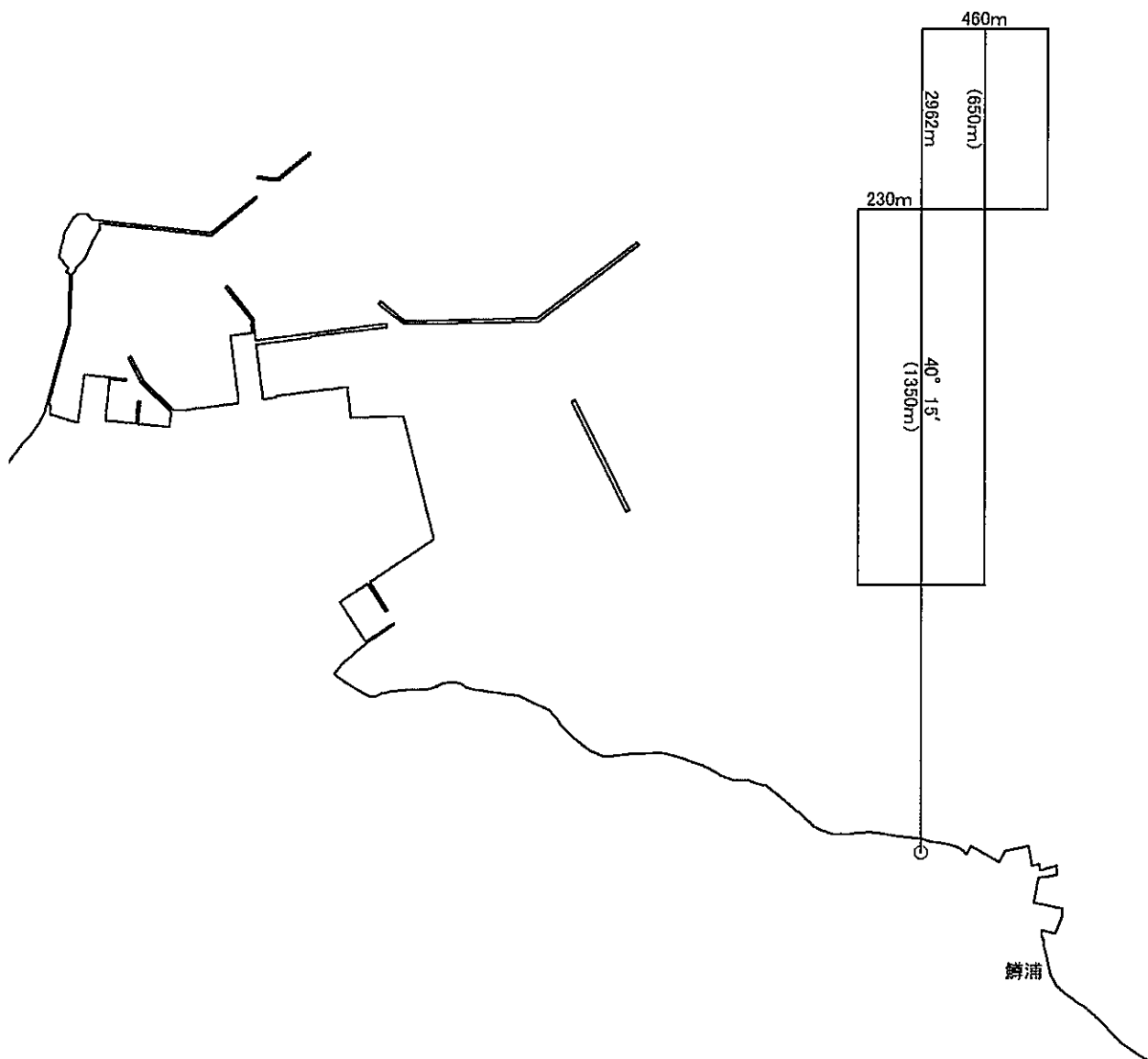
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -621.6418

Y = 3634.942



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

網さけ定第8号

漁場の位置

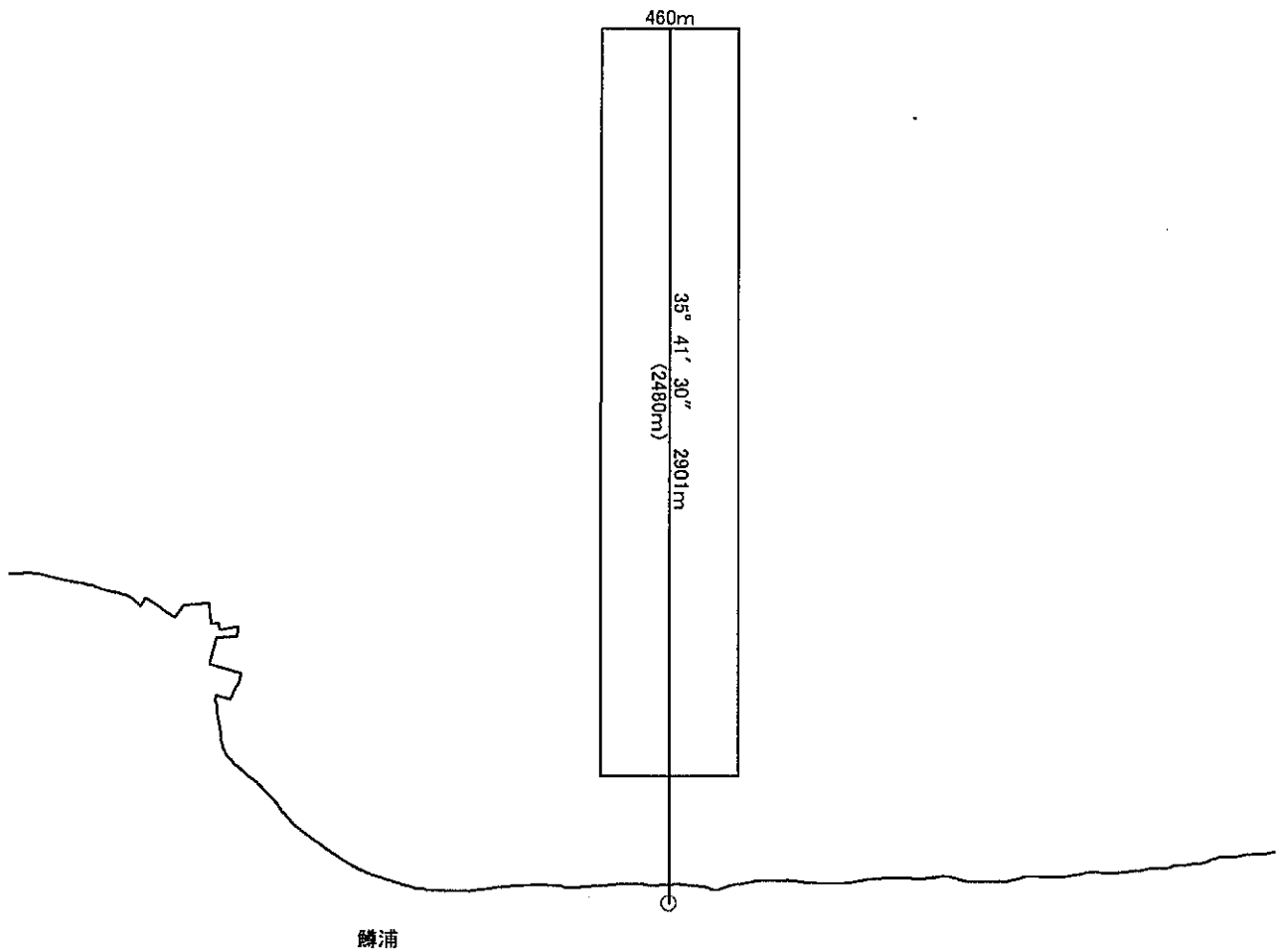
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -2561.6241

Y = 4619.0449



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網小さけ定第1号

漁場の位置

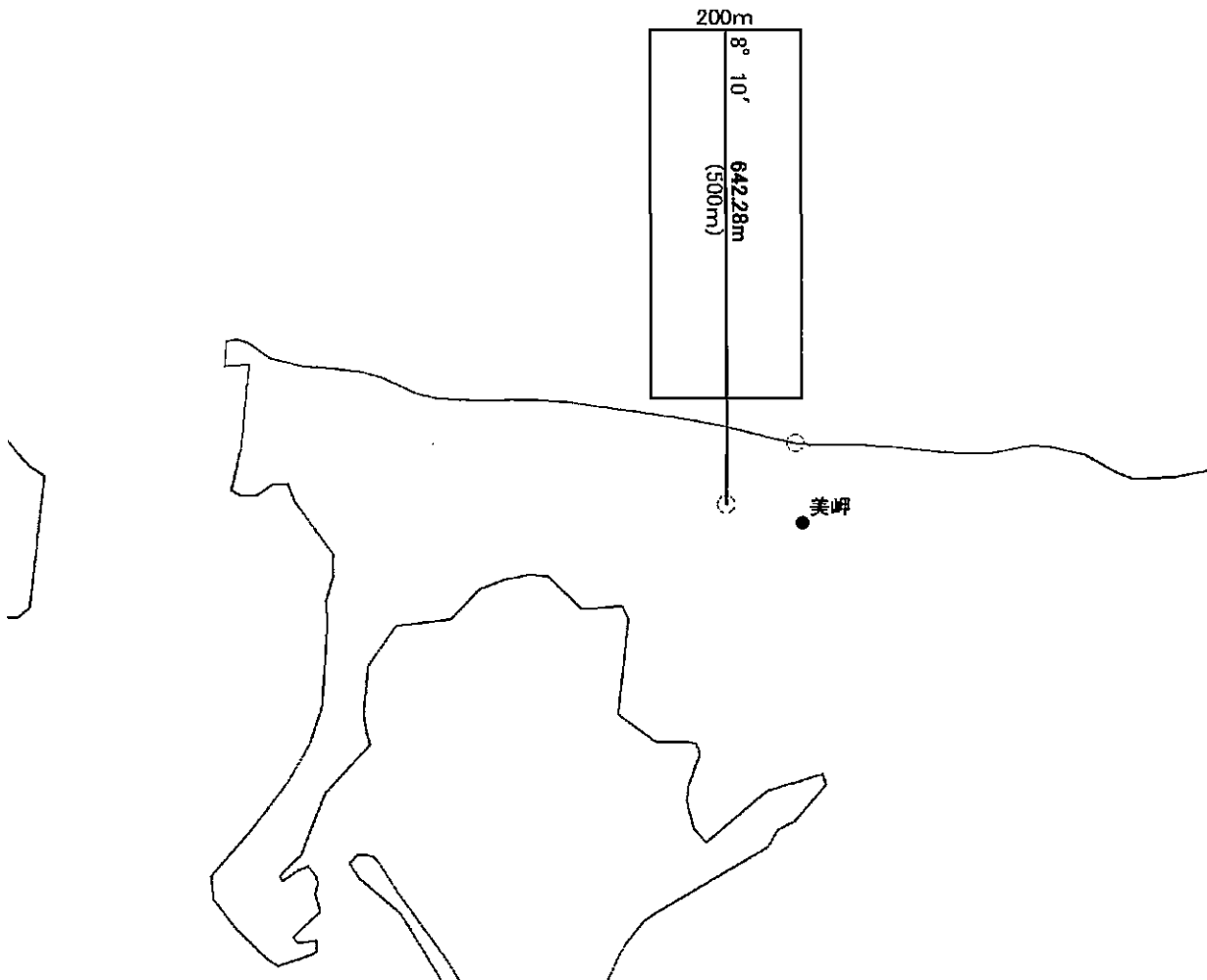
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 11395.793

Y = -4213.545



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

小清さけ定第1号

漁場の位置

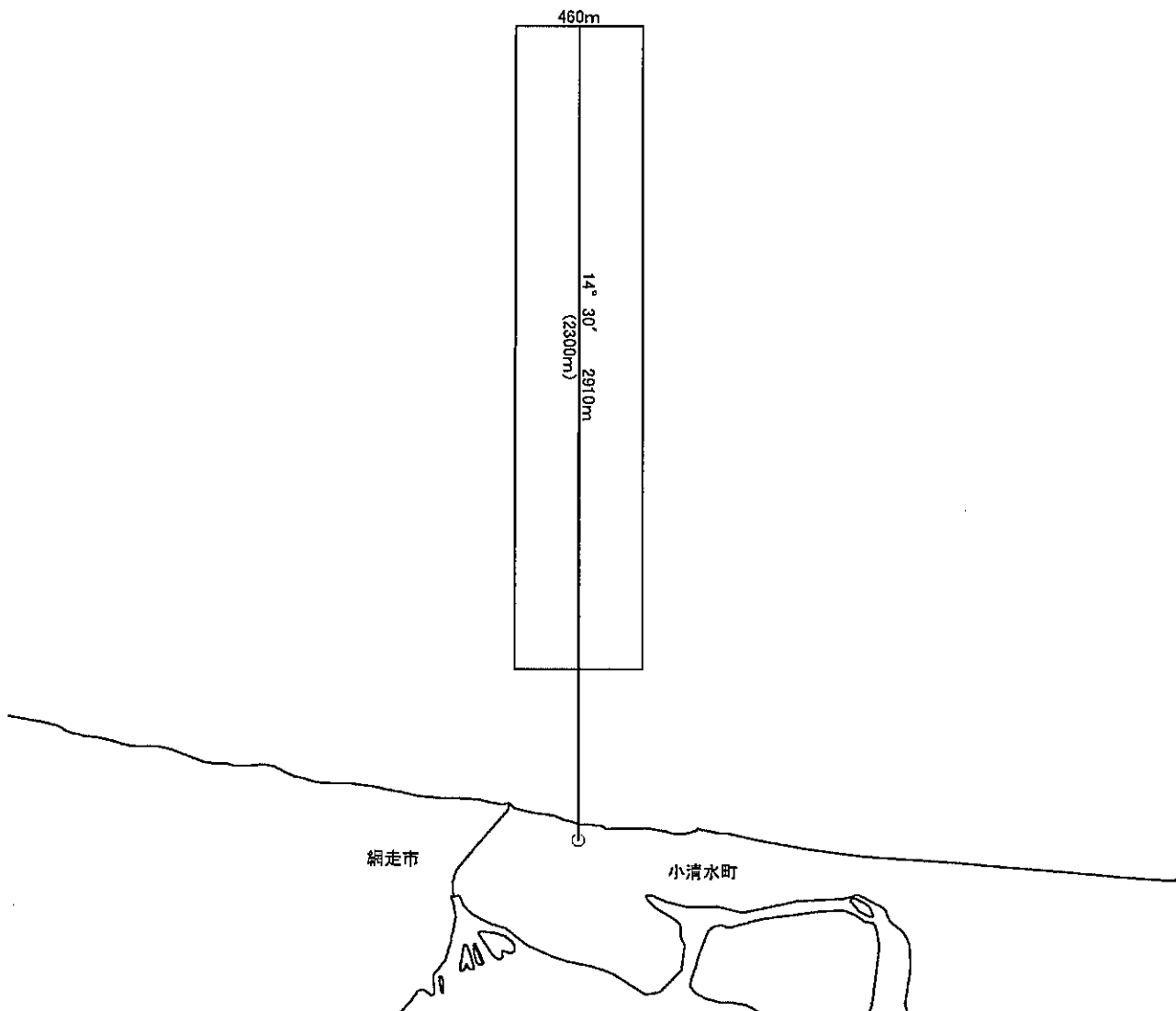
斜里郡小清水町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -5080.6328

Y = 9283.3807



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

小清さけ定第2号

漁場の位置

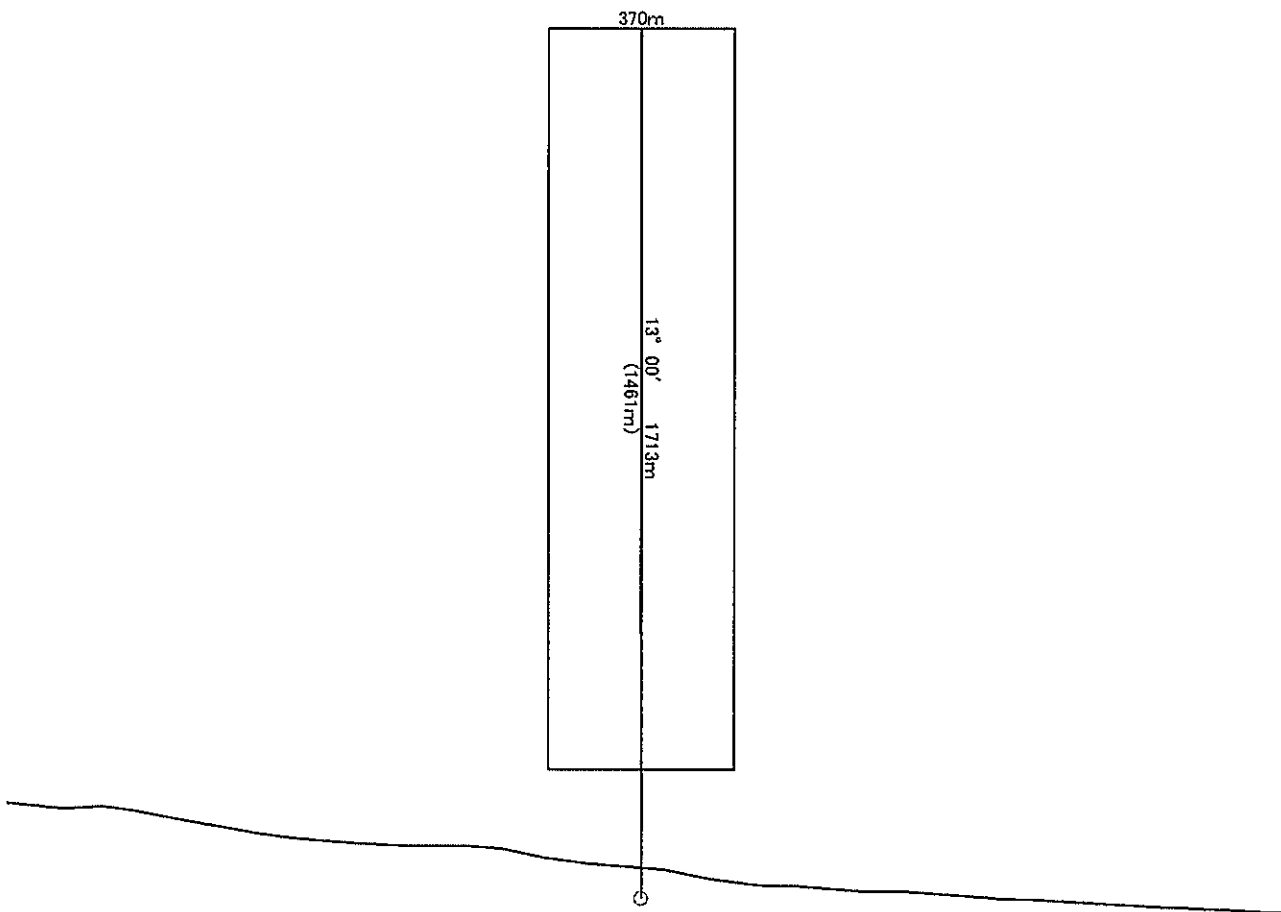
斜里郡小清水町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -6181.0172

Y = 12400.0518



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

小清さけ定第3号

漁場の位置

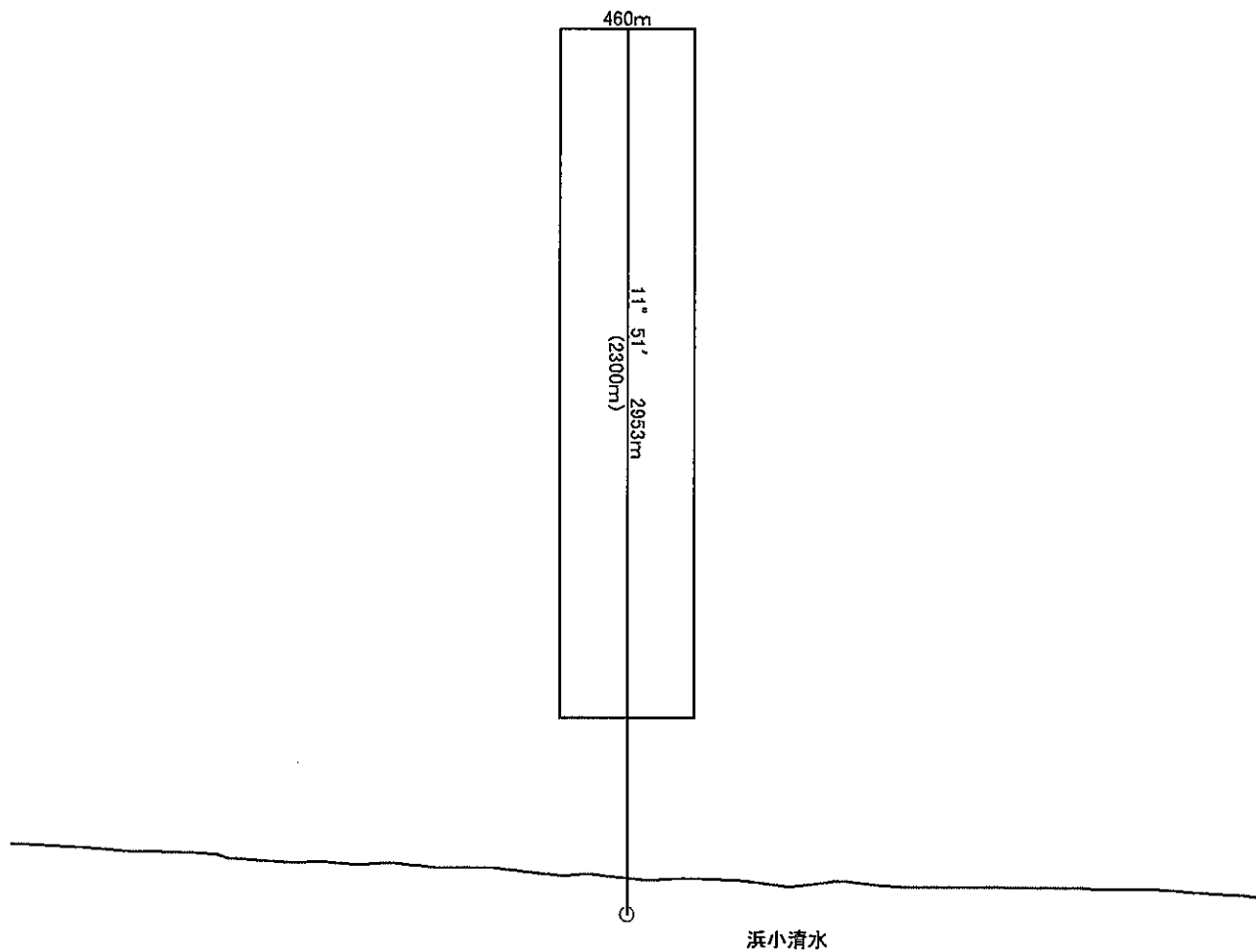
斜里郡小清水町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -7245.0986

Y = 16010.0353



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

小清さけ定第4号

漁場の位置

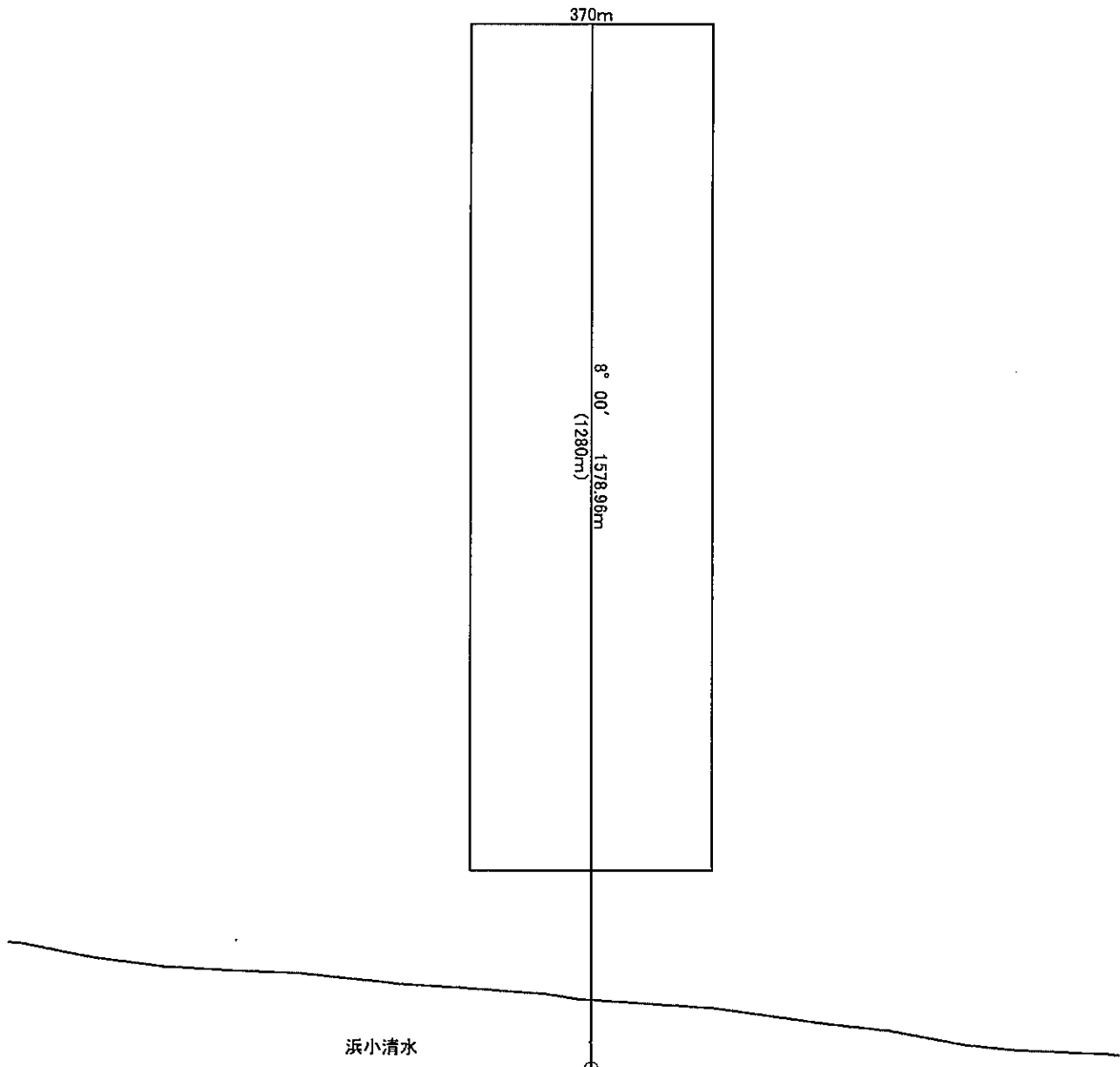
斜里郡小清水町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -7601.1153

Y = 17605.6452



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

小清さけ定第5号

漁場の位置

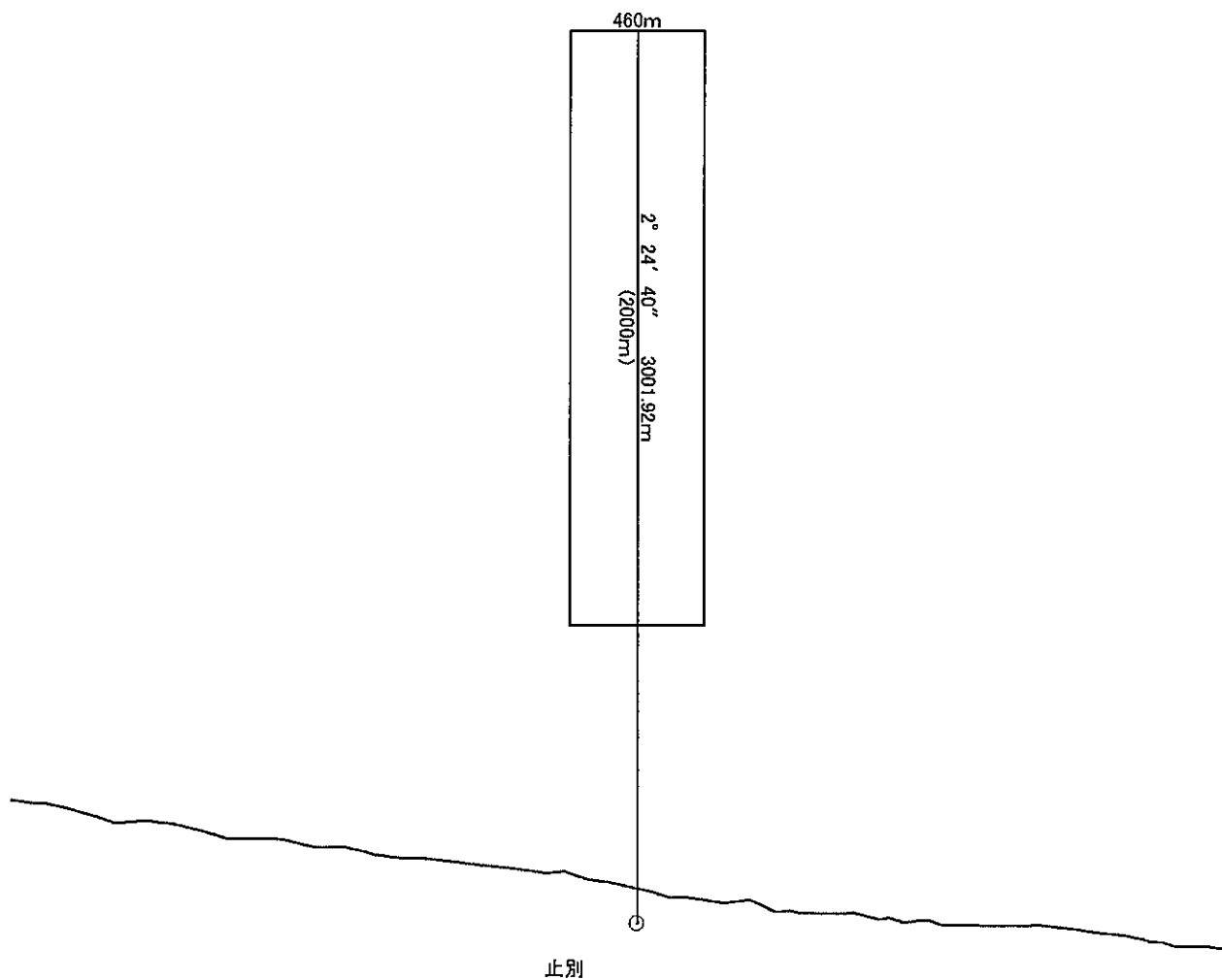
斜里郡小清水町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -8466.3822

Y = 21999.916



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

小清さけ定第6号

漁場の位置

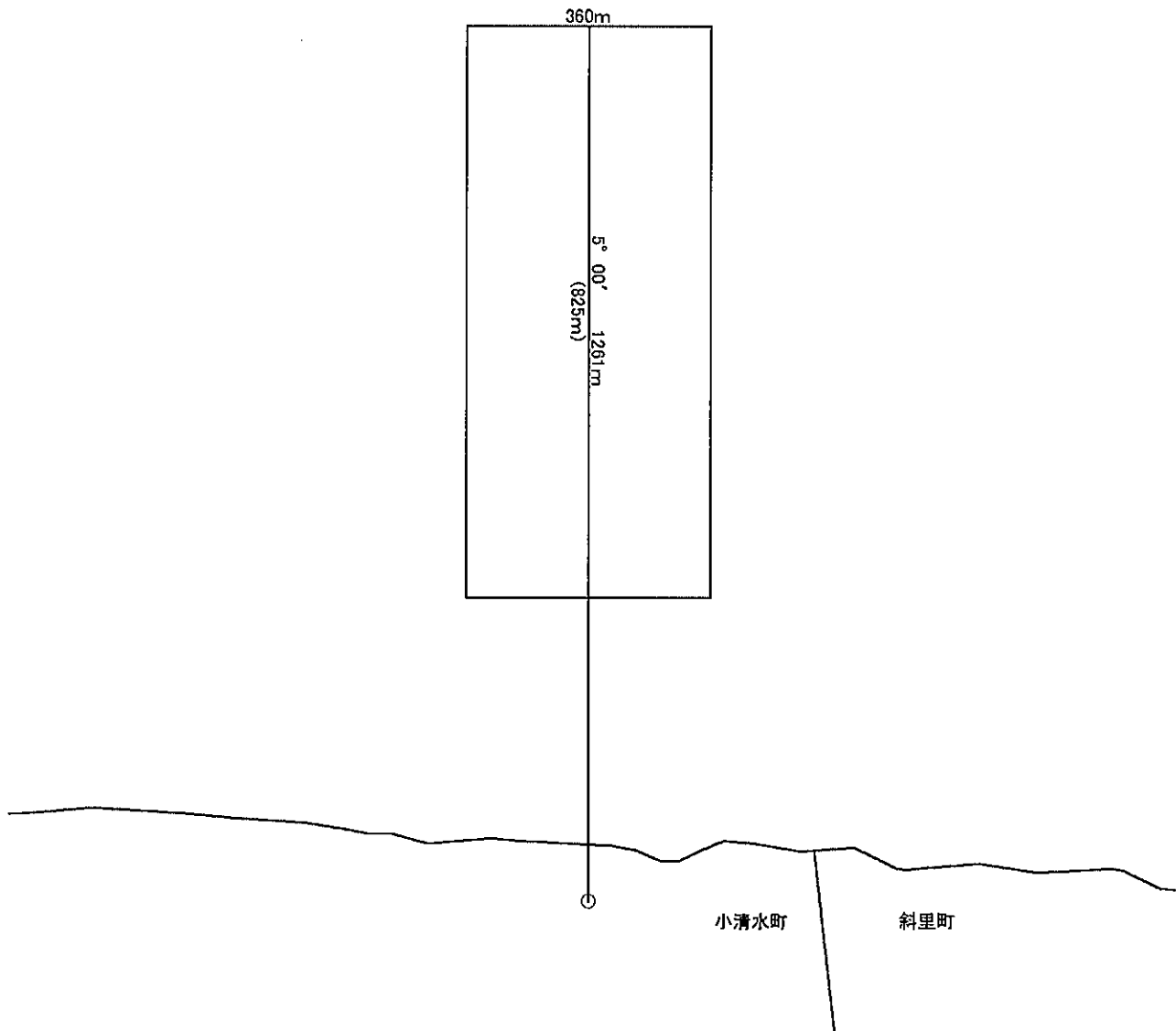
斜里郡小清水町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -8723.3616

Y = 24079.9203



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

斜さけ定第1号

漁場の位置

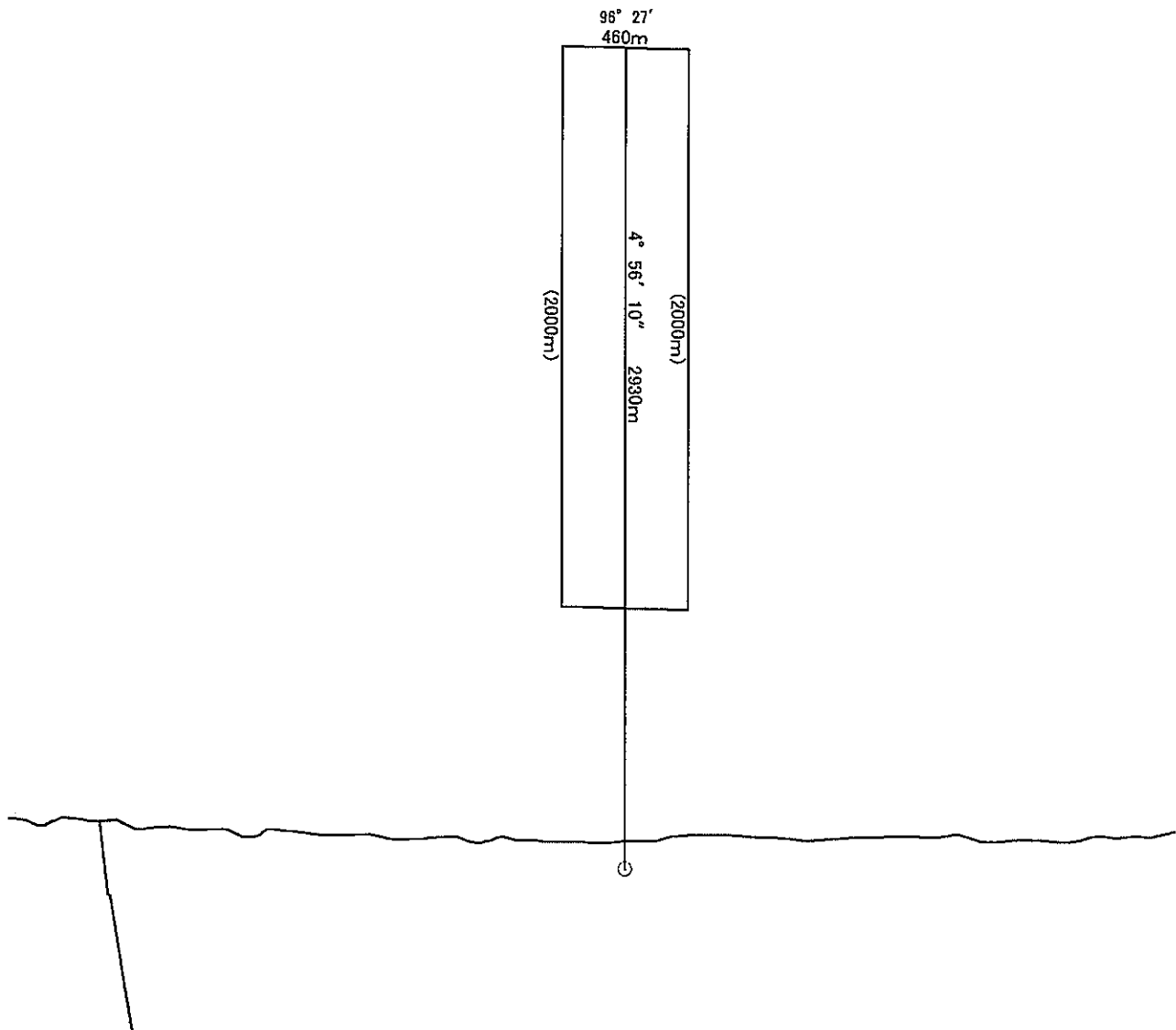
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -9014.0127

Y = 26300.7272



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ定第2号

漁場の位置

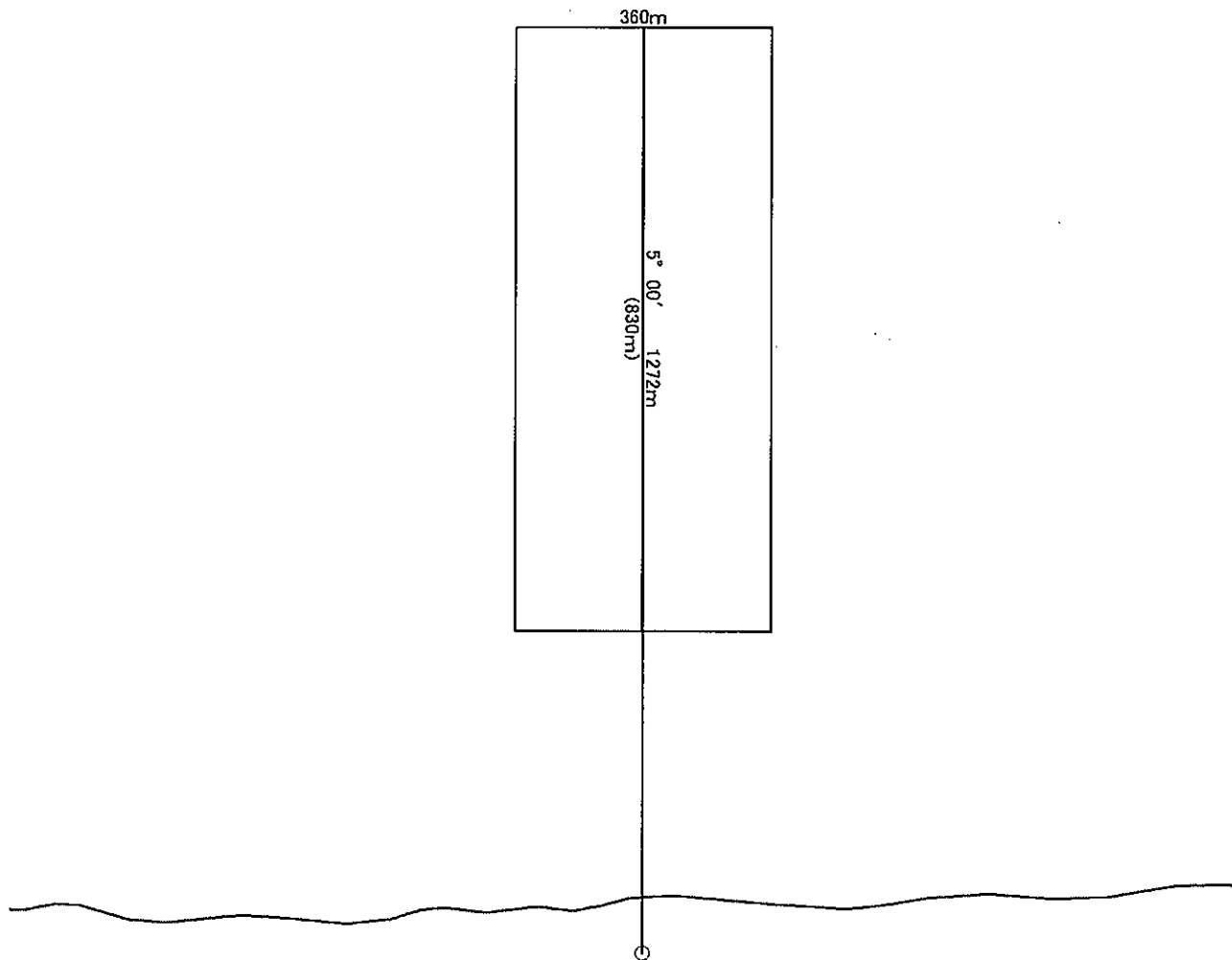
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -9132.4145

Y = 28306.8716



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

斜さけ定第3号

漁場の位置

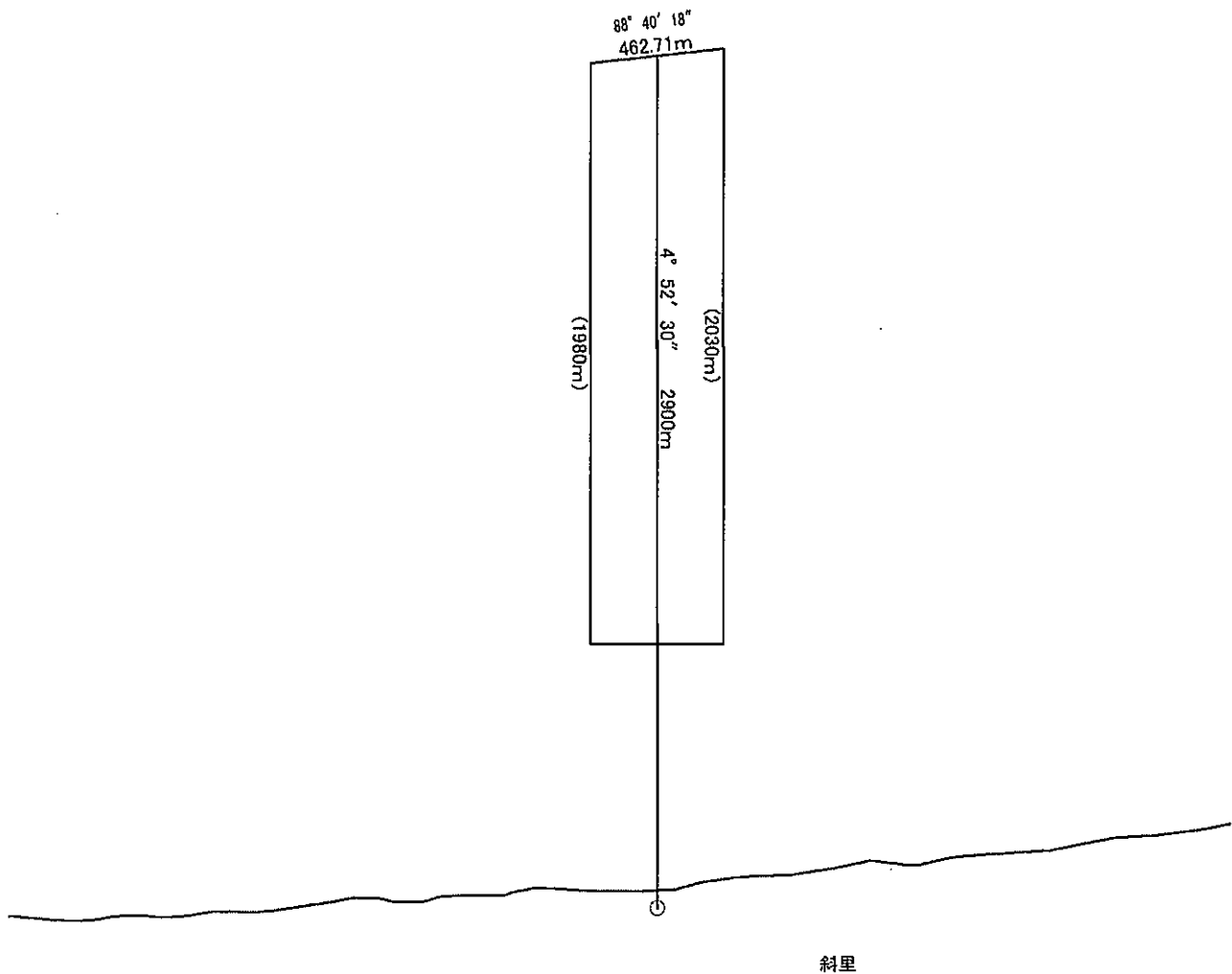
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -9223.3057

Y = 30599.3484



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ定第4号

漁場の位置

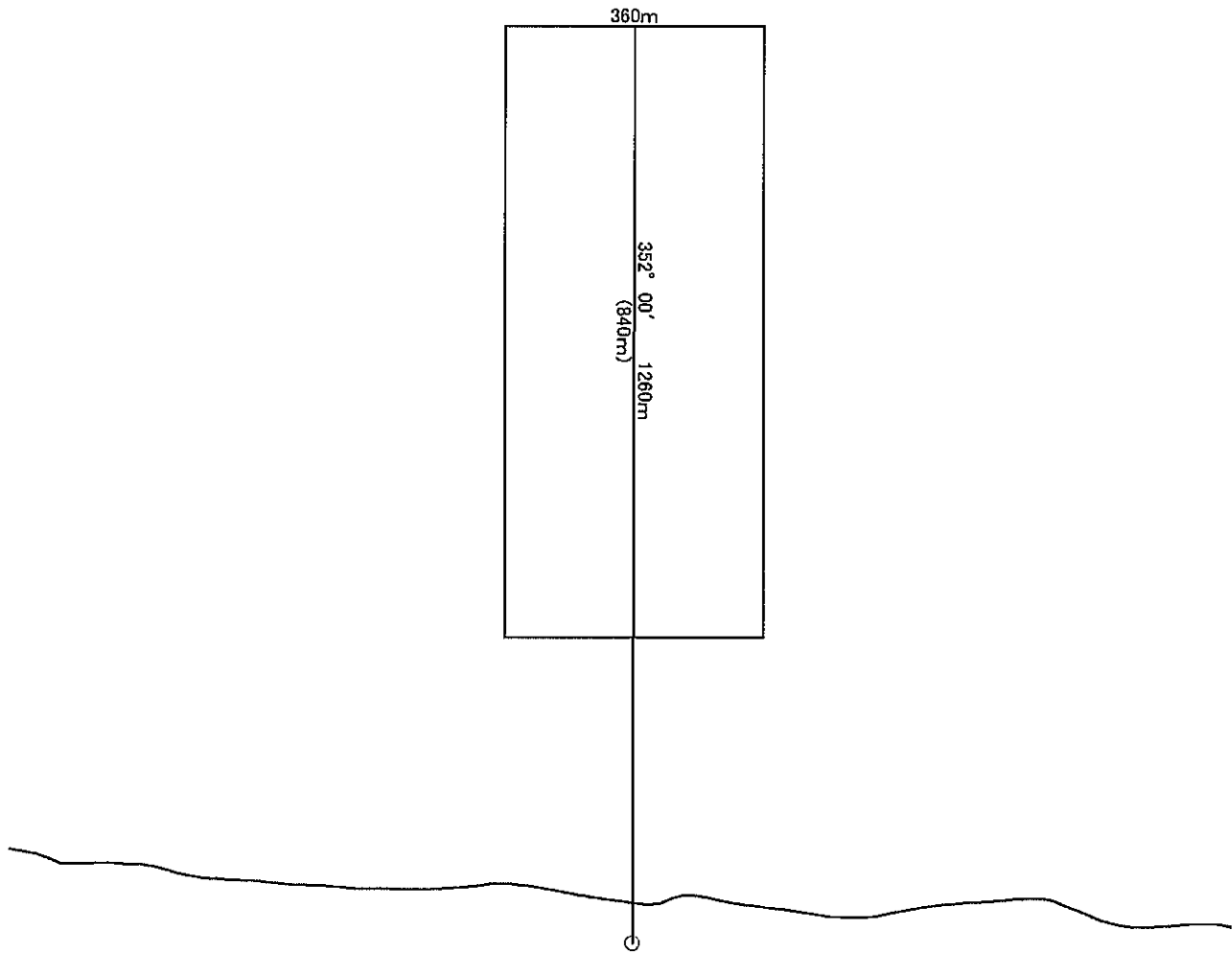
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -9031.4005

Y = 36050.8841



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

斜さけ定第5号

漁場の位置

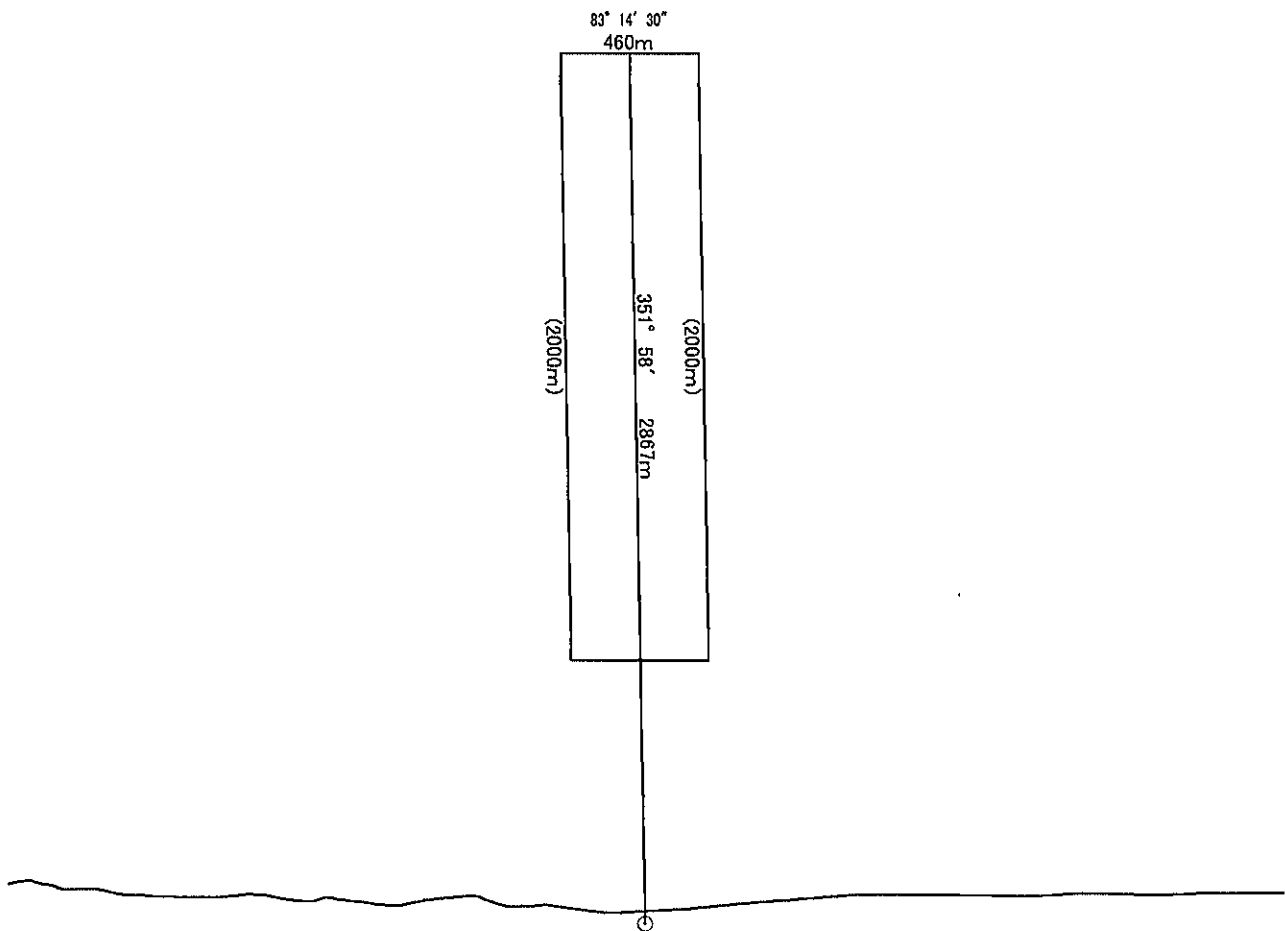
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -8911.9978

Y = 37182.6163



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

斜さけ・ほっけ定第1号

漁場の位置

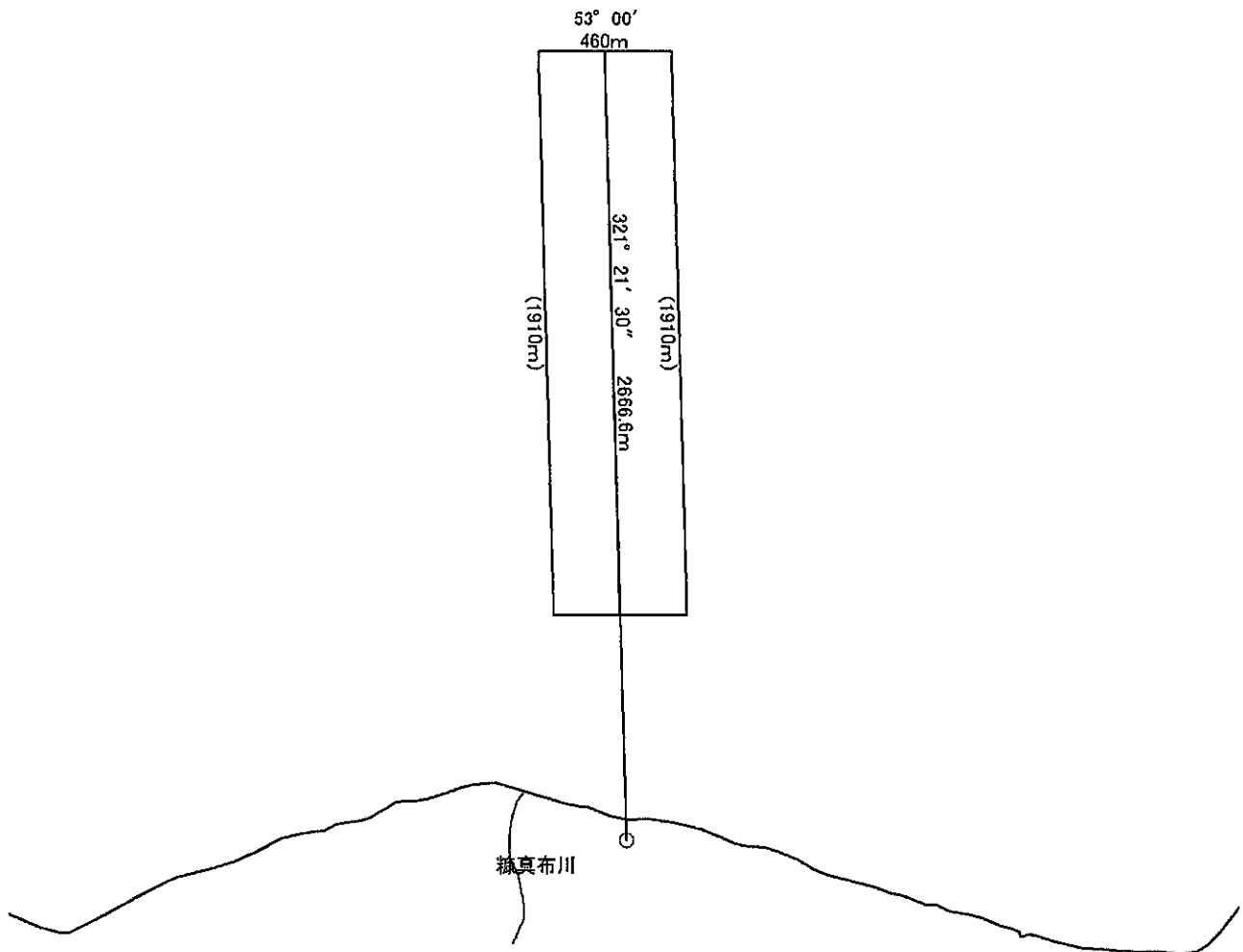
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -6079.378

Y = 45155.7333



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

斜さけ定第6号

漁場の位置

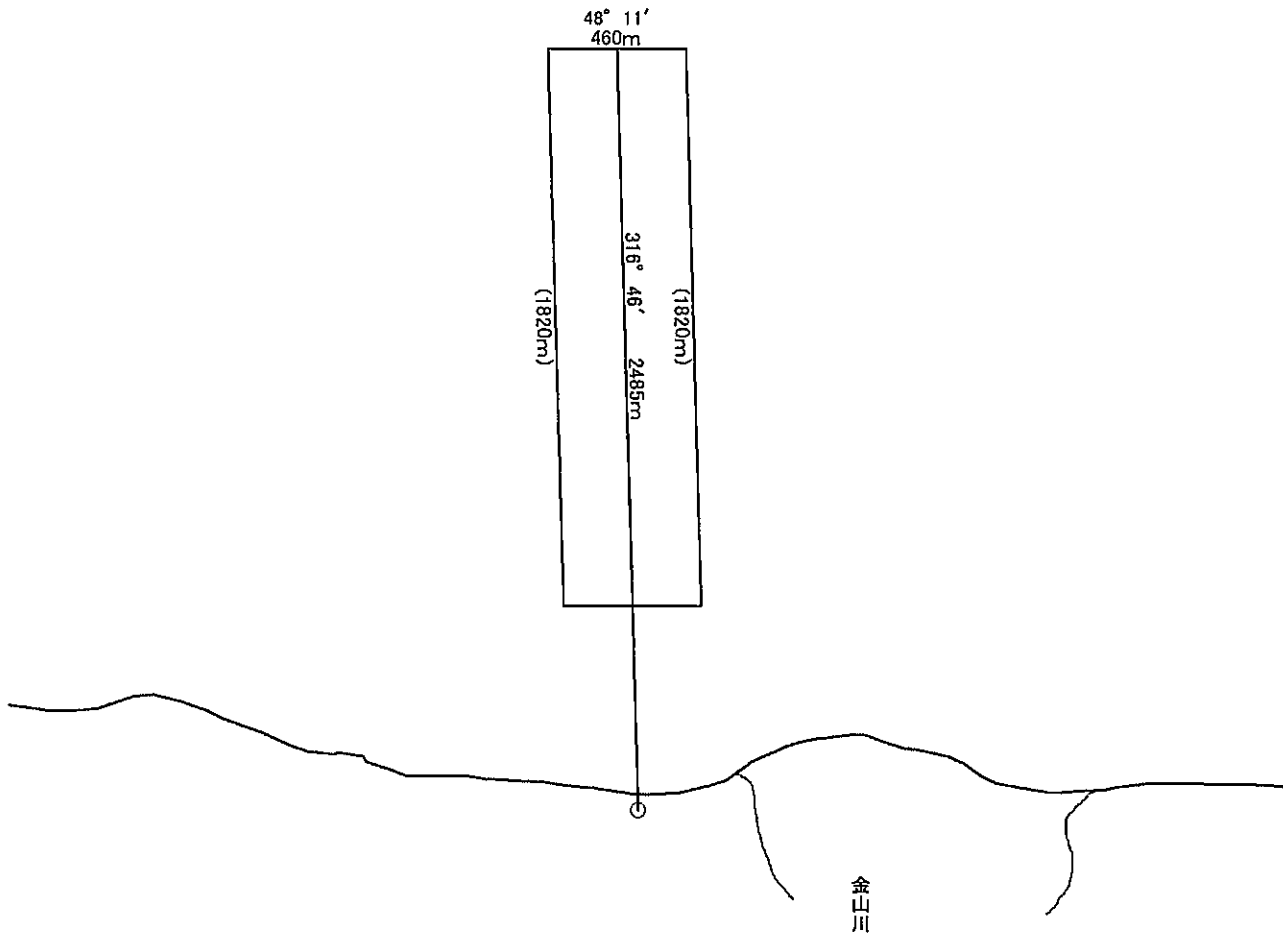
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -1446.8393

Y = 50601.4172



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

斜さけ・ほっけ定第2号

漁場の位置

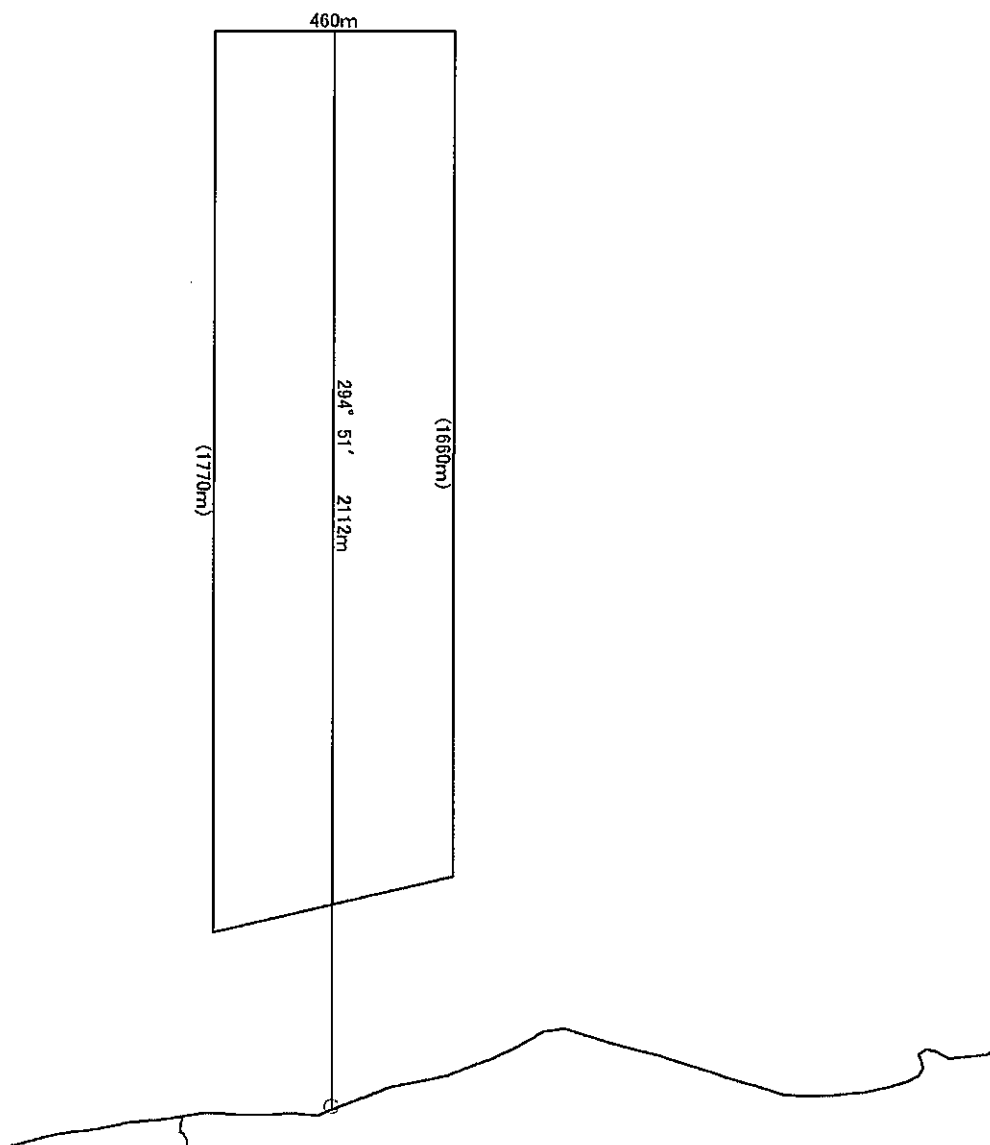
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 3463.3681

Y = 54397.032



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

斜さけ・ほっけ定第3号

漁場の位置

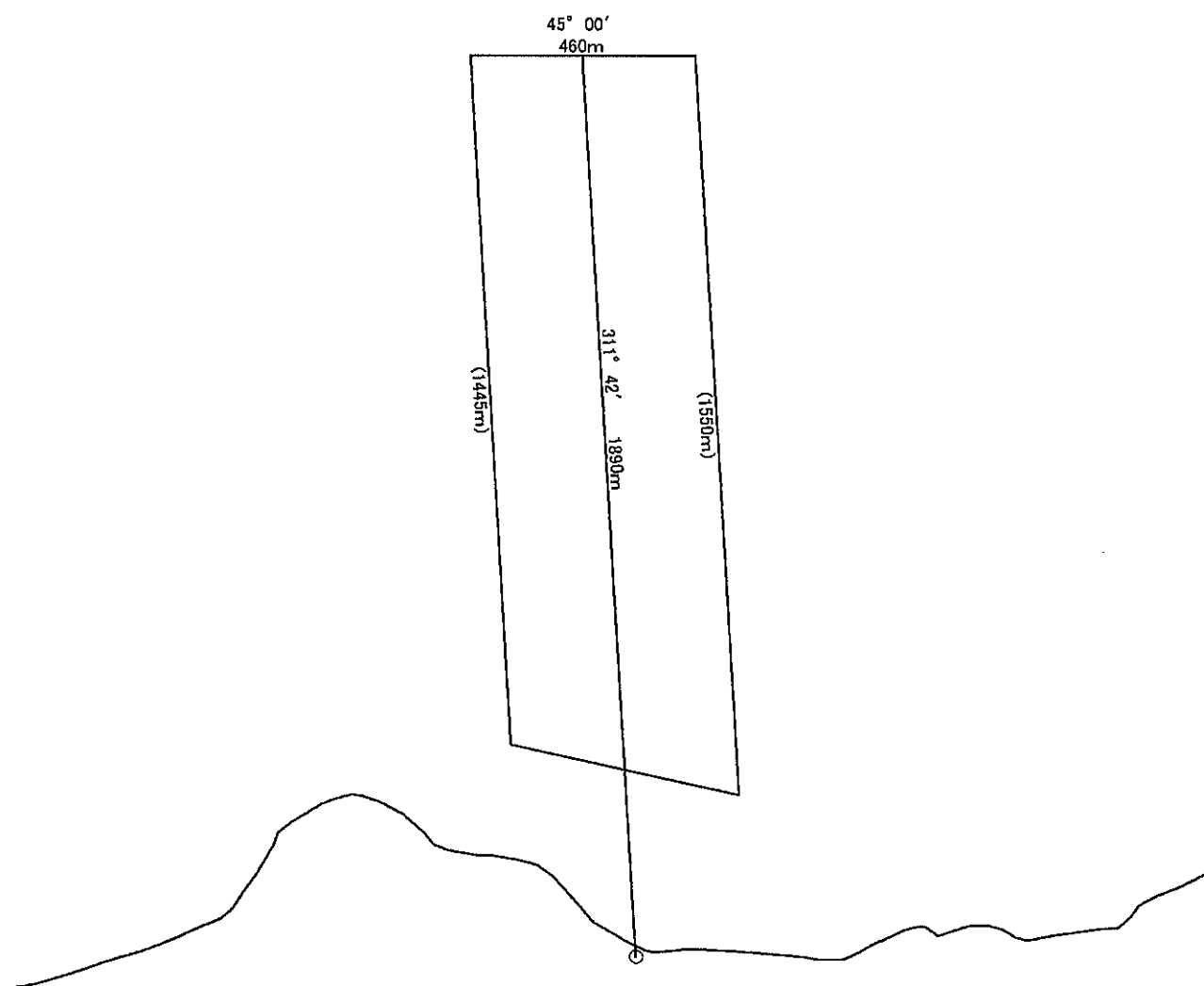
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 6535.2392

Y = 57576.4881



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

斜さけ・ほっけ定第4号

漁場の位置

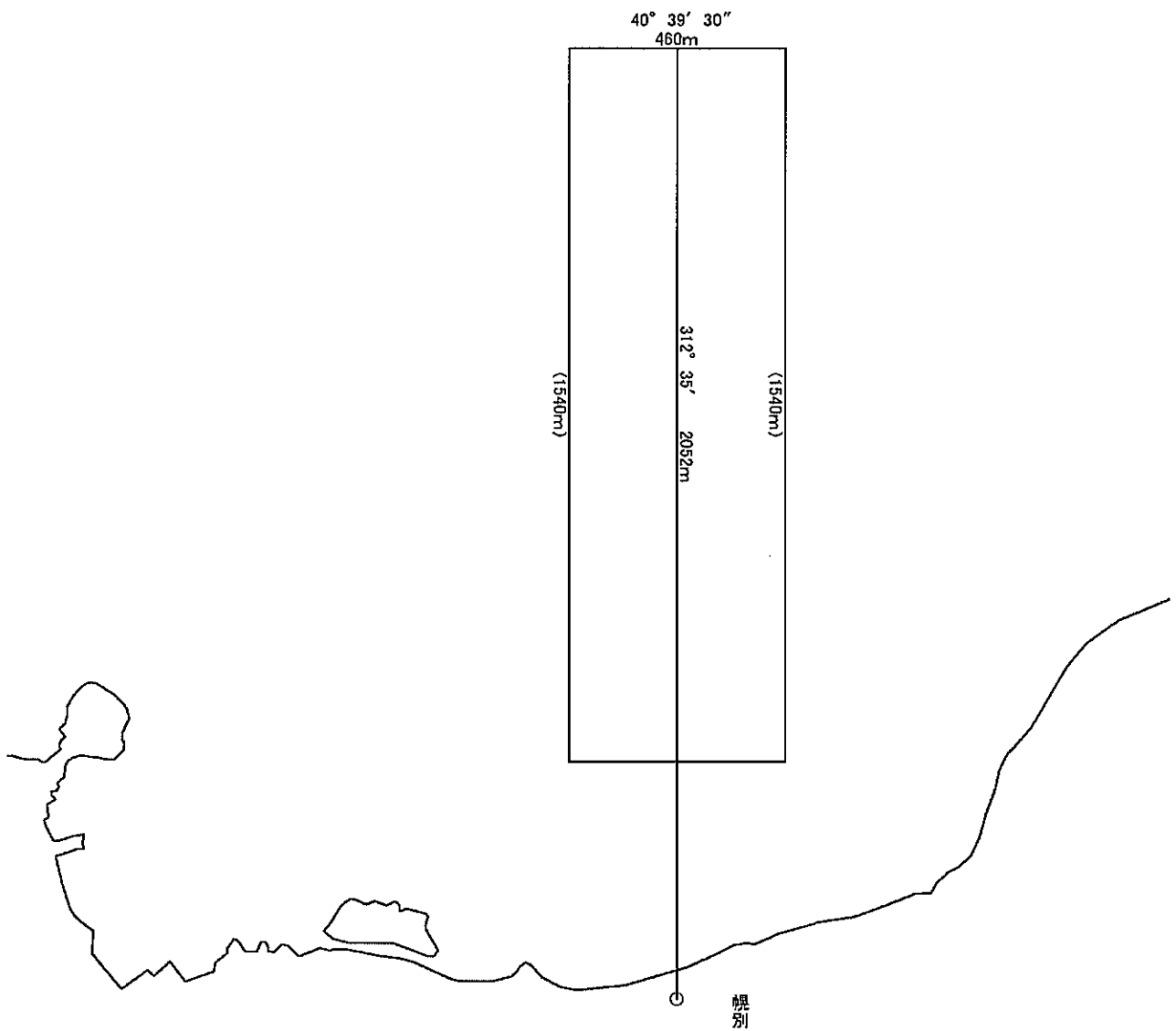
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 9207.2627

Y = 60663.903



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ほっけ定第5号

漁場の位置

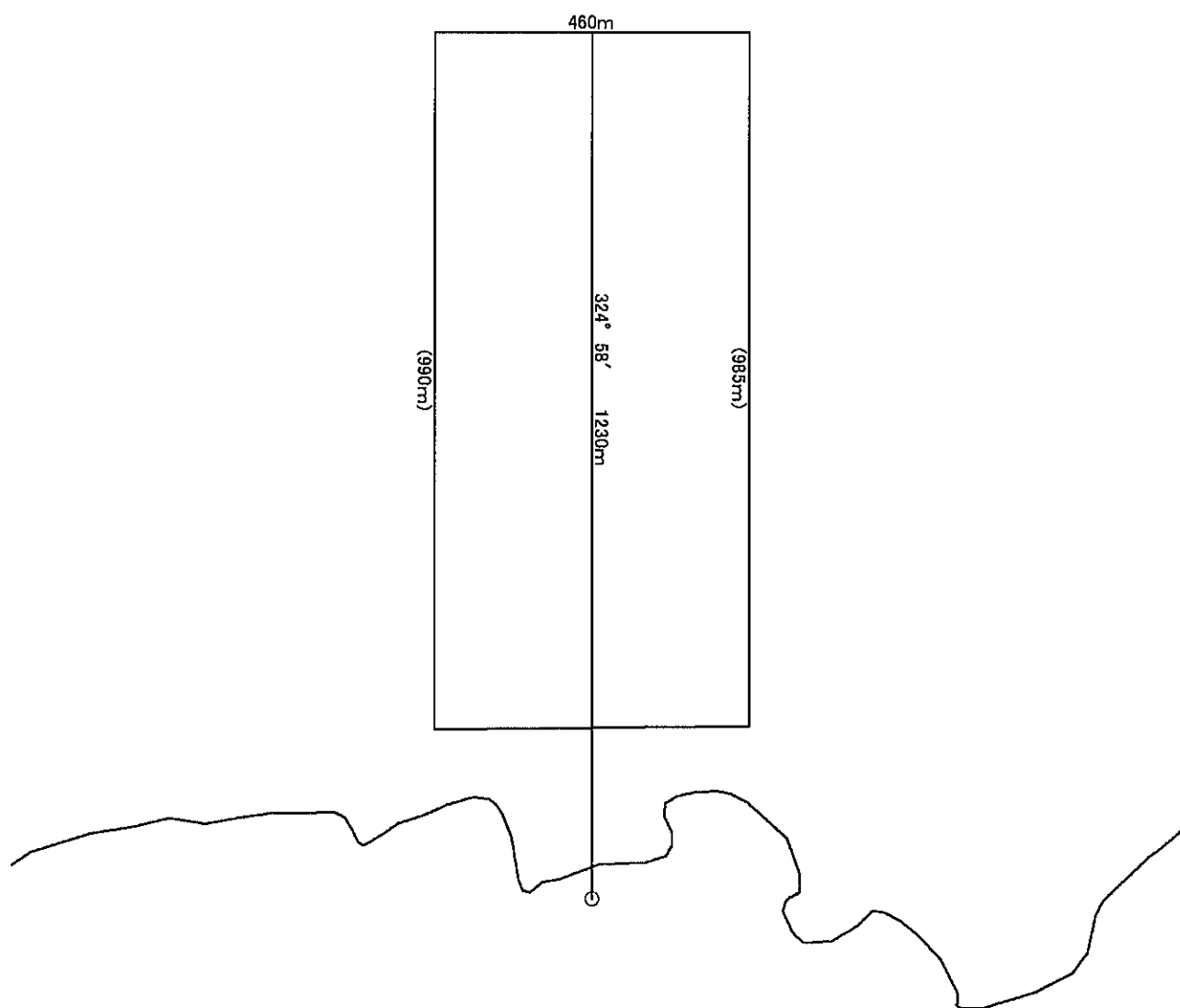
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 13889.1053

Y = 65036.3794



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ほっけ定第6号

漁場の位置

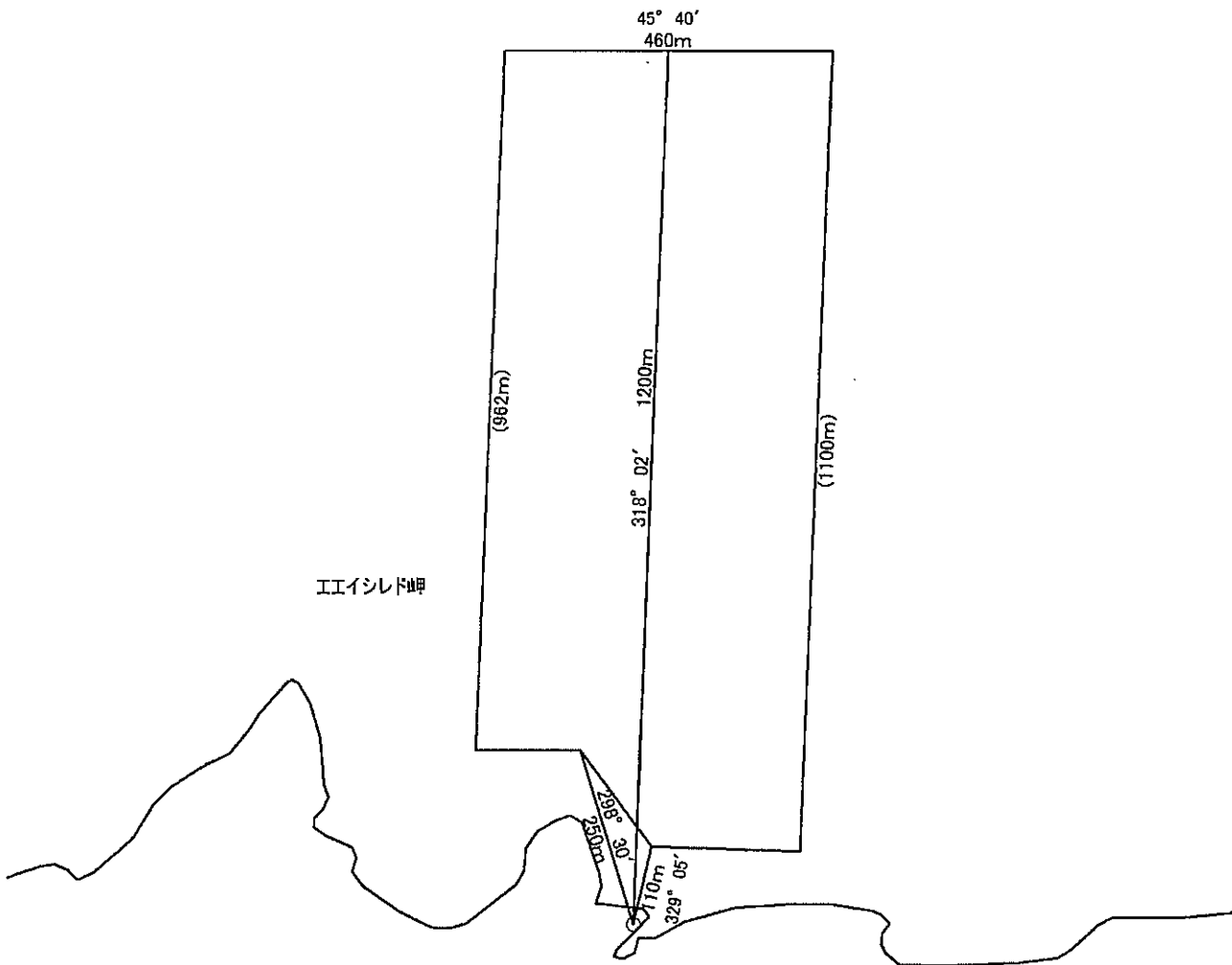
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 15617.9573

Y = 66938.0596



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ほっけ定第7号

漁場の位置

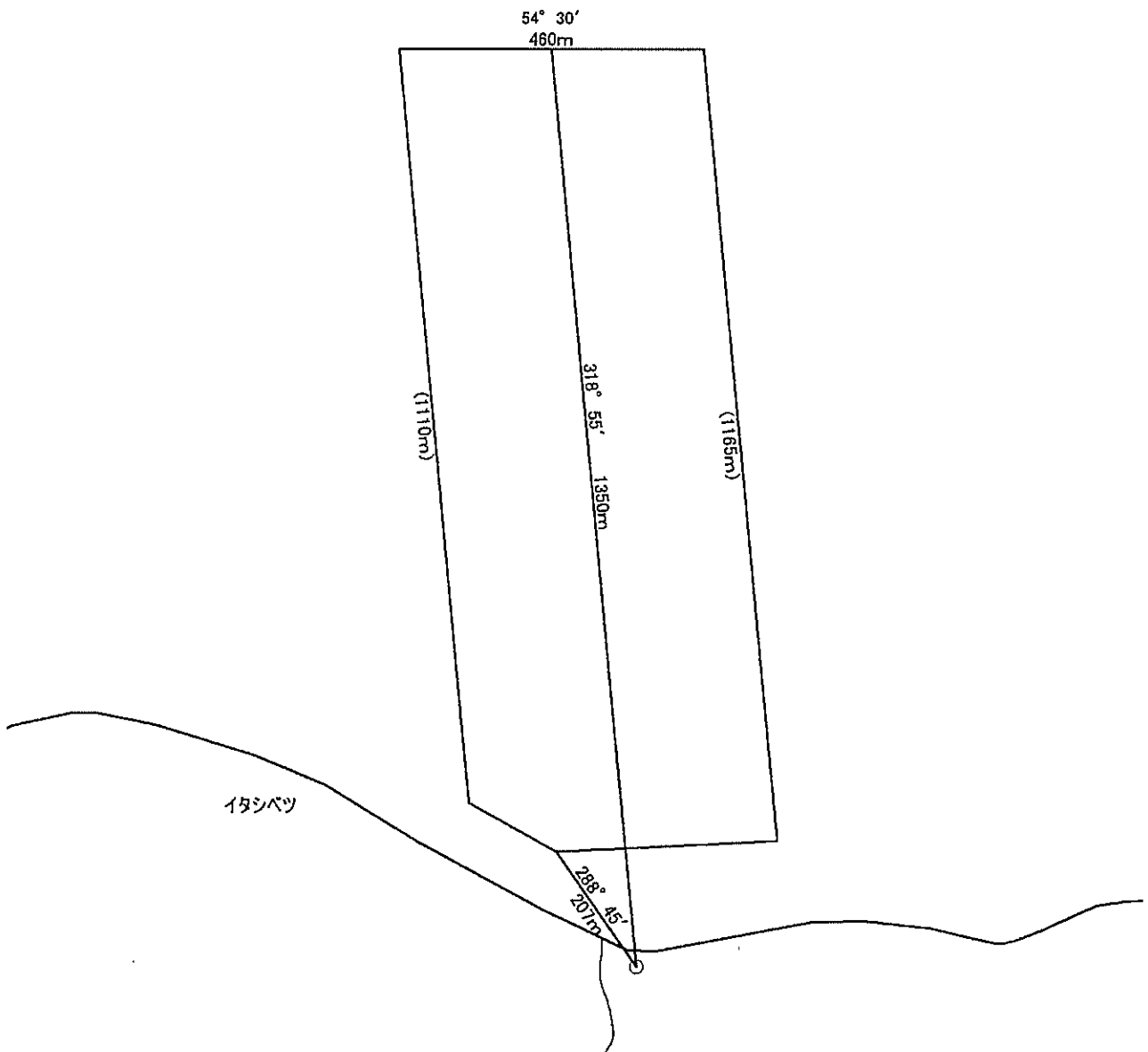
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 17034.1416

Y = 68759.2441



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ定第7号

漁場の位置

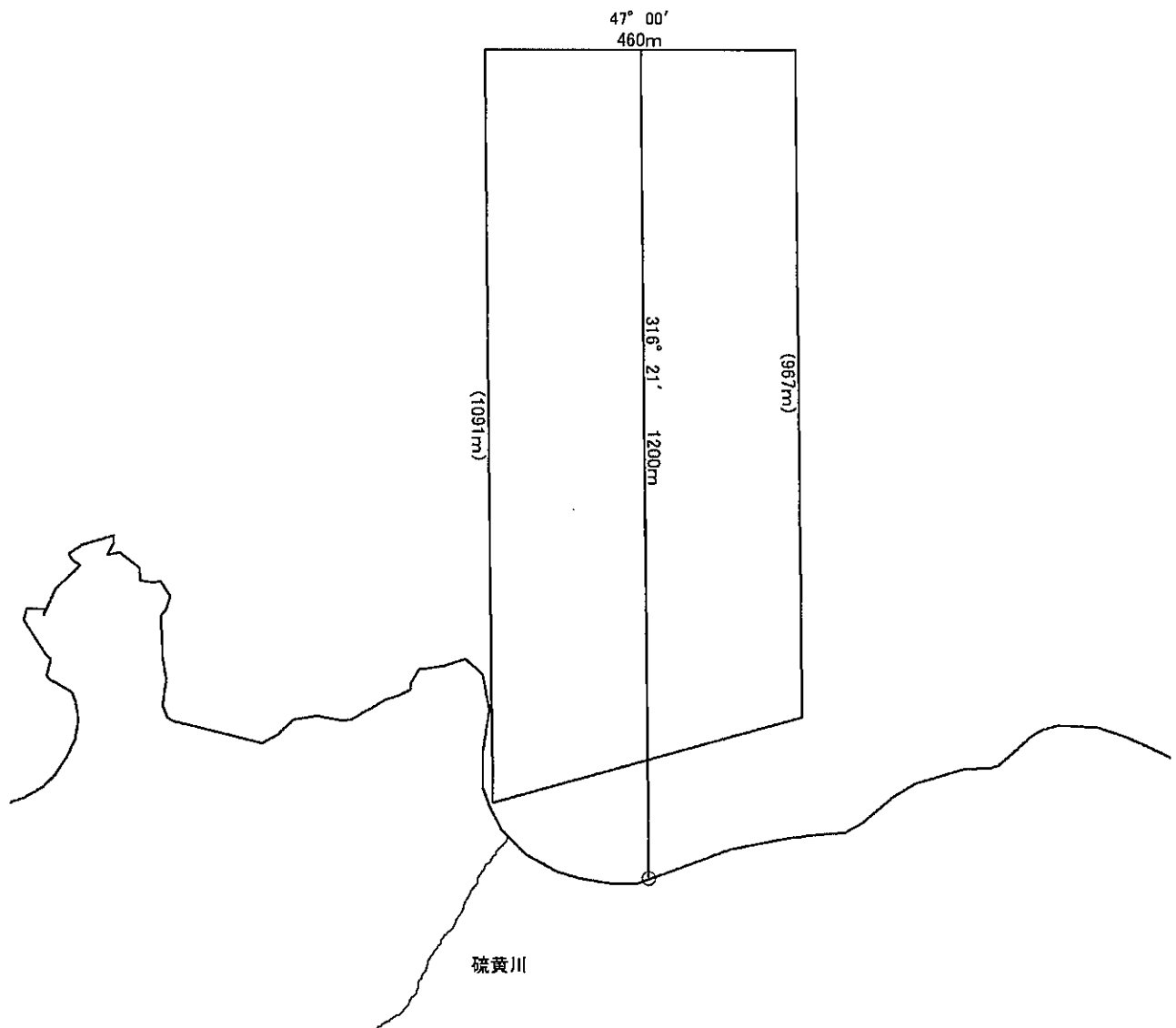
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 18734.0136

Y = 70531.644



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

斜さけ定第8号

漁場の位置

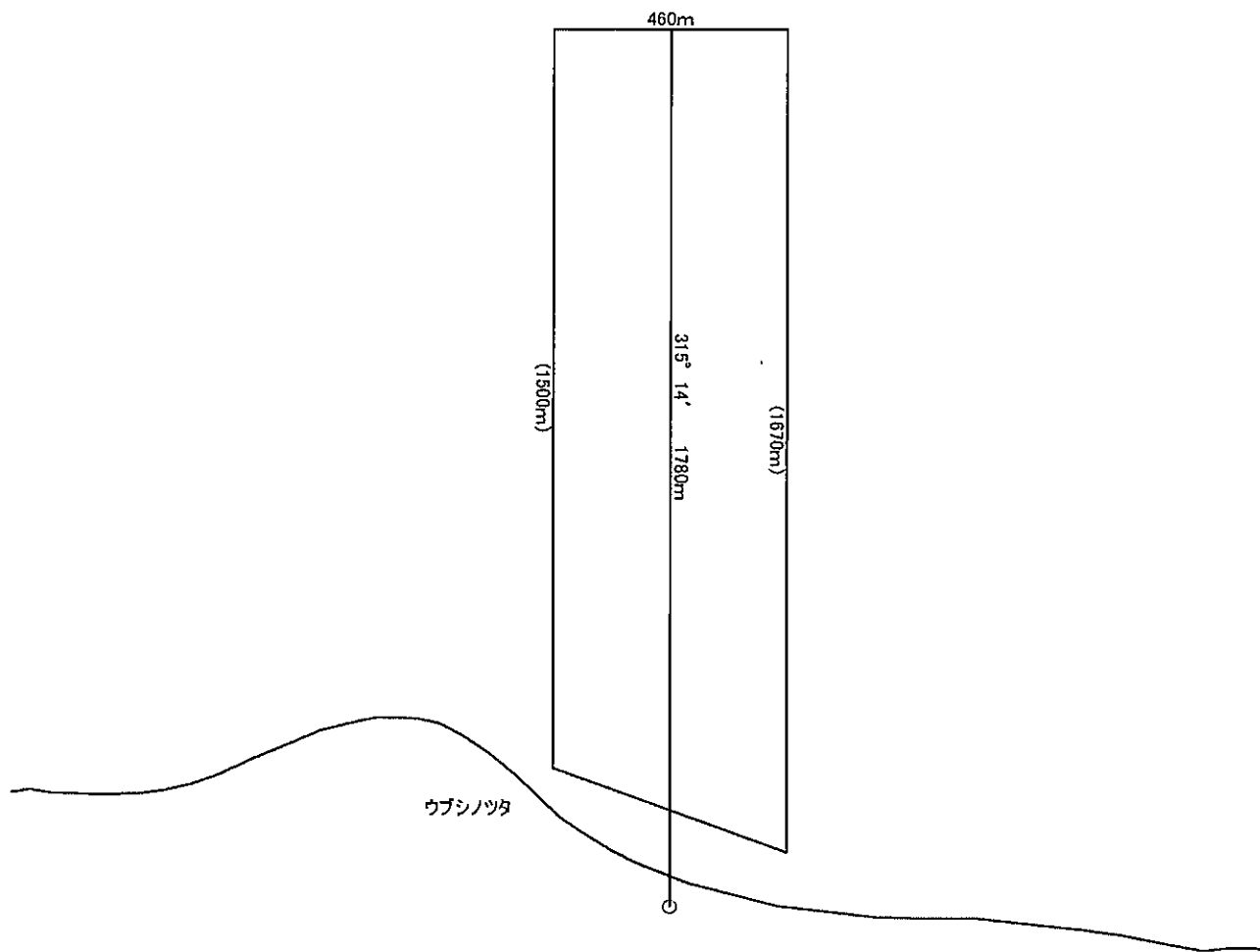
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 20664.7528

Y = 73054.8068



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ほっけ定第8号

漁場の位置

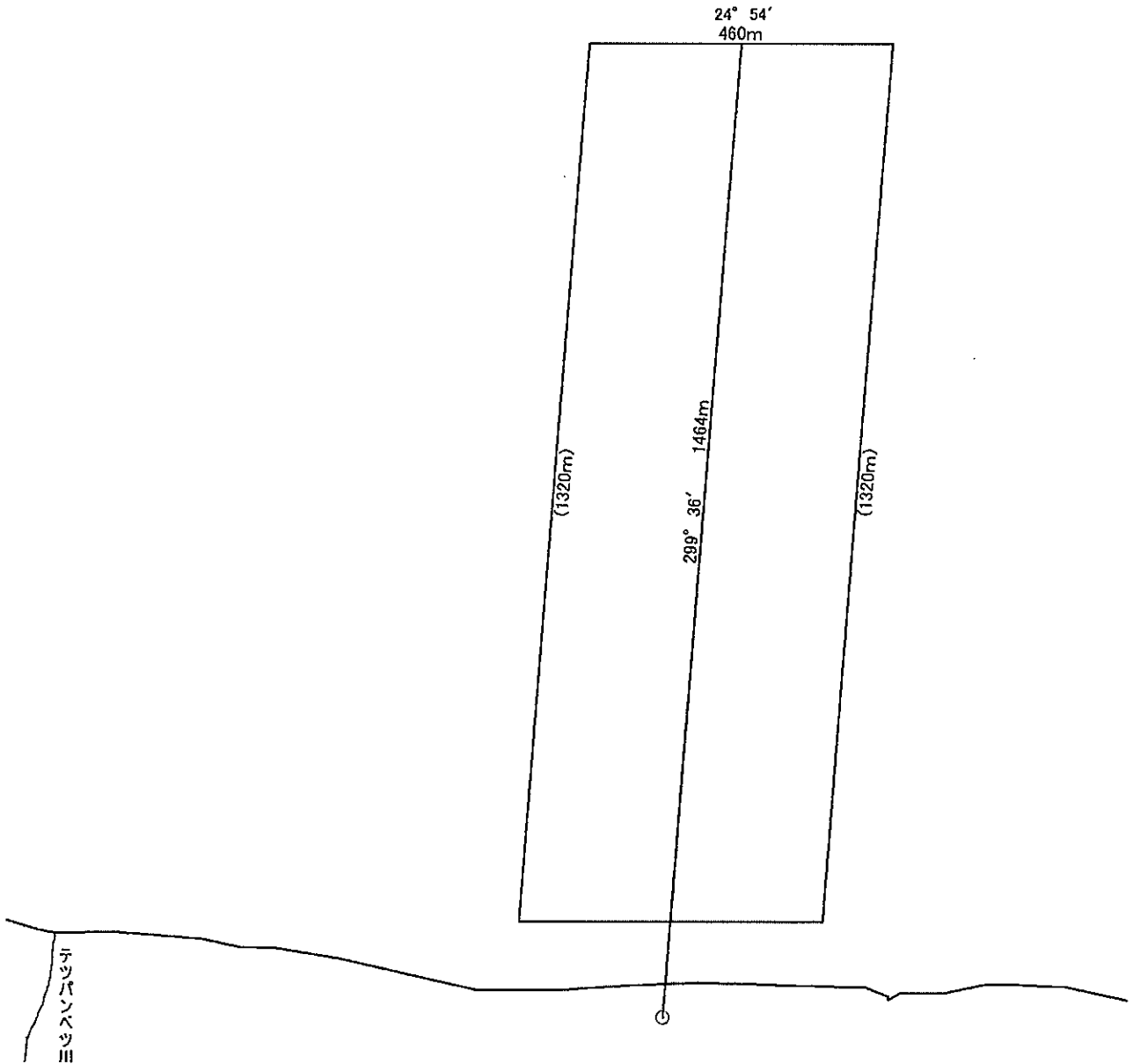
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 23241.1688

Y = 76041.4025



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ほっけ定第9号

漁場の位置

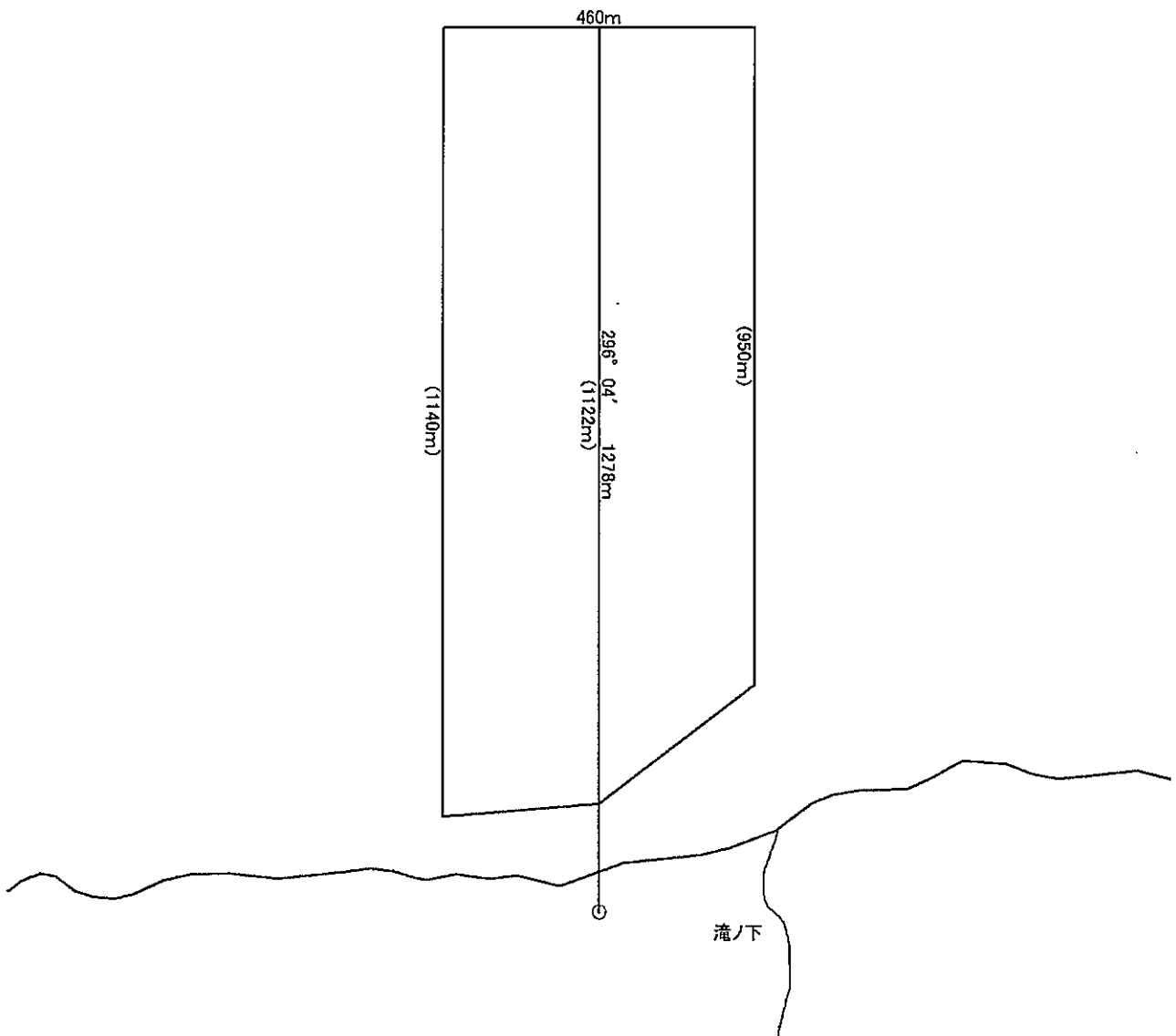
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 25510.2079

Y = 77166.5733



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ定第9号

漁場の位置

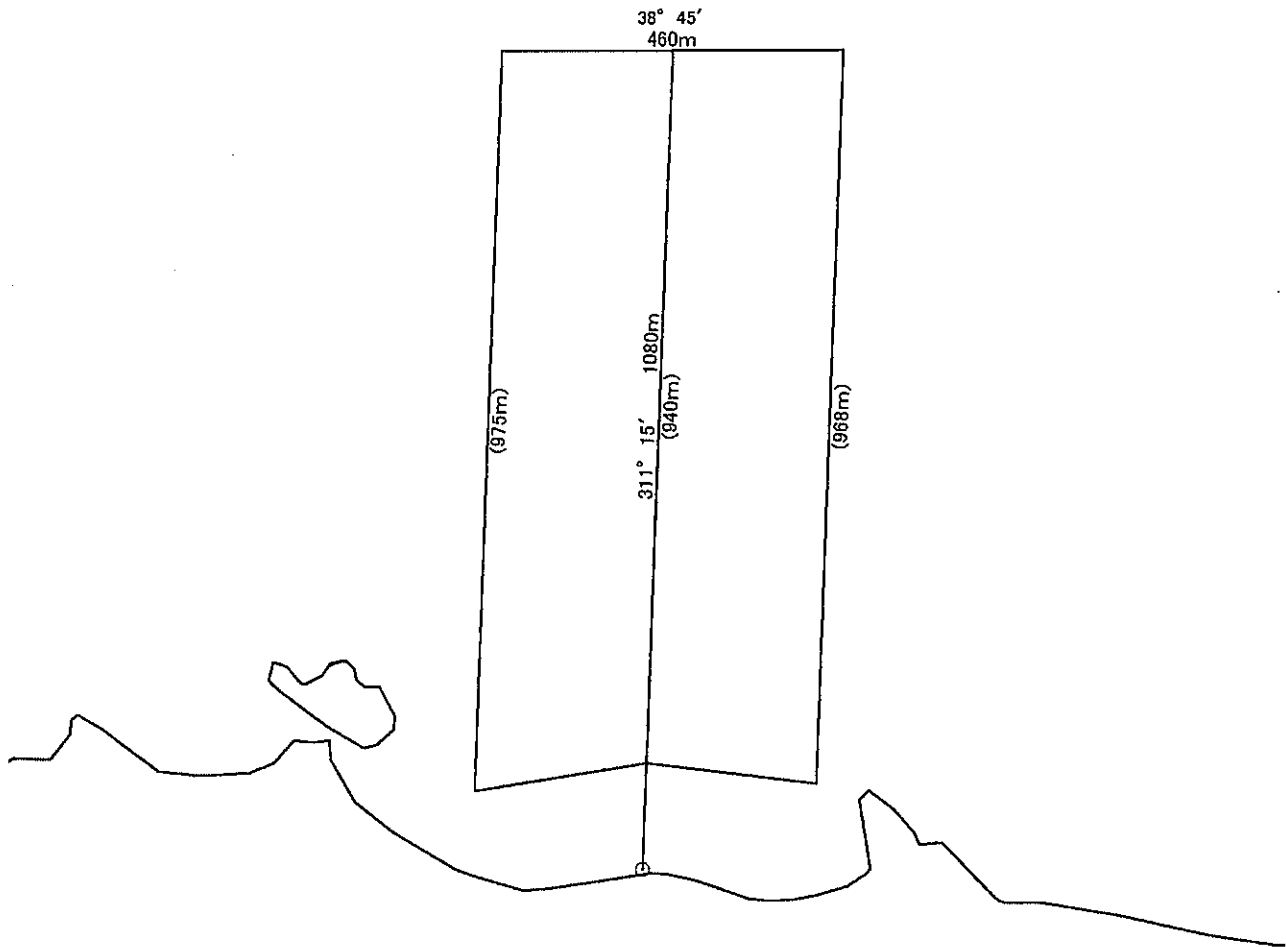
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 28995.7402

Y = 78880.3889



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ほっけ定第10号

漁場の位置

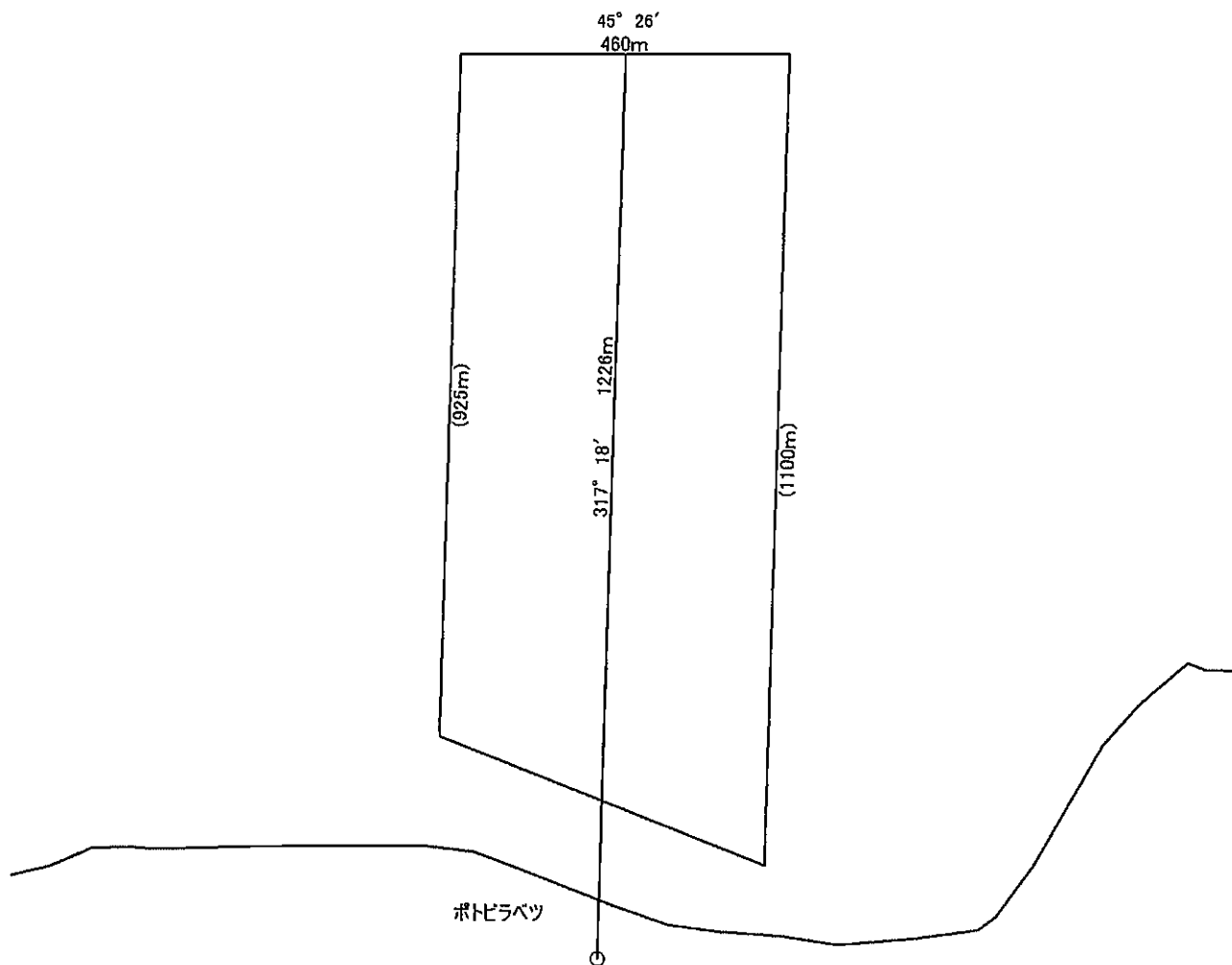
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 30174.4518

Y = 80225.5649



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ほっけ定第11号

漁場の位置

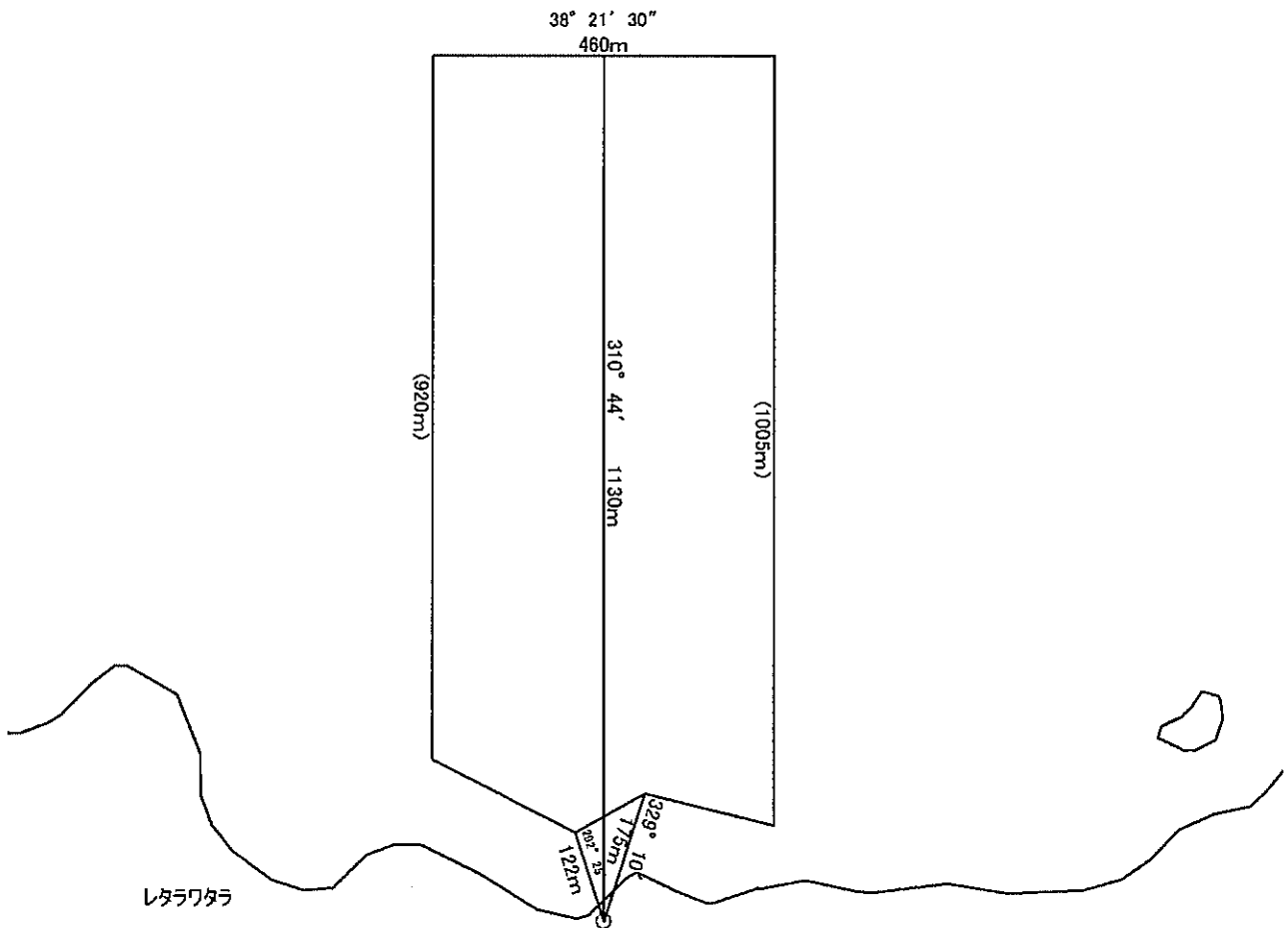
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 32230.5813

Y = 81872.9852



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ほっけ定第12号

漁場の位置

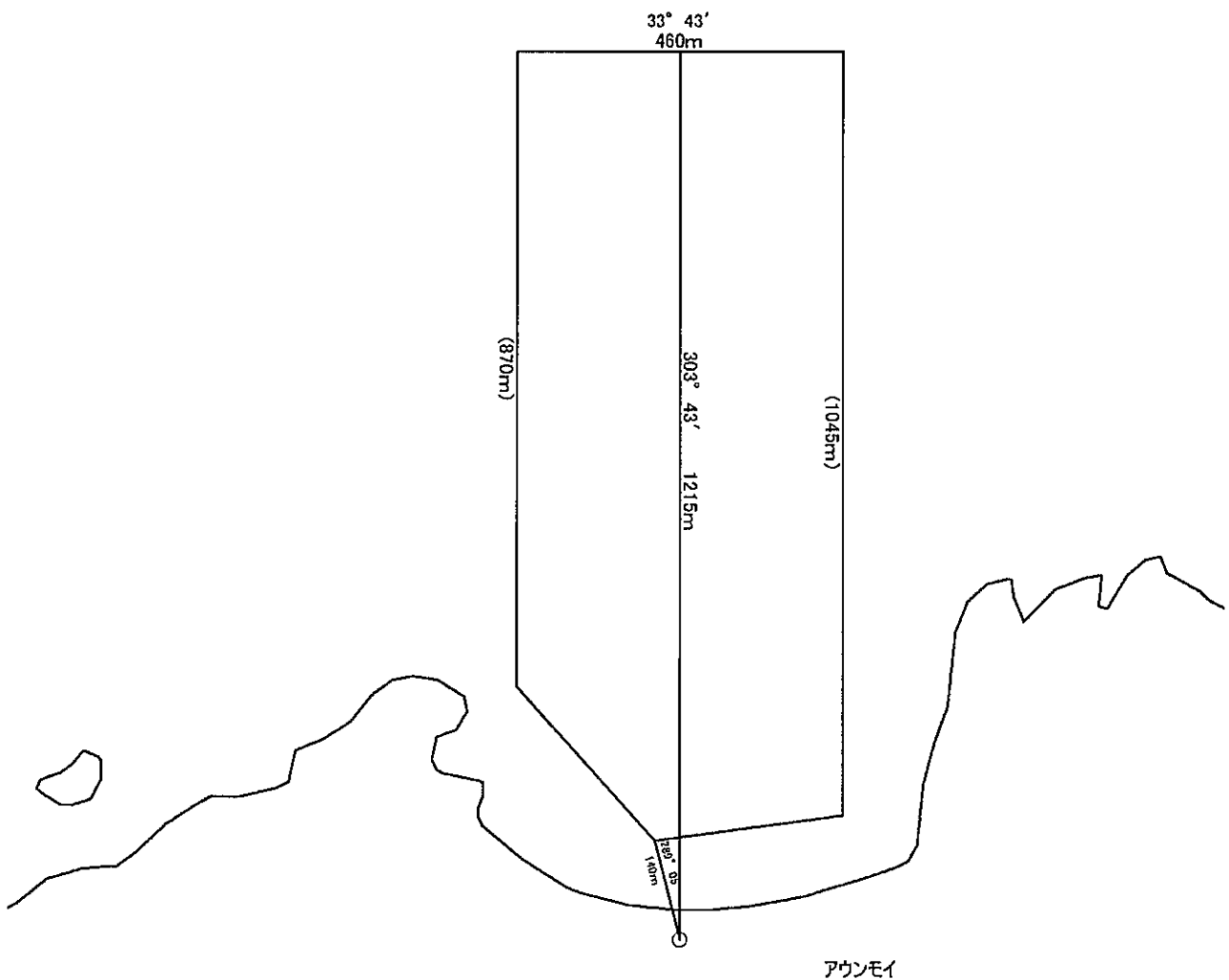
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 33590.9761

Y = 82851.6098



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ定第10号

漁場の位置

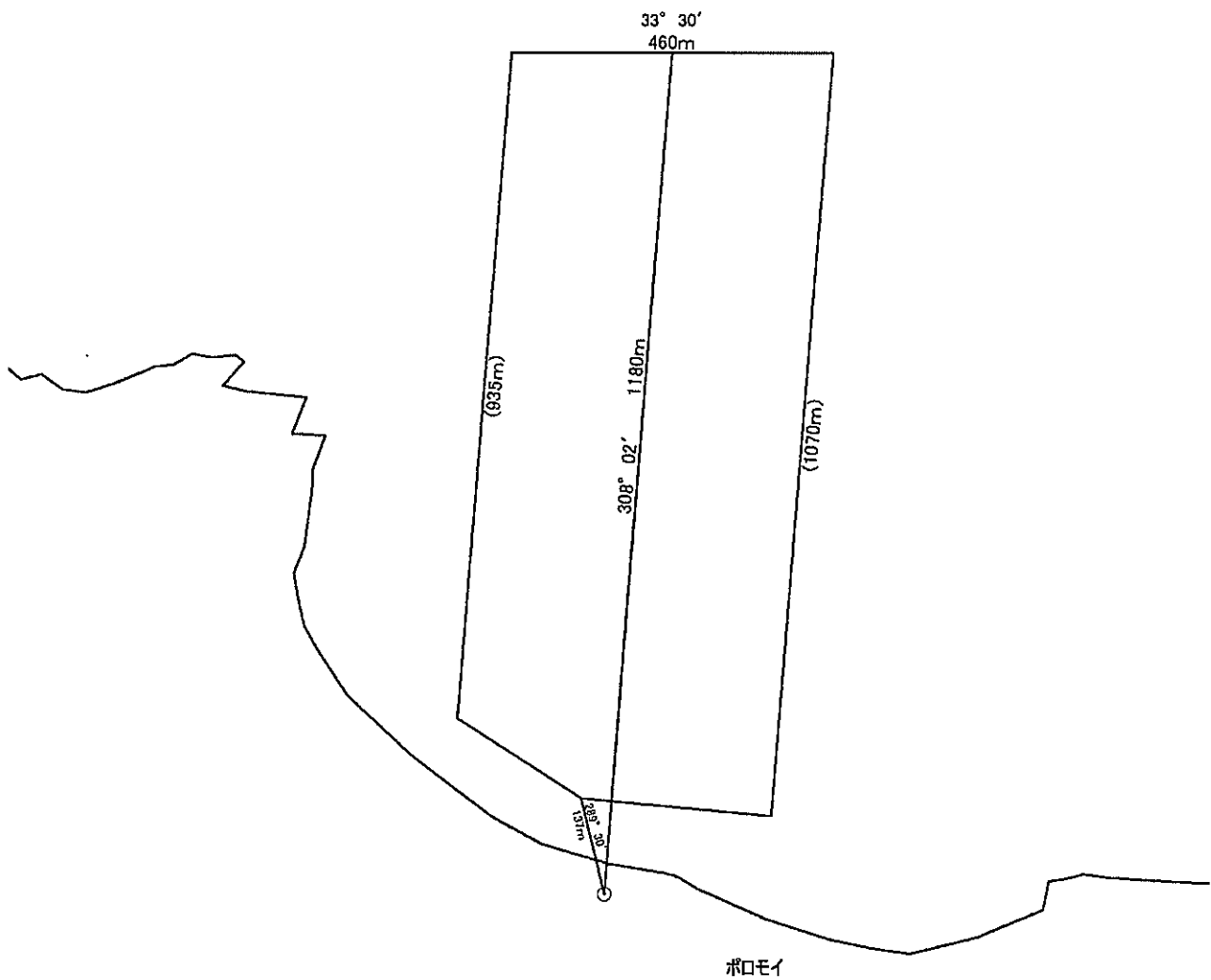
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 34928.738

Y = 83962.0652



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ほっけ定第13号

漁場の位置

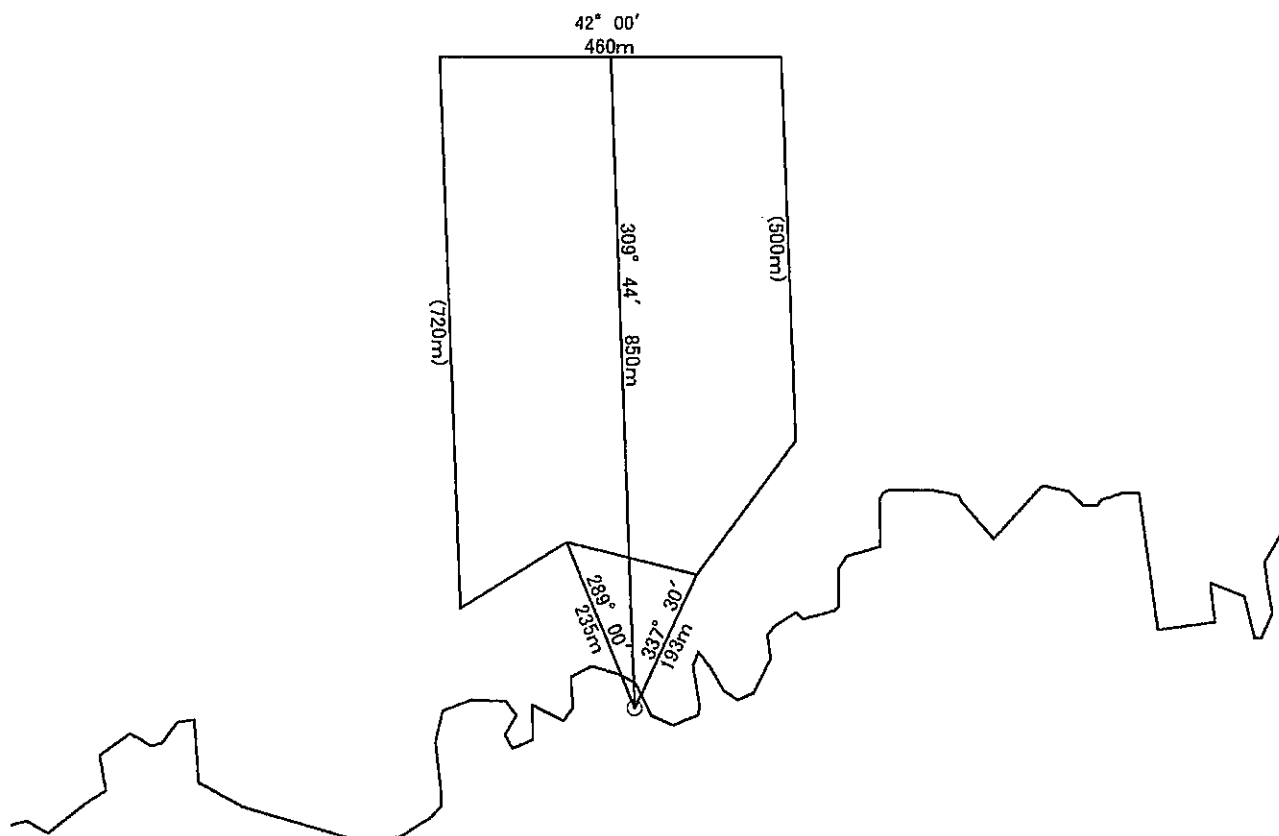
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 37115.9256

Y = 84815.1164



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

能さけ定第1号

漁場の位置

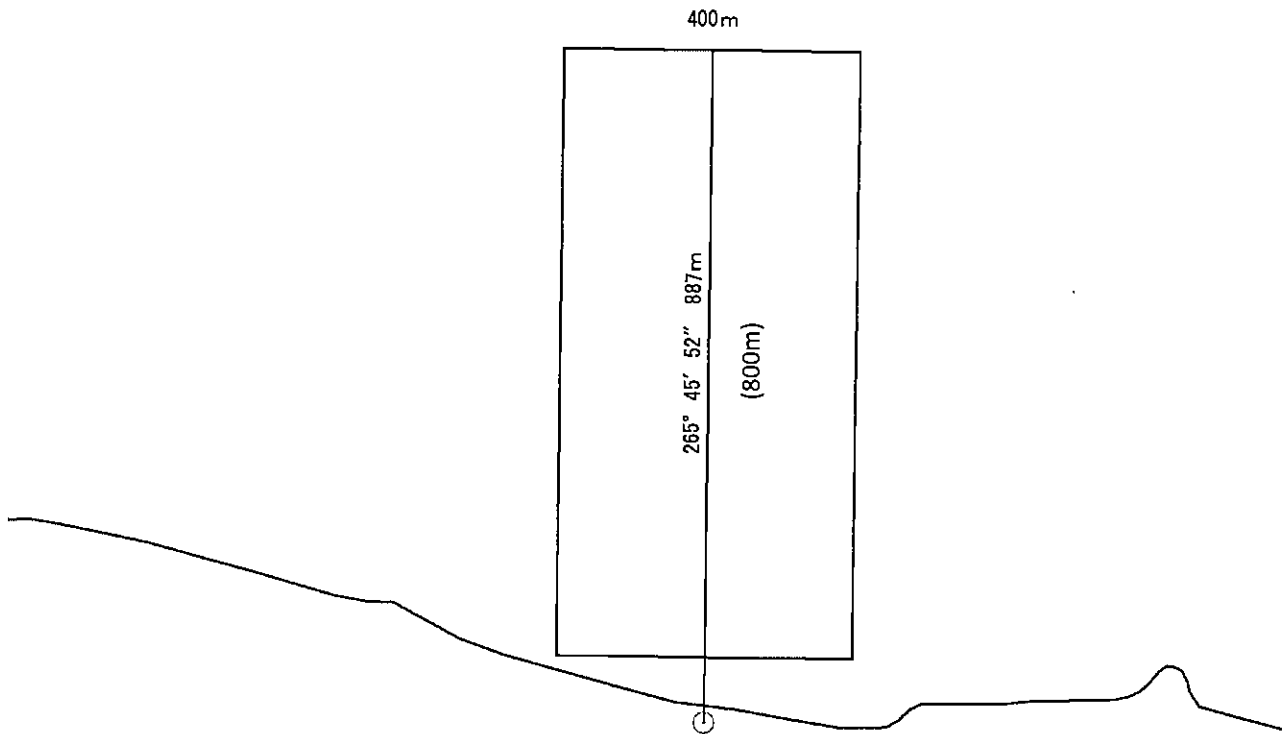
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 7519.280

Y = -4172.170



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

能さけ定第2号

漁場の位置

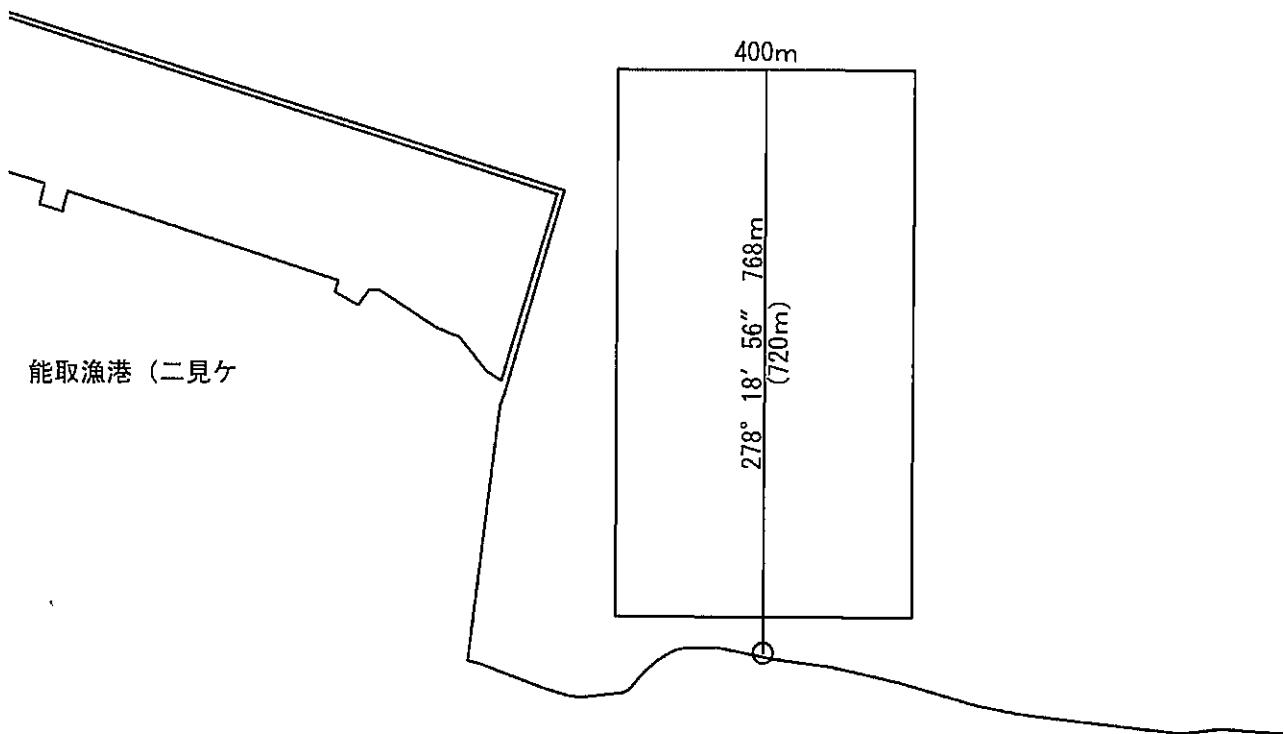
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 5783.797

Y = -4559.285



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

能さけ定第3号

漁場の位置

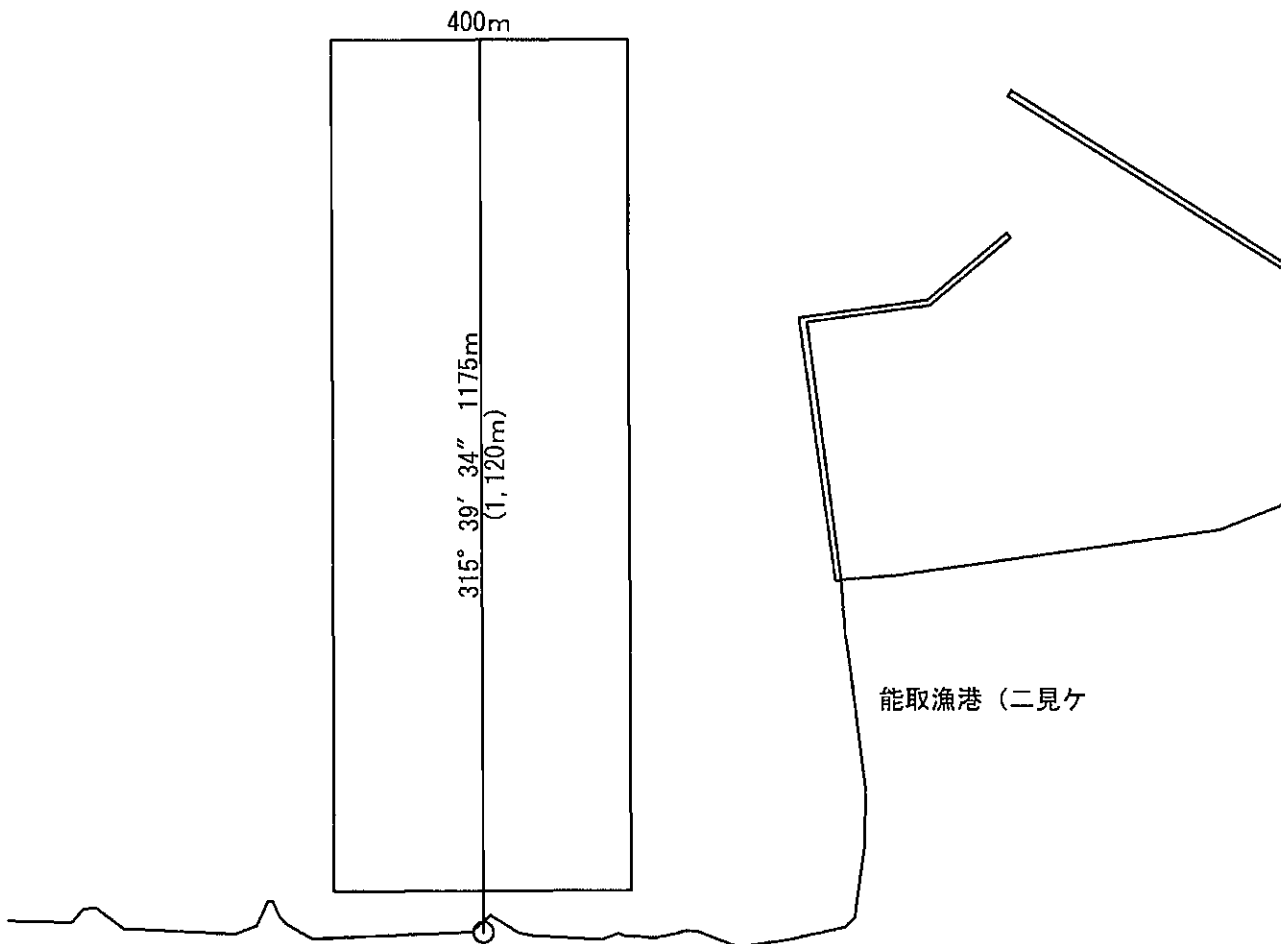
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 3311.014

Y = -5899.331



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

能さけ定第4号

漁場の位置

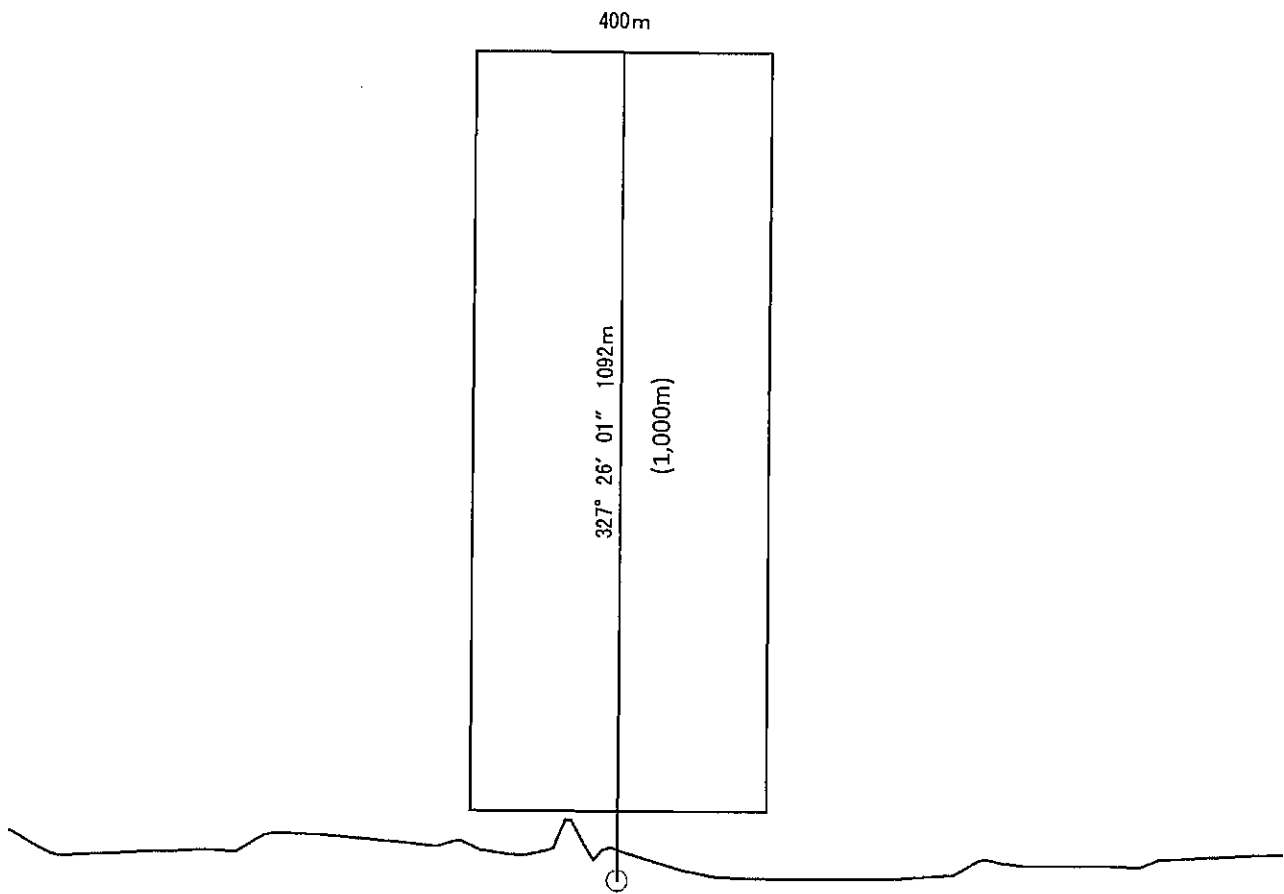
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 2207.846

Y = -7294.404



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

能さけ定第5号

漁場の位置

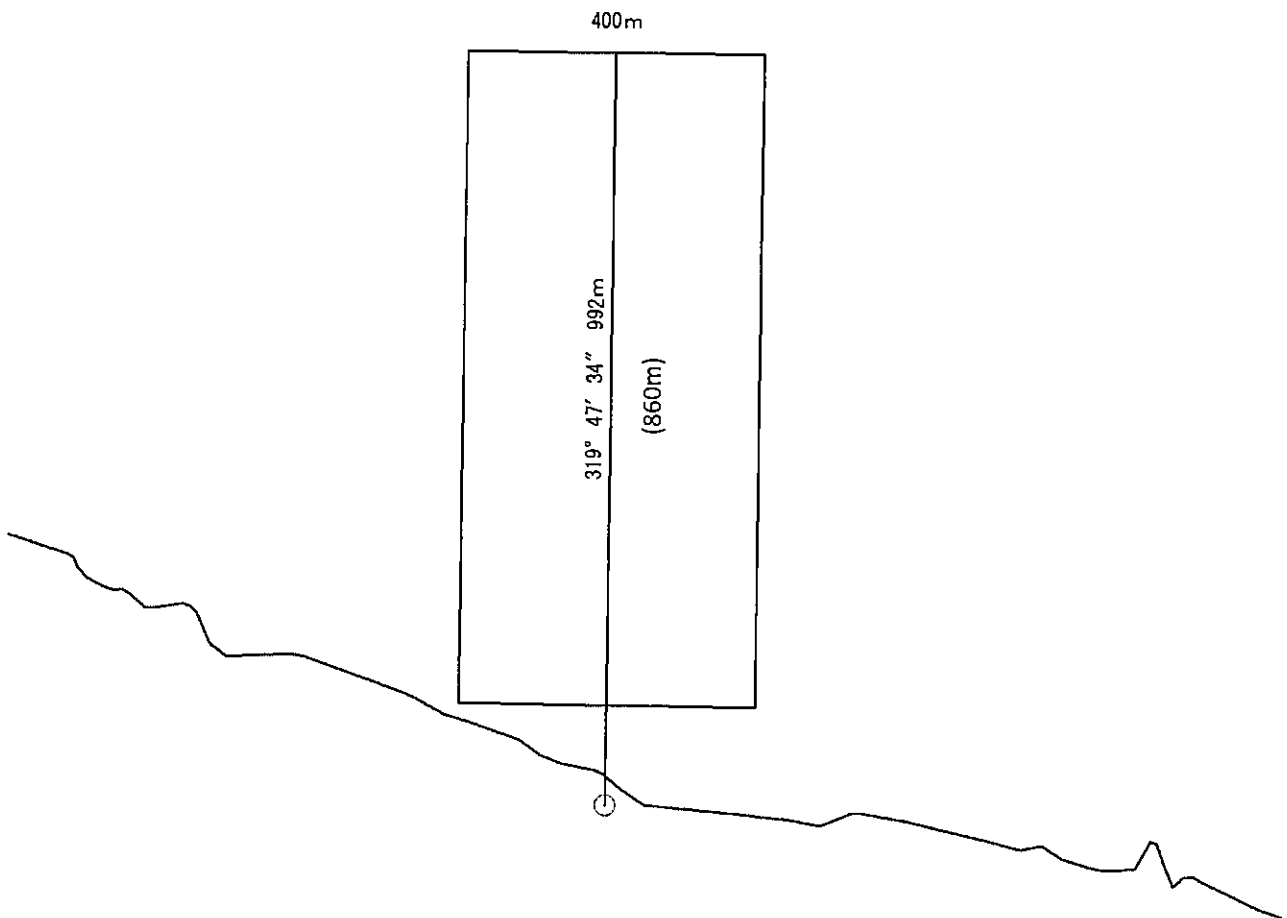
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 1790.704

Y = -7984.547



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

能さけ定第6号

漁場の位置

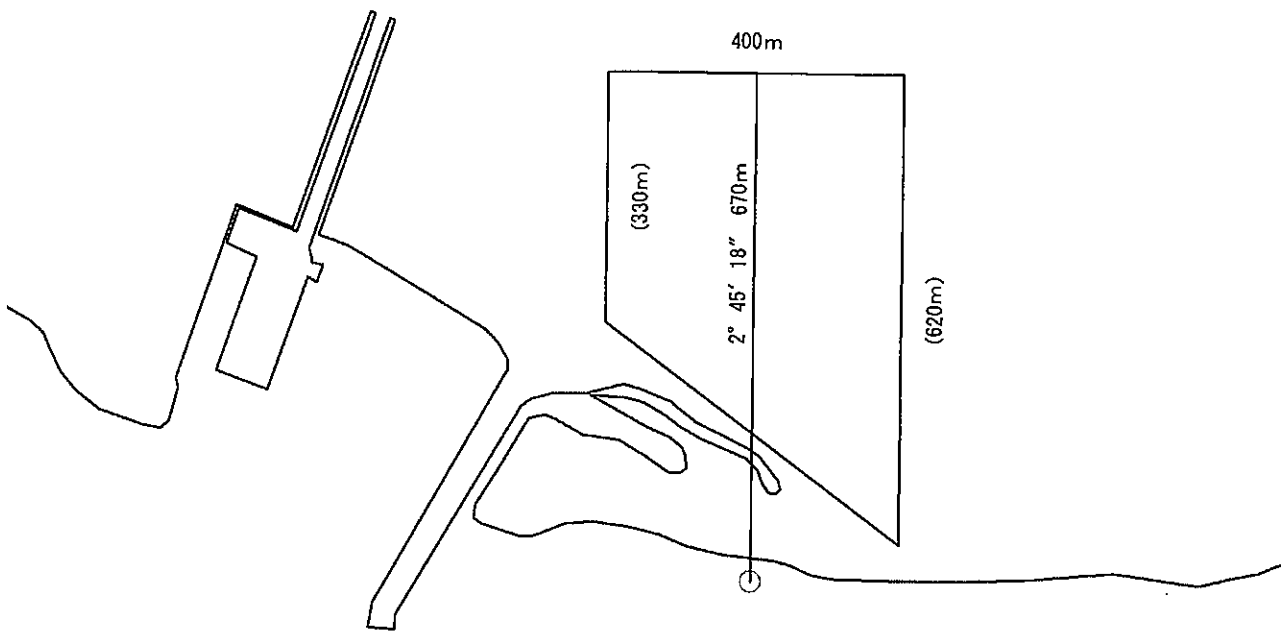
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 1360.494

Y = -10179.522



卯原内

定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

能さけ定第7号

漁場の位置

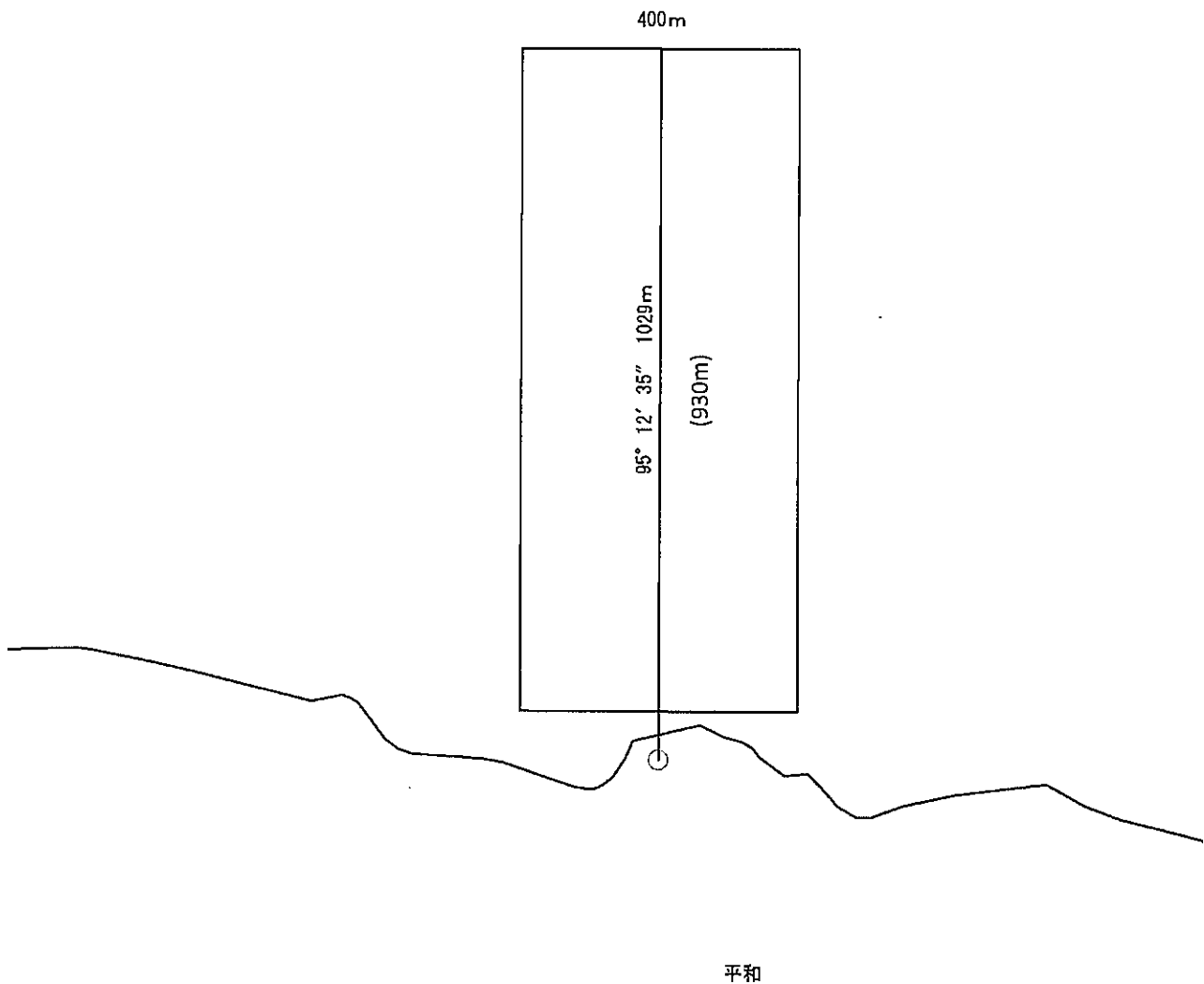
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 5015.071

Y = -11811.596



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

能さけ定第8号

漁場の位置

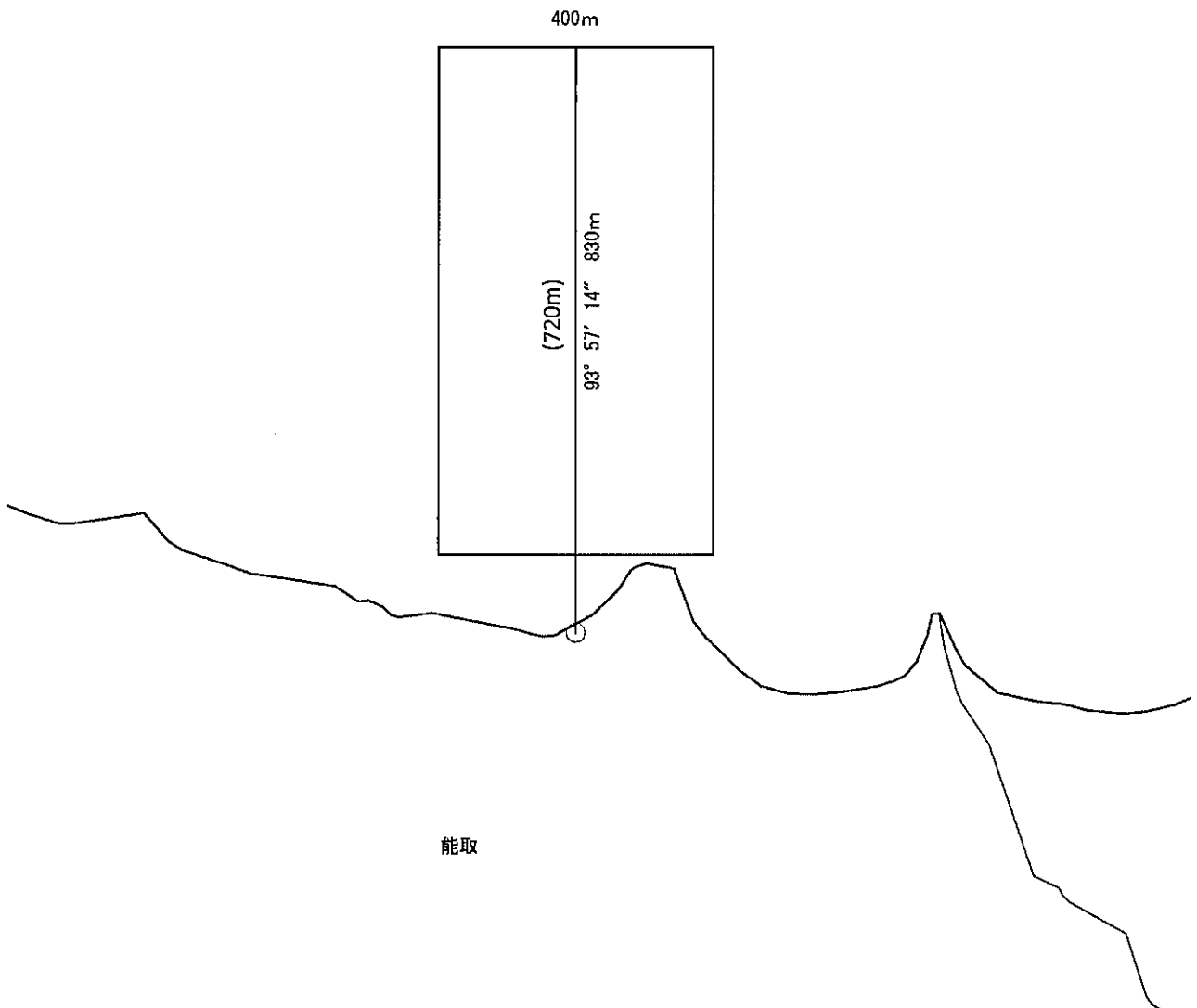
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 7226.881

Y = -11428.671



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

能さけ定第9号

漁場の位置

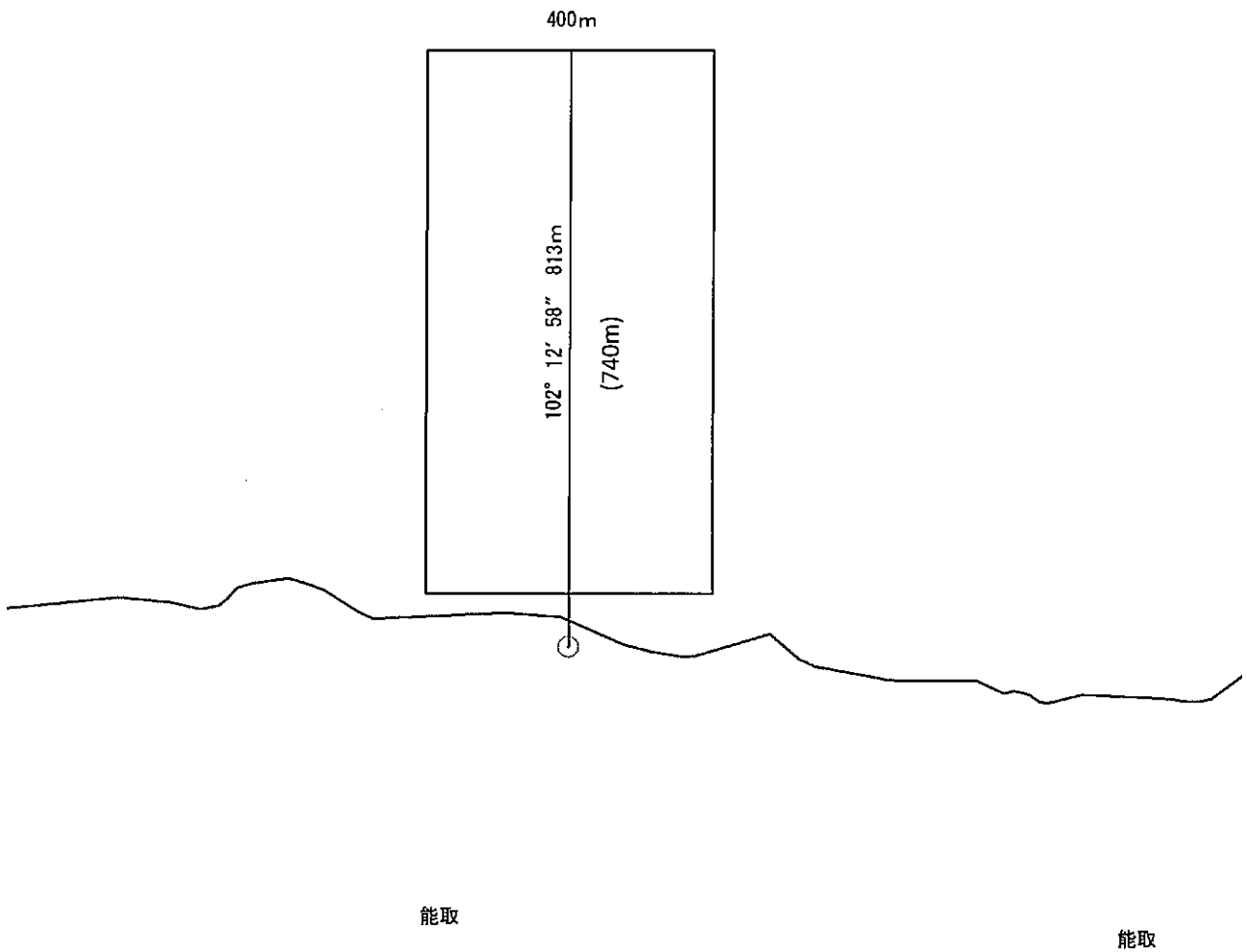
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 8120.825

Y = -11175.698



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

能さけ定第10号

漁場の位置

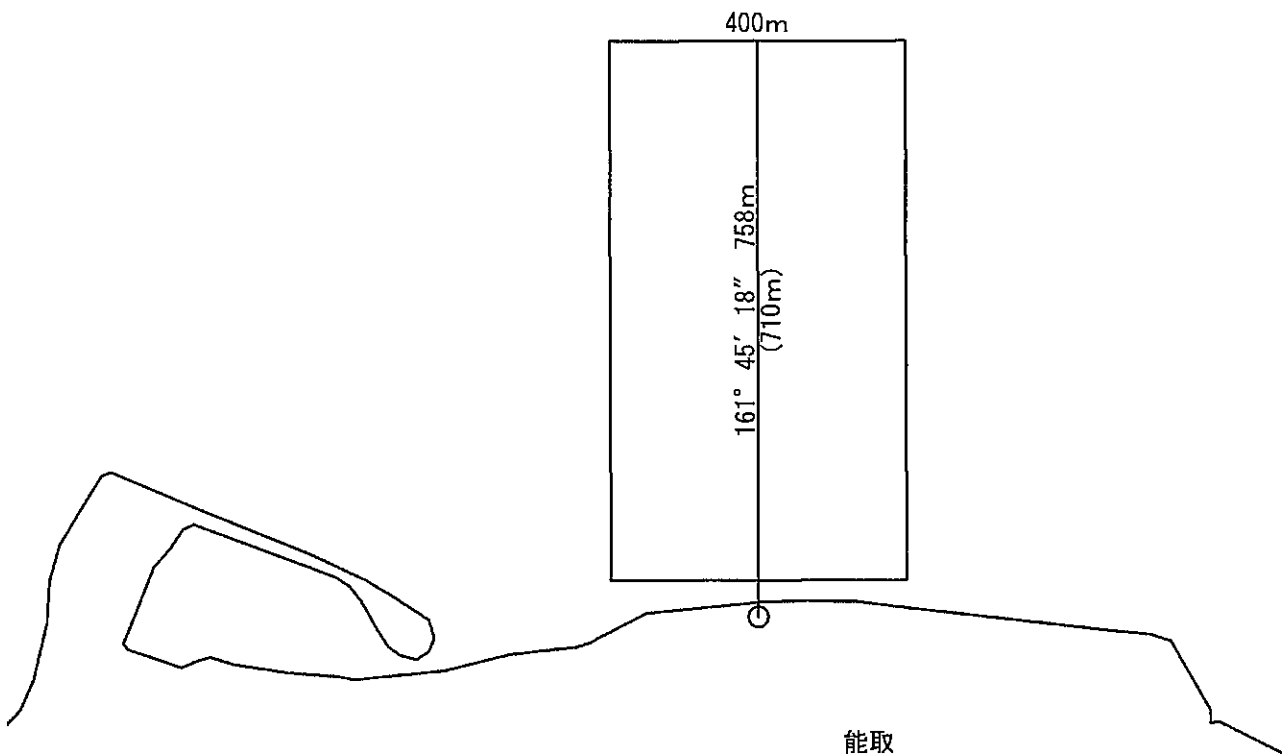
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 10901.392

Y = -6275.028



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

雄さけ・ます定第1号

漁場の位置

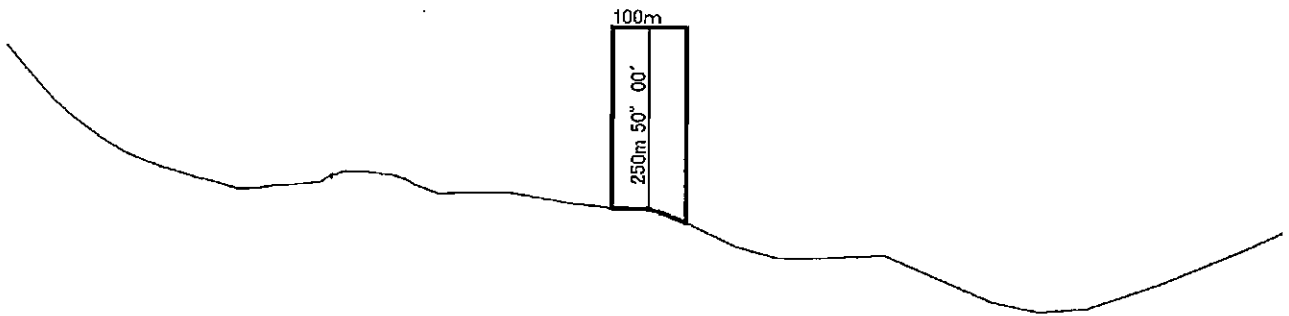
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 74298.406

Y = 48971.428



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

雄さけ・ます定第2号

漁場の位置

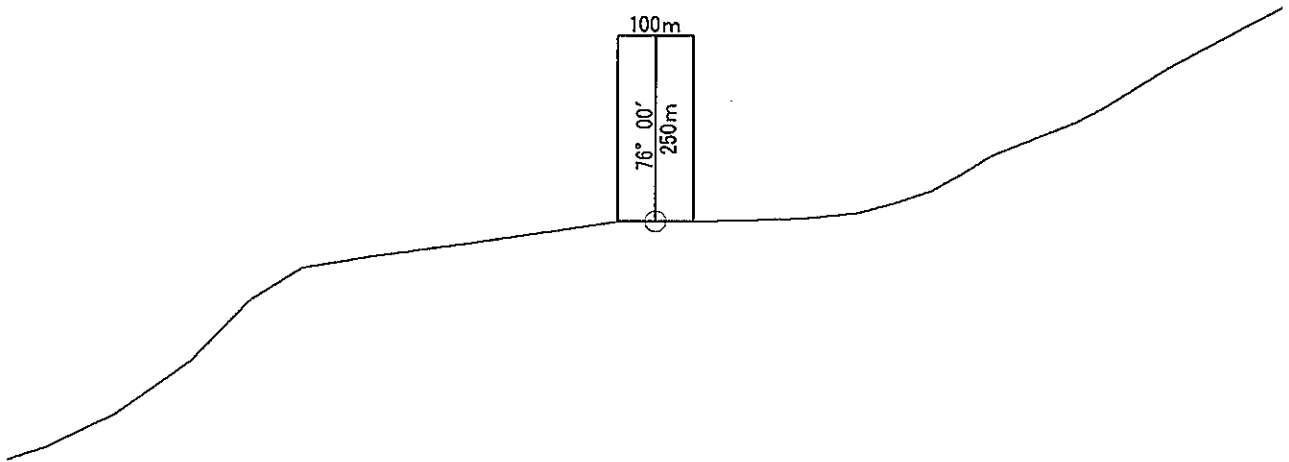
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 72189.212

Y = 51201.276



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

雄さけ・ます定第3号

漁場の位置

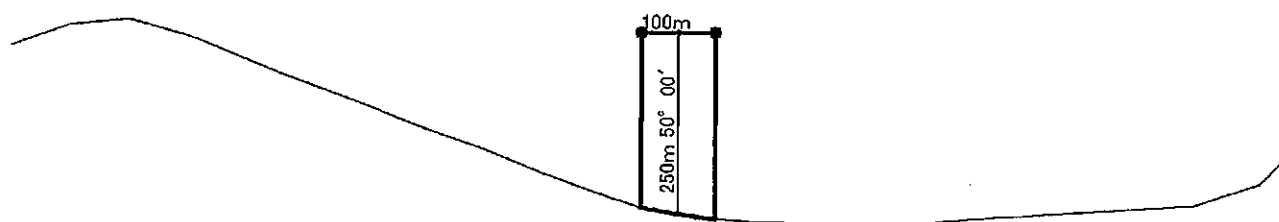
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 71887.430

Y = 51302.530



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

雄さけ・ます定第4号

漁場の位置

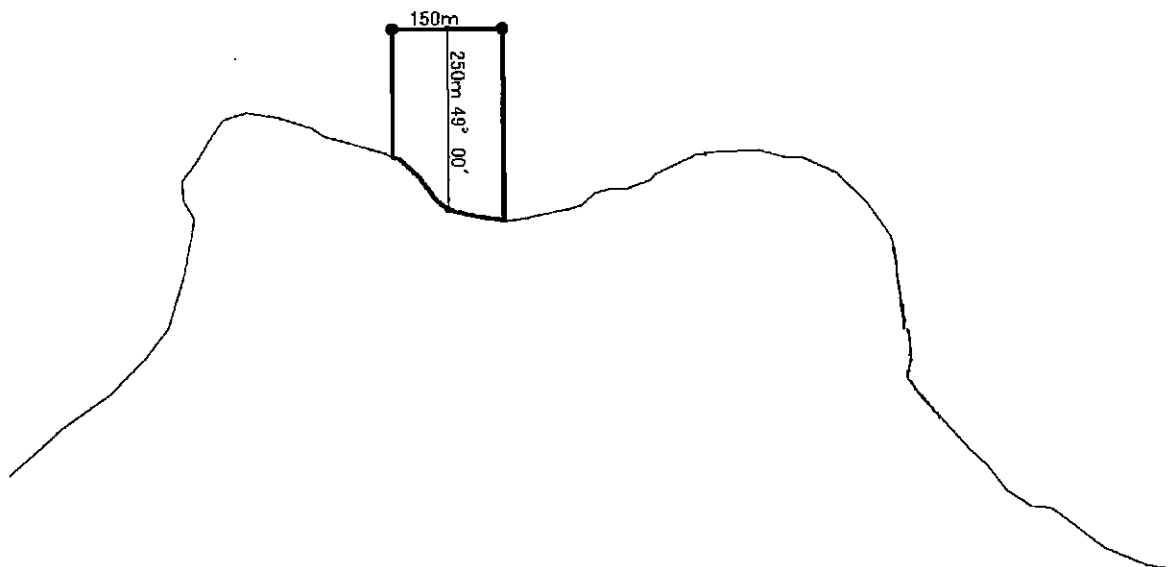
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 69792.280

Y = 53831.640



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

雄さけ・ます定第5号

漁場の位置

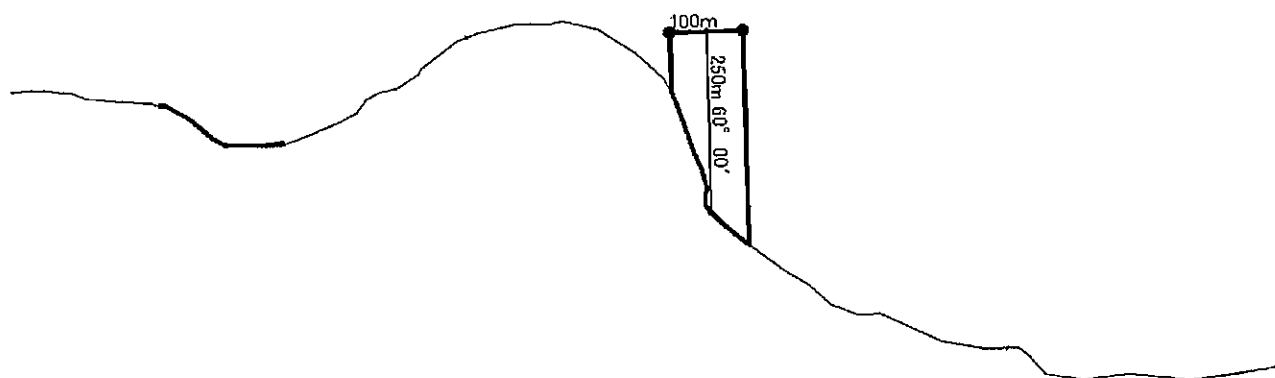
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 69170.301

Y = 54063.554



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

雄さけ・ます定第6号

漁場の位置

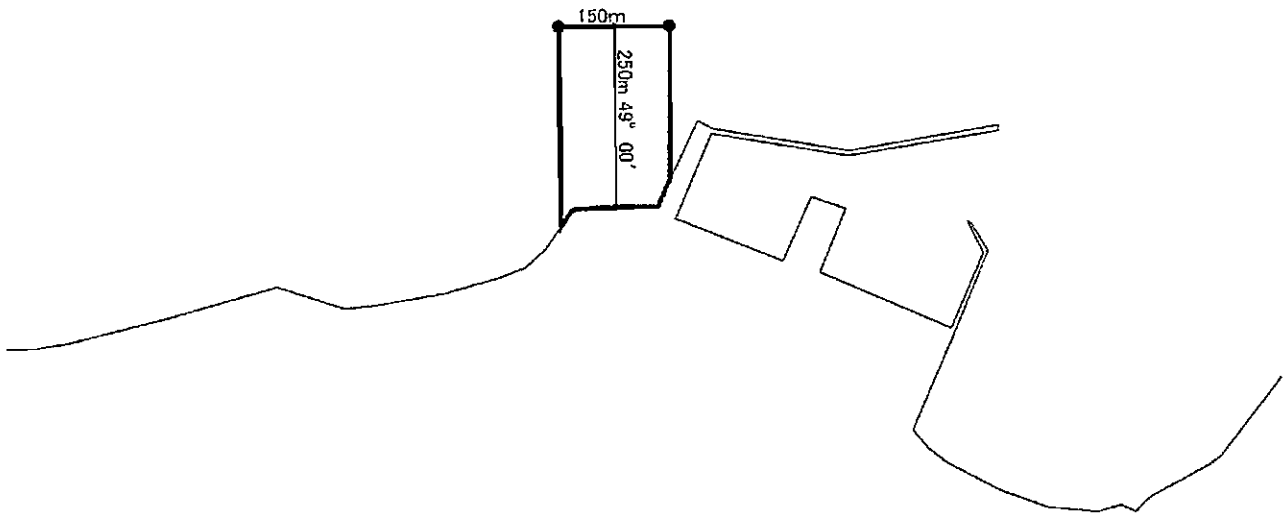
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 67862.329

Y = 54952.528



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

雄さけ・ます定第7号

漁場の位置

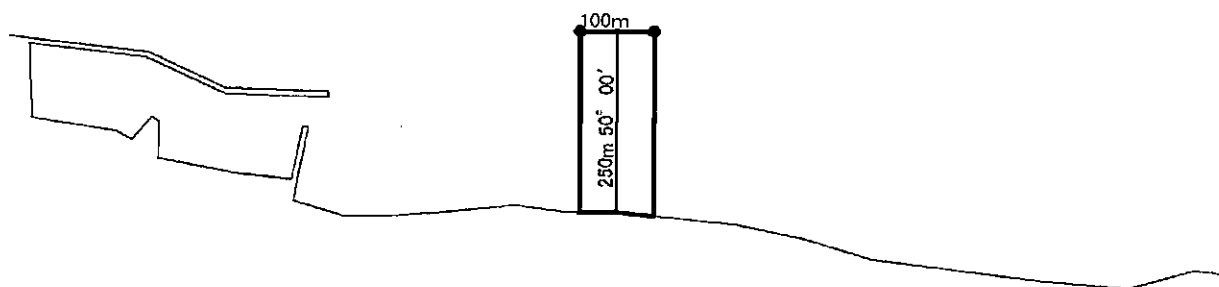
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 64920.417

Y = 56926.449



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

雄さけ・ます定第8号

漁場の位置

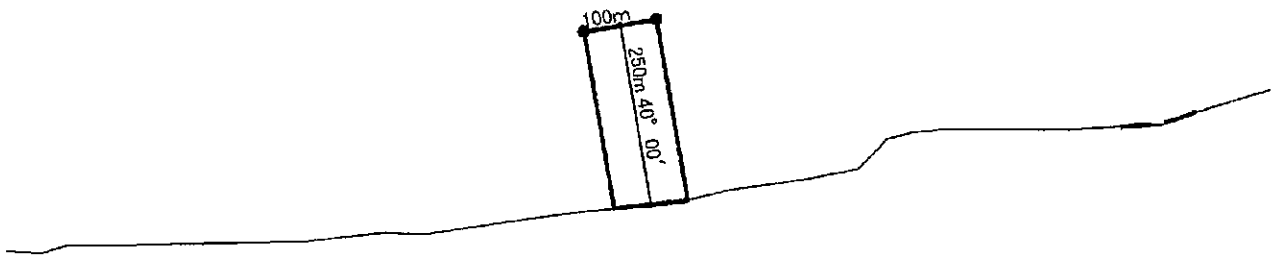
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 62340.487

Y = 59010.443



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

雄さけ・ます定第9号

漁場の位置

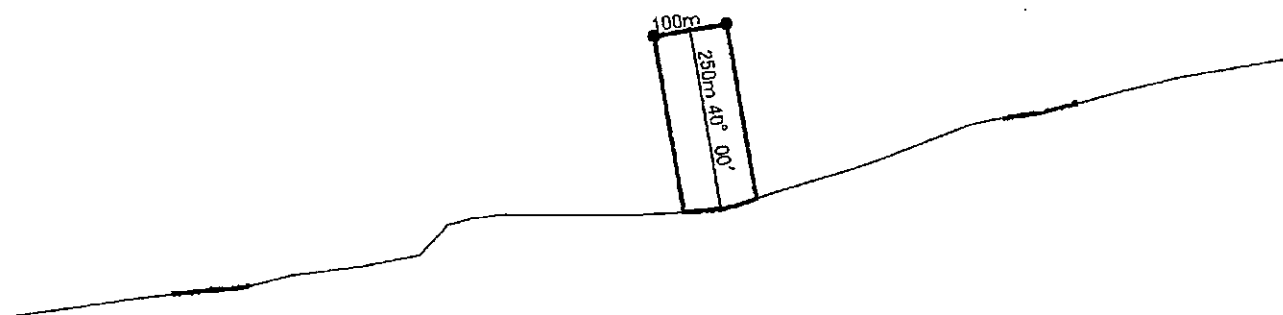
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 61887.495

Y = 59543.461



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

雄さけ・ます定第10号

漁場の位置

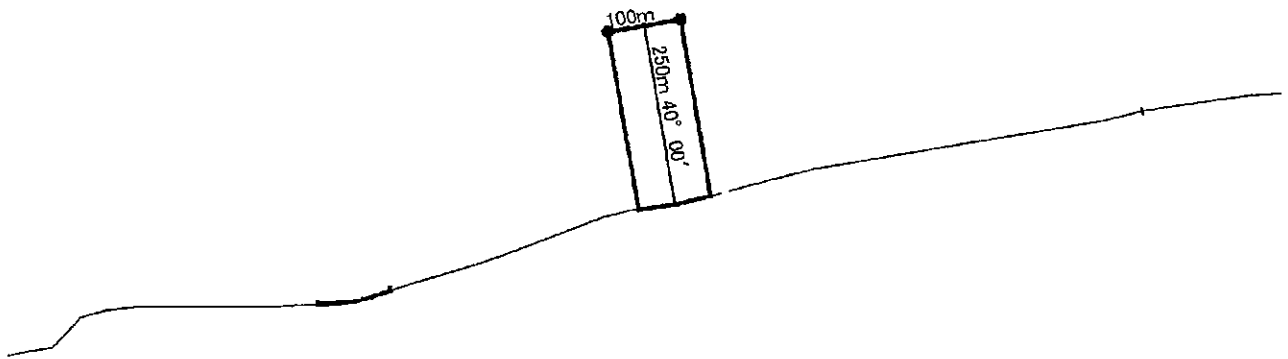
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 61643.499

Y = 59926.473



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

雄さけ・ます定第11号

漁場の位置

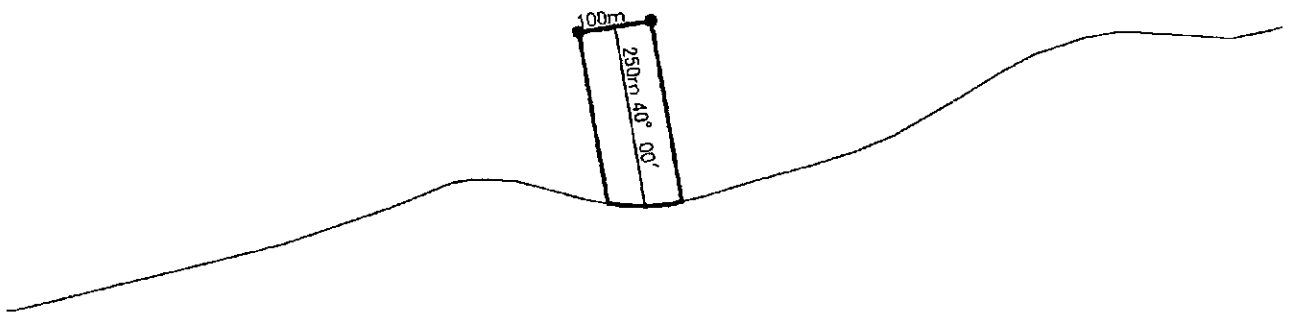
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 60523.516

Y = 61274.520



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

雄さけ・ます定第12号

漁場の位置

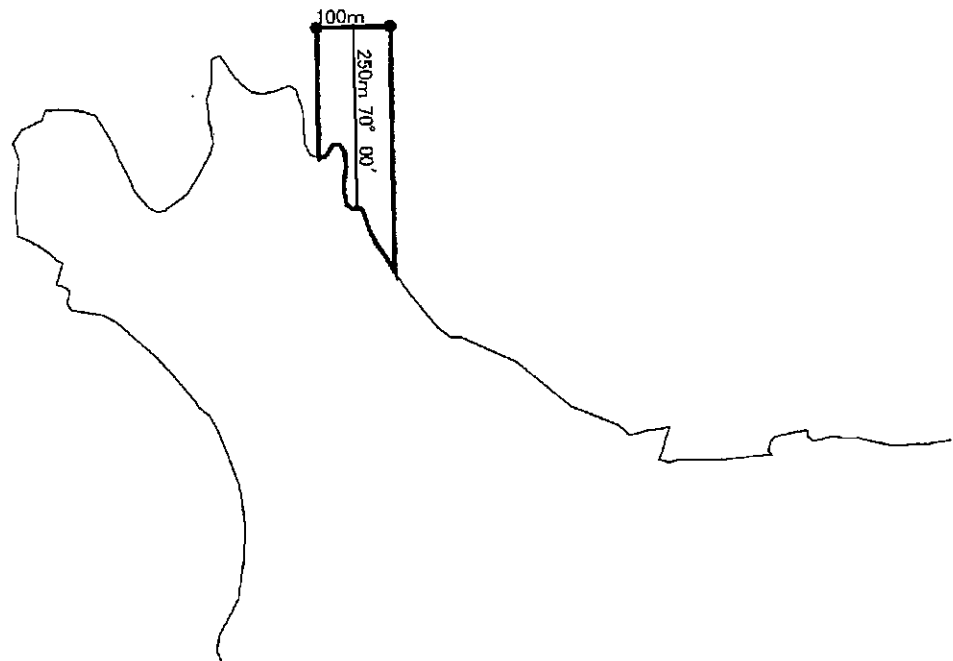
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 58974.522

Y = 64638.565



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

雄さけ・ます定第13号

漁場の位置

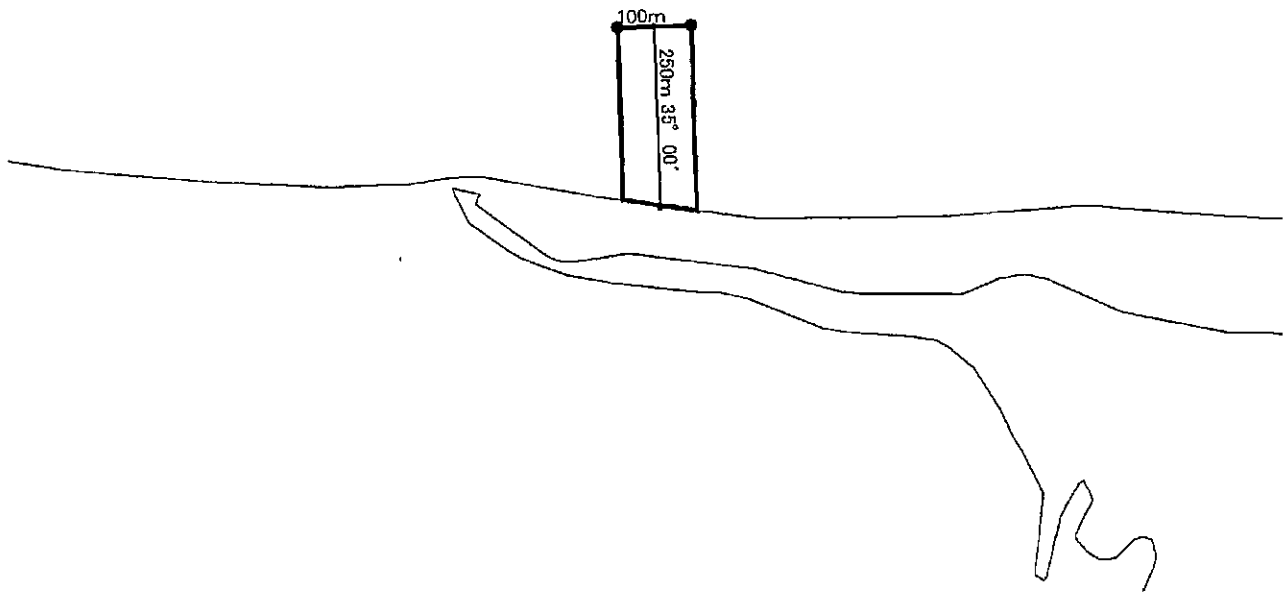
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 56971.526

Y = 65888.545



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

雄さけ・ます定第14号

漁場の位置

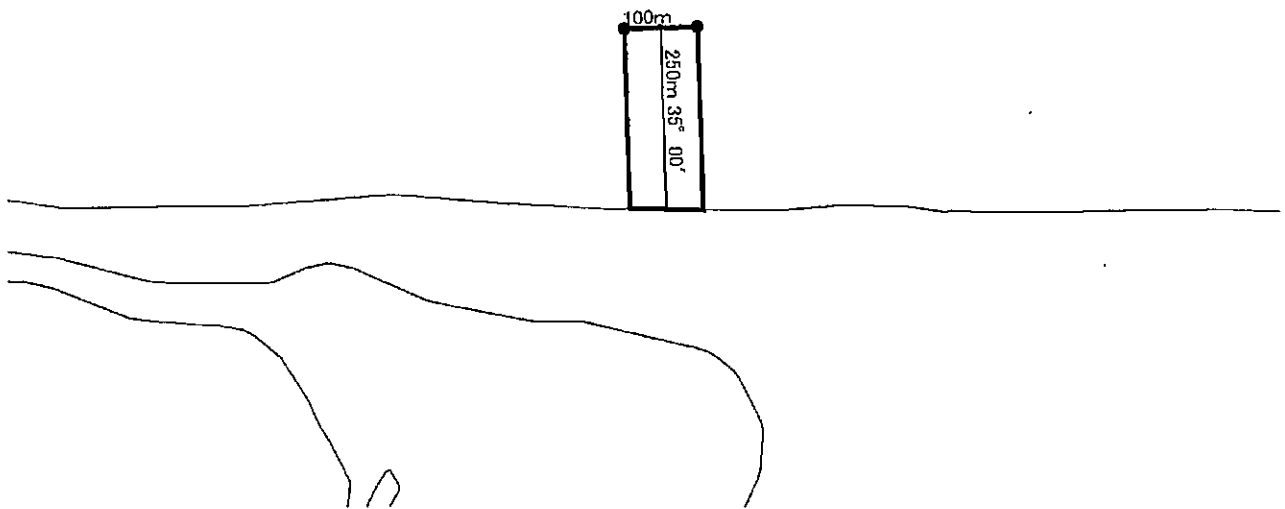
紋別郡雄武町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 56387.521

Y = 66639.528



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ・ます定第1号

漁場の位置

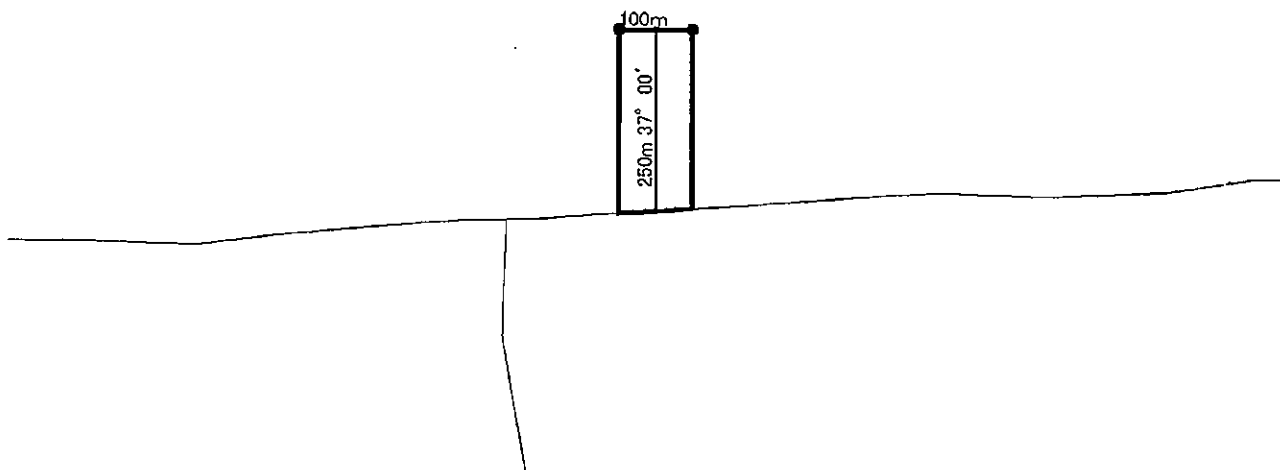
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 55473.510

Y = 67923.501



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ・ます定第2号

漁場の位置

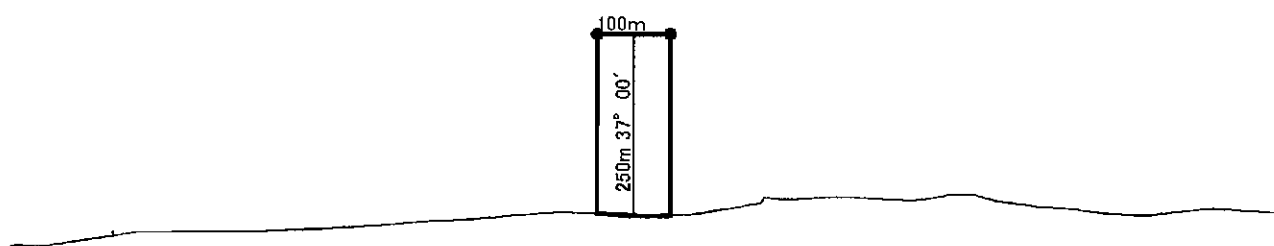
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 54634.501

Y = 69149.481



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ・ます定第3号

漁場の位置

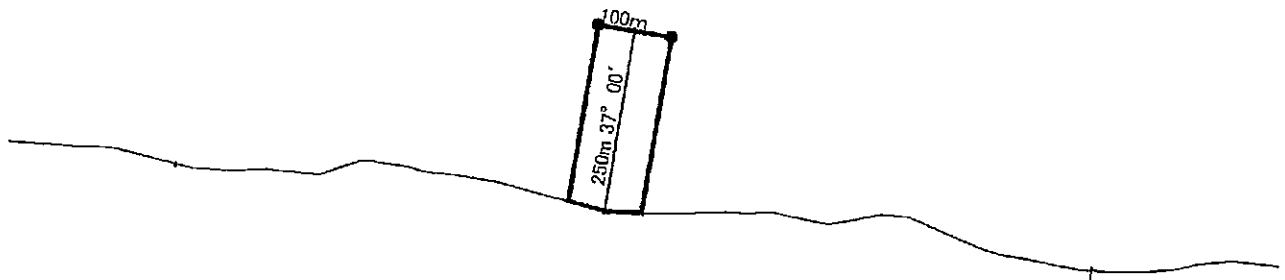
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 52781.523

Y = 71671.472



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ・ます定第4号

漁場の位置

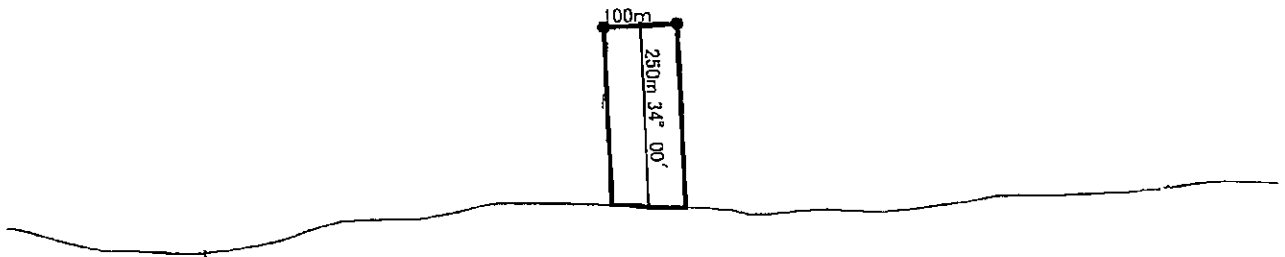
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 52097.550

Y = 72738.480



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ・ます定第5号

漁場の位置

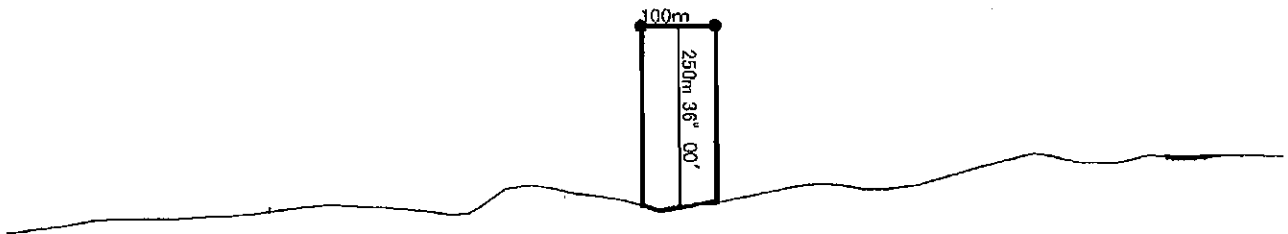
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 51371.576

Y = 73770.490



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ・ます定第6号

漁場の位置

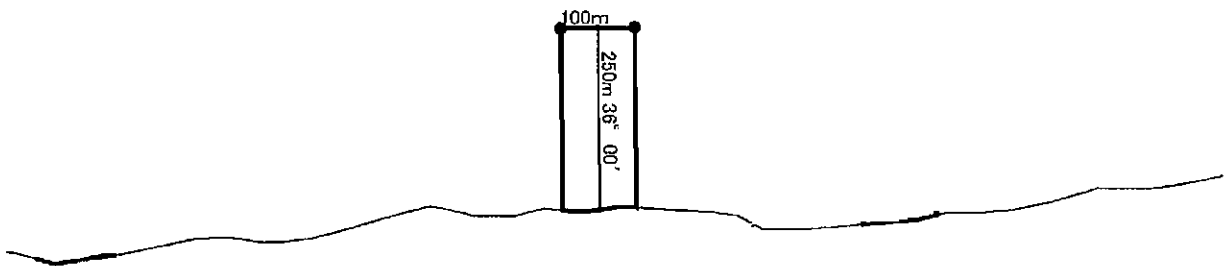
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 51004.589

Y = 74383.498



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ・ます定第7号

漁場の位置

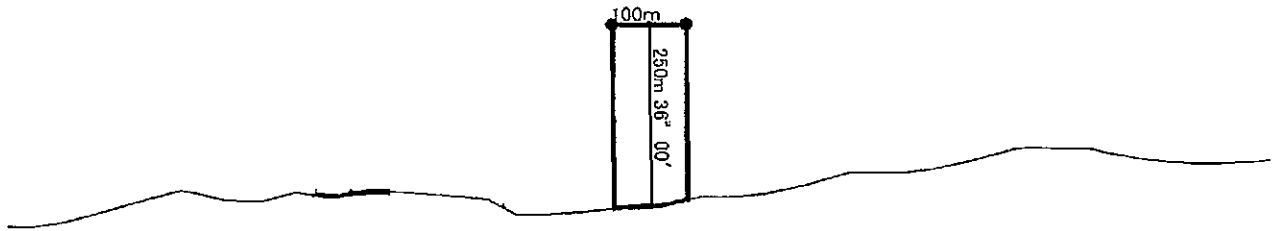
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 50748.597

Y = 74701.503



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ・ます定第8号

漁場の位置

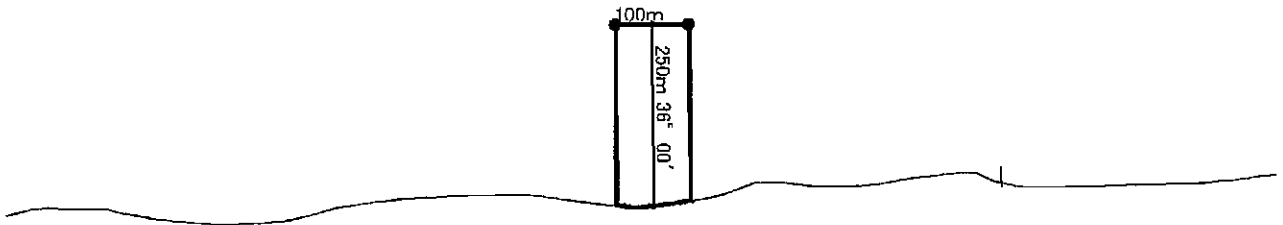
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 50018.624

Y = 75824.521



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ・ます定第9号

漁場の位置

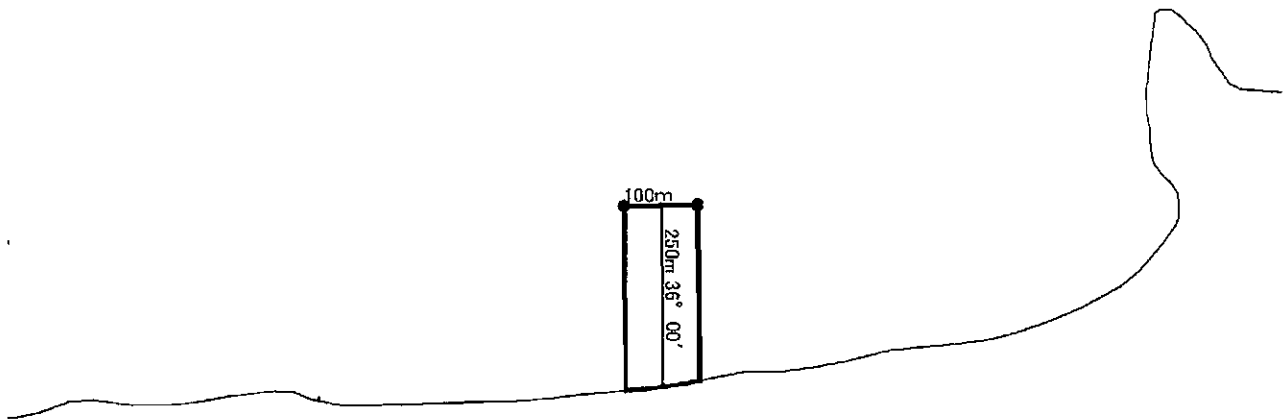
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 49500.644

Y = 76609.536



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ・ます定第10号

漁場の位置

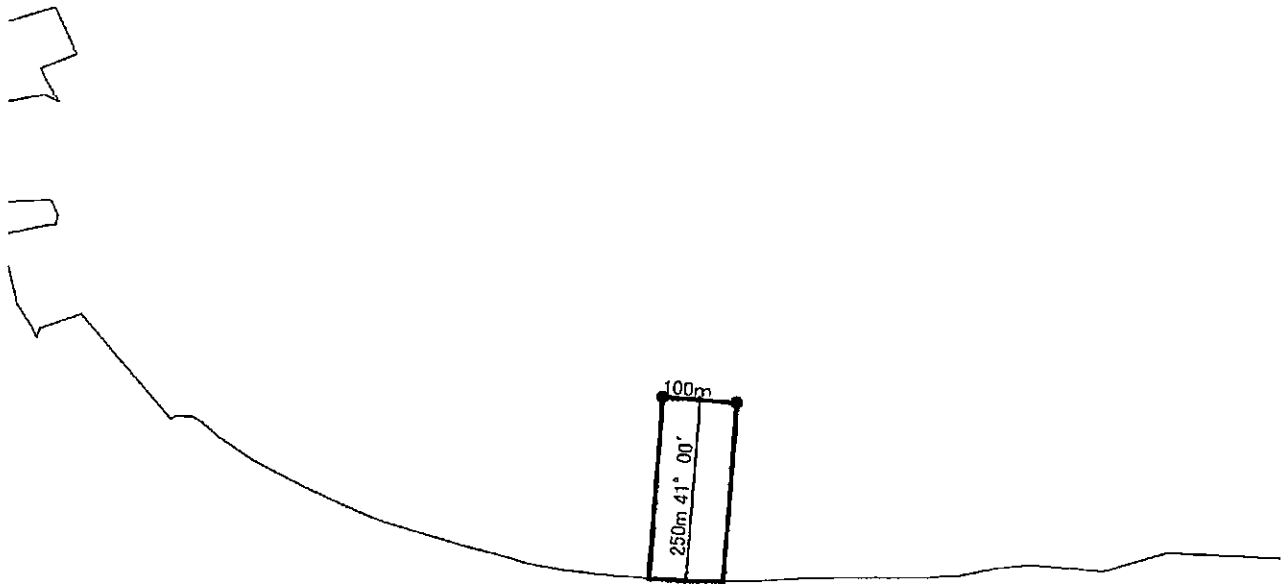
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 47359.709

Y = 78300.583



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ・ます定第11号

漁場の位置

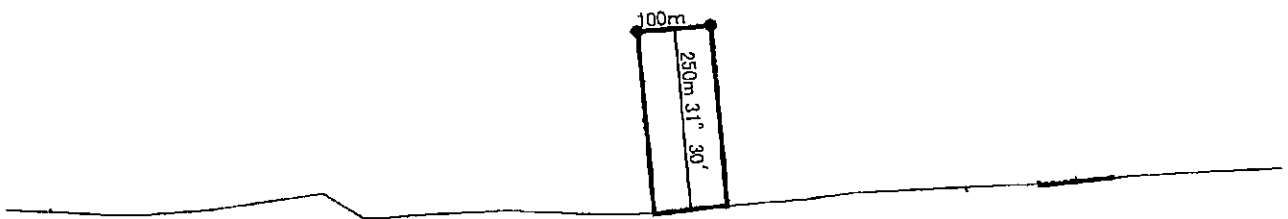
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 46369.721

Y = 79688.573



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ・ます定第12号

漁場の位置

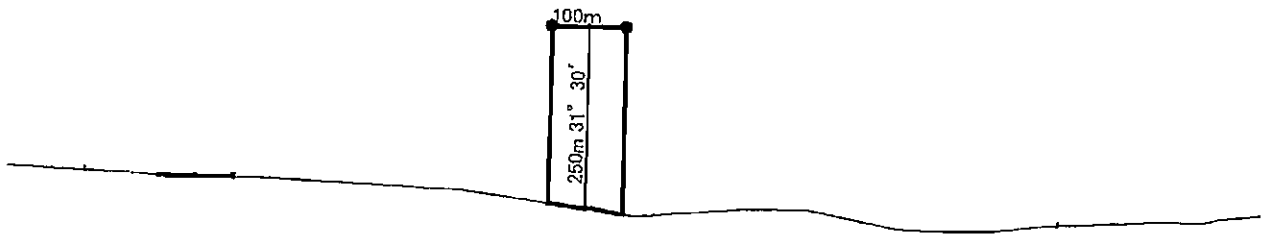
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 45785.732

Y = 80566.566



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

興さけ・ます定第13号

漁場の位置

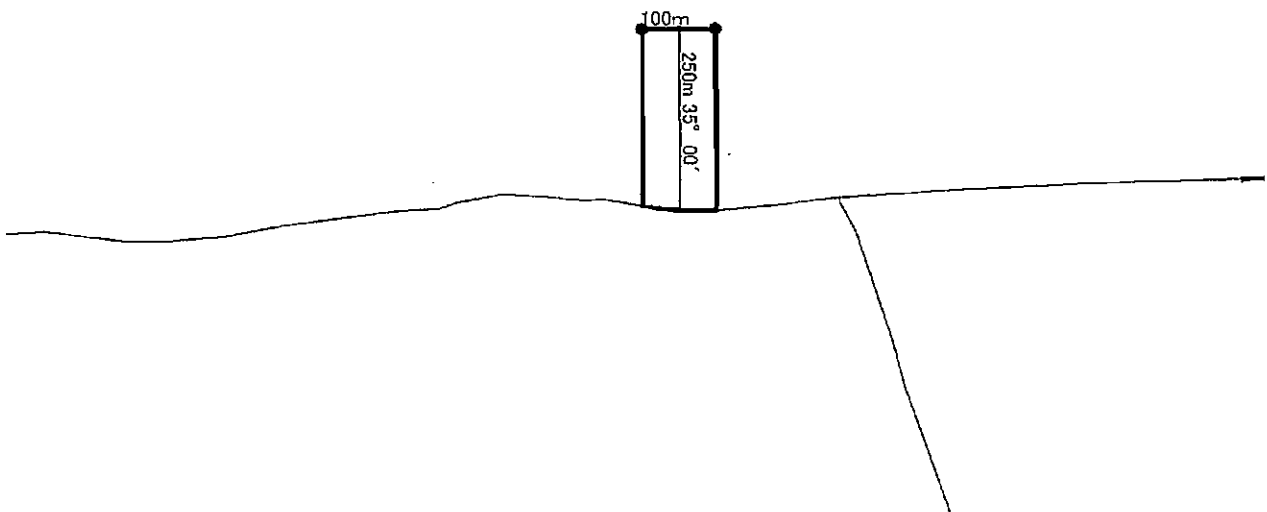
紋別郡興部町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 45156.748

Y = 81546.558



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

紋さけ・ます定第1号

漁場の位置

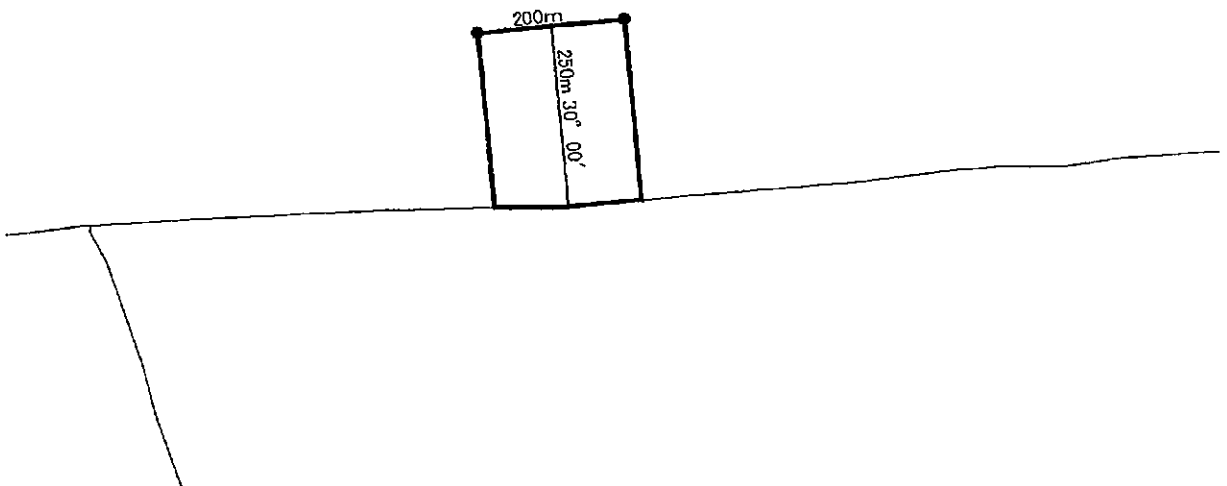
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 44691.759

Y = 82278.552



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

紋さけ・ます定第2号

漁場の位置

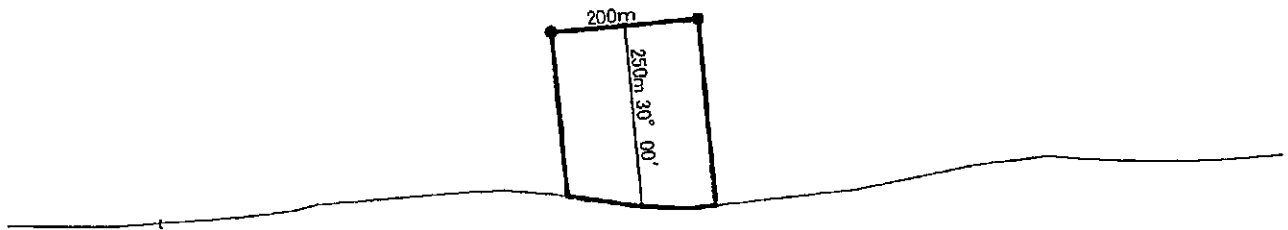
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 43751.776

Y = 83782.546



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

紋さけ・ます定第3号

漁場の位置

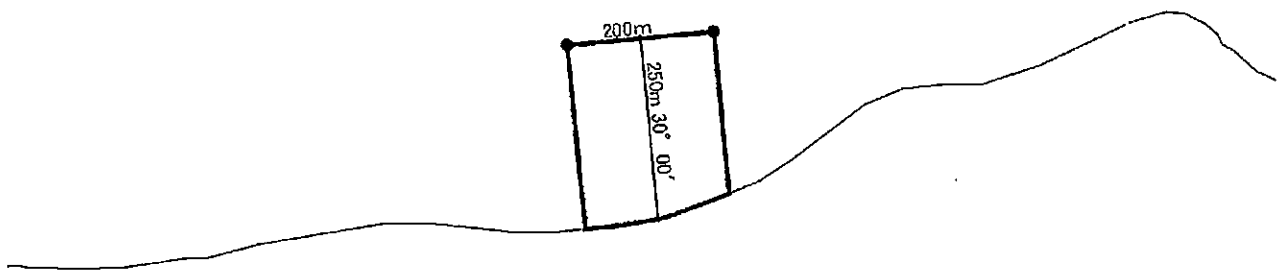
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 41924.792

Y = 86839.559



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

紋さけ・ます定第4号

漁場の位置

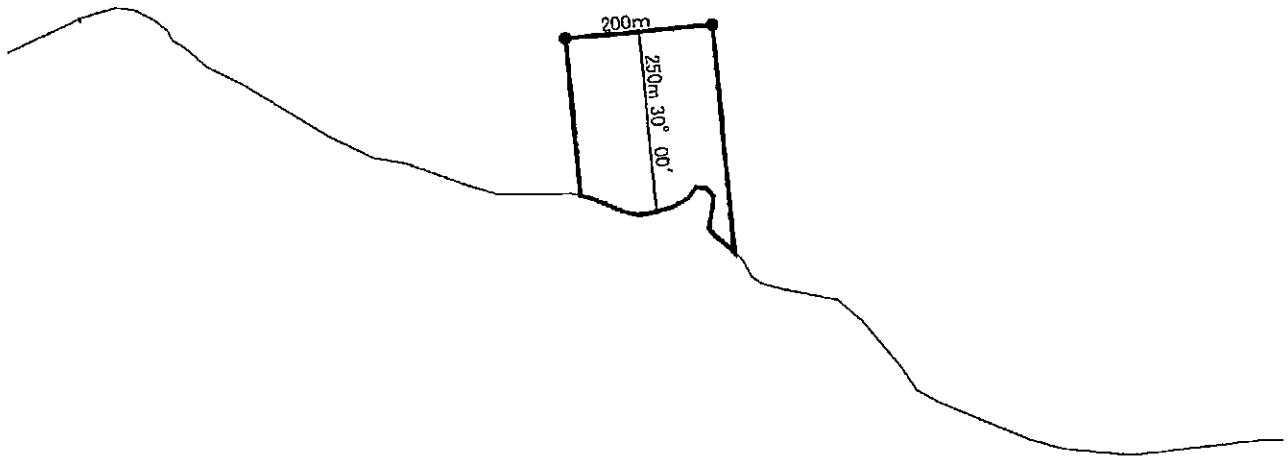
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 41104.560

Y = 88002.790



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

紋さけ・ます定第5号

漁場の位置

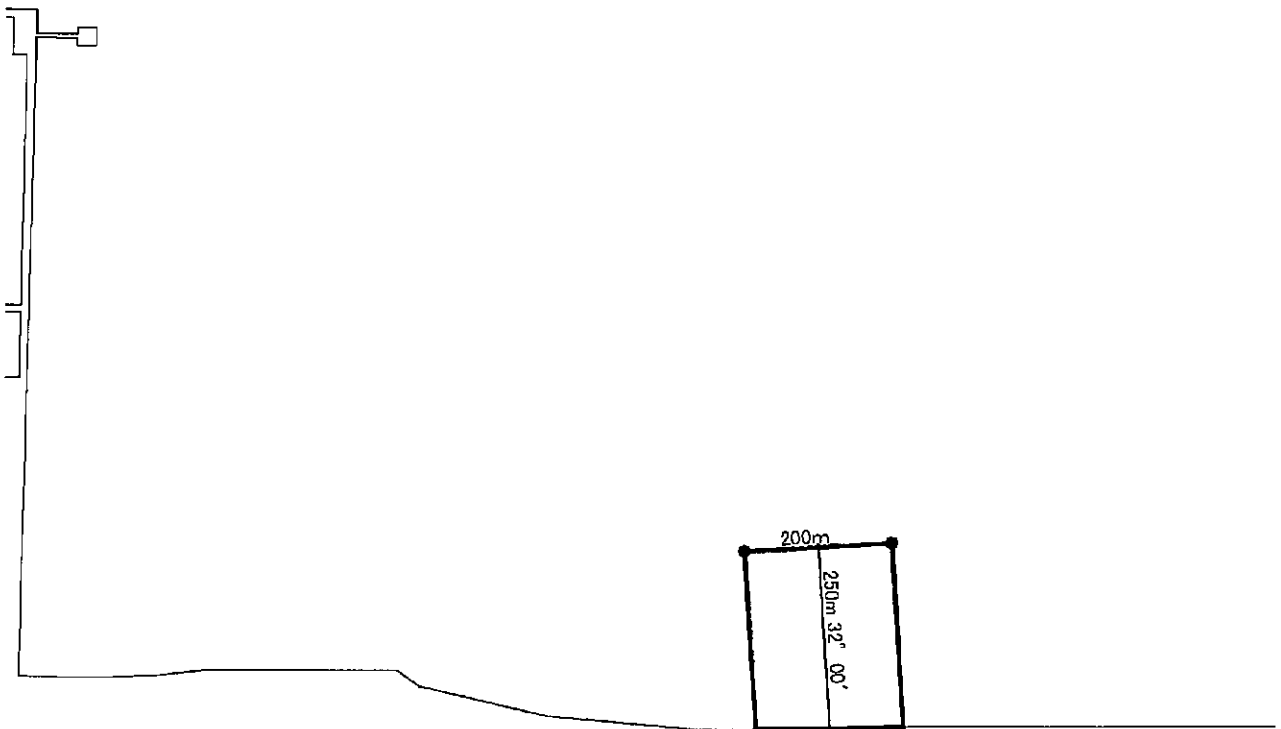
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 36663.805

Y = 90452.615



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

紋さけ・ます定第6号

漁場の位置

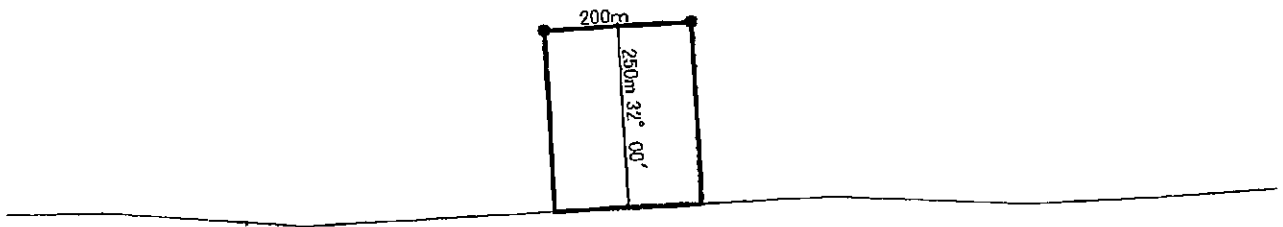
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 35283.810

Y = 92443.650



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

紋さけ・ます定第7号

漁場の位置

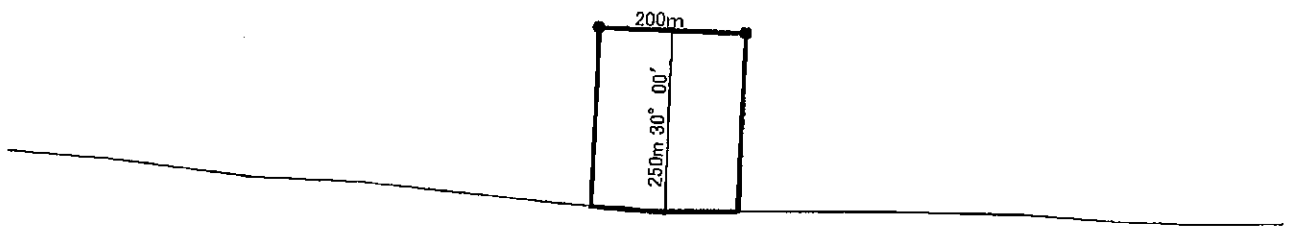
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 34083.815

Y = 94299.690



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

紋さけ・ます定第8号

漁場の位置

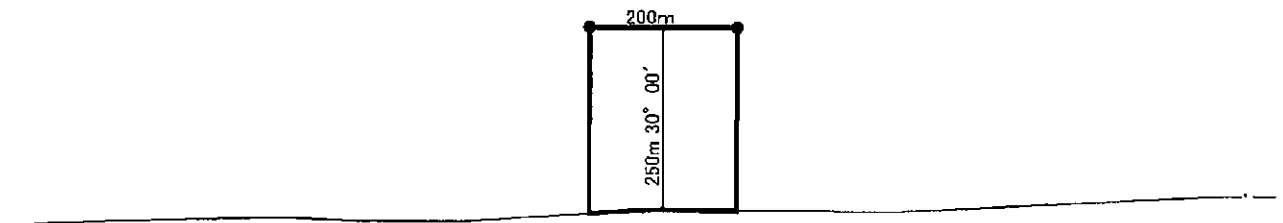
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 33608.819

Y = 95183.709



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

紋さけ・ます定第9号

漁場の位置

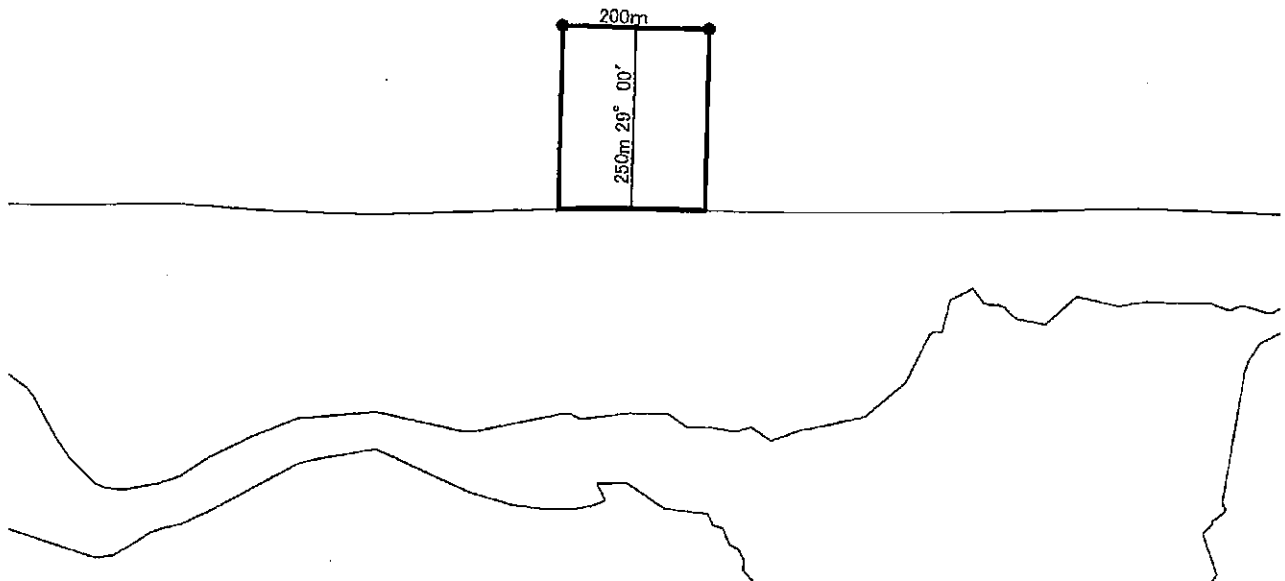
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 32452.792

Y = 97311.778



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

紋さけ・ます定第10号

漁場の位置

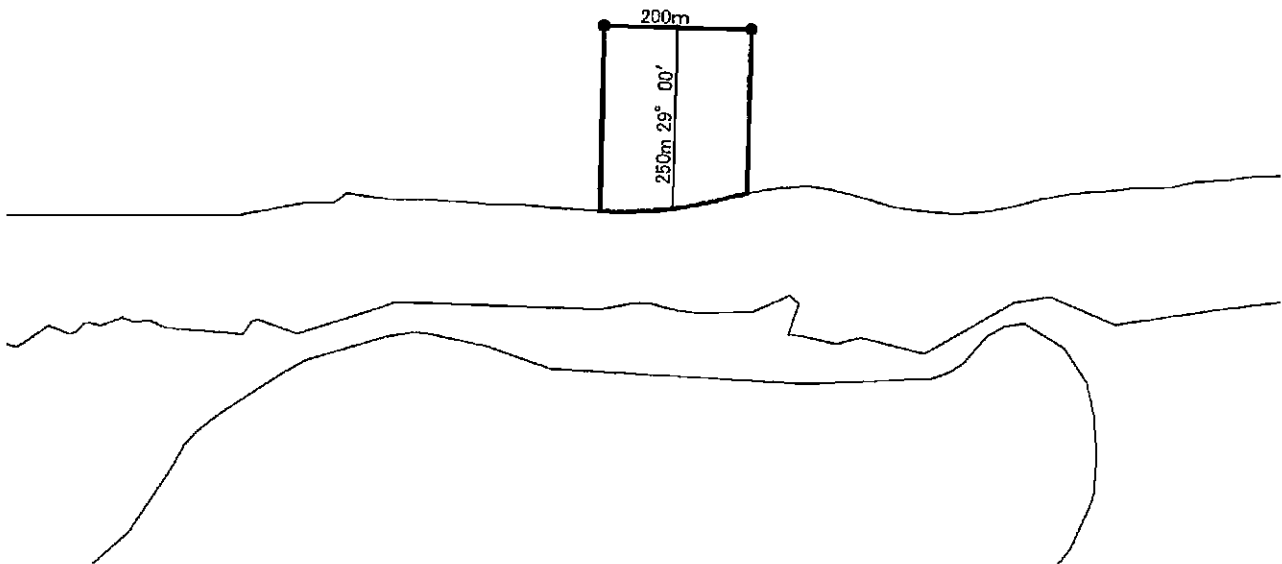
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 31130.765

Y = 99864.855



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

紋さけ・ます定第11号

漁場の位置

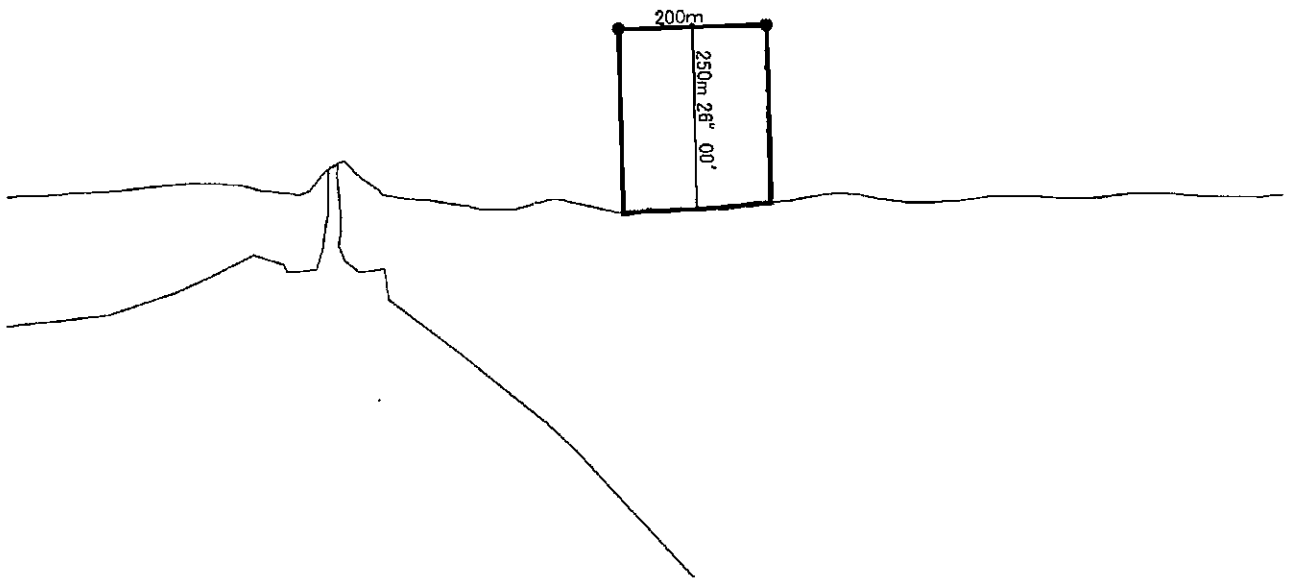
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 30368.754

Y = 101388.894



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

紋さけ・ます定第12号

漁場の位置

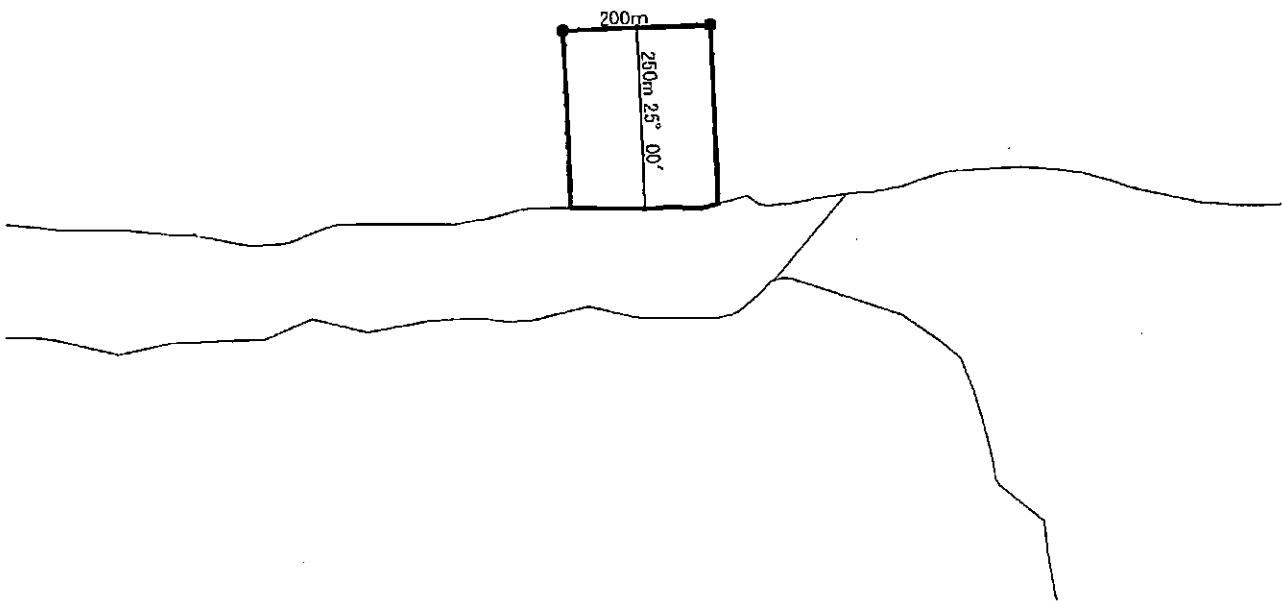
紋別市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 28923.720

Y = 104463.885



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

湧さけ・ます定第1号

漁場の位置

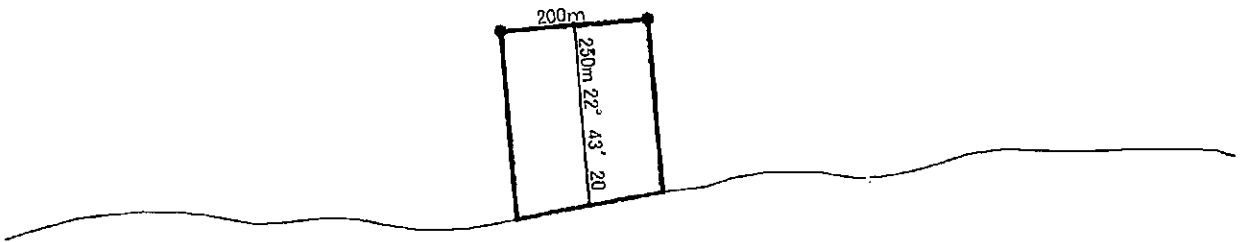
紋別郡湧別町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 27415.663

Y = 107861.893



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

湧さけ・ます定第2号

漁場の位置

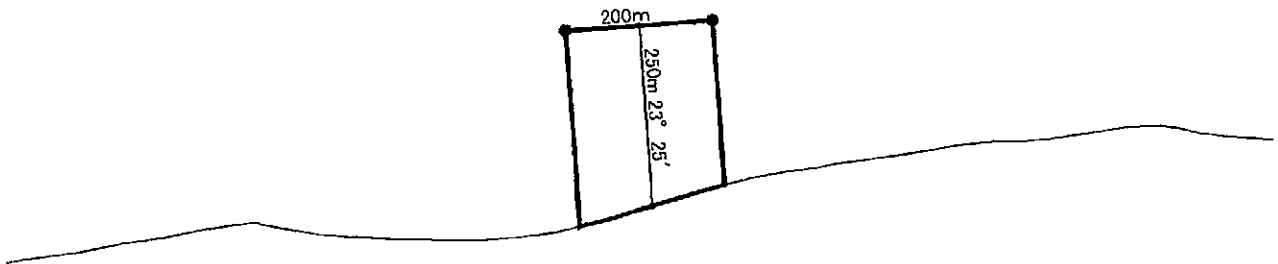
紋別郡湧別町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 23663.496

Y = 116429.949



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

湧さけ・ます定第3号

漁場の位置

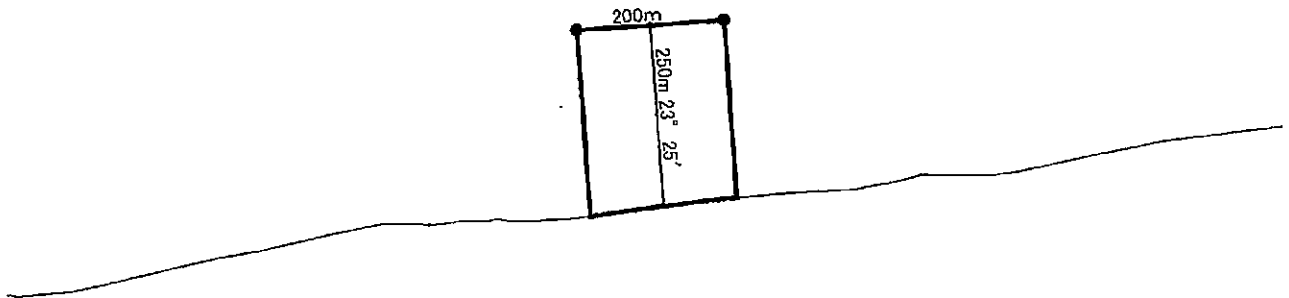
紋別郡湧別町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 23041.466

Y = 118109.968



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

湧さけ・ます定第4号

漁場の位置

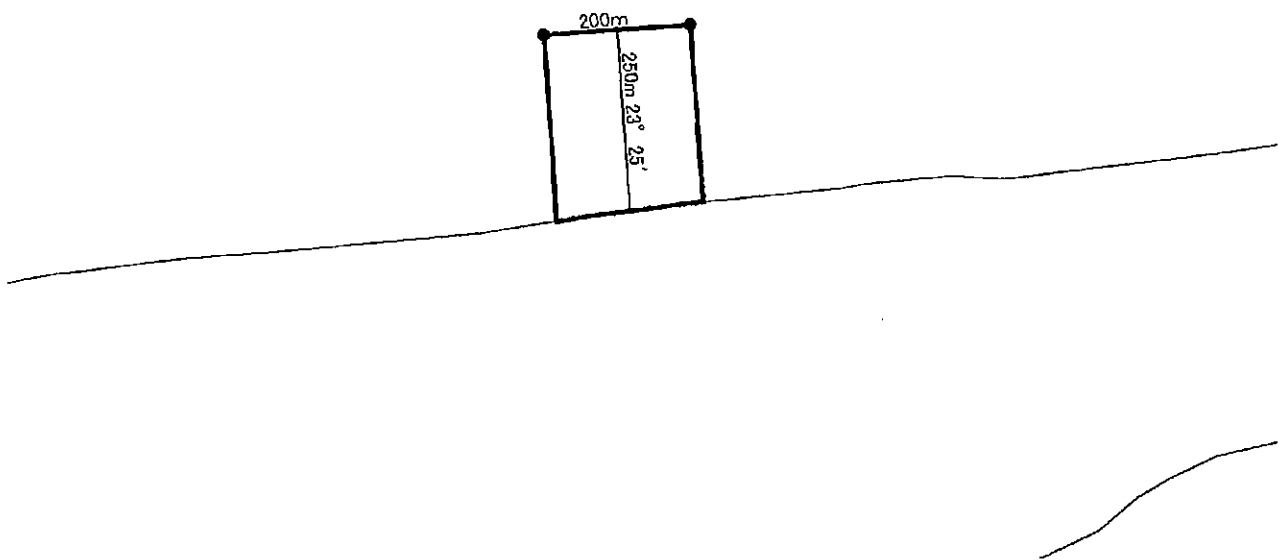
紋別郡湧別町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 22523.441

Y = 119495.987



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

湧さけ・ます定第5号

漁場の位置

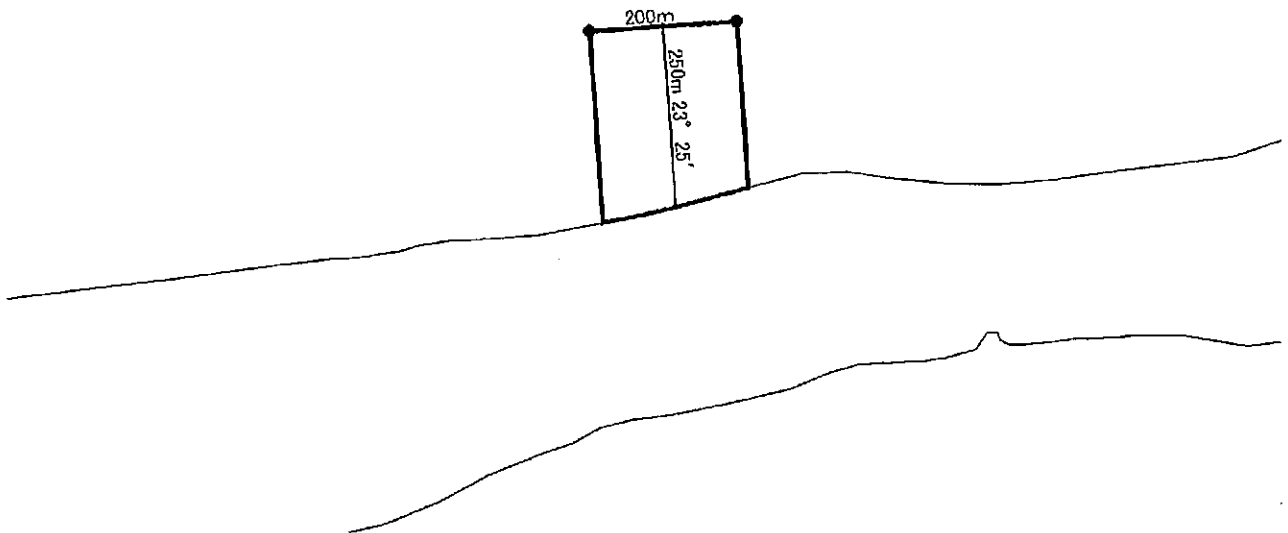
紋別郡湧別町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 22018.418

Y = 120844.009



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第1号

漁場の位置

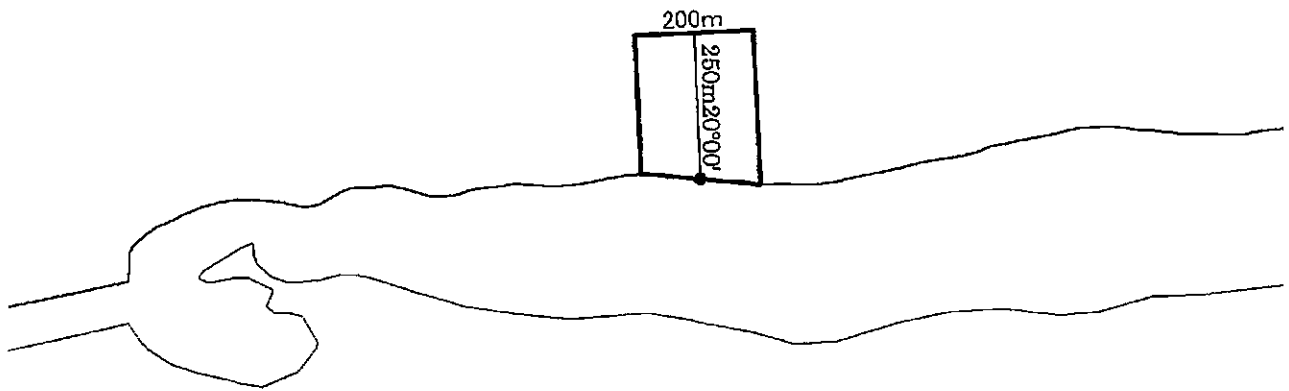
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 19791.930

Y = -36000.761



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第2号

漁場の位置

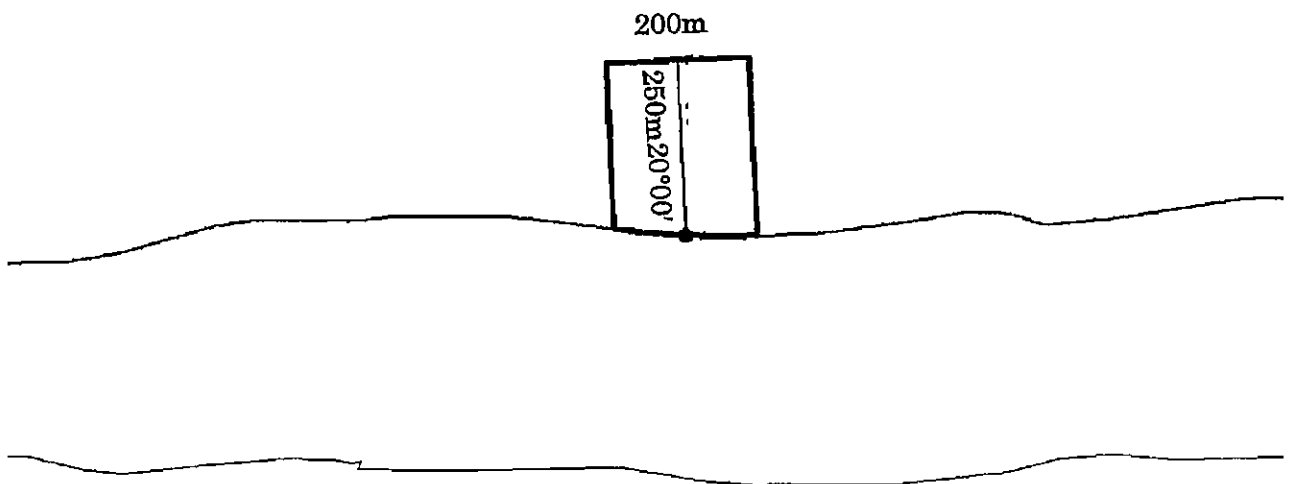
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 18994.908

Y = -33681.709



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第3号

漁場の位置

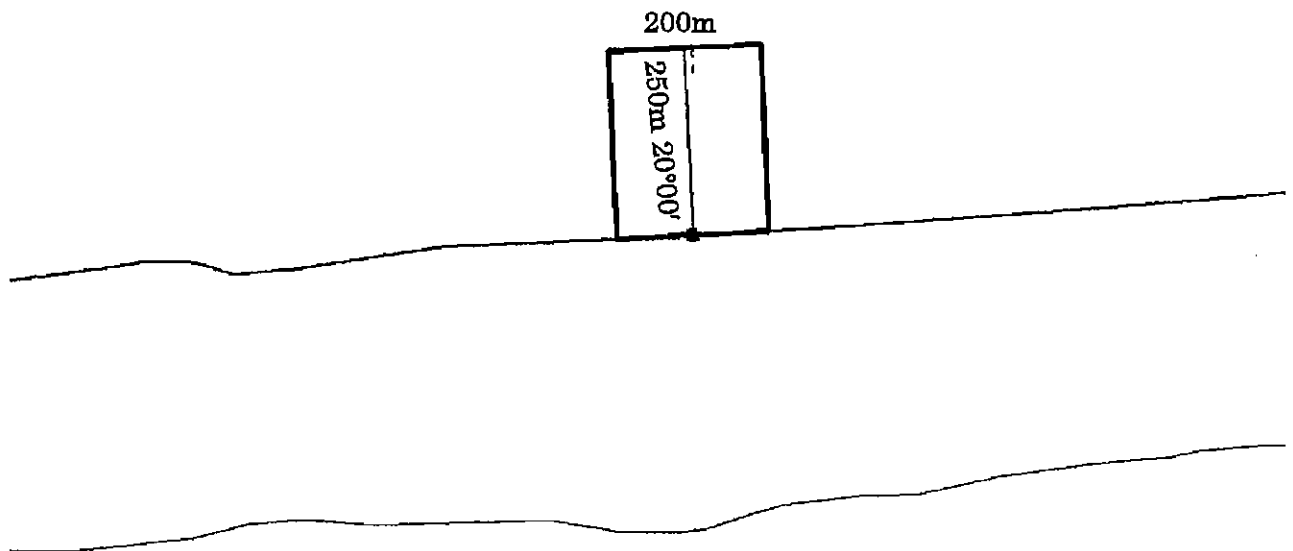
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 18630.898

Y = -32633.687



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第4号

漁場の位置

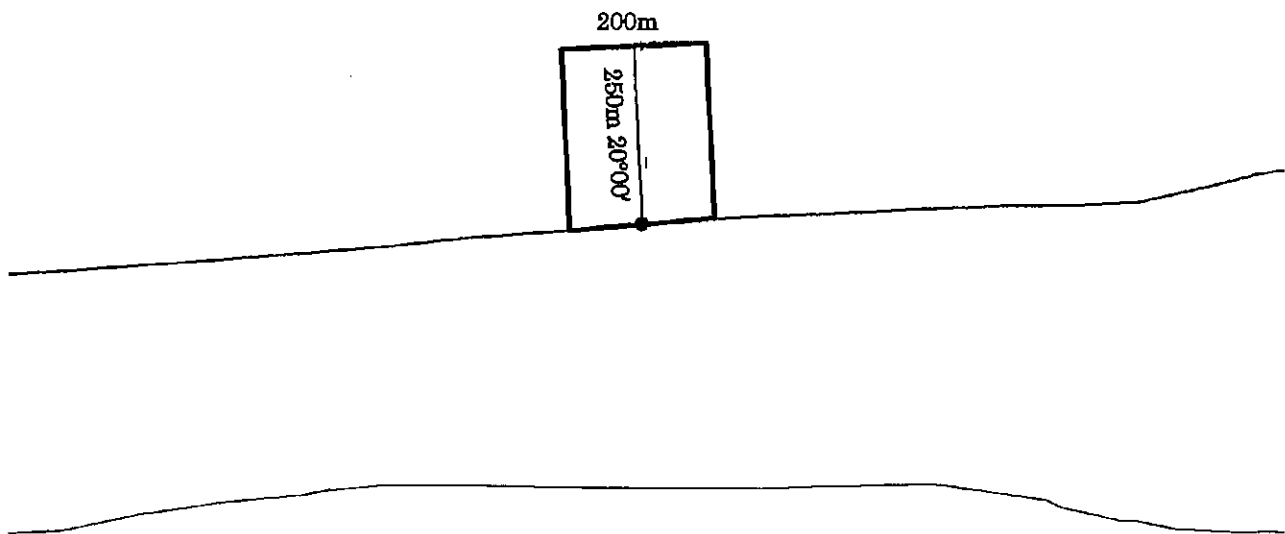
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 18285.872

Y = -31588.683



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第5号

漁場の位置

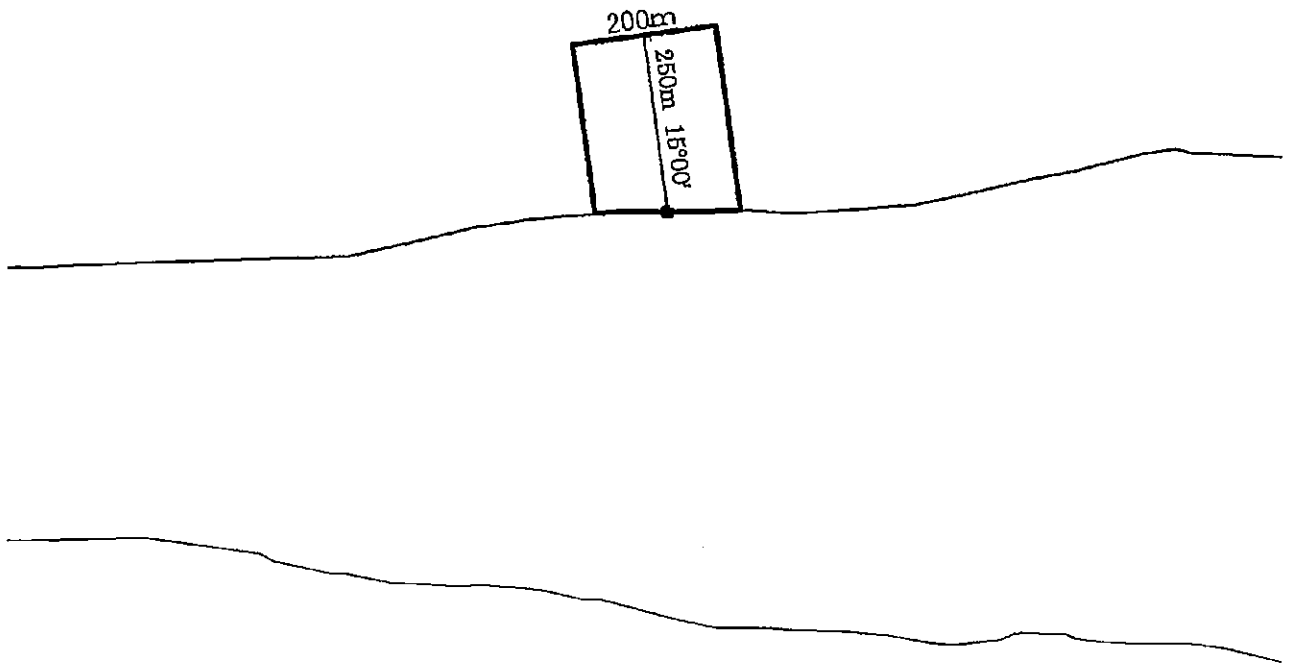
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 17938.832

Y = -30517.693



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第6号

漁場の位置

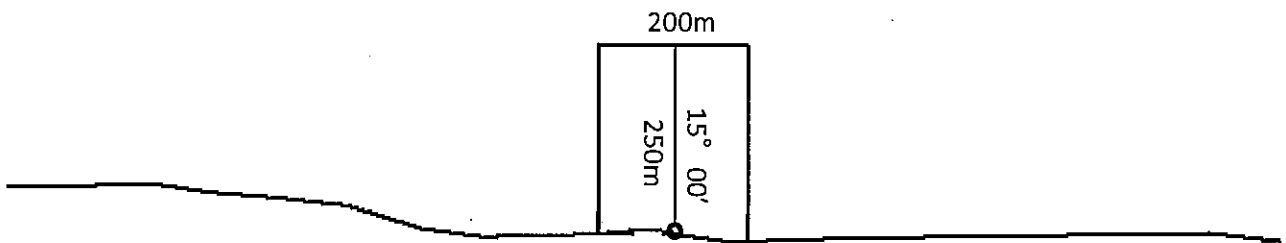
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 17383.537

Y = -28908.734



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第7号

漁場の位置

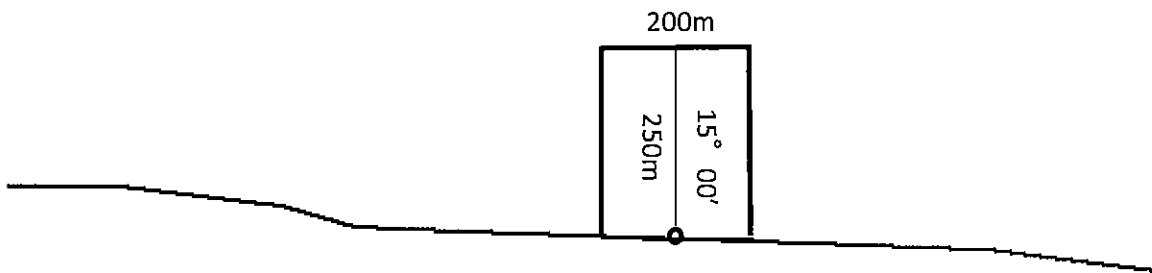
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 16942.643

Y = -27496.937



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第8号

漁場の位置

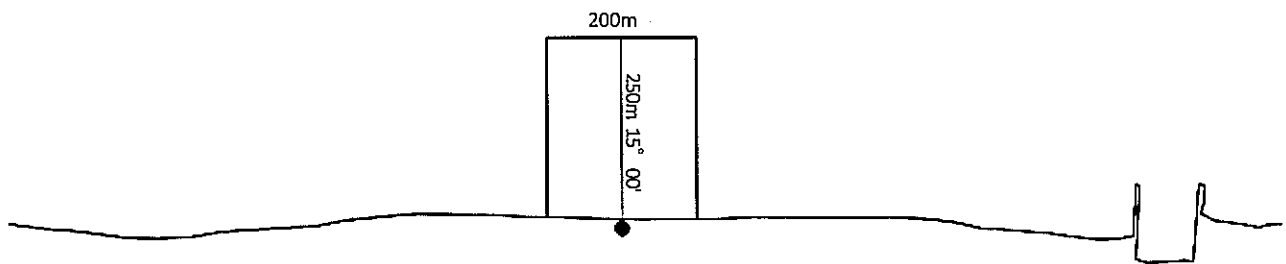
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 16613.250

Y = -26354.066



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第9号

漁場の位置

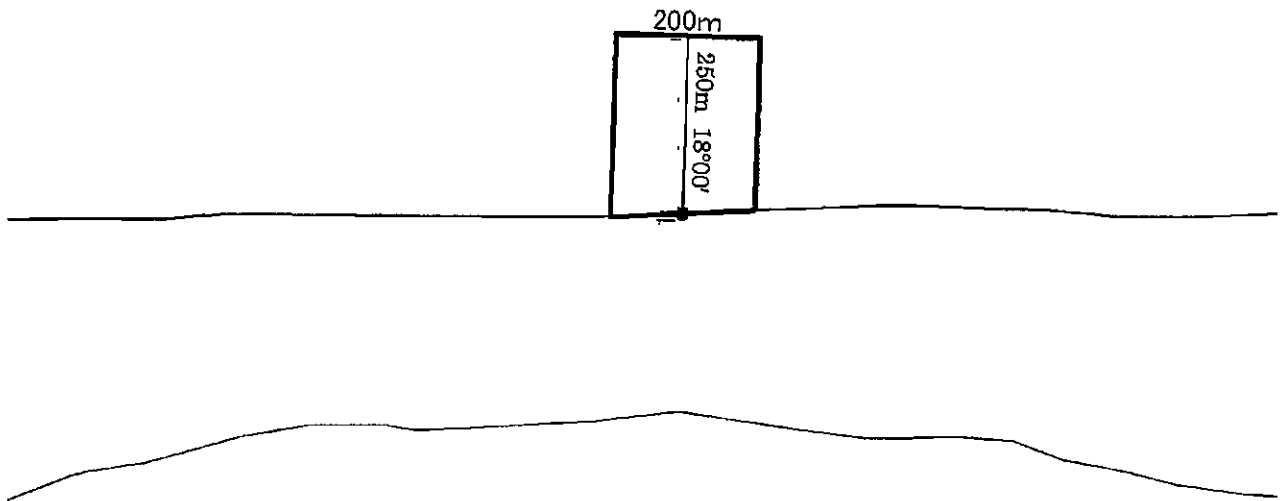
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 16228.664

Y = -25118.780



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第10号

漁場の位置

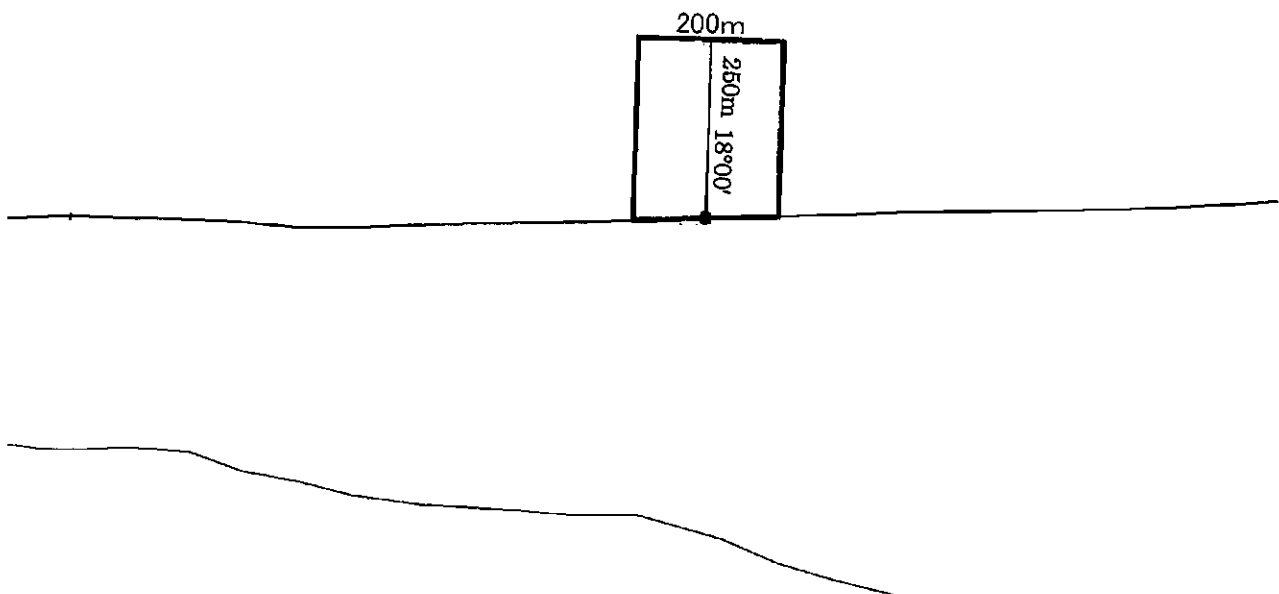
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 15911.269

Y = -23992.719



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第11号

漁場の位置

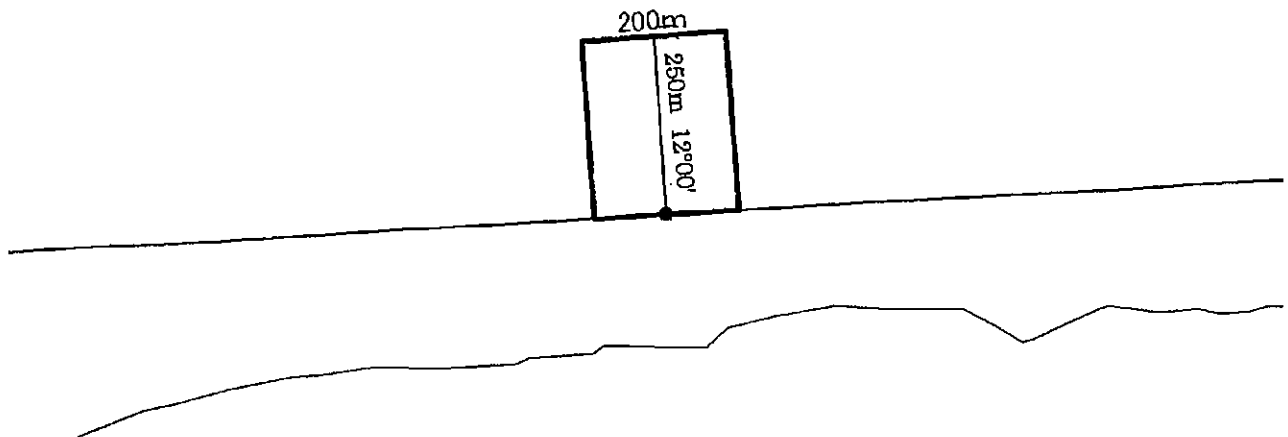
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 15347.213

Y = -21611.270



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第12号

漁場の位置

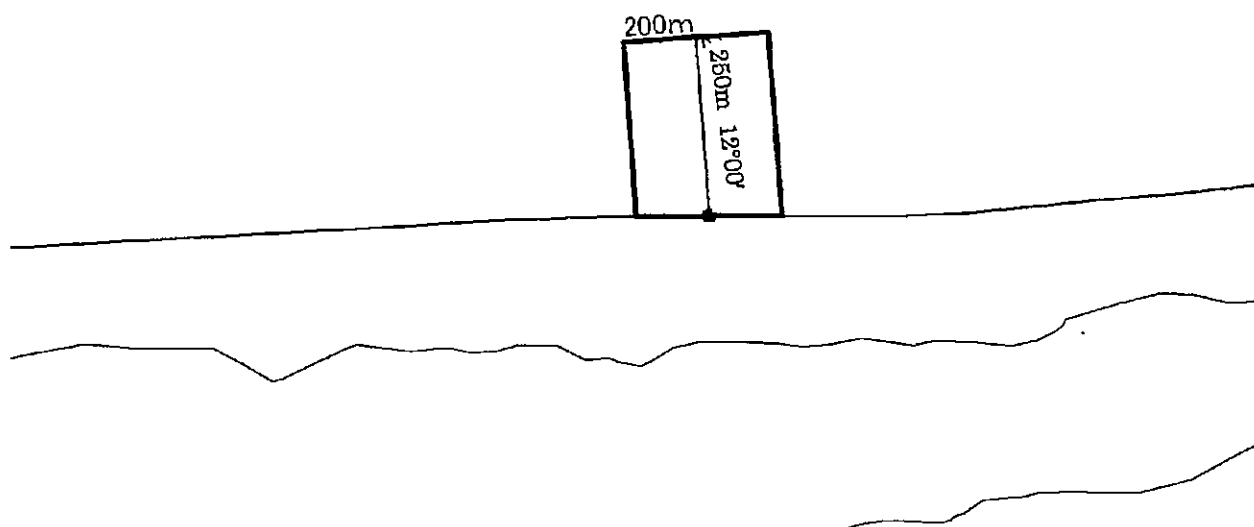
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 15093.324

Y = -20545.139



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第13号

漁場の位置

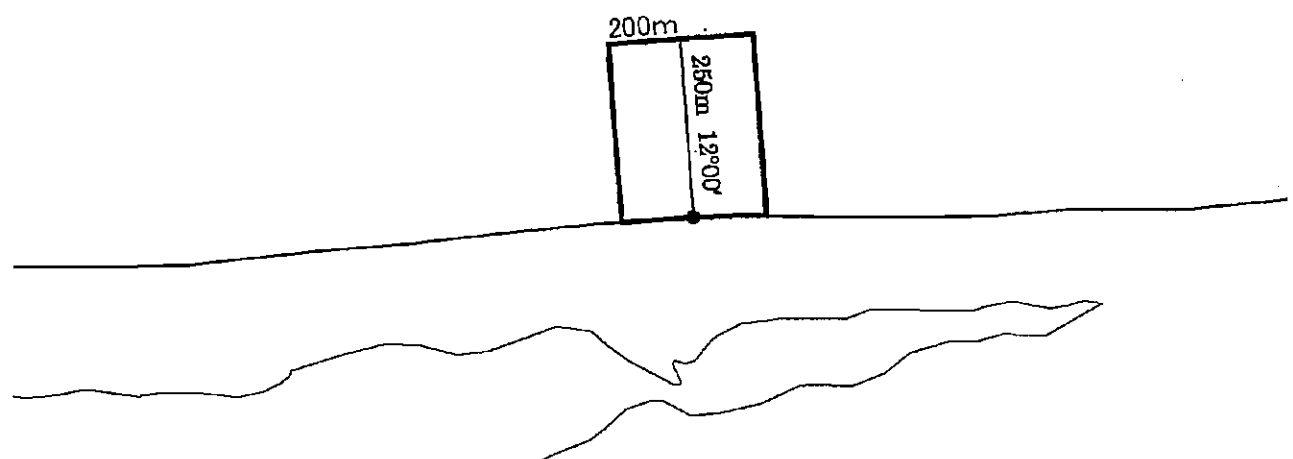
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 14867.861

Y = -19520.049



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第14号

漁場の位置

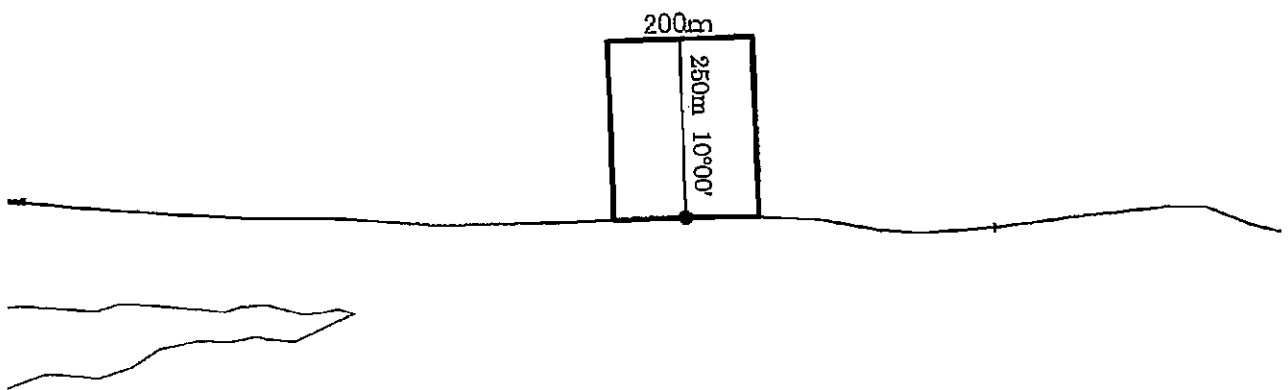
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 14629.832

Y = -18536.244



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第15号

漁場の位置

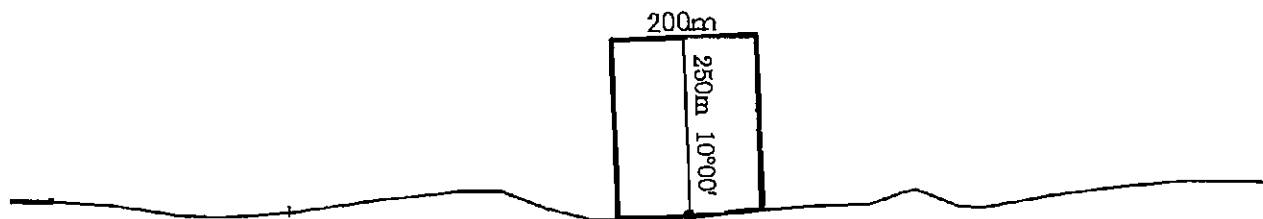
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 14405.537

Y = -17582.914



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第16号

漁場の位置

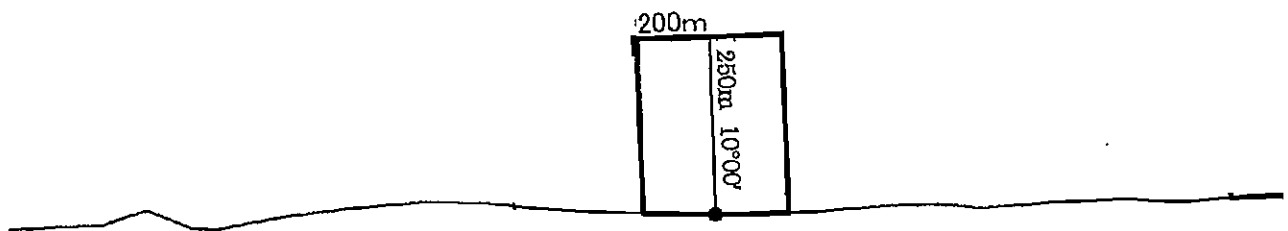
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 14206.524

Y = -16504.919



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第17号

漁場の位置

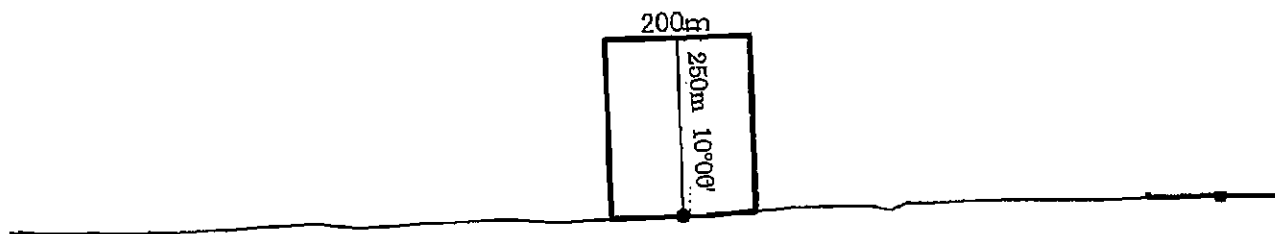
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 14062.515

Y = -15705.921



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第18号

漁場の位置

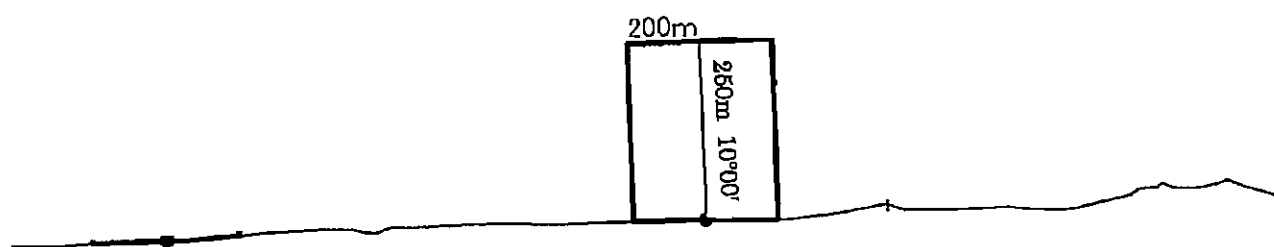
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 13934.506

Y = -14973.924



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

常さけ・ます定第19号

漁場の位置

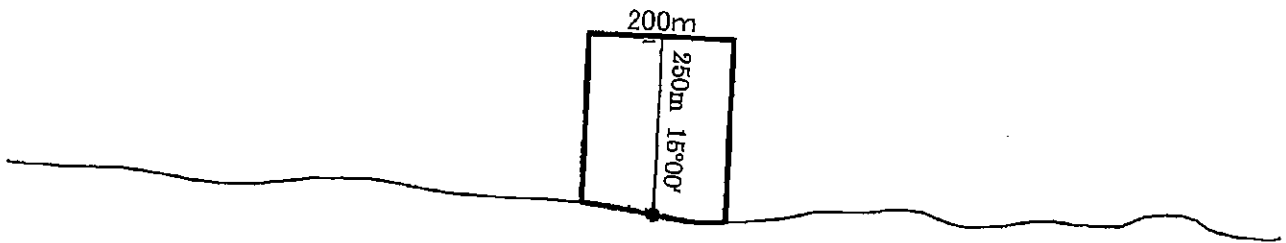
北見市常呂町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 12504.542

Y = -8936.193



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第1号

漁場の位置

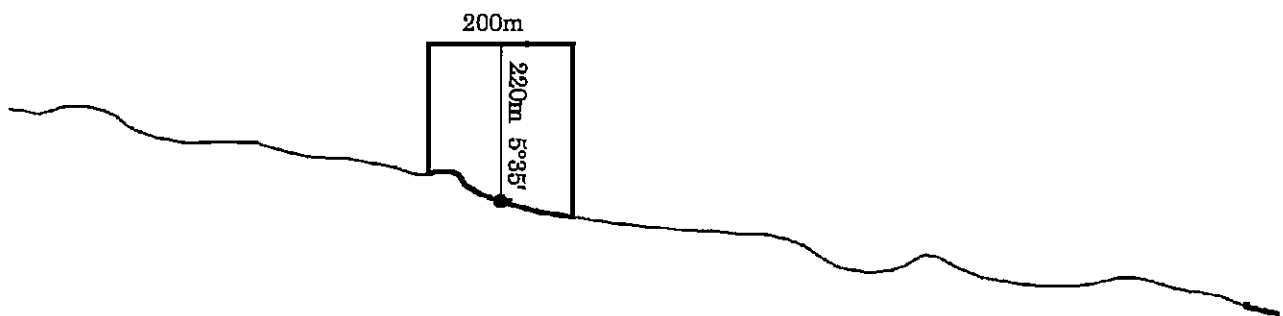
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 12167.536

Y = -7690.240



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第2号

漁場の位置

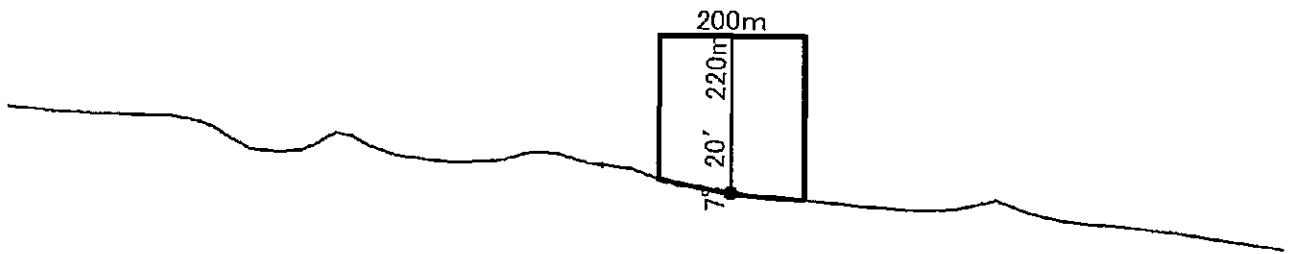
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 11887.496

Y = -6585.226



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第3号

漁場の位置

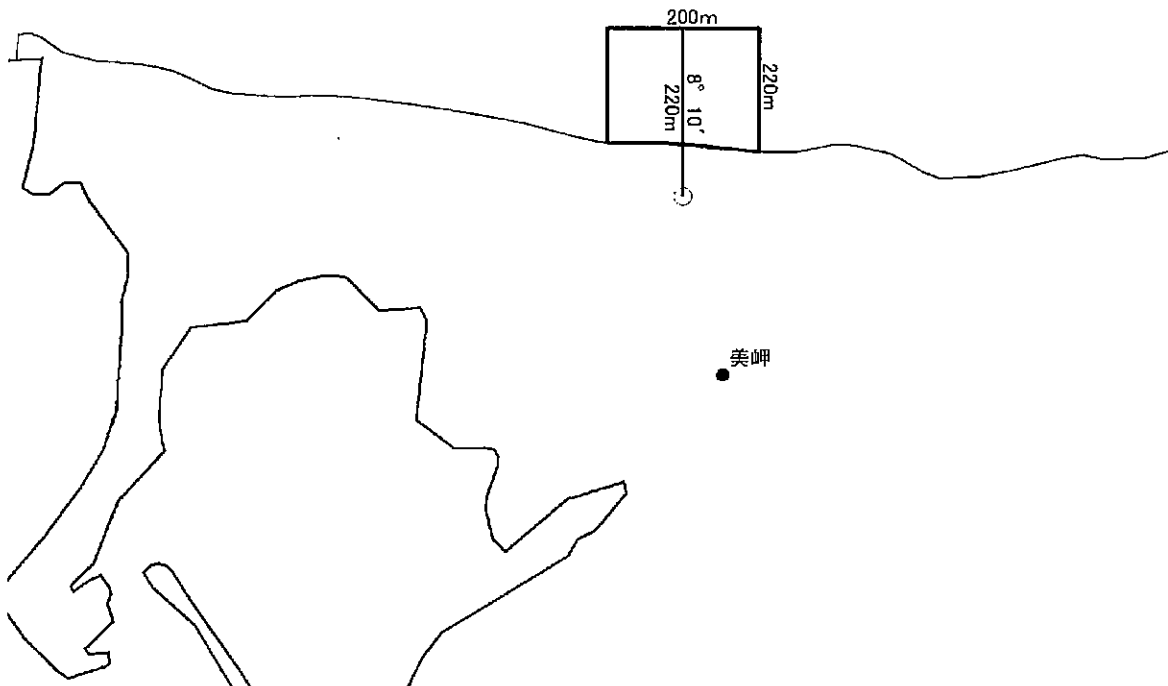
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 11377.004

Y = -4009.300



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第4号

漁場の位置

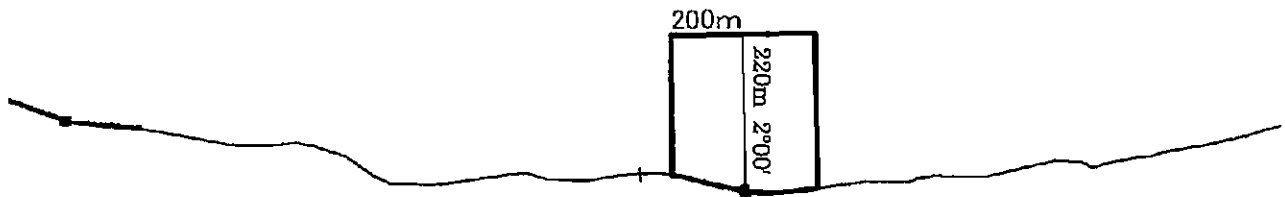
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 11315.350

Y = -3184.148



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第5号

漁場の位置

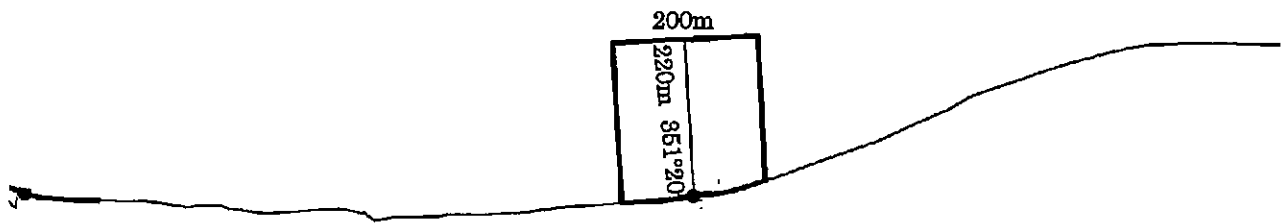
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 11399.312

Y = -2270.129



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第6号

漁場の位置

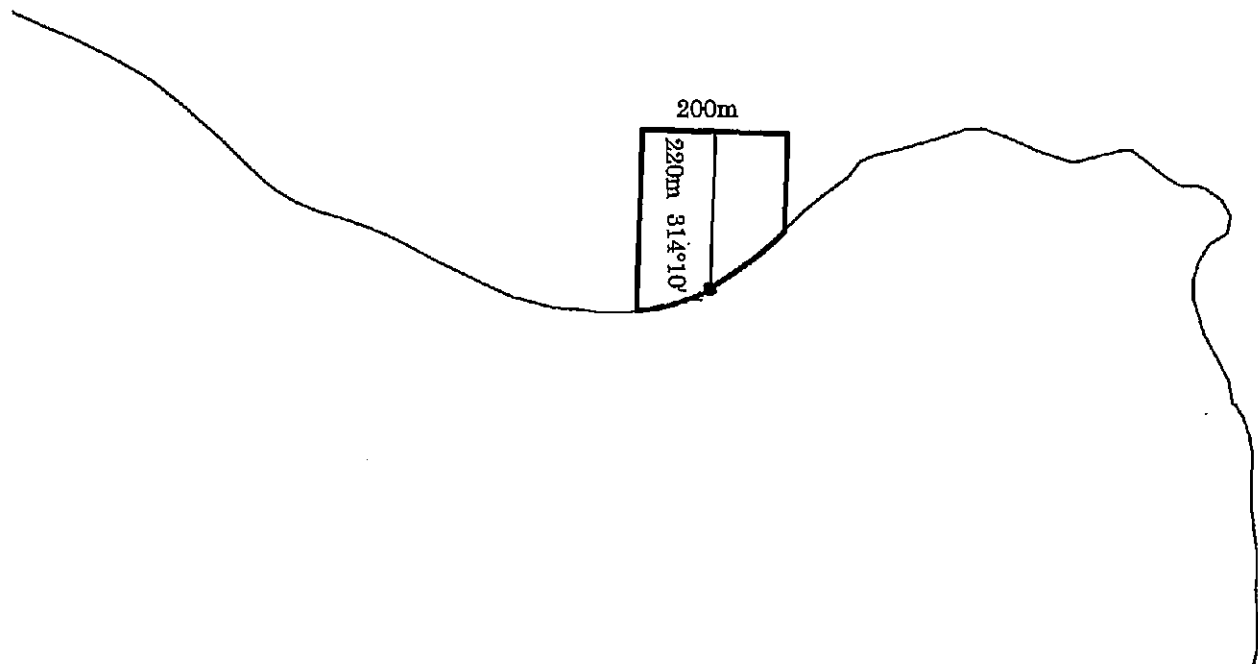
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 12042.271

Y = -933.113



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

網さけ・ます定第7号

漁場の位置

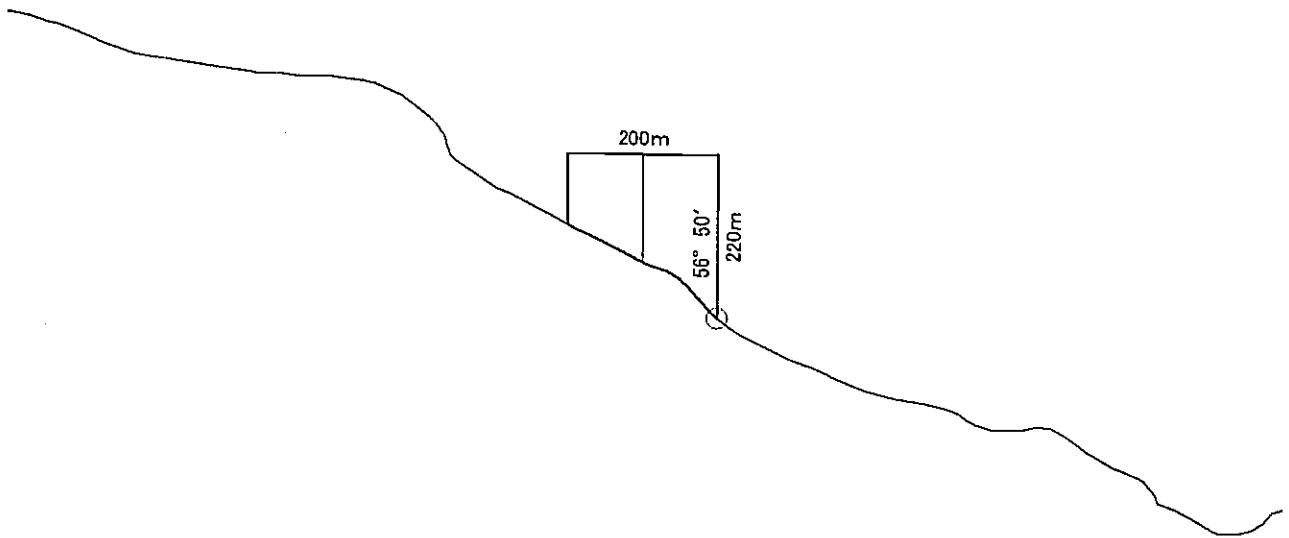
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 10519.911

Y = 345.044



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第8号

漁場の位置

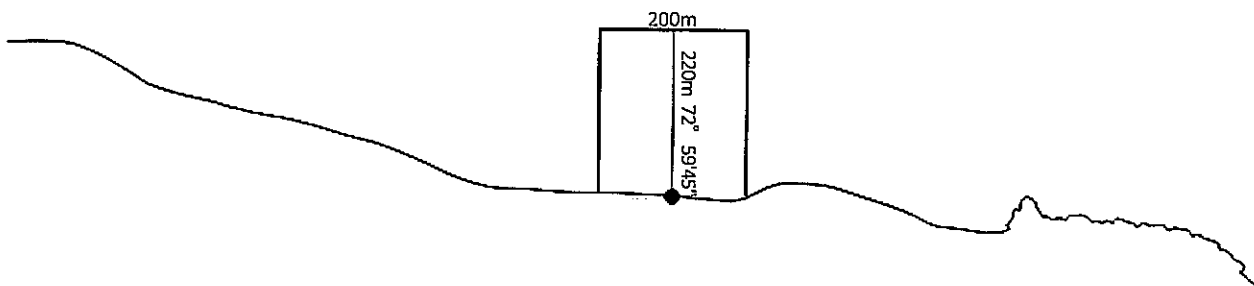
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 10176.288

Y = 407.337



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第9号

漁場の位置

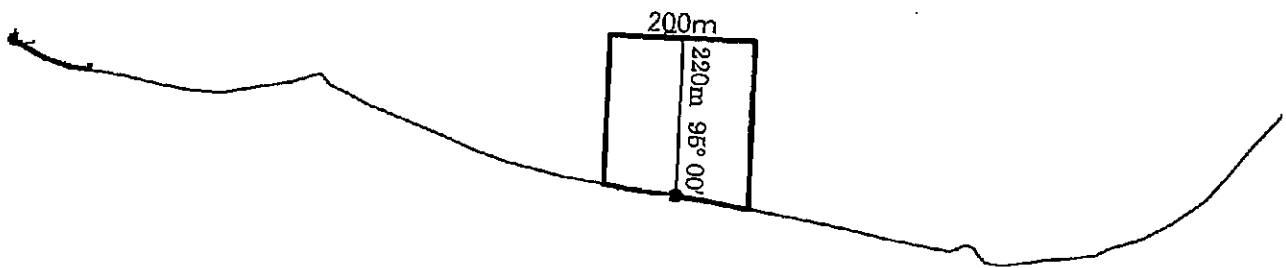
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 8557.253

Y = 308.907



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第10号

漁場の位置

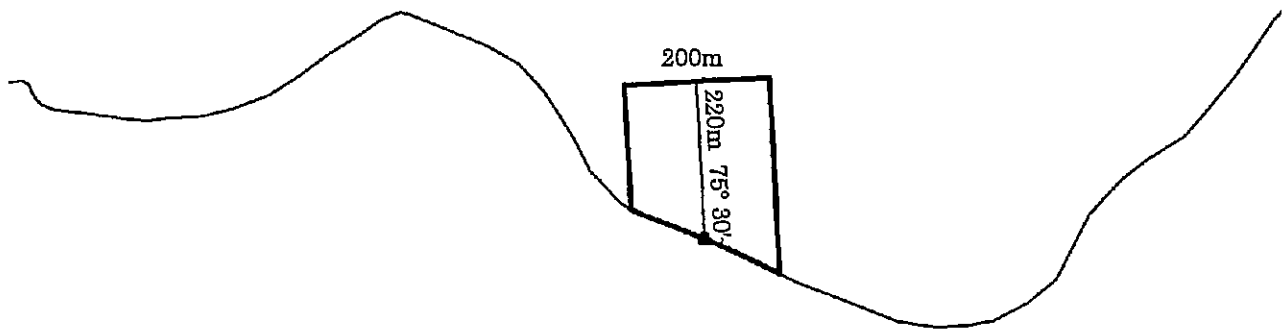
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 7199.272

Y = 192.911



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第11号

漁場の位置

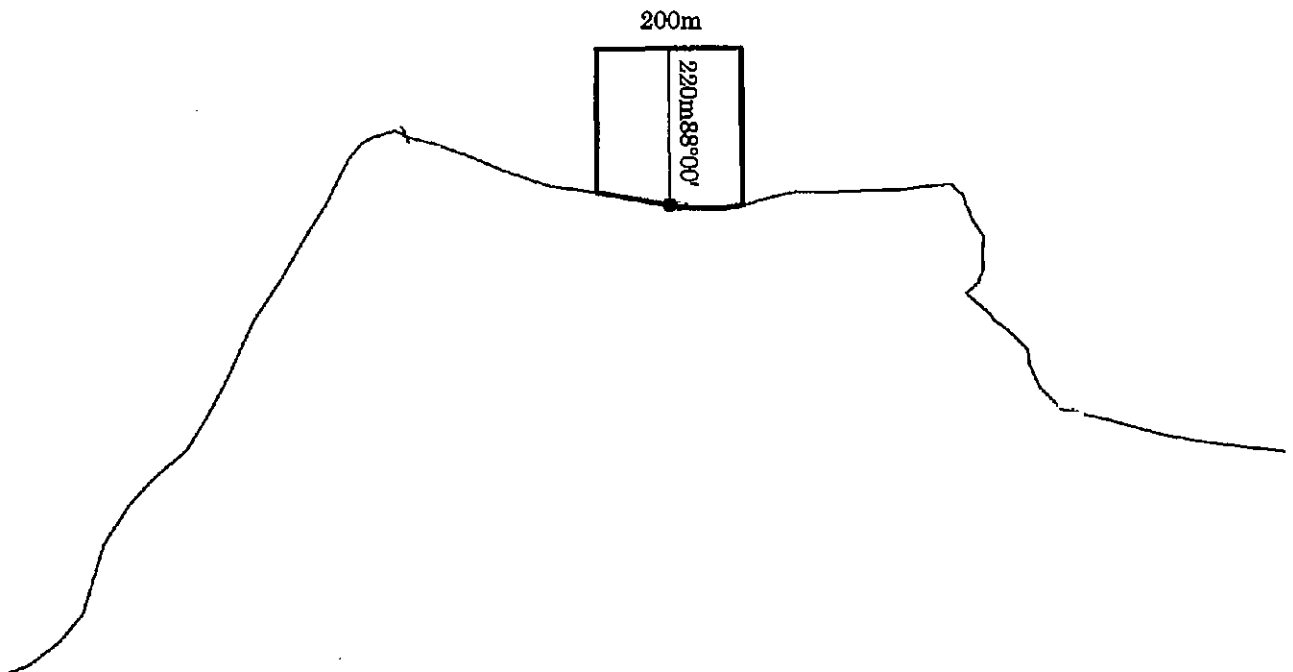
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 5920.275

Y = 823.913



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第12号

漁場の位置

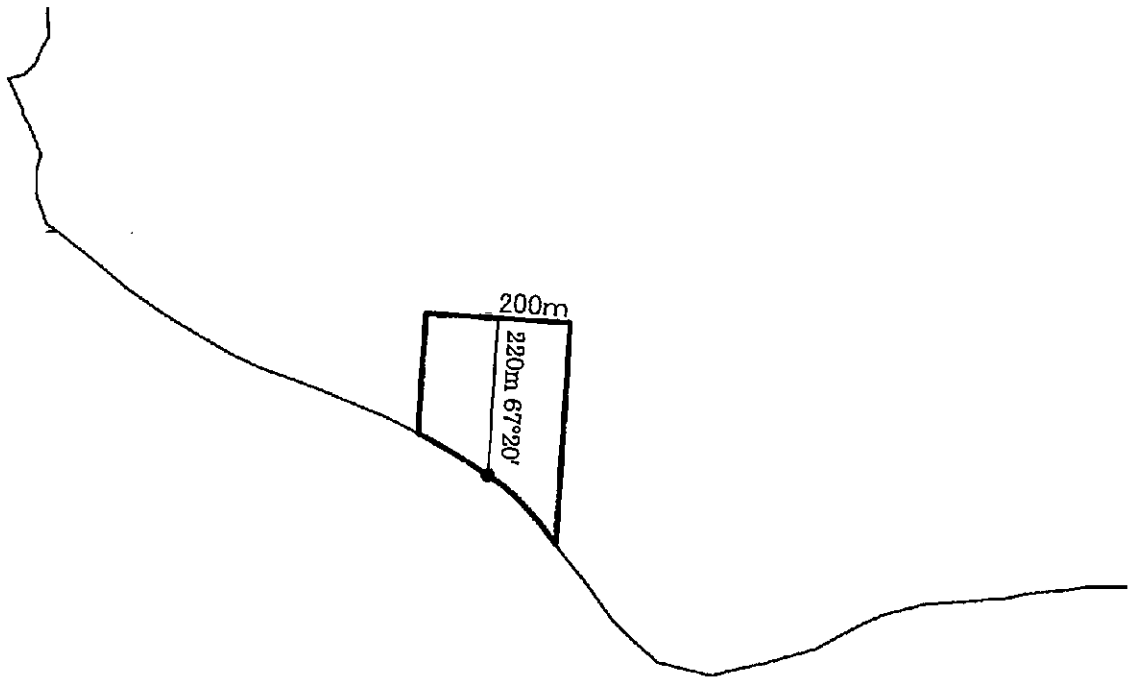
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 4672.297

Y = 505.918



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第13号

漁場の位置

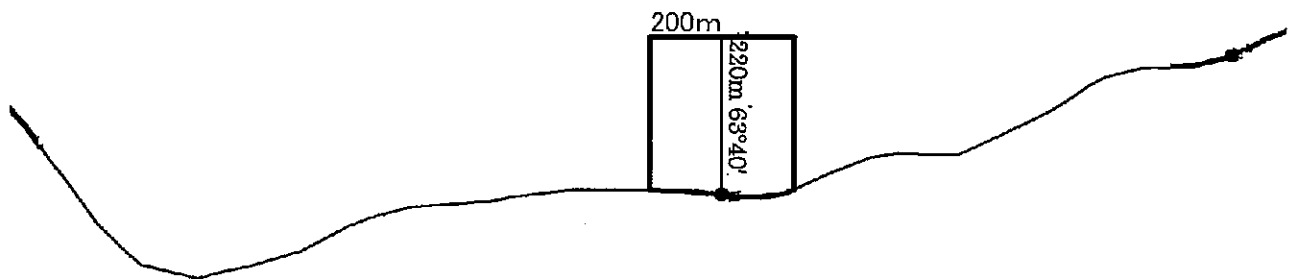
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 3677.295

Y = 816.914



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第14号

漁場の位置

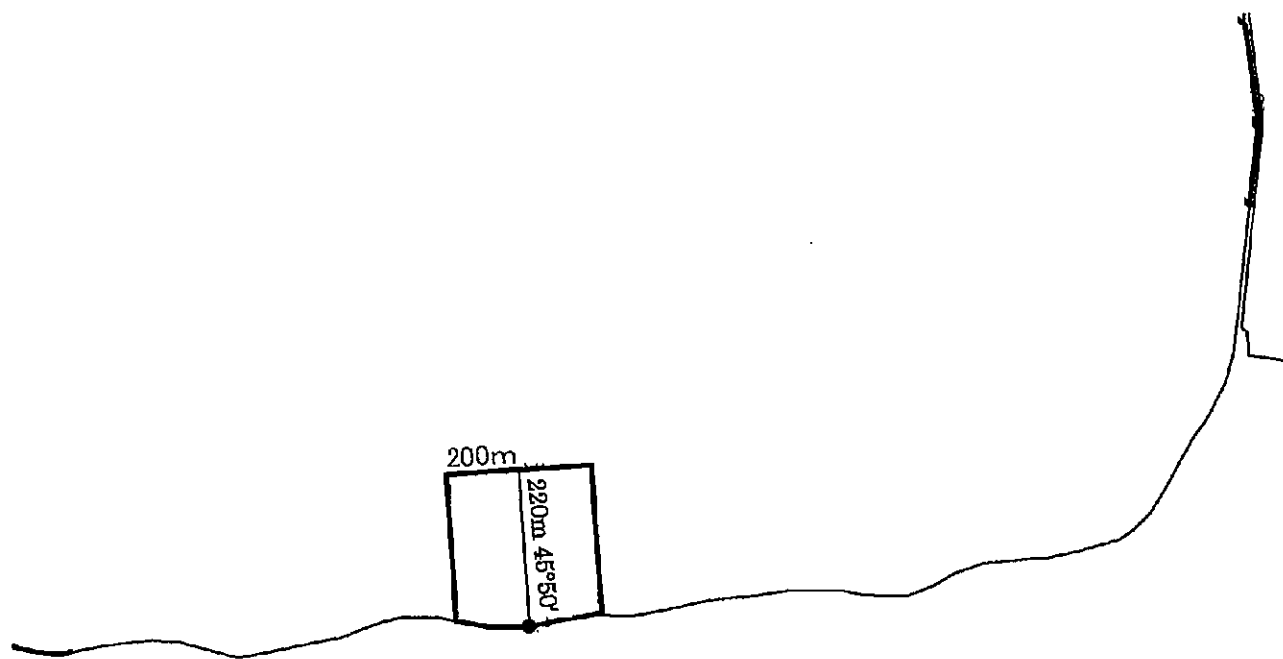
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 3133.279

Y = 1303.902



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第15号

漁場の位置

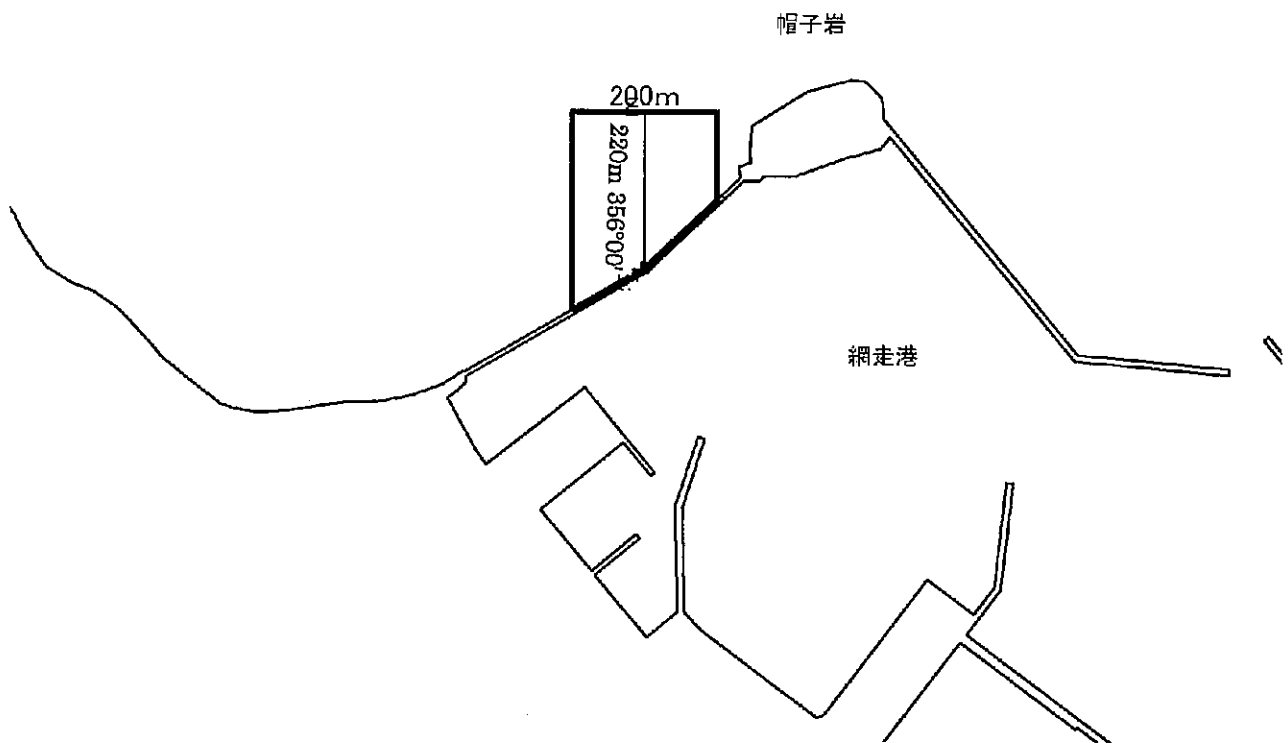
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 2823.243

Y = 2491.876



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第16号

漁場の位置

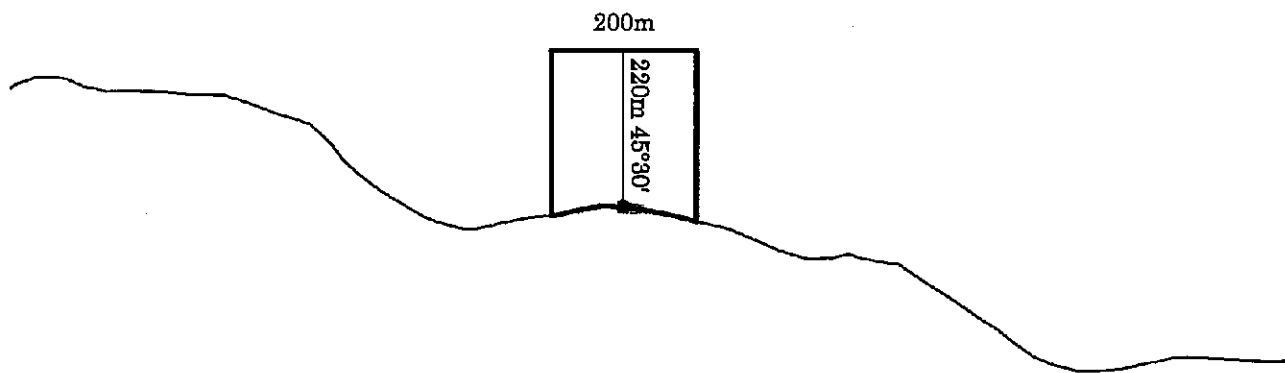
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 250.226

Y = 3152.833



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第17号

漁場の位置

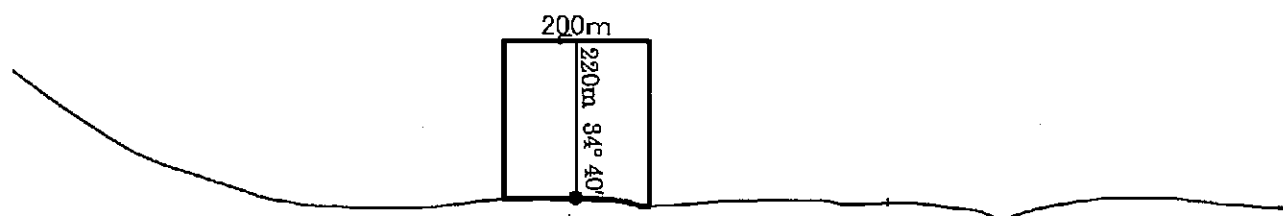
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -2261.790

Y = 4305.774



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第18号

漁場の位置

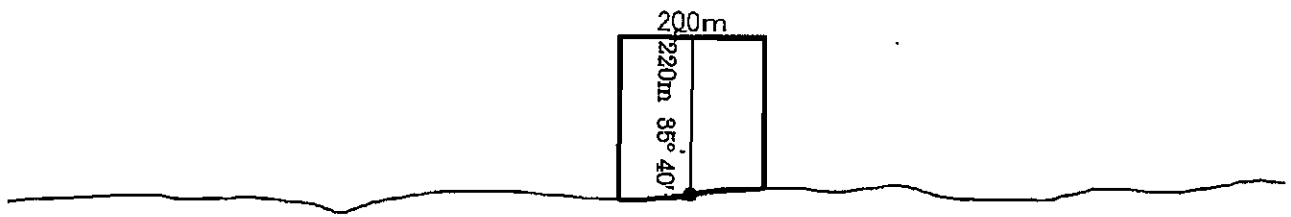
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -2872.805

Y = 5184.750



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第19号

漁場の位置

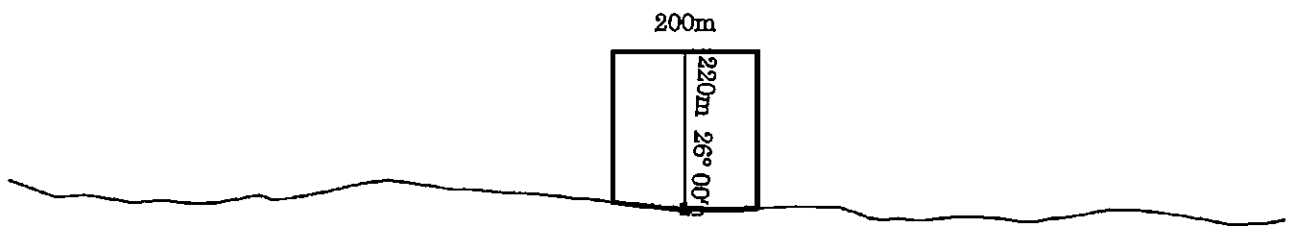
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -4124.849

Y = 7369.686



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第20号

漁場の位置

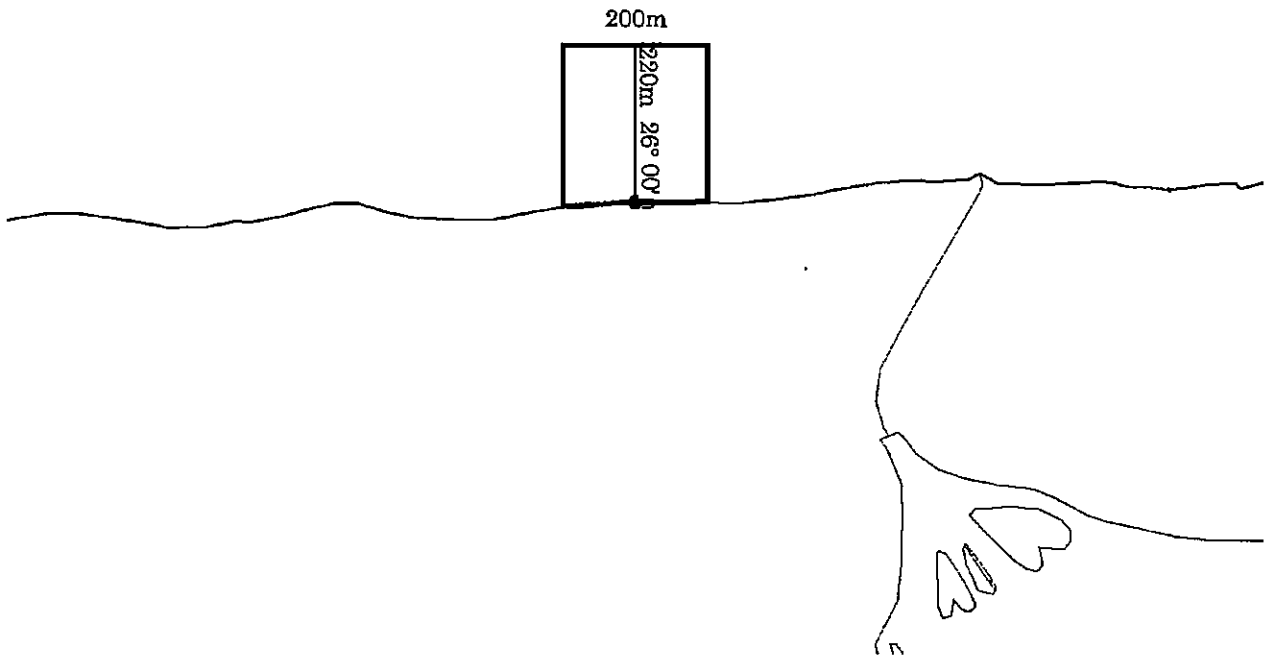
網走市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -4719.866

Y = 8628.650



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第21号

漁場の位置

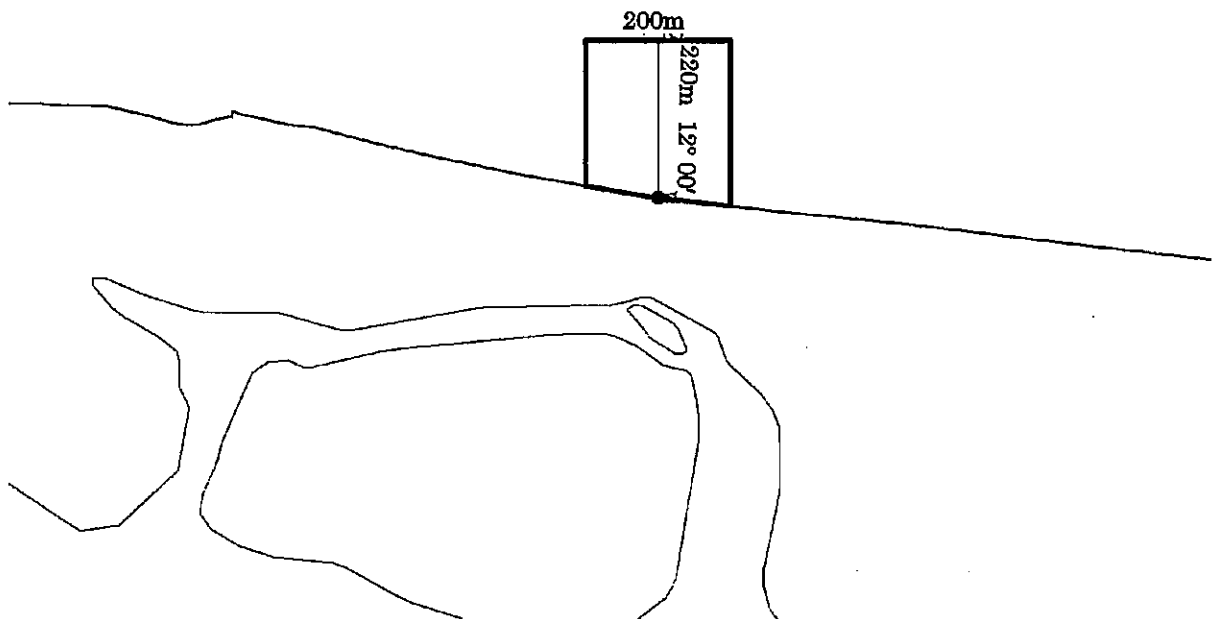
斜里郡小清水町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -5390.882

Y = 10260.609



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第22号

漁場の位置

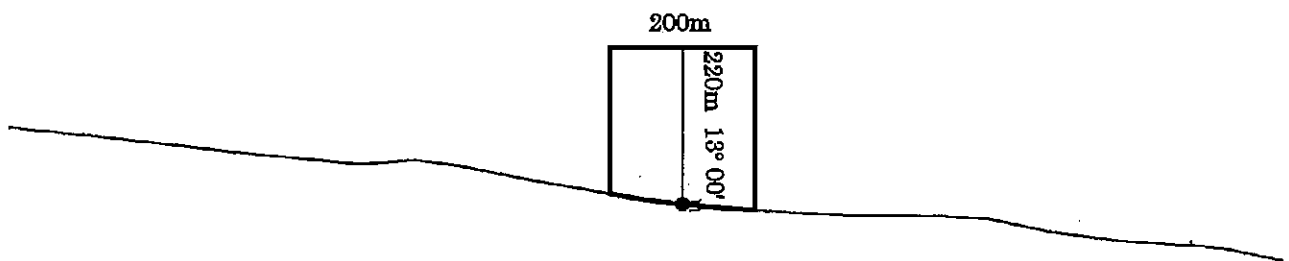
斜里郡小清水町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -5908.893

Y = 11743.580



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第23号

漁場の位置

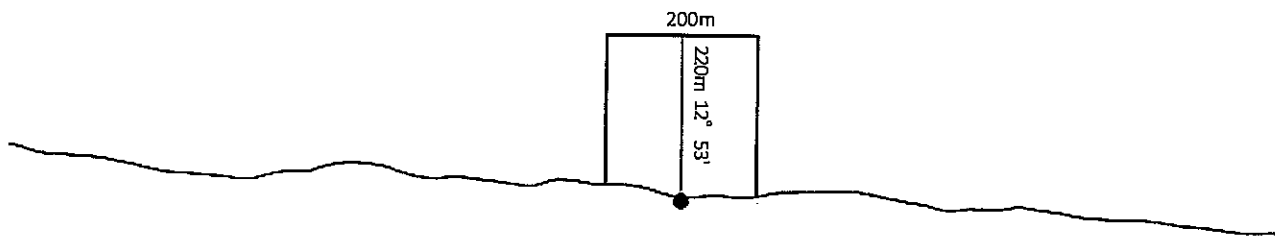
斜里郡小清水町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -6421.525

Y = 13398.893



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第24号

漁場の位置

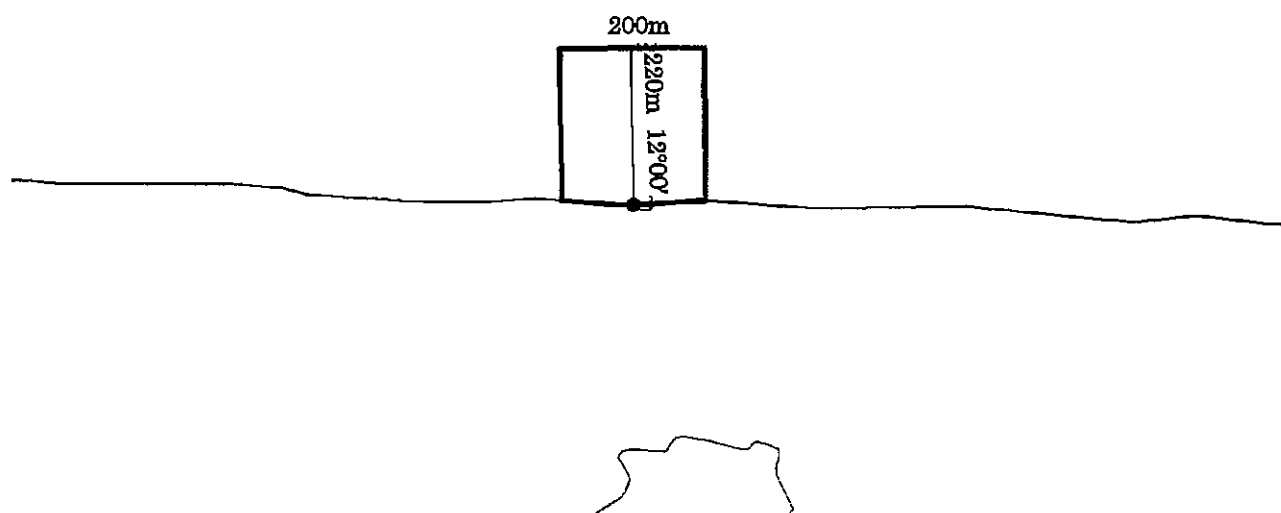
斜里郡小清水町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -6897.918

Y = 15153.570



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第25号

漁場の位置

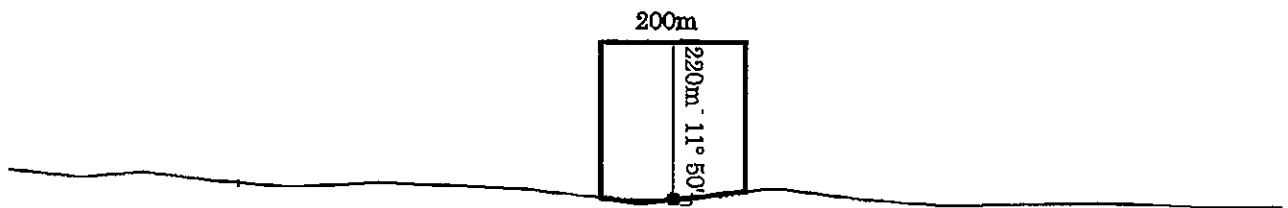
斜里郡小清水町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -7272.943

Y = 16615.525



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

網さけ・ます定第26号

漁場の位置

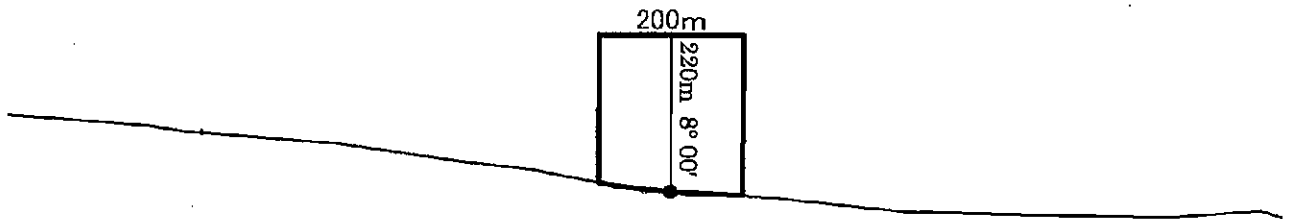
斜里郡小清水町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -7662.979

Y = 18250.455



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

斜さけ・ます定第1号

漁場の位置

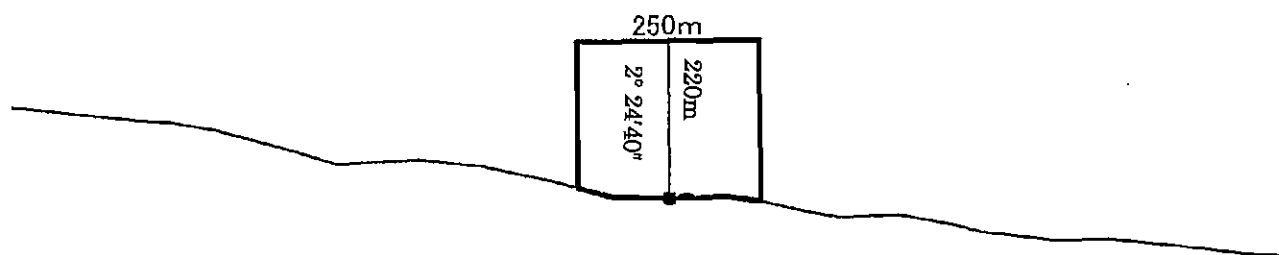
斜里郡小清水町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -8127.023

Y = 20683.394



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第2号

漁場の位置

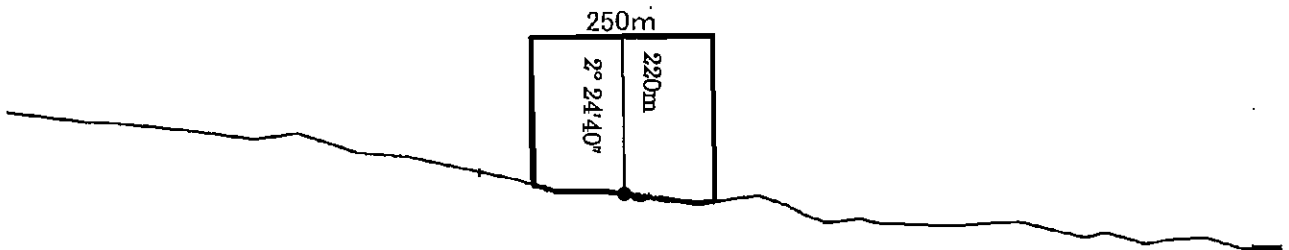
斜里郡小清水町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -8390.046

Y = 22202.364



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第3号

漁場の位置

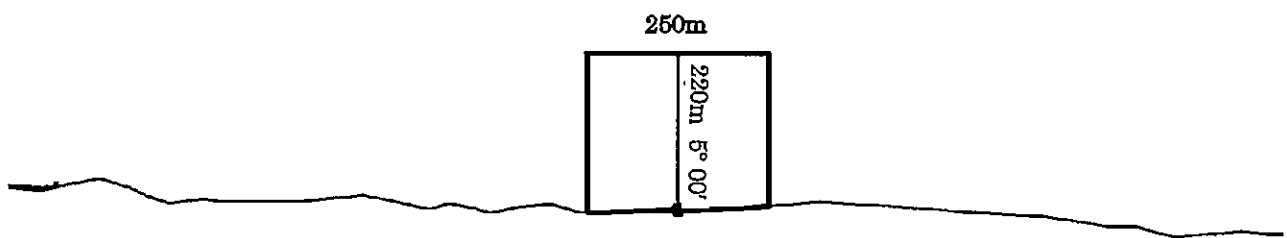
斜里郡小清水町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -8520.060

Y = 23174.345



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第4号

漁場の位置

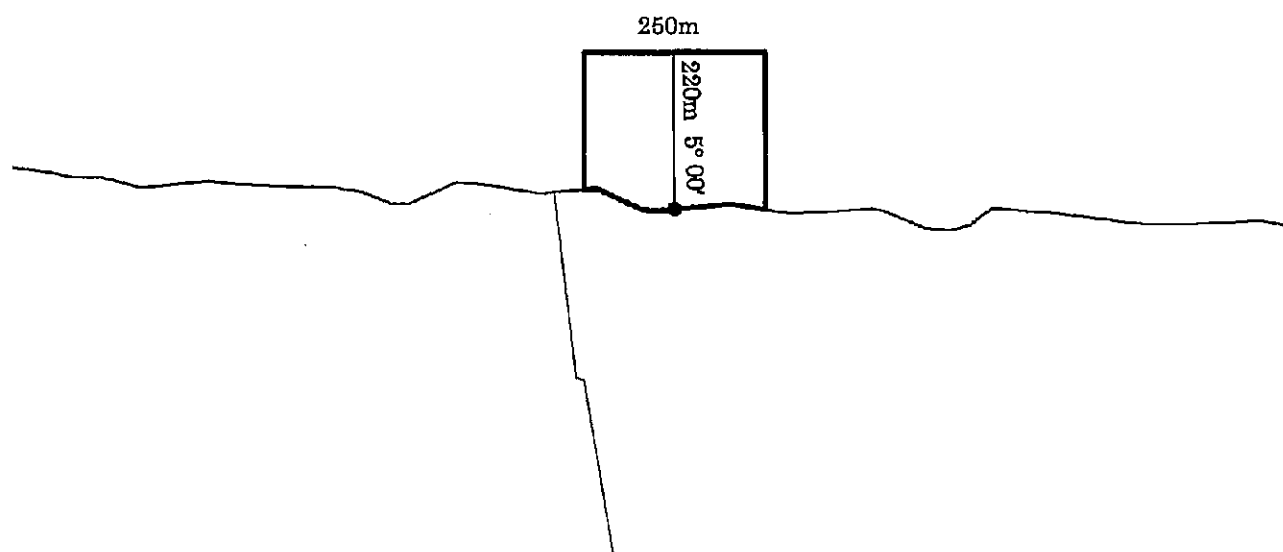
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -8719.076

Y = 24580.332



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第5号

漁場の位置

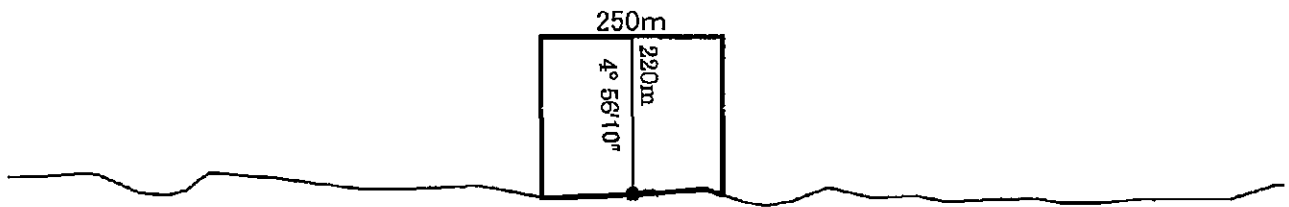
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -8842.086

Y = 25593.330



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第6号

漁場の位置

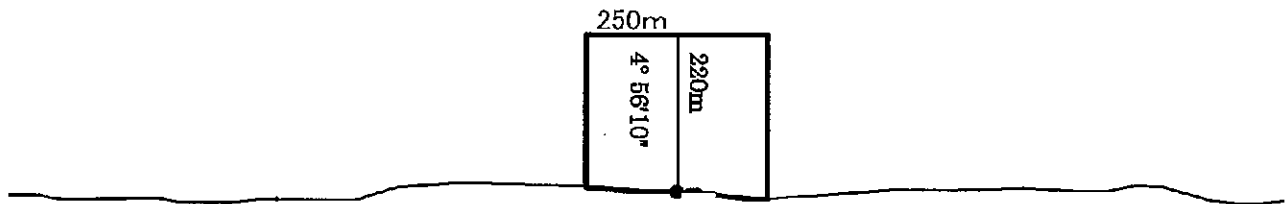
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -8951.100

Y = 26860.327



宇遠別川

定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第7号

漁場の位置

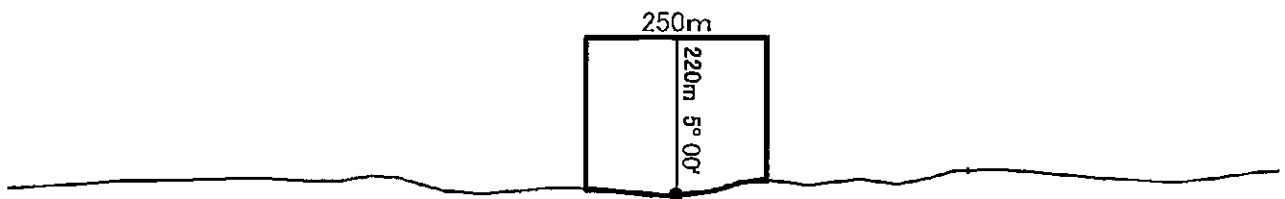
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -9056.111

Y = 27910.324



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第8号

漁場の位置

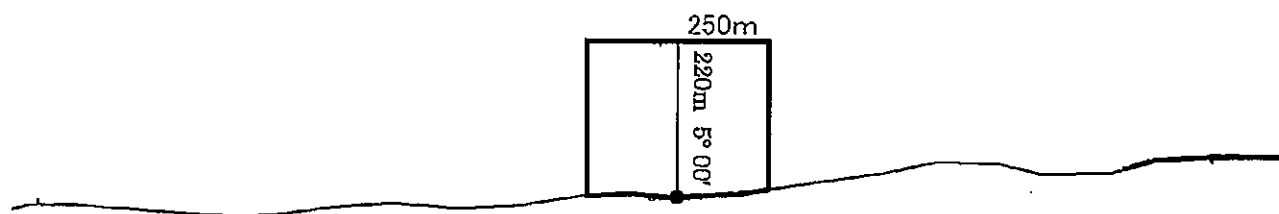
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -9117.124

Y = 29190.318



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第9号

漁場の位置

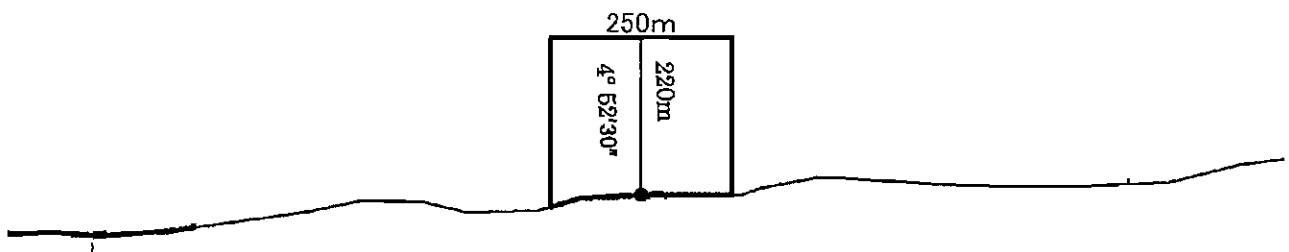
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -9122.131

Y = 29935.314



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第10号

漁場の位置

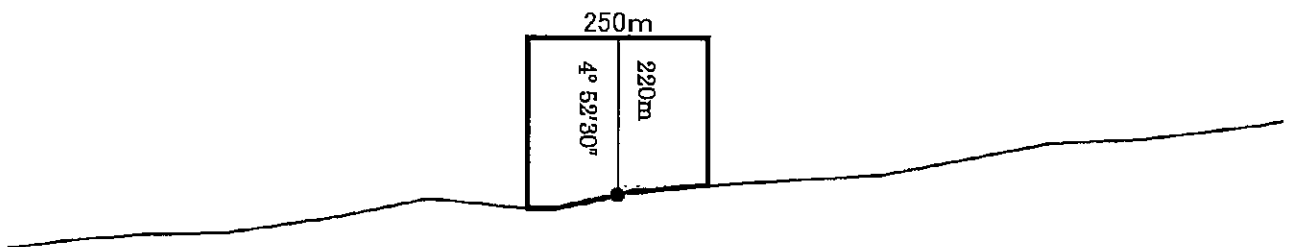
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -9142.147

Y = 31608.303



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第11号

漁場の位置

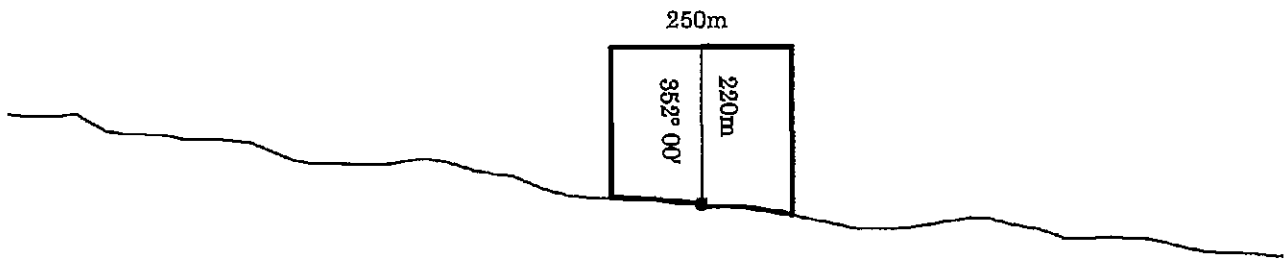
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -9052.206

Y = 34750.229



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第12号

漁場の位置

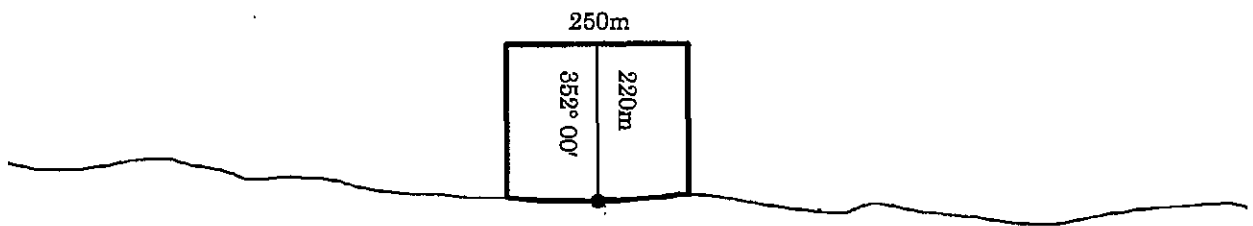
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -9001.233

Y = 35739.195



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第13号

漁場の位置

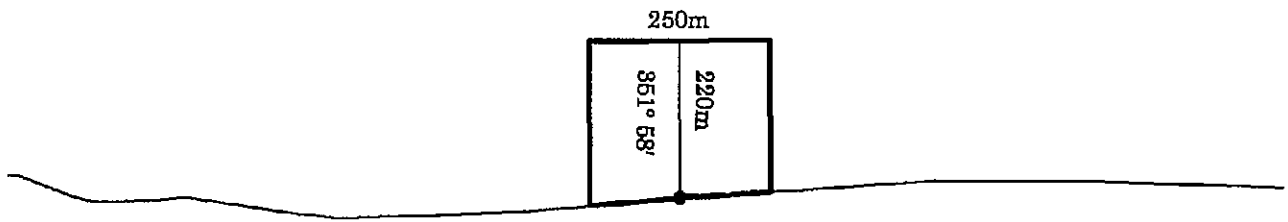
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -8800.258

Y = 37521.136



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第14号

漁場の位置

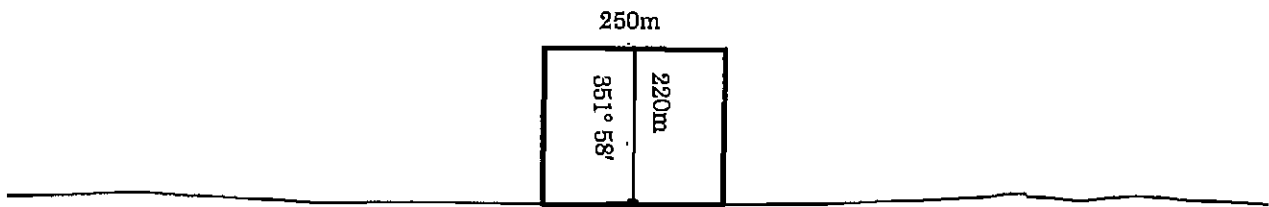
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -8547.250

Y = 39296.082



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第15号

漁場の位置

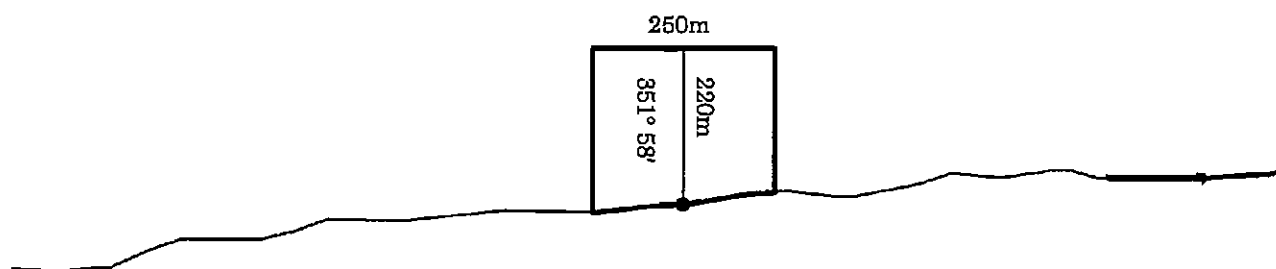
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -8192.245

Y = 41030.042



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第16号

漁場の位置

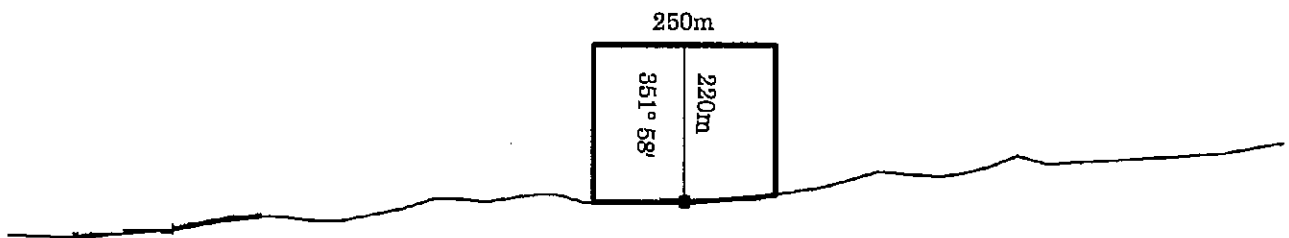
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -8052.243

Y = 41729.030



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第17号

漁場の位置

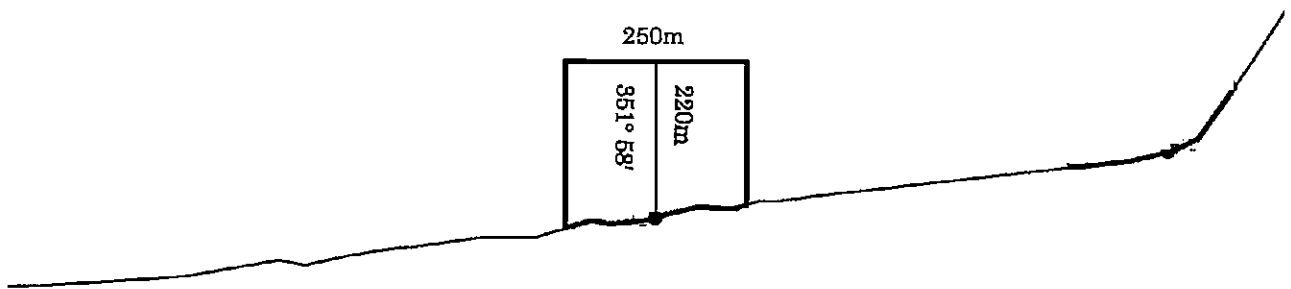
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -7703.240

Y = 43086.010



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第18号

漁場の位置

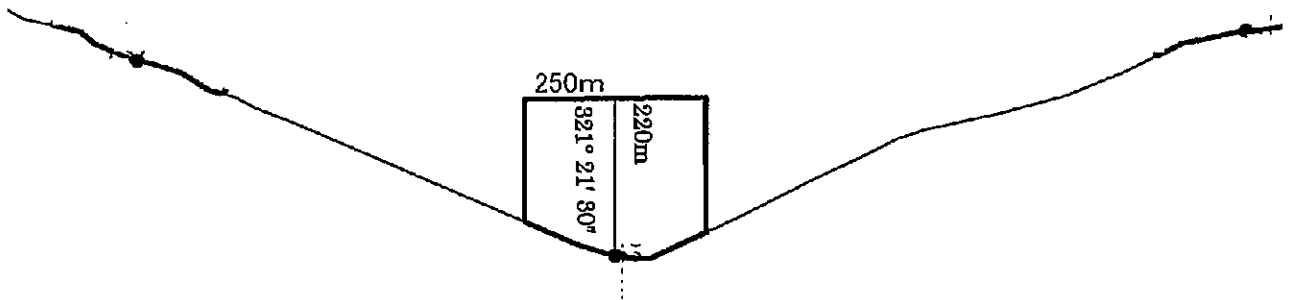
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -7510.239

Y = 43771.999



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第19号

漁場の位置

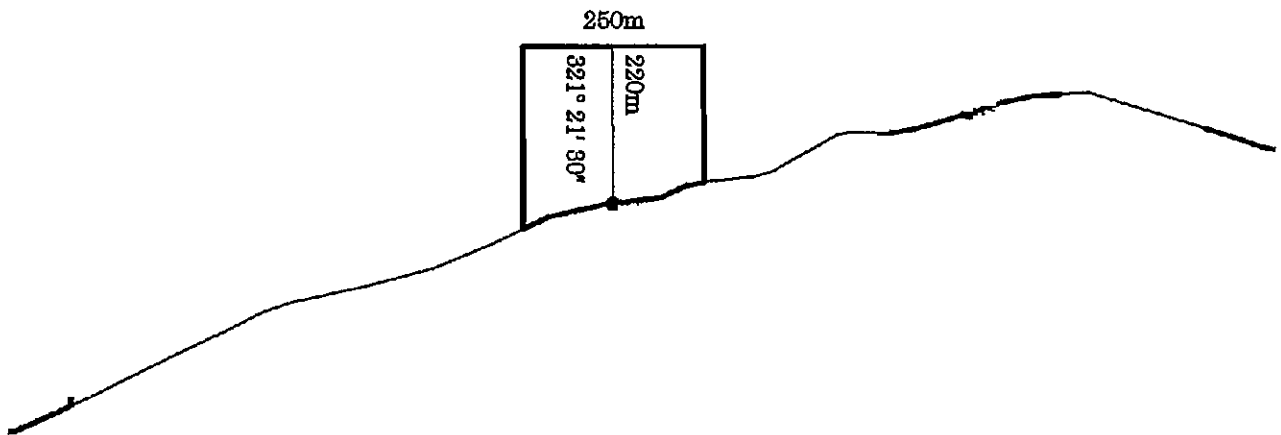
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -6725.248

Y = 44260.987



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第20号

漁場の位置

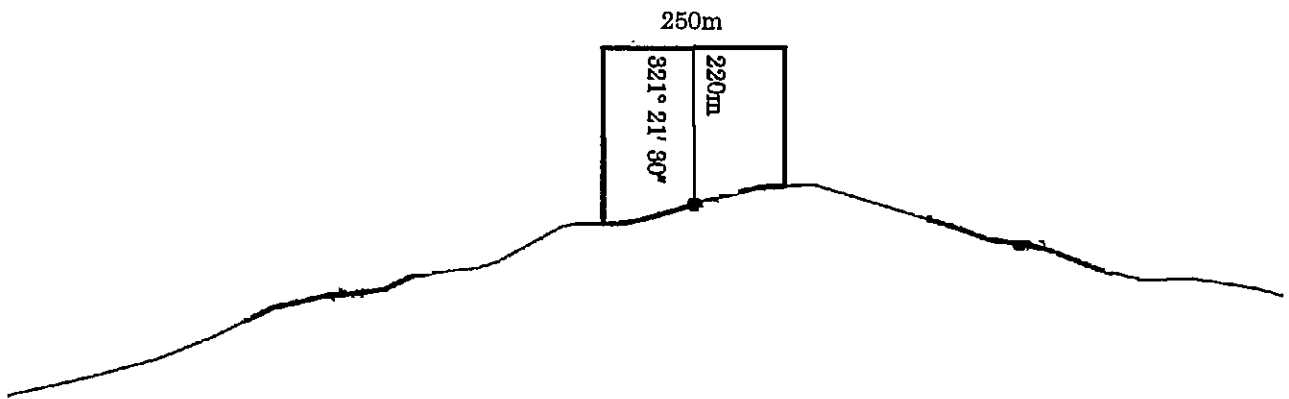
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -6322.253

Y = 44567.974



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

斜さけ・ます定第21号

漁場の位置

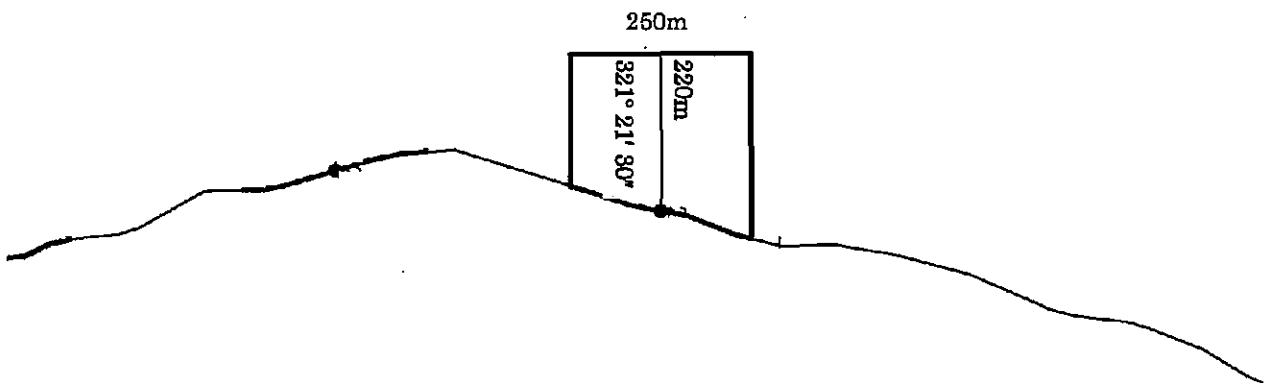
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -6088.256

Y = 44954.966



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第22号

漁場の位置

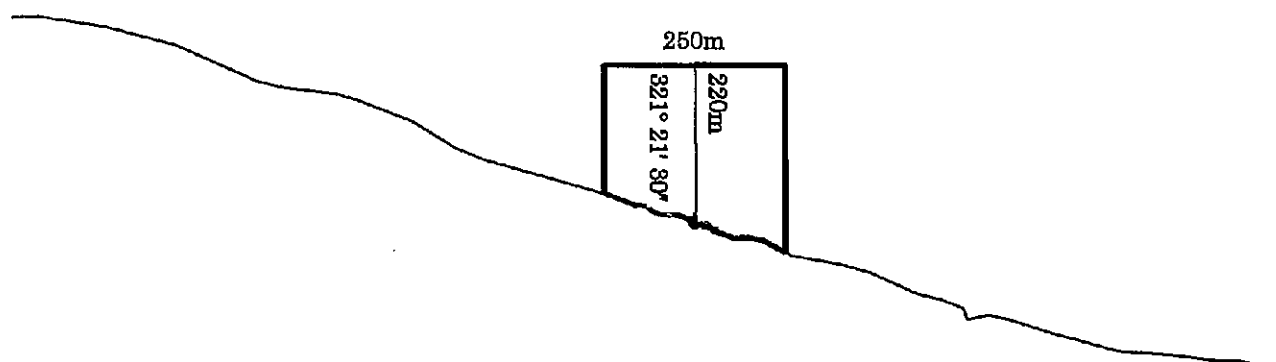
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -5645.269

Y = 46059.010



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第23号

漁場の位置

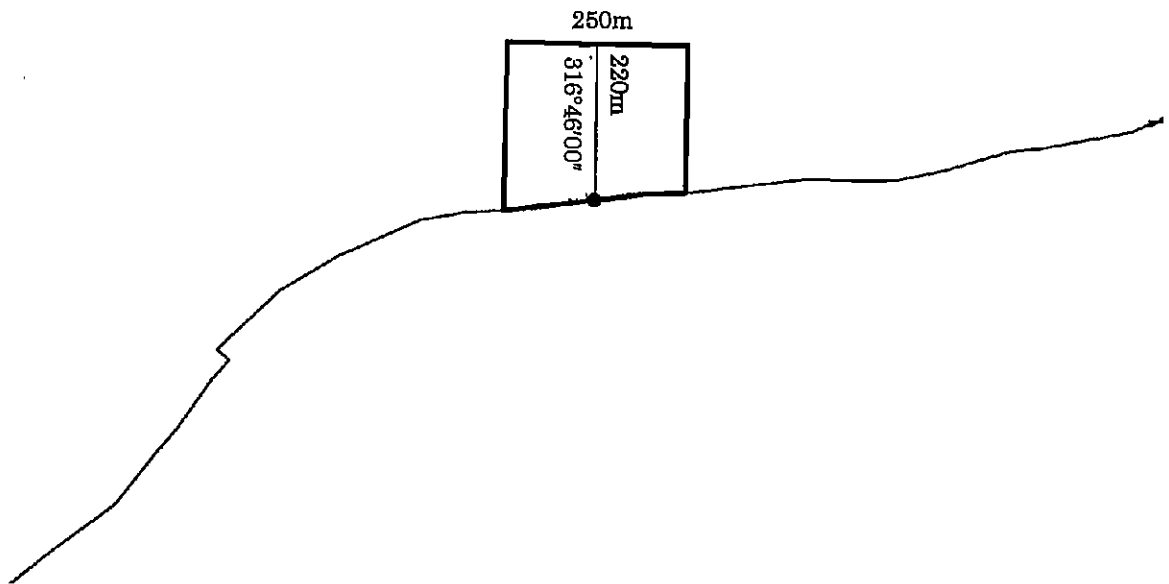
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -3965.290

Y = 47192.065



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第24号

漁場の位置

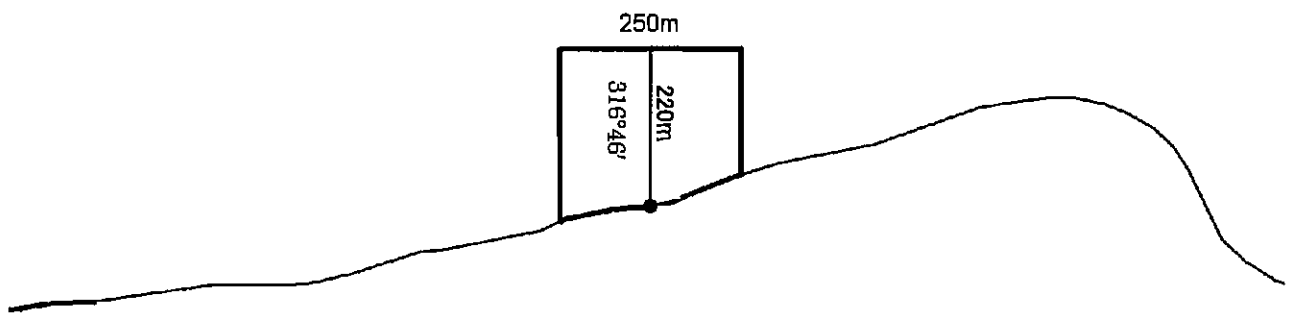
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -3251.300

Y = 47743.090



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第25号

漁場の位置

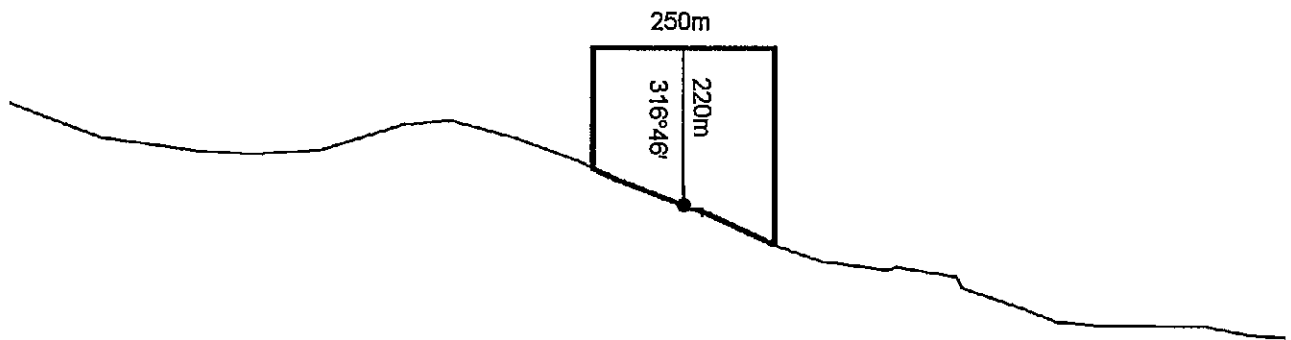
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = -2106.323

Y = 49459.138



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第26号

漁場の位置

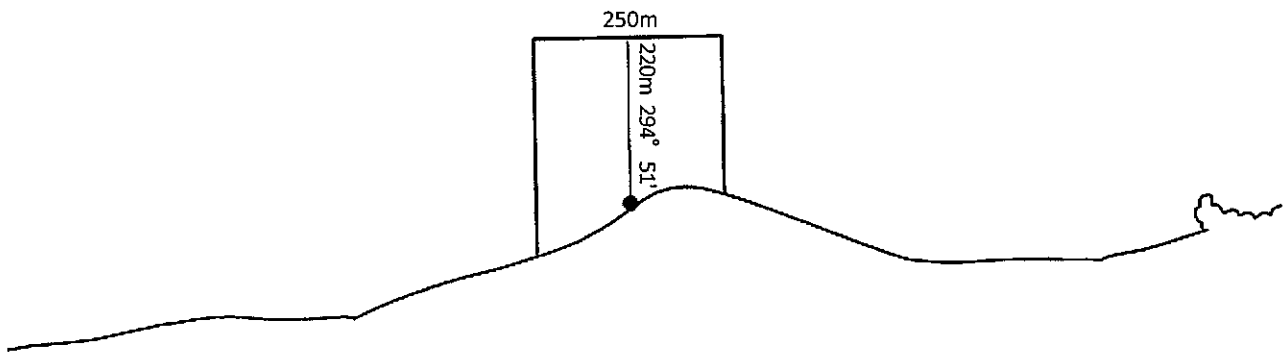
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 3851.589

Y = 54437.262



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第27号

漁場の位置

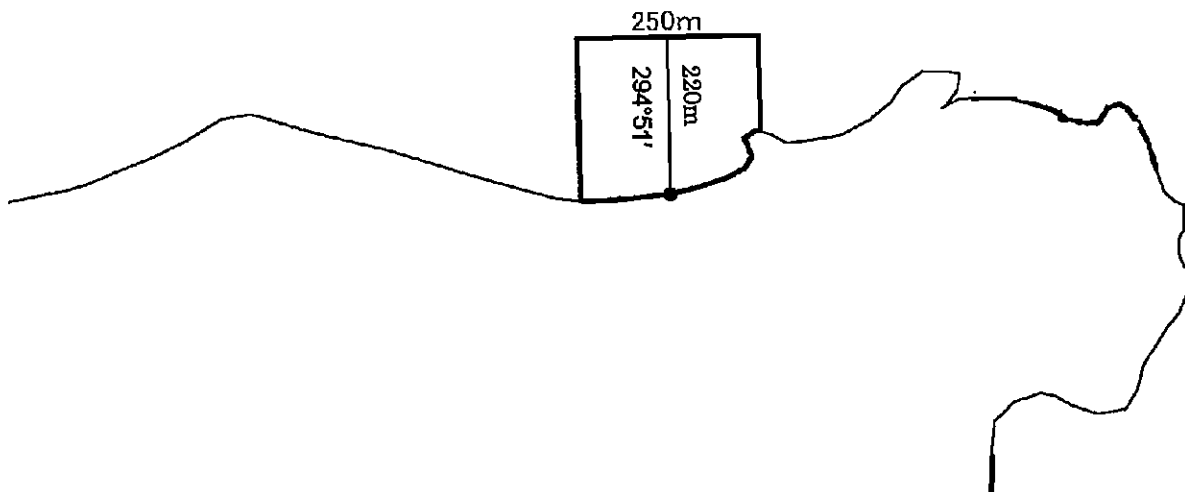
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 4404.587

Y = 54799.279



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第28号

漁場の位置

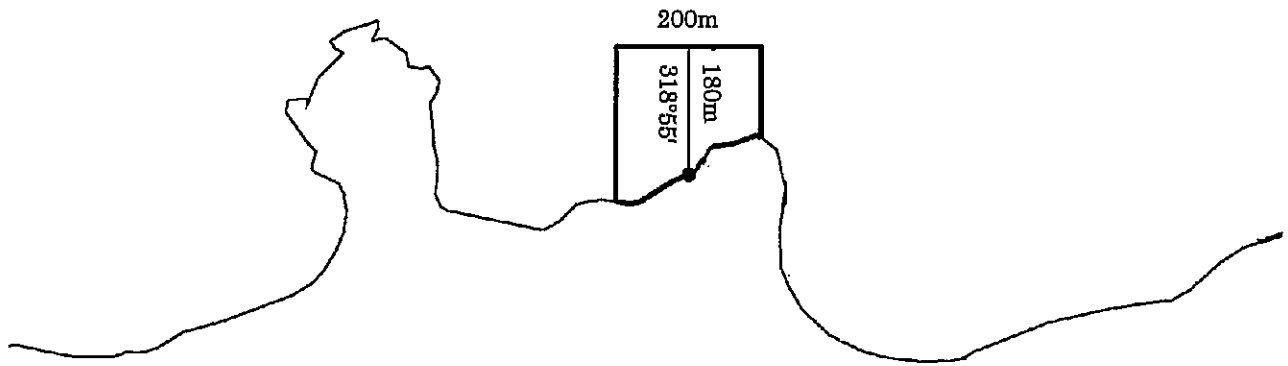
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 18676.185

Y = 70080.638



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第29号

漁場の位置

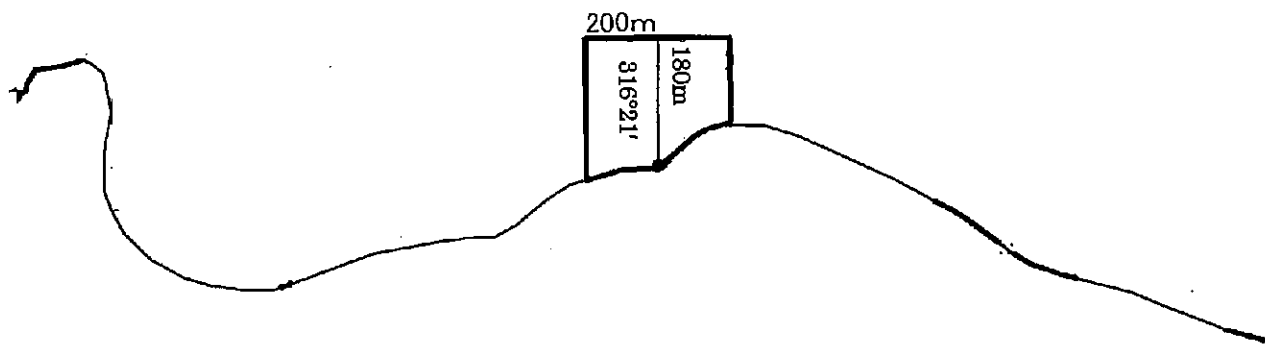
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 19206.150

Y = 70798.616



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第30号

漁場の位置

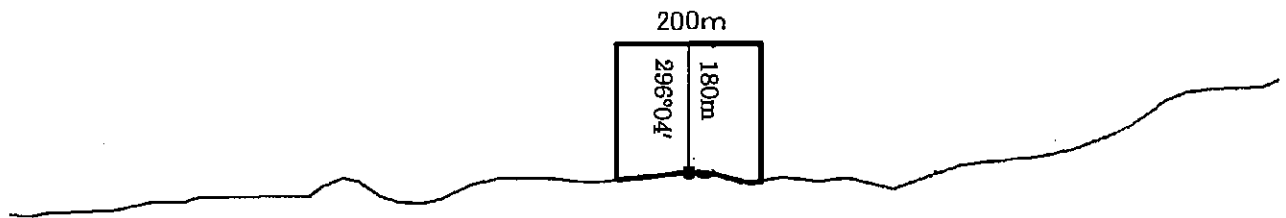
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 25231.998

Y = 76961.608



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第31号

漁場の位置

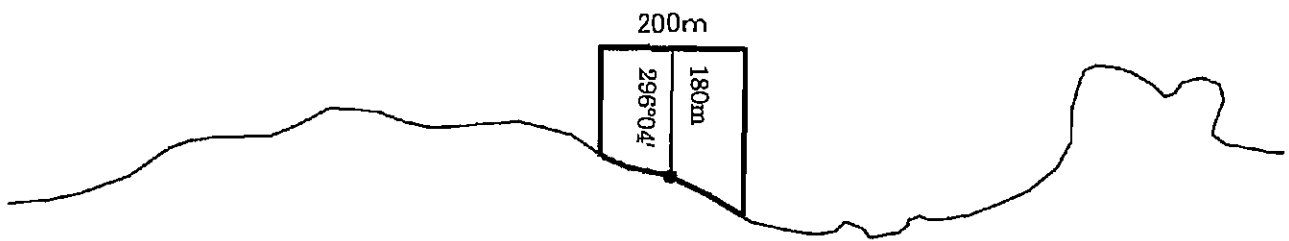
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 26472.010

Y = 77492.624



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第32号

漁場の位置

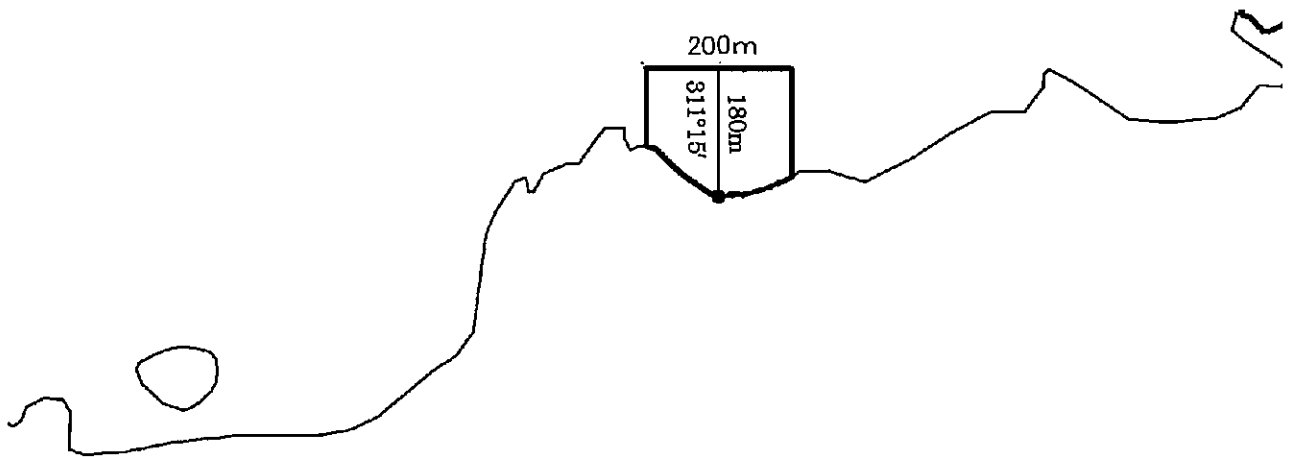
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 28076.025

Y = 78078.652



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

斜さけ・ます定第33号

漁場の位置

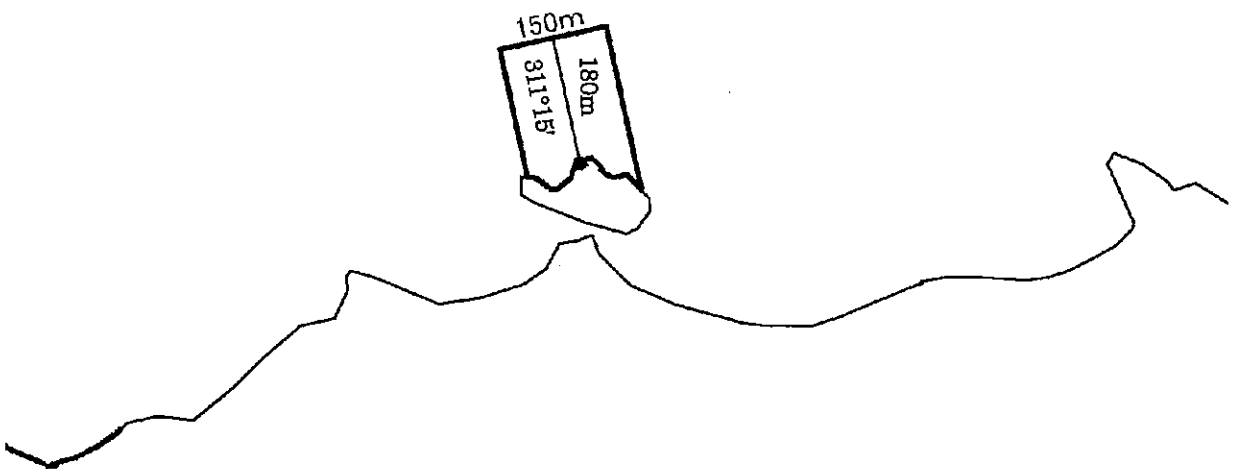
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 28846.033

Y = 78409.663



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第34号

漁場の位置

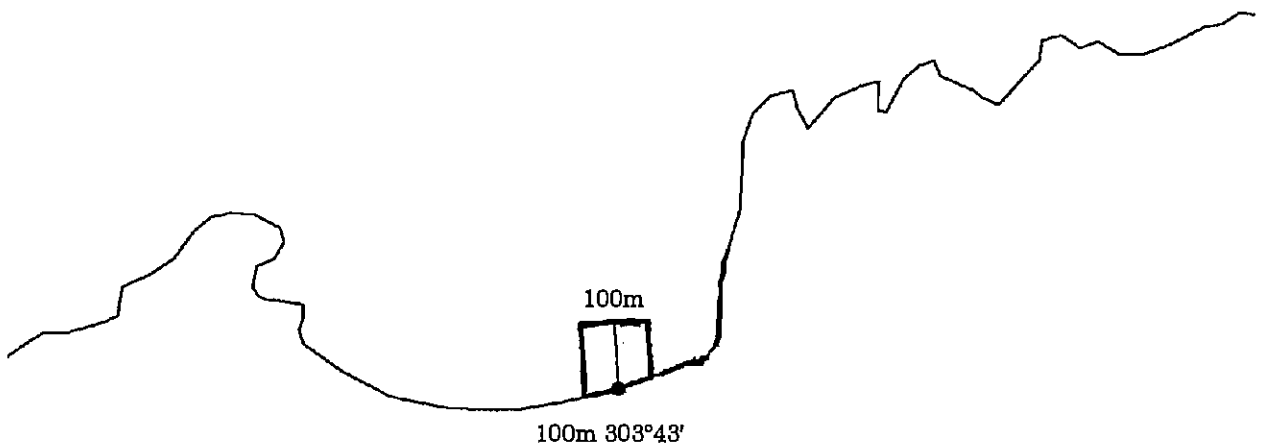
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 33775.078

Y = 82901.763



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

斜さけ・ます定第35号

漁場の位置

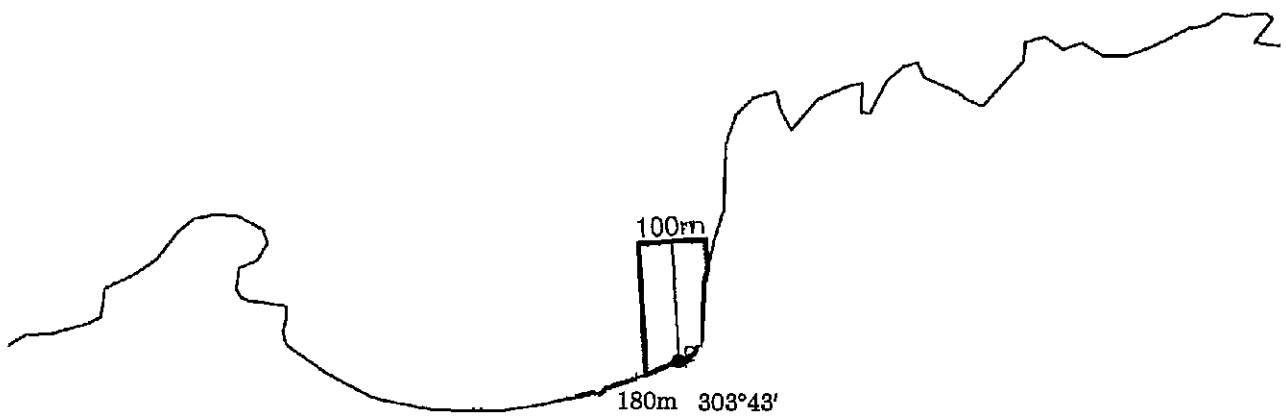
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 33893.079

Y = 82936.765



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

斜さけ・ます定第36号

漁場の位置

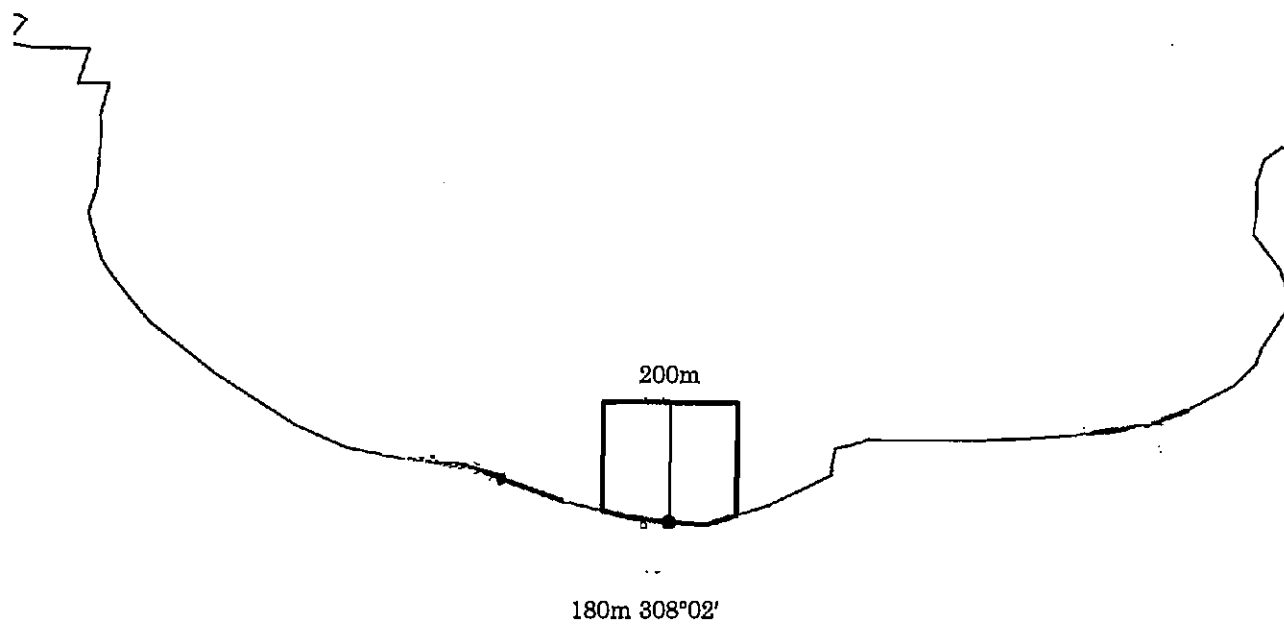
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 35206.090

Y = 84235.802



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第1号

漁場の位置

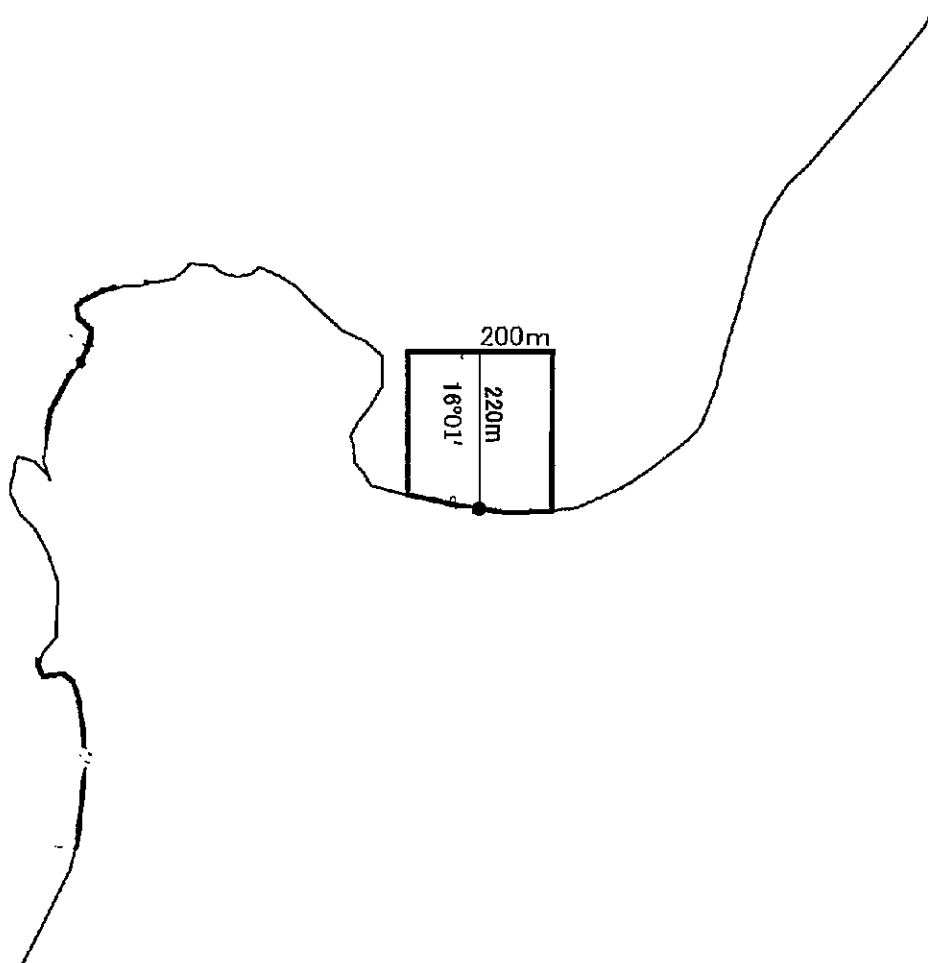
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 4594.578

Y = 55416.296



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第2号

漁場の位置

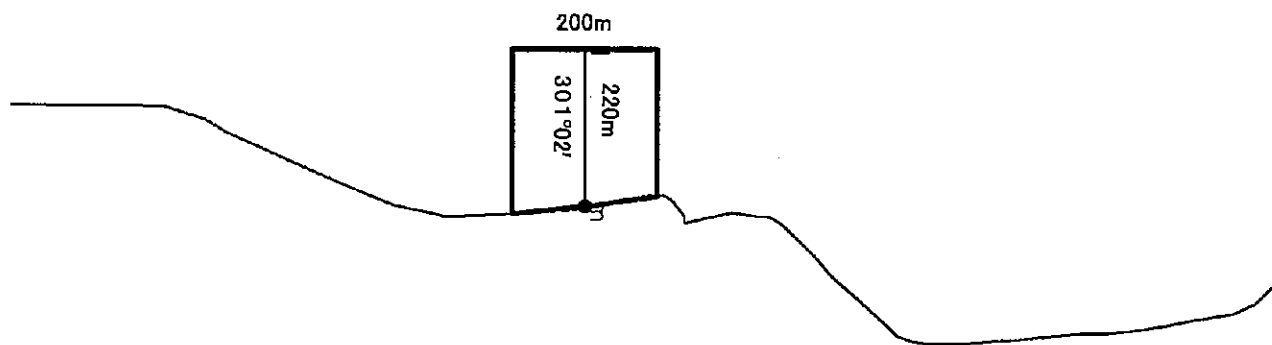
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 5303.570

Y = 56327.333



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第3号

漁場の位置

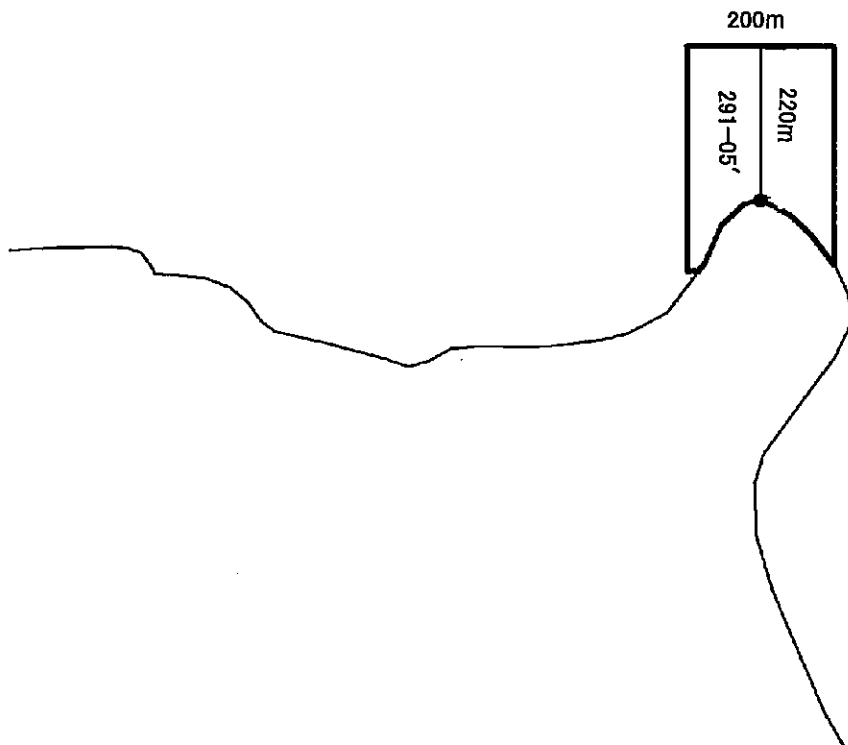
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 7804.582

Y = 58182.450



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第4号

漁場の位置

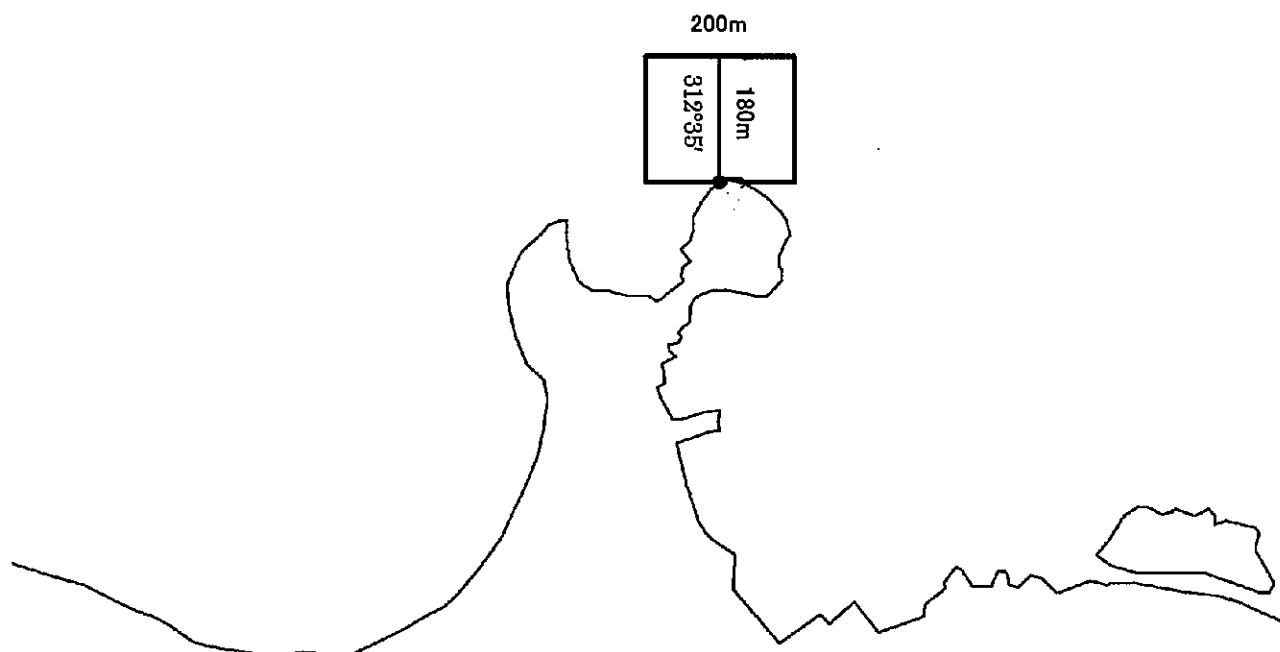
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 8739.591

Y = 59313.507



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第5号

漁場の位置

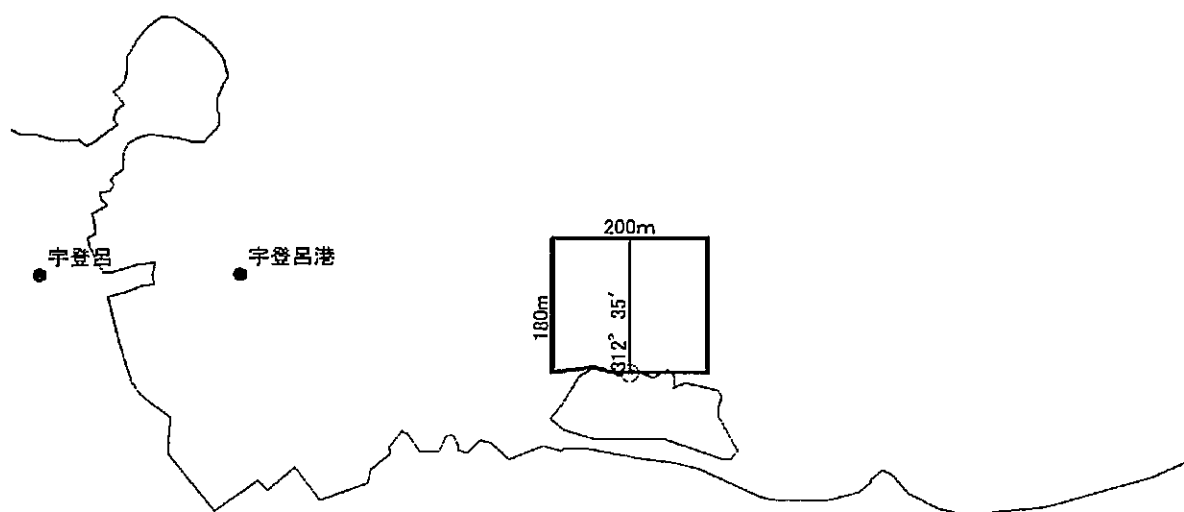
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 8871.592

Y = 60072.529



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第6号

漁場の位置

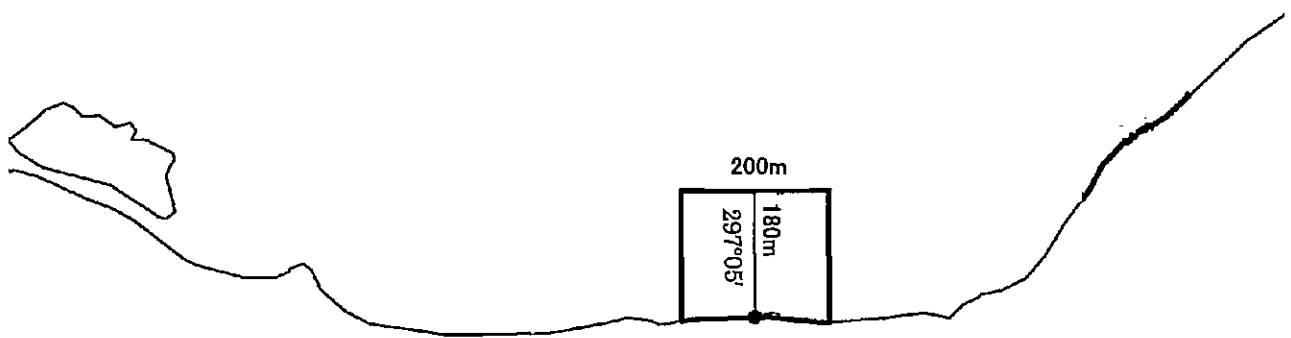
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 9529.596

Y = 60738.566



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

宇さけ・ます定第7号

漁場の位置

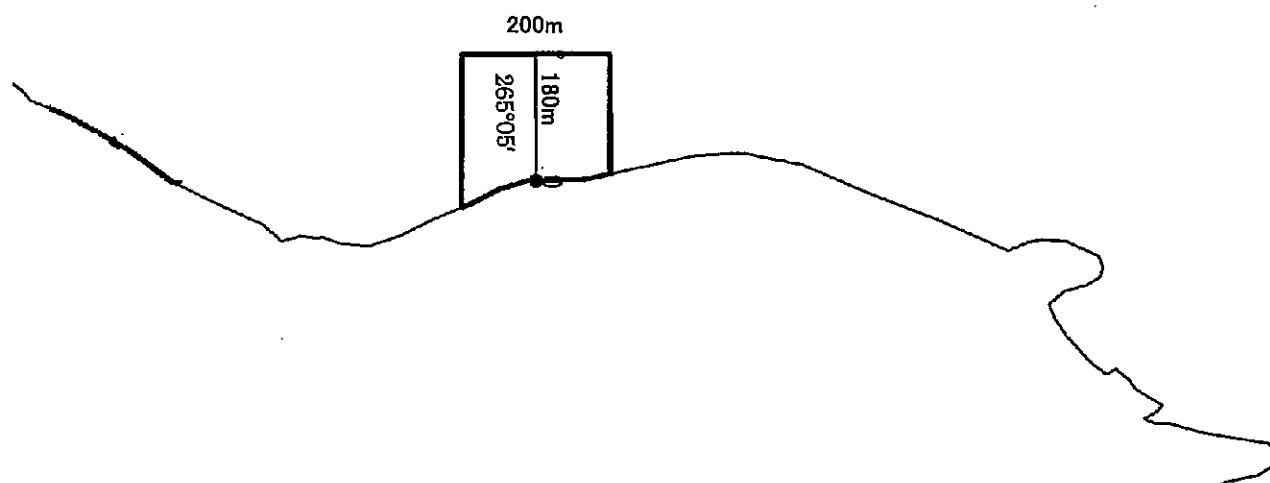
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 10096.600

Y = 60748.588



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第8号

漁場の位置

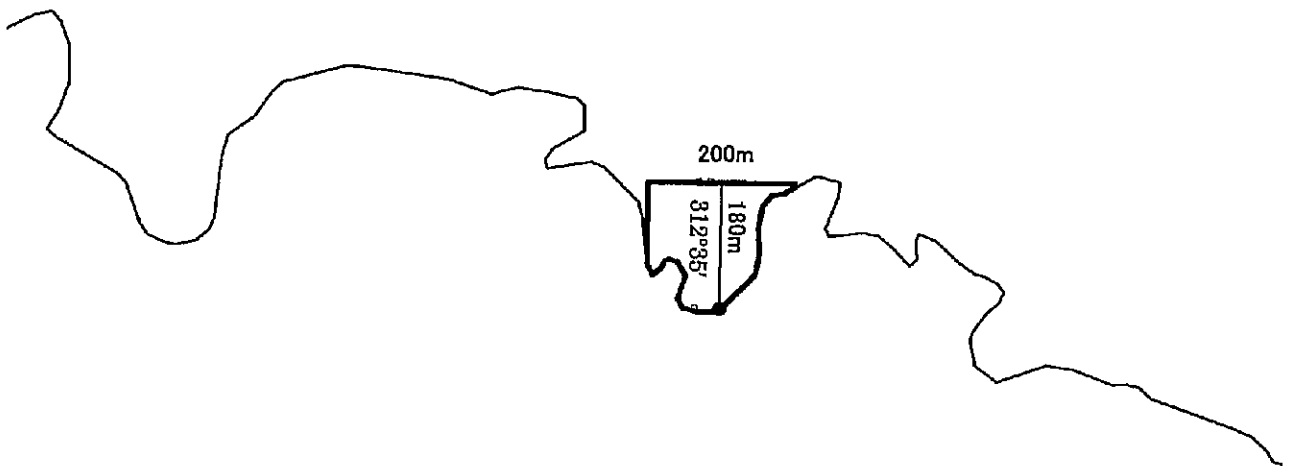
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 11805.550

Y = 62190.641



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第9号

漁場の位置

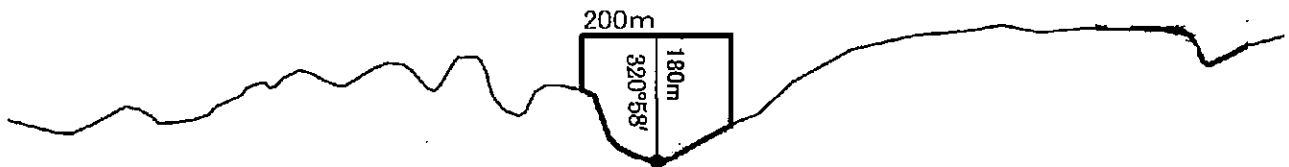
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 13186.471

Y = 64223.682



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第10号

漁場の位置

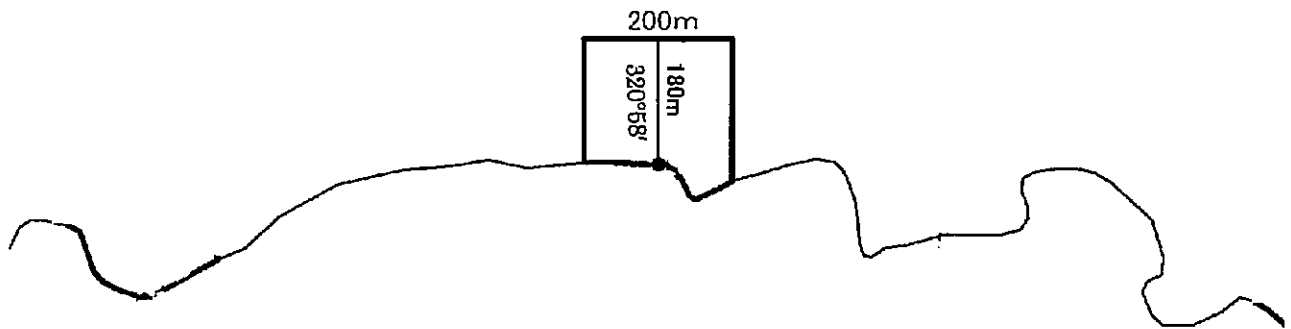
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 13767.449

Y = 64649.702



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第11号

漁場の位置

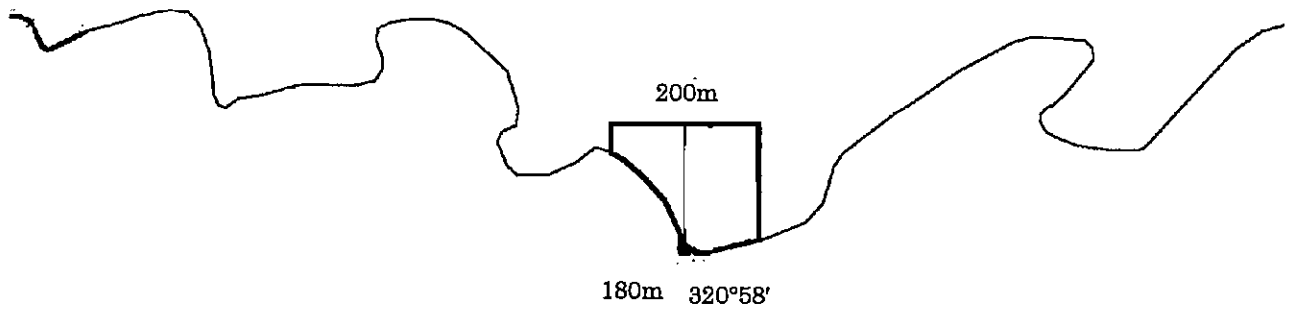
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 14074.416

Y = 65568.720



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第12号

漁場の位置

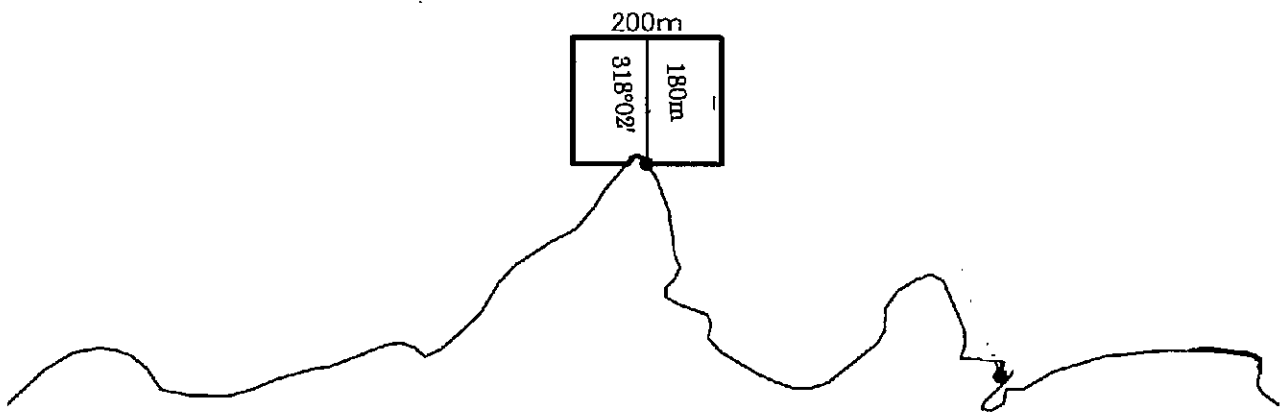
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 15524.369

Y = 66380.764



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第13号

漁場の位置

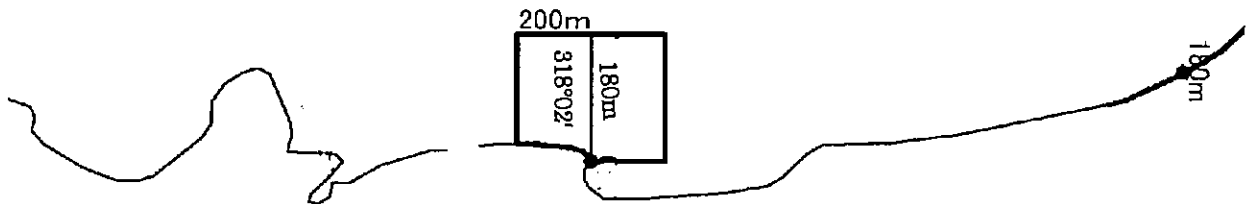
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 15867.335

Y = 67194.748



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第14号

漁場の位置

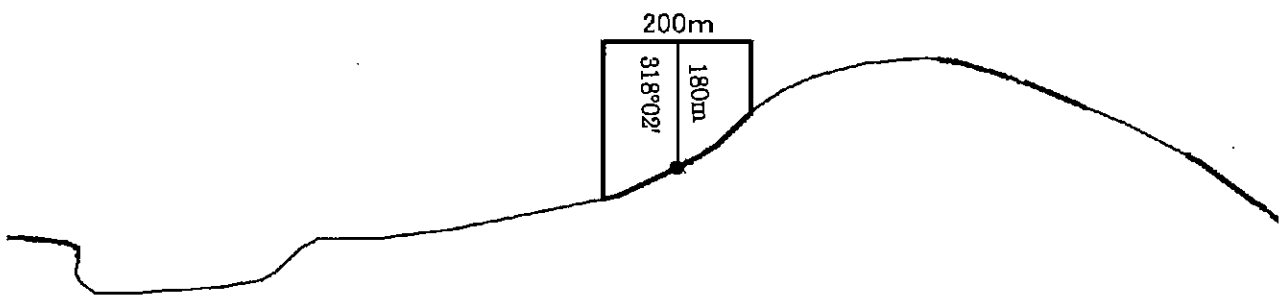
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 16496.310

Y = 67704.727



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第15号

漁場の位置

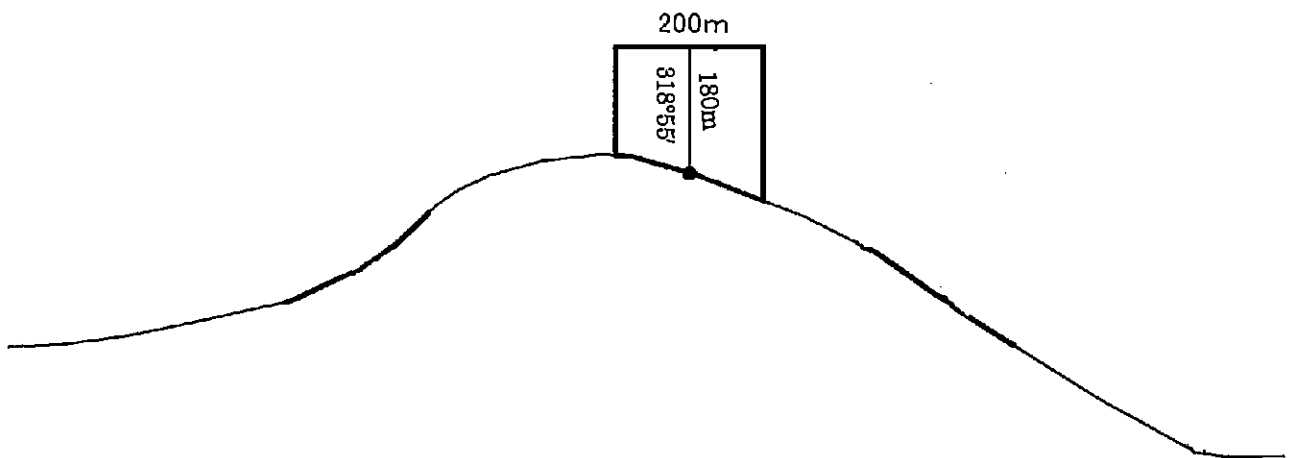
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 16896.294

Y = 67956.716



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第16号

漁場の位置

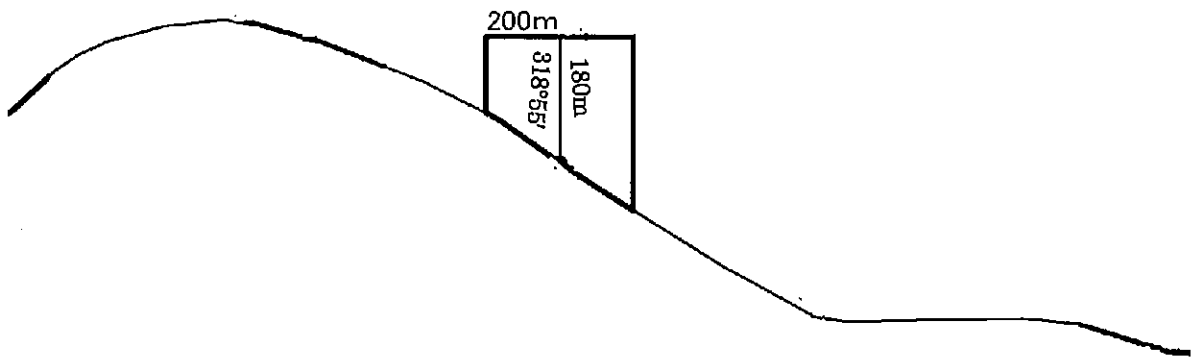
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 16985.279

Y = 68327.701



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第17号

漁場の位置

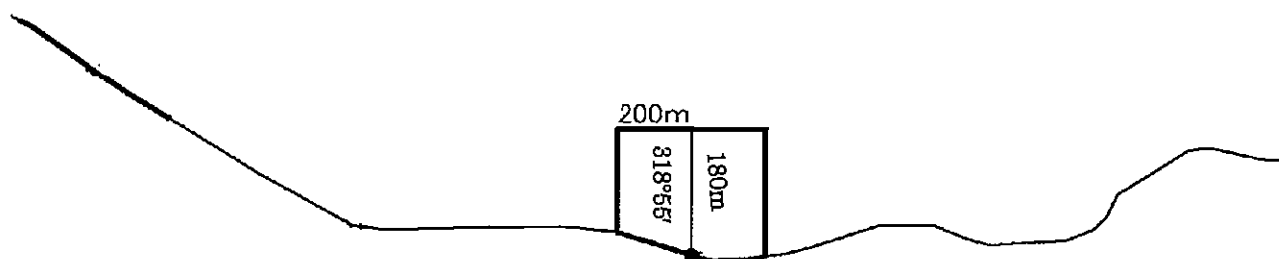
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 17314.521

Y = 69109.295



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第18号

漁場の位置

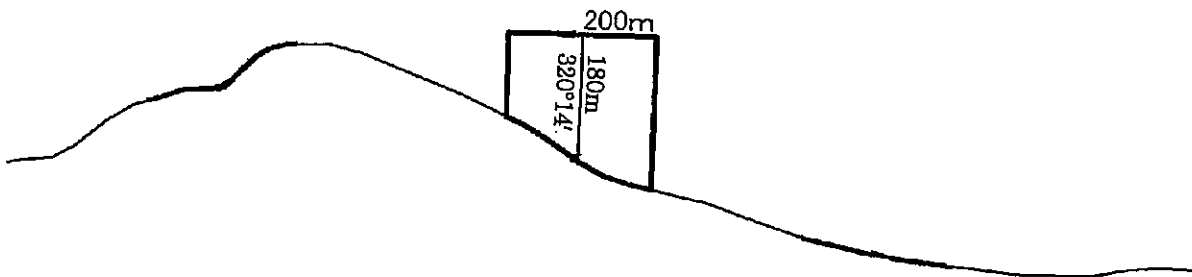
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 19447.128

Y = 71227.607



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第19号

漁場の位置

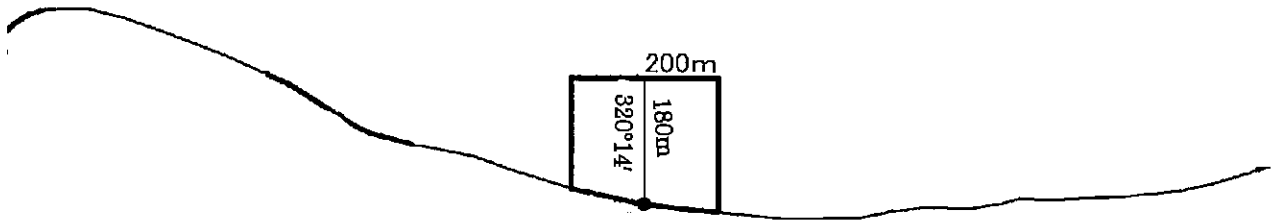
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 19616.109

Y = 71618.597



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第20号

漁場の位置

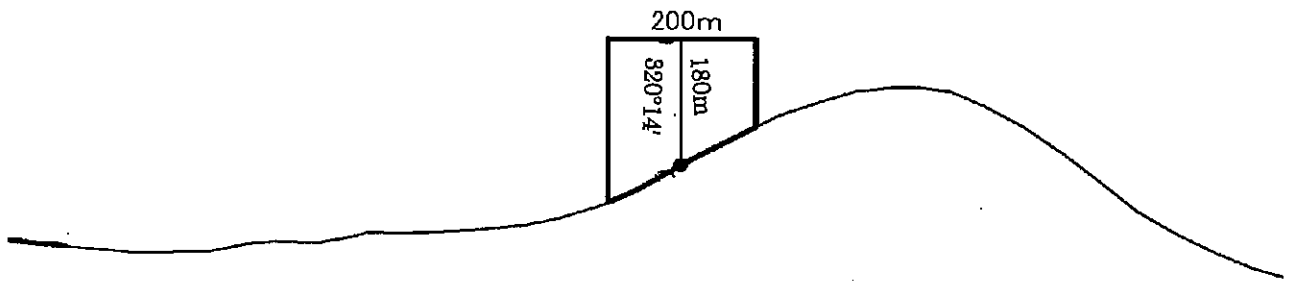
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 20294.085

Y = 72262.580



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第21号

漁場の位置

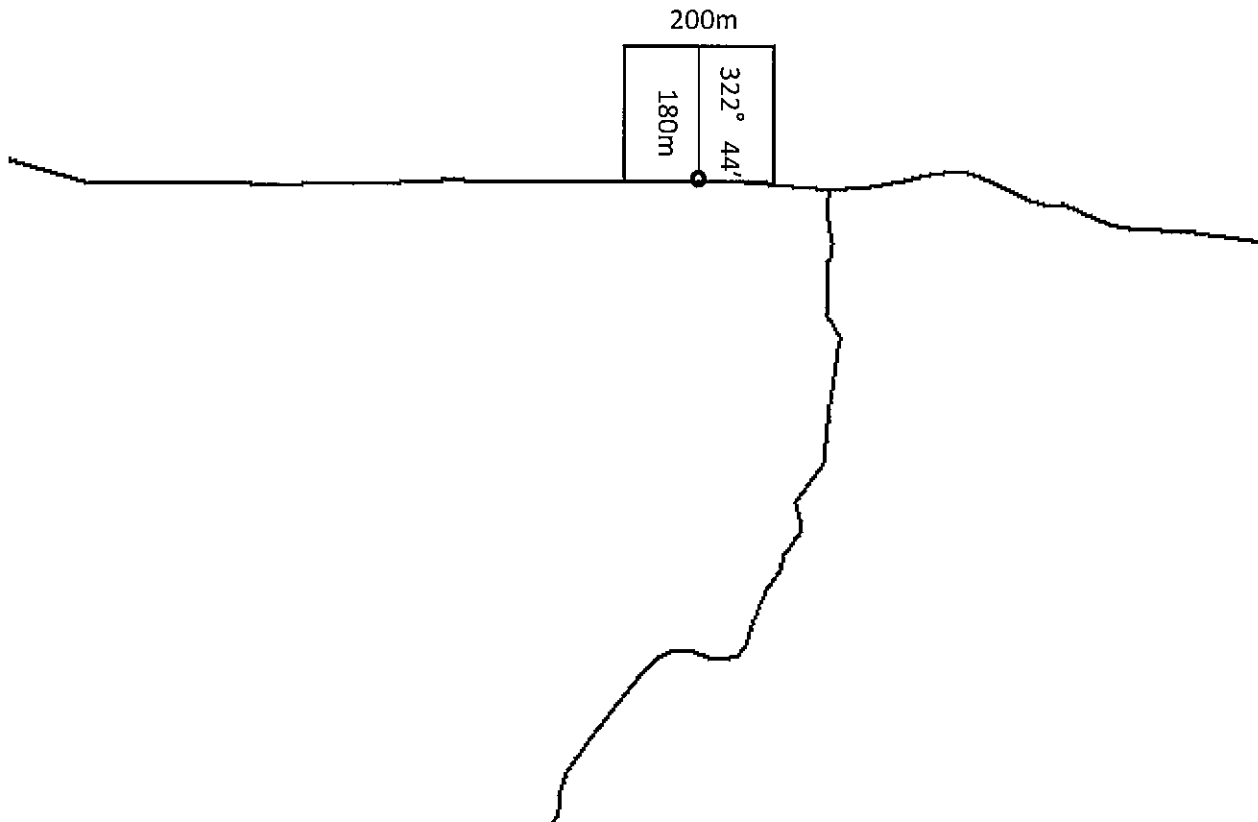
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 21209.926

Y = 73695.664



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第22号

漁場の位置

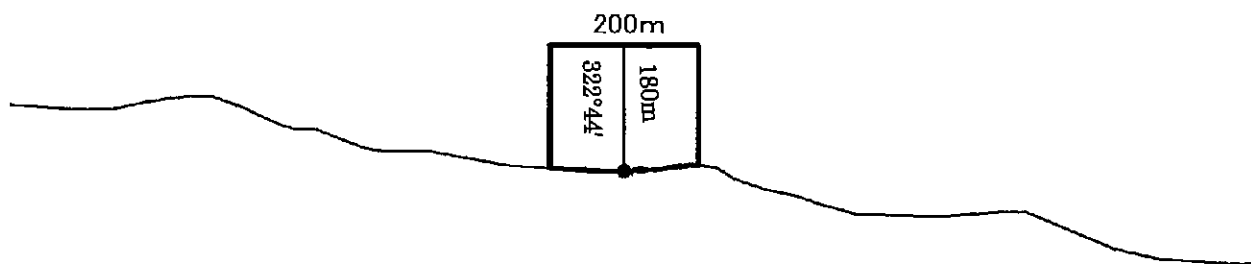
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 21687.009

Y = 74466.556



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第23号

漁場の位置

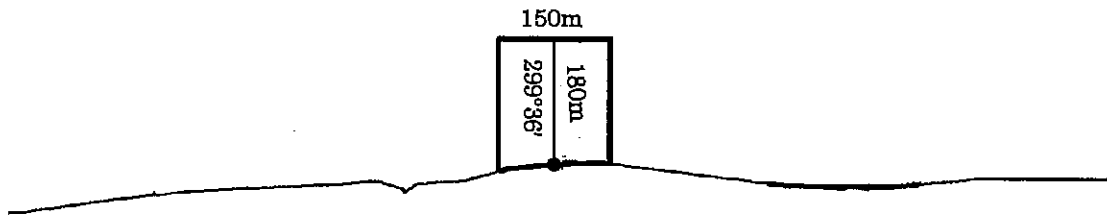
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 23756.991

Y = 76227.582



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第24号

漁場の位置

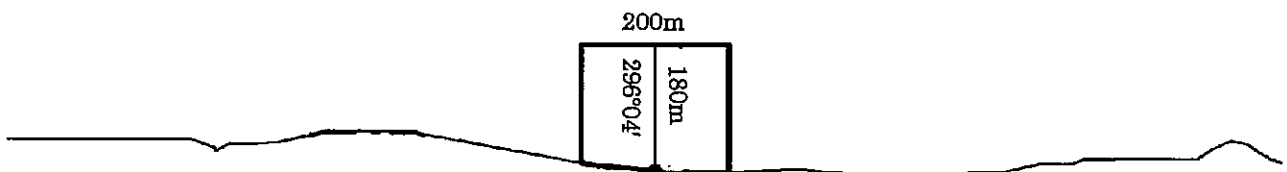
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 24080.991

Y = 76449.587



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第25号

漁場の位置

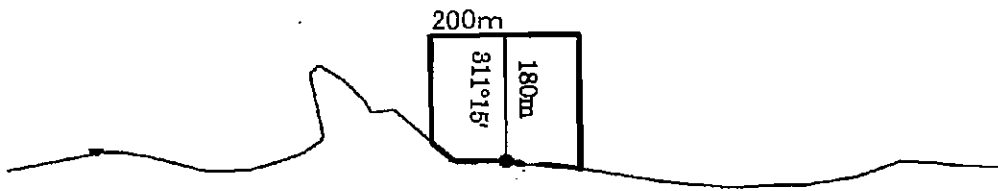
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 29394.036

Y = 79262.672



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第26号

漁場の位置

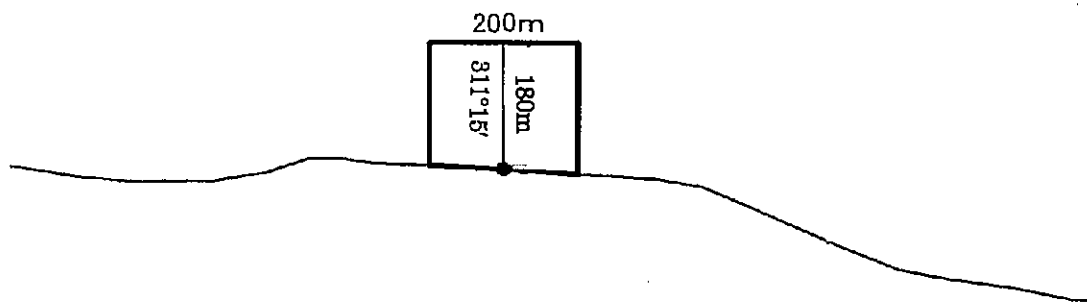
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 29973.041

Y = 79804.681



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第27号

漁場の位置

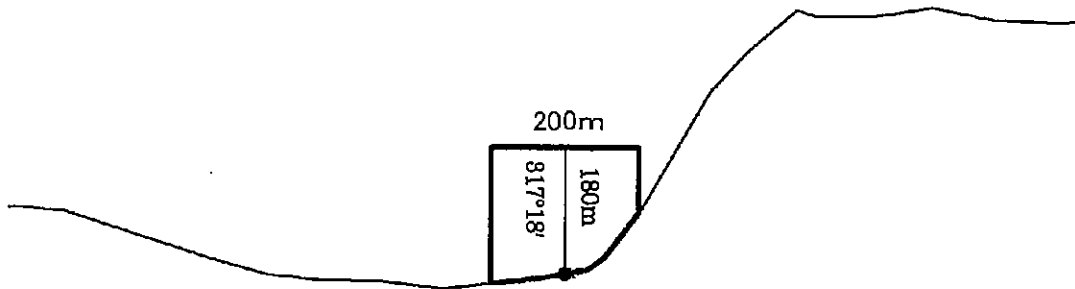
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 30551.047

Y = 80559.689



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第28号

漁場の位置

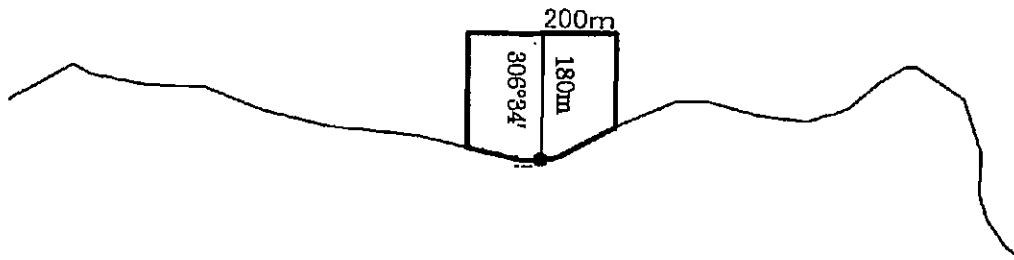
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 31474.056

Y = 81012.704



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第29号

漁場の位置

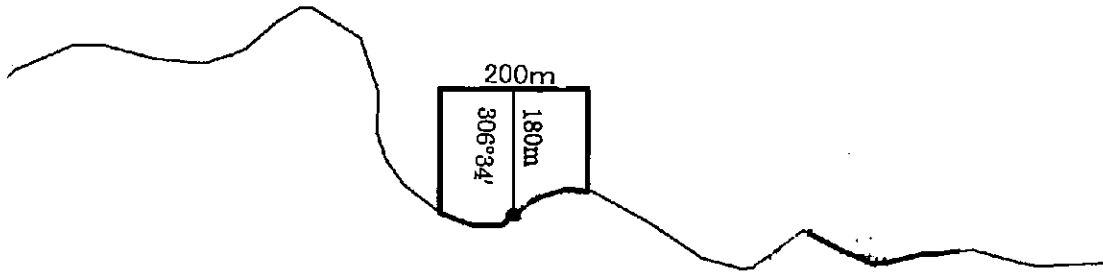
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 32004.061

Y = 81601.716



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第30号

漁場の位置

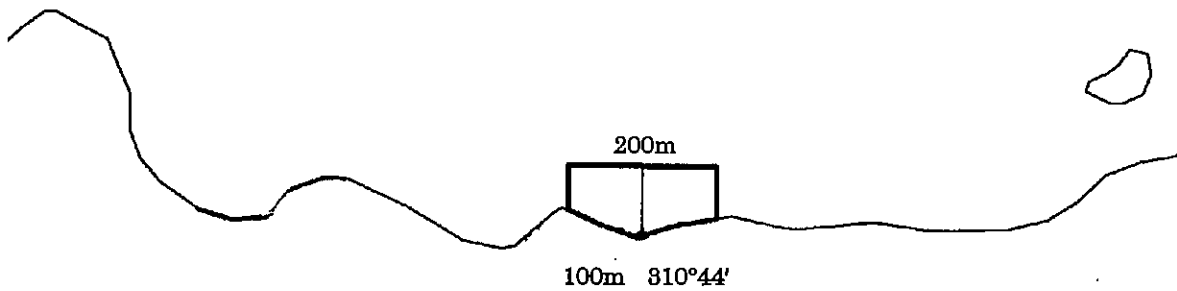
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 32361.062

Y = 81952.729



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第31号

漁場の位置

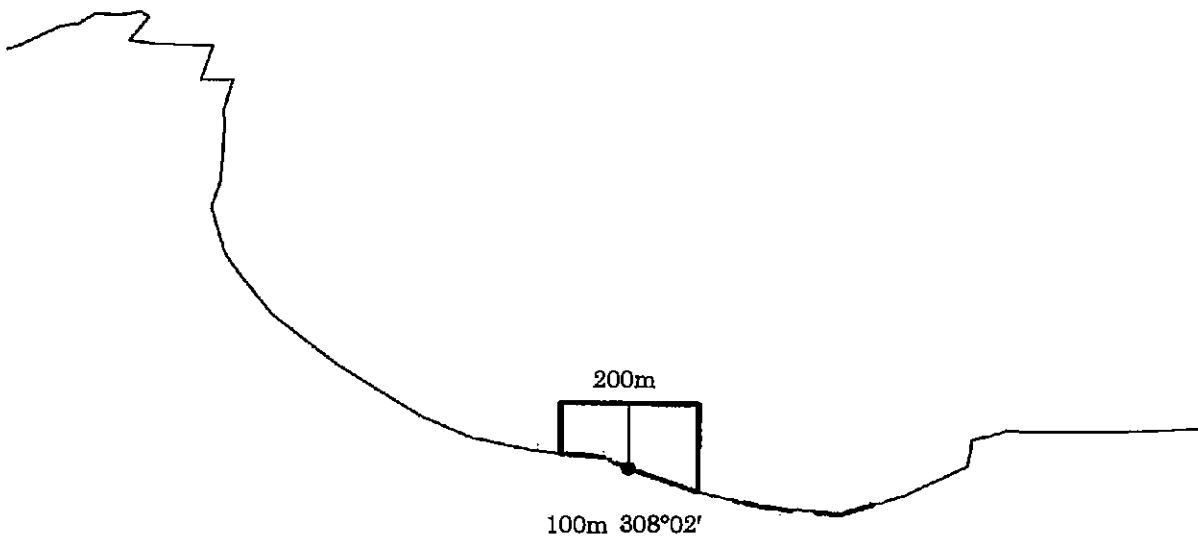
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 35045.089

Y = 84030.797



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第32号

漁場の位置

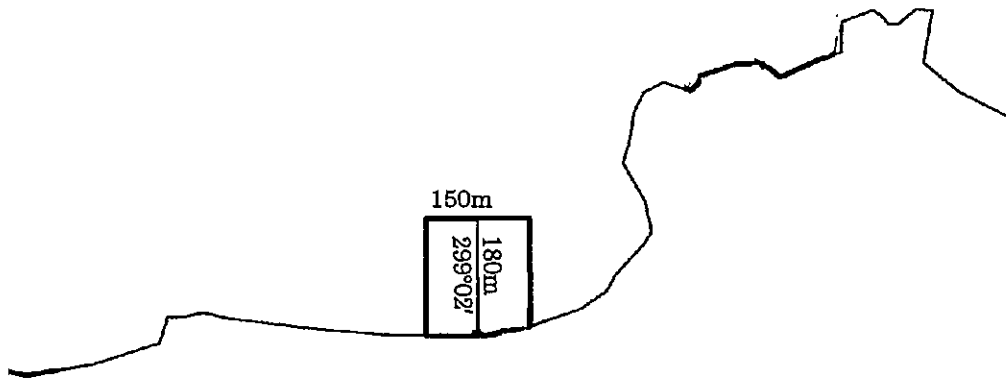
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 35847.092

Y = 84541.804



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第33号

漁場の位置

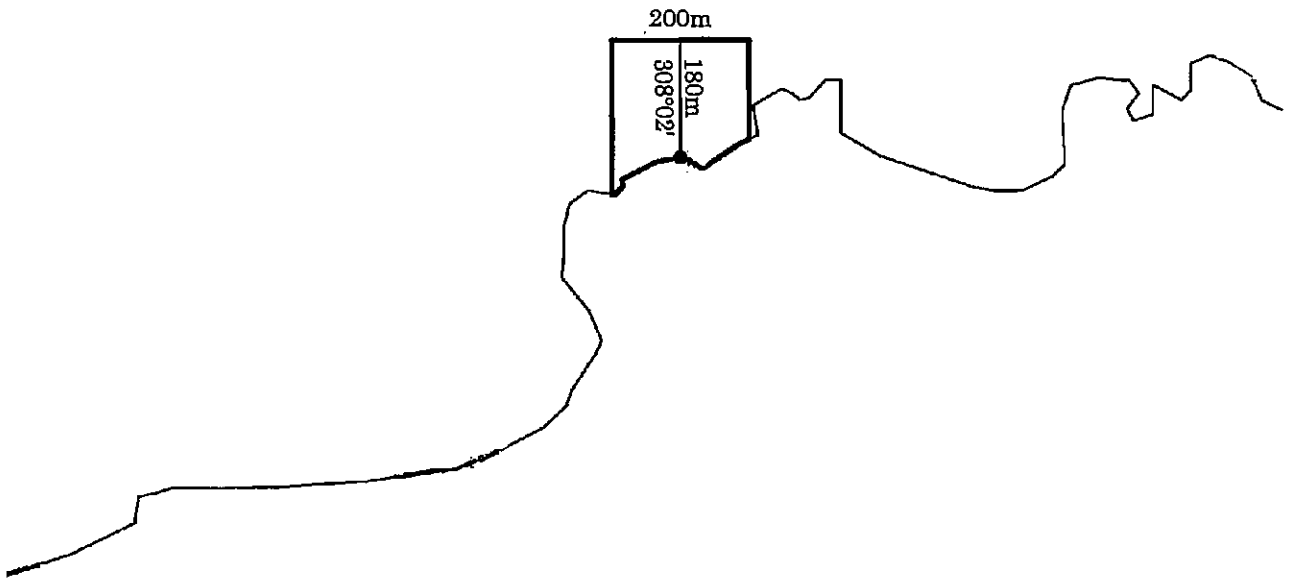
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 36408.093

Y = 84378.800



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第34号

漁場の位置

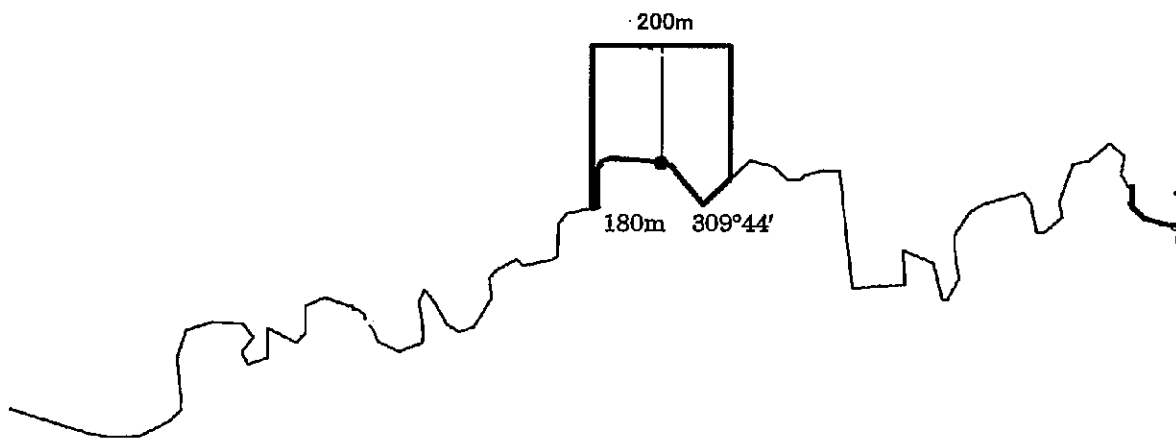
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 37616.084

Y = 84886.805



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第35号

漁場の位置

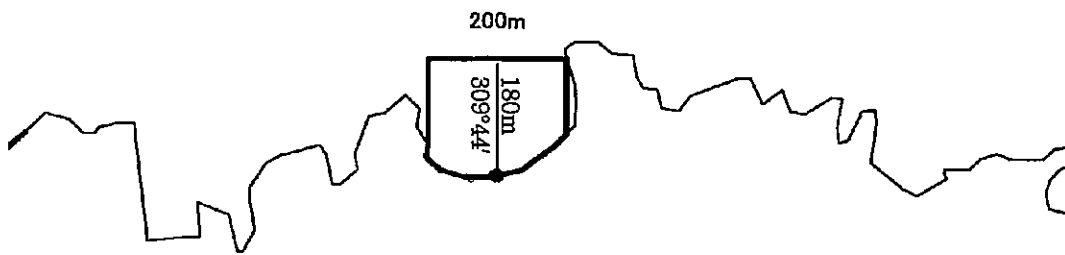
斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 38162.078

Y = 85455.805



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

宇さけ・ます定第36号

漁場の位置

斜里郡斜里町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(13系)

X = 39019.067

Y = 86265.801

